

令和5年度 林野庁委託事業

「クリーンウッド」実施支援事業のうち
違法伐採関連情報の提供
(生産国における情報調査)

報告書
(別冊資料)

インドネシア共和国環境林業省
環境林業大臣通達
合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン

KEPUTUSAN MENTERI LINGKUNGAN HIDUP DAN KEHUTANAN NOMOR SK.9895/MenLHK-
PHL/BPPHH/HPL.3/ 12/ 2022
TENTANG
STANDAR DAN PEDOMAN PELAKSANAAN SISTEM VERIFIKASI LEGALITAS DAN KELESTARIAN
MENTERI LINGKUNGAN HIDUP DAN KEHUTANAN

(仮訳)

令和6年3月

林野庁

令和5年度 林野庁委託事業

「クリーンウッド」実施支援事業のうち
違法伐採関連情報の提供
(生産国における情報調査)

報告書
(別冊資料)

インドネシア共和国環境林業省
環境林業大臣通達
合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン

KEPUTUSAN MENTERI LINGKUNGAN HIDUP DAN KEHUTANAN NOMOR SK.9895/MenLHK-
PHL/BPPHH/HPL.3/ 12/ 2022
TENTANG
STANDAR DAN PEDOMAN PELAKSANAAN SISTEM VERIFIKASI LEGALITAS DAN KELESTARIAN
MENTERI LINGKUNGAN HIDUP DAN KEHUTANAN

(仮訳)

この附属資料は、インドネシア共和国環境林業大臣が2022年12月3日に通達した次の文書の「仮訳」を掲載している。

文書名： 合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン
Standar dan Pedoman Pelaksanaan Sistem Verifikasi Legalitas dan Kelestarian.
文書番号： SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/ 12/ 2022

※この附属資料は「仮訳文書」であり、資料に掲載した全ての文の正確な翻訳を保証していない。本資料の利用者は、本資料を原文解釈のための補助資料として用いるよう注意願いたい。

2022年12月3日付環境林業大臣の通達は、次のように本文及び23の附属資料により構成している。

本文と附属資料の構成

本文／附属資料番号	文書名	掲載頁
本文	合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン Standar dan Pedoman Pelaksanaan Sistem Verifikasi Legalitas dan Kelestarian. 1
1.1	生産林の森林利用事業許可（PBPH）における持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準 Standar Penilaian Kinerja Pengelolaan Hutan Lestari (PHL) pada PBPH Hutan Produksi. 6
1.2	保全林における森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準 Standar Penilaian Kinerja Pengelolaan Hutan Lestari (PHL) pada Pbh dan Hhak Pengelolaan di Hutan Lindung. 46
1.3	持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンス評価の実施に係るガイドライン Pedoman Pelaksanaan Penilaian Kinerja Pengelolaan Hutan Lestari. 83
2.1	森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る林産物の合法性（合法認証材（VLHH））の認証基準及び指標 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan (VLHH) pada PBPH dan Hak Pengelolaan Kriteria dan Indikator Verifikasi Legalitas Kayu. 97
2.2	非林業活動木材利用許可（PKKNK）所持者に係る木質林産物合法性認証（VLHHK）基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu (VLHHK) pada Pemegang Persetujuan Pemanfaatan Kayu Kegiatan Non Kehutanan (PKKNK). 109
2.3	社会林経営契約（地域林業（HKm）、共同体人工林（HTR）及び里山（HD））における合法認証材（VLHH）基準及び指標 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan (VLHH) Kayu pada Persetujuan Pengelolaan Perhutanan Sosial (HKm, HTR dan HD) Kriteria dan Indikator Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu. 116
2.4	私有林材に係る合法認証材（VLHH）基準 Standar VLHH Kayu pada Hutan Hak. 120

本文／附属 資料番号	文 書 名	掲載頁
2.5	森林利用事業許可（PBPH）、経営権、社会林経営の承認及び非林業活動における木材利用承認の所持者に係る合法認証材（VLHH）のガイドライン Pedoman VLHH Kayu pada Pemegang PBPH, Hak Pengelolaan, Persetujuan Nengelolaan Perhutanan Sosial dan Persetujuan Pemanfaatan Kayu Kegiatan Non Kehutanan. 124
2.6	私有林林産物の合法性審査のためのガイドライン Pedoman Verifikasi Legalitas Hasil Hutan pada Hutan Hak. 133
3.1	木材加工事業許可（PBPHH）所持者に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada Pemegang PBPHH. 142
3.2	産業事業活動許可所持者に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada Pemegang Perizinan Berusaha Untuk Kegiatan Usaha Industri. 161
3.3	登録丸太集積場（TPT-KB）に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada TPT-KB 177
3.4	輸出業者に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada Eksportir. 188
3.5	輸入業者に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada Importir 197
3.6	木材加工事業許可（PBPHH）所持者、産業事業活動用事業許可（PB）所持者、登録丸太集積場（TPT-KB）、輸出業者（事業者識別番号（NIB）及び営業許可（SIUP）を有する商社）及び輸入業者に係る木質林産物の合法性認証のためのガイドライン Pedoman Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada PBPHH, PB Untuk Kegiatan Usaha Industri, TPT-KB, Eksportir (Perusahaan Perdagangan Yang Memiliki NIB dan SIUP), dan Importir. 206
4	林産物自己宣言書の発行及びその確認を実施するためのガイドライン Pedoman Penerbitan dan Pengecekan Deklarasi Hasil Hutan Secara Mandiri. 222
5	林産物輸入ガイドライン Pedoman Impor Produk Kehutanan. 235
6	V-Legal 又は FLEGT ライセンスの書類発行に係るガイドライン Pedoman Penerbitan Dokumen V-LEGAL/ Lisensi FLEGT. 263
7.1	独立した評価審査機関及び V-Legal 又は FLEGT ライセンス発行機関を決定するためのガイドライン Pedoman Penetapan Lembaga Penilai dan Verifikasi Independen dan Lembaga Penerbit Dokumen V-LEGAL/ Lisensi FLEGT. 296
7.2	持続可能な森林経営（PHL）及び林産物の合法性を認証するための実績評価の実施における職員及び審査員の基準及び要件に係るガイドライン Pedoman Kriteria dan Persyaratan Personil dan Auditor Dalam Pelaksanaan Penilaian Kinerja Pengelolaan Hutan Lestari (PHL) dan Verifikasi Legalitas Hasil Hutan. 300

本文／附属 資料番号	文 書 名	掲載頁
7.3	V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの発行機関としての独立評価検証機関（LPVI）及び V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスのユーザーとしての輸出業者の法令遵守違反又は不適合を処理するためのガイドライン Pedoman Penanganan Ketidaktaatan/ Ketidaksesuaian Lembaga Penilai dan Verifikasi Independen (LPVI) Sebagai Lembaga Penerbit Dokumen V-Legal/Lisensi FLEGT dan Eksporir Sebagai Pengguna Dokumen V-Legal/Lisensi FLEGT. 305
8	SVLK マークの使用に係るガイドライン Pedoman Penggunaan Tanda SVLK. 308
9	持続可能な森林経営（PHL）の実績評価及び合法認証材（VLHH）の審査並びに林産物の自己宣言の実施に係る独立したモニタリング、申立て、苦情及び訴訟の解決に係るガイドライン Pedoman Pemantauan Independen, Pengajuan dan Penyelesaian Keluhan dan Banding Dalam Pelaksanaan Penilaian Kinerja PHL dan Verifikasi Legalitas Hasil Hutan (VLHH) Kayu Serta Penerbitan Deklarasi Hasil Hutan Secara Mandiri. 313

本仮訳資料では、原文書上の略語を次表のように整理した。原文書でこれらの略語を使用している箇所については、利用者の正確な理解のために略語を消去せずに括弧付で残している。ただし、SVLK（木材合法性認証システム）及びV-Legal（合法認証）については、英文の固有名詞としてあえて邦訳せずにアルファベットの表記のまま用いている。

略語正称一覧表

略 語	正 称	
	インドネシア語又は英語	日本語
A		
ABKT	Areal Bernilai Konservasi Tinggi	高保全価値地域
AD	Anggaran Dasar	定款
AMDAL	Analisa Mengenai Dampak Lingkungan	環境影響文書
APE	Alat Pelindung Diri	個人用保護具
API	Angaka Pengena Impor	輸入識別番号
API-P	Angaka Pengena Impor Produse	製造業者輸入識別番号
API-U	Angaka Pengena Impor Umom	一般業者輸入識別番号
APL	Areal Penggunaan Lain	その他の用途（の土地）
ART	Anggaran Rumah Tangga	定款附属文書
B		
BAP	Berita Acara Pemeriksaan	検査調書
BATB	Barita Acarz Tata Bates	境界確定議事録
BKT	Block Karja Tebangan	伐採作業区
BPHP	Balai Pengelolaan Hutan Produksi	生産林管理センター
BPN	Badan Pertanahan Nasional	国土庁
BPPHH	Bina Pengolahan Dan Pemasaran Hasil Hutan	林産物加工販売開発局
BPSKL	Balai Perhutanan Sosial dan Kemitraan Lingkungan	社会林業・環境パートナーシップ総局
BPWP	Nomor Pokok Wajib Pajak	納税者番号
BTKI	Buku Tarif Kepabeanan Indonesia	インドネシア関税台帳
C		
CA	Competent Authority	所管官庁
CARs	Corrective Action Requests	是正措置要求
CSG	Country Spesific Guidelines	国別ガイドライン
D		
DHSM	Deklarasi Hasil Hutan Secara Mandiri	林産物自己宣言
DI	Deklarasi Impor	輸入申告
DIT	Director	部長
D-KHP	Daftar Kayu Hasil Pemanenan	伐採木一覧表
D-KO	Daftar Kayu Olahan	加工材一覧表
DKP	Deklarasi Kesesuaian Pemasok	供給者確認書
DR	Dana Reboisasi	森林再生基金

略 語	正 称	
	インドネシア語又は英語	日本語
E		
ETPIK	Eksporir Terdaftar Produk Industri Kehutanan	産業用林産物輸出業者
F		
FA-KB	Fakatur Angkutan Kayu Bulat	丸太送り状
FA-KO	Fakatur Angkutan Kayu Olahan	加工材送り状
G		
GANIS	Tenaga Teknis	技術者
GANISPH	Tenaga Teknis Pengelolaan Hutan	持続的森林技術者
GANISPHPL	Tenaga Teknis Pengelolaan Hutan Produksi Lestari	持続的森林生産管理技術者
H		
HAM	Hak Azasi Manusia	人権侵害
HD	Hutan Desa	里山
HGU	Hak Guna Usaha	耕作権
HHBK	Hasil Hutan Bukan Kayu	非木質林産物
HHK	Hasil Hutan Kayu	木質林産物
HKM	Hutan Kemasyarakatan	地域林業
HTHR	Hutan Tamaman Hasil Rehabilitasi	再造林地
HTR	Hutan Tanaman Rakyat	共同体人工林
I		
IHMB	Inventarisasi Hutan Menyeluruh Berkala	包括的定期森林調査
IKM	Industri Kecil Menengah	中小企業
INATRADE	Indonesian Trade	商務省輸出入申告承認システム
INSW	Indonesia National Single Window	通関ポータルサイト
IPHHK	Izin Pemungutan Hasil Hutan Kayu	木質林産物利用事業許可
IPK	Izin Pemanfaatan Kayu	木材利用許可（オイルパームファーム開発のための伐採及び木材利用許可）
IPKR	Izin Pemanfaatan Kayu Rakyat	民有林材利用許可証
IPPKH	Izin Pinjam Pakai Kawasan Hutan	林区借用許可
IRT	Industri Rumah Tangga	国内産業
IUI	Izin Usaha Industri	二次加工事業許可
IUIPHH	Ijin Usaha Industri Pengolahan Hasil Hutan	一次産業事業許可
IUIPHHK	Izin Usaha Industri Primer Hasil Hutan Kayu	第一次木材産業事業許可
IUPHHK-HA	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu pada Hutan Alam	天然林材利用許可
IUPHHK-HD	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu Dalam Hutan Desa	村落有林材利用事業許可

略 語	正 称	
	インドネシア語又は英語	日本語
IUPHHK-HKn	Izin Usaha Pemanfaatan Kayu Dalam Hutan Kemasyarakatan	共同体林材利用事業許可
IUPHHK-HTHR	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu Dalam Hutan Tamaman Hasil Rehabikitasi	再生林材利用事業許可
IUPHHK-HTI	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu Dalam Hutan Industri	産業造林材利用事業許可
IUPHHK-HTR	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu Dalam Hutan Tamaman Rakyat	民有林材利用事業許可
K		
K3	Kesehatan Kerja	労働安全衛生
KAN	Komite Akreditasi Nasional	国家認定委員会
KB	Kayu Bulat	丸太
KBB	Kesepakatan Kerja Bersama	集団労働協約文書
KBK	Kayu Bulat Kecil	小径木
KBLI	Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia	インドネシア標準産業分類
KBS	Jayu Bulat Sedang	普通丸太
KHP	Kayu Hasil Pemanenan	伐採木
KKB	Kesepakatan Kerja Bersama	労働協約
KLHK	Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan	環境林業省
KO	Kayu Olahan	加工材
KPH	Kesatuan Pengelolaan Hutan	森林統一管理
KTP	Kartu Tanda Penduduk	居住者 ID カード
L		
LHA	Laporan Hasil Audit	監査結果報告書
LHC	Laporan Hasil Cruising	踏査報告（書）
LHH	Legalitas Hasil Hutan	合法林産物
LHP	Laporan Peoduksi Kayu Hasil Pemanenan	生産報告書
LHP-kan	Laporan Hasil Pemanenan	伐採事業報告書
LIU	Licence Information Unit	ライセンス情報部局
LK	Lembaga Keuangan	金融機関
LK	Legalitus Kayu	合法木材
LMHH	Laporan Mutasi Hasil Hutan	林産物形状変化報告
LMHH-KO	Laporan Mutasi Hasil Hutan Kayu Olahan	木材製品移動報告書
LMK	Laporan Mutasi Kayu	木材移動報告書
LMKO	Laporan Mutasi Kayu Olahan	加工材移動報告書
LNSW	Lembaga National Single Window	国家シングルウインドウ機関
LPEI	Lembaga Pembiayaan Ekspor Indonesia	インドネシア輸出金融協会
LPPHPL	Lembaga Penilai Pengelolaan Hutan Produksi Lestari	持続可能な生産森林管理評価 機関

略 語	正 称	
	インドネシア語又は英語	日本語
LPVI	Lembaga Penilai dan Veriflkasi Independen	独立評価検証機関
LS	Lembaga Sertifikasi	政府認定機関
LSP	Lembaga Sertifikasi Profesi	専門家認定協会
LVLK	Lembaga Verifikasi Legalitas Kayu	木材合法性審査機関
M		
MoU	Memorandum of Understanding	合意覚書文書
MRA	Mutual Recognition Agreement	相互承認契約書
N		
NCR	Non Conformity Report	不適合報告書
NIB	Nomor Induk Berusaha	事業者識別番号
NIK	Nomor Induk Kepabeanaan	税関識別番号
NKK	Naskah Kesepakatan Kerjasama	協力協定原稿
NPWP	Nomor Pokok Wajib Pajak	納税者番号
NTFP	Non Timber Forest Products	非木質林産物
O		
OSS	Online Single Submission	事業許認可オンラインサービス
P		
P2LP	Pejabat Pengesah Laporan Produksi	生産（伐採）報告書承認官
P2LP-KHP	Pejabat Pengesah Laporan Produksi Kayu Hasil Pemanenan	伐採木生産報告書承認官
PADIATAPA	Persetujuan atas dasar informasi awal tanpa paksaan	無料事前情報提供
PB	Perizinan Berusaha	事業許可
PBPH	Perizinan Berusaha Pemanfaatan Hutan	森林利用事業許可
PBPH HL	Parizinan Berusaha Pernge lolaan Hutan- Hutan Lindung	保全林管理許可
PBPHH	Perizinan Berusaha Pengolahan Hasil Hutan	木材加工事業許可
PBUI	Perizinan Berusaha Kegiatan Usaha Industri	産業用事業許可
PEB	Pemberitahuan Ekspor Barang	輸出申告書
PHL	Pengelolaan Hutan Lestari	持続可能な森林経営
PHPL	Pengeiolaan Hutan Produksi Lestari	持続的森林管理認証
PI	Pemantau Independen	独立モニター
PI	Persetujuan Impor	輸入承認
PIB	Pemberitahuan Impor Barang	輸入申告書
PKKNK	Pemanfaatan Kayu Kegiatan Non Kehutanan	林業以外への木材利用（事業）
PKPHH	Persetujuan Operasional Kegiatan Pengolahan Hasil Hutan	林産物加工事業運用承認
PKT	Petak Kerja Tebangan	伐採作業区画
PNBP	Penerimaan Negara Bukan Pajak	税外収入（税金以外の手数料）
PO	Purchase Order	注文書
POKPHH	Persetujuan Operasional Kegiatan Pengolahan Hasil Hutan	林産物加工事業承認

略 語	正 称	
	インドネシア語又は英語	日本語
PP	Peraturan Perusahaan	会社規則
PPID	Pejabat Pengelola Informasi dan Dokumentasi	情報文書管理責任者
PPKH	Pinjam Pakal Kawasan Hutan	森林貸借利用権
PPKNK	Persetujuan Pemanfaatan Kayu Kegiatan Non Kehutanan	林業以外の活動への木材利用の承認
PPPS	Persetujuan Pengelolaan Perhutanan Sosial	社会林経営契約
PSDH	Provisi Sumber Daya Hutan	森林資源引当金
PSKL	Perhutanan Sosial dan Kemitraan Lingkungan	社会林環境パートナーシップ
PUHH	Penatausahaan Hasil Hutan	林産物管理
PUPH	Pengendalian Usaha Pemanfaatan	利用業務管理
R		
RKAP	Rencana Kerja Anggaran Perusahaan	企業予算執行計画
RKL	Rencana Kerja Lima Tahun Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu (RKLUPHHK)	木質林産物利用事業5か年計画
RKOPHH	Rencana Kerja Operasional Pengolahan Hasil Hutan	林産物加工事業計画
RKPS	Rencana Kelola Perhutanan Sosial	社会林経営計画
RKT	Petak Kerja Tebangan	伐採作業区画
RKTPH	Rencana Kerja Tahunan Pemanfaatan Hutan	年間森林利用施業計画
RKUPH	Rencana Kerja Usaha Pemanfaatan Hutan	森林利用事業実施計画
RLHC	Rekapitulasi Laporan Hasil Cruising	踏査結果概要報告書
RPKH	Rencana Pengaturan Kelestarian Hutan	持続森林規制計画（10か年計画）
RPL	Rencana Pemantauan Lingkungan	環境モニタリング計画
RTT	Rencana Teknik Tahunan	年間技術計画
RUPS	Rapat Umum Pemegang Saham	株主総会
S		
SAKR	Surat Angkutan Kayu Rakyat	民材用木材輸送証明書
SAL	Surat Angkutan Lelan	競売材輸送書類
SDH	Sumber Daya Hutan	森林資源
SDM	Sumber Daya Manusia	人的資源
SILK	Sistem Informasi Legalitas Kayu	木材合法性情報システム
SINPONI	Sistem Informasi Penerimaan Negara Bukan Pajak Online	オンライン非課税州歳入情報システム
SINSW	Sistem Indonesia National Single Window	インドネシア国家シングルウィンドウシステム
SIPNBP	Sistem Informasi Manajemen Penerimaan Negara Bukan Pajak	非課税州歳入管理情報システム
SIPUHH	Sistem Informasi Penatausahaan Hasil Hutan	木材管理情報処理システム
SIUP	Surat Izin Usaha Perdagangan	営業許可

略 語	正 称	
	インドネシア語又は英語	日本語
SK PBPH	Surat Keptsaan Perizinan Berusaha Pemanfaatan Hutan	事業林利用許可書
SK PPS	Srat Keptusa Persetujuan Pengelolaan Perhutanan Sosial	社会的林業経営の承認に係る政令
SK PPS	Srat Keptusa Pantia Pemungtan Suara	投票委員会決定書
SKAU	Surat Keterangan Asal Usul	原産地証明
SKPD	Satuan Kerja Perangkat Daerah	州事務所長
SKSHHK	Surat Keterangan Sah Hasil Hutan Kayu	木質林産物合法証明書
SKSKB	Surat Keterangan Sah Kayu Bulat	合法丸太証明書
S-Legalitas	Sertifikat Legalitas	合法証明書
S-LK	Sertifikat Legalitas Kayu	合法木材証明書
SOP	Standar Operasional Prosedur	標準作業仕様書
SPHH	Sertifikasi dan Pamaracan Hasil Hutan	林産物認証及び販売
S-PHL	Sertifikat Pengeioloan Hutan Lestari	持続的森林管理証明書
S-PHPL	Sertifikat Pengeioloan Hutan Produksi Lestari	持続的森林管理製品証明書
SPI	Sistem Pengendalian Intern	内部統制組織
SPPL	Surat Pernyataan Pengelolaan Lingkungan	環境経営宣言
SPT	Surat Perintah Tugas	職務命令
SVLK	Sistem Verifikasi Legalitas Kayu	木材合法性認証システム
T		
TBT	Tegakan Benih Teridentifikasi	技術監督者
TDG	Tanda Daftar Gudang	倉庫登録証明書
TDI	Tanda Daftor Industri	産業登録証明書
TDP	Tanda Daftor Perusahaan	企業登録証明書
TMP	Tidak Memberikan Pendapat	意見がない
TPK Antra	Tempat Pengumpulan Kayu Antara	林外貯木場
TPK Hutan	Tempat Pengumpulan Kayu Hutan	林内貯木場
TPK Industri	Tempat Pengumpulan Kayu Industri	産業貯木場
TPK-RT	Tempat Penampungan Kayu Rakyat Terdaftar	登録コミュニティー木材集積場
TPn	Tempat Pengumpulan Kayu	山土場
TPT	Tempat Penampungan Terdaftar	登録保管場
TPT-KB	Tempat Penampungan Terdaftar Kayu Bulat	登録丸太集積場
TPT-KO	Tempat Penampungan Terdaftar Kayu Olahan	加工材登録保管場
U		
UKL-UPL	Upaya Pengelolaan Lingkungan-Upaya Pemantauan Lingkungan	環境管理及び環境モニタリングの実施
UMKM	Usaha Mikro Kecil dan Menengah	中小零細企業
UPT	Unit Pelaksana Teknis	技術実施ユニット

略 語	正 称	
	インドネシア語又は英語	日本語
V		
V-Legal	Verifikasi Legalitas	合法認証
VLHH	Verifikasi Legalitas Basil Hutan	(流通段階の) 合法木材認証
VLHHK	Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu	木質林産物合法認証
VLK	Verifikasi Legalitas Kayu	合法木材認証

インドネシア共和国
環境林業省

環境林業大臣通達
NOMOR SK.9895/ MenLHK- PHL/BPPHH/HPL.3/ 12/ 2022

合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン
環境林業大臣

森林経営及び森林経営計画の作成に係る 2021 年環境林業大臣規則第 8 号¹第 234 条の規定²並びに保全林及び生産林における森林利用を実施するために、合法性及び持続可能性の認証制度を実施するための基準及びガイドラインに係る持続可能な森林経営局局長令の制定を要する。

関連法令

1. 林業に係る 1999 年法律第 41 号 (1999 年インドネシア共和国官報第 167 号、インドネシア共和国官報追補第 3888 号)³、政府規制の規定に係る 2004 年法律第 19 号により改正法となる林業に係る 1999 年法律第 41 号の改正に係る 2004 年法律第 1 号追補 (2004 年インドネシア共和国官報第 86 号、インドネシア共和国官報補足第 4412 号)⁴。
2. 雇用創出に係る 2020 年法律第 11 号 (2020 年インドネシア共和国官報第 245 号、インドネシア共和国官報追補第 6573 号)⁵。
3. 森林破壊の防止と根絶に係る 2013 年法律第 18 号 (インドネシア共和国官報追補第 5432 号)⁶。
4. 標準化及び適合性評価に係る 2014 年法律第 20 号 (インドネシア共和国官報追補第 5584 号)⁷。
5. 林業管理に係る 2021 年政府規制第 23 号 (2021 年インドネシア共和国官報第 33 号、インドネシア共和国官報追補第 6635 号)⁸。
6. 国家省庁の組織に係る 2019 年大統領規則第 68 号 (2019 年インドネシア共和国官報第 203 号)⁹。

¹ Peraturan Menteri Lingkungan Hidup Nomor 8 Tahun 2021 tentang Tata Hutan dan Penyusunan Rencana Pengelolaan Hutan.

² 第 234 条の規定は、大臣の代理である局長がパフォーマンス評価、合法性の検証、林産物宣言の発行、デューデリジエンス、V-Legal 文書の発行、輸出用の非木質林産物の合法性を証明する文書、独立評価認証機関 (LPVI) に係る事項、SVLK マークの発行並びに独立モニター、苦情の解決及び訴訟に係る実施基準及びガイドラインを定めると規定している。

³ Undang-Undang Nomor 41 Tahun 1999 tentang Kehutanan (Lembaran Negara Republik Indonesia Tahun 1999 Nomor 167, Tambahan Lembaran Negara Republik Indonesia Nomor 3888).

⁴ Lembaran Negara Republik Indonesia Tahun 2004 Nomor 86, Tambahan Lembaran Negara Republik Indonesia Nomor 4412.

⁵ Undang-Undang Nomor 11 Tahun 2020 tentang Cipta Kerja (Lembaran Negara Republik Indonesia Tahun 2020 Nomor 245, Tambahan Lembaran Negara Republik Indonesia Nomor 6573)

⁶ Undang-Undang Nomor 18 Tahun 2013 tentang Pencegahan dan Pemberantasan Perusakan Hutan (Tambahan Lembaran Negara Republik Indonesia Nomor 5432).

⁷ Undang-Undang Nomor 20 Tahun 2014 tentang Standardisasi dan Penilaian Kesesuaian (Tambahan Lembaran Negara Republik Indonesia Nomor 5584)

⁸ Peraturan Pemerintah Nomor 23 Tahun 2021 tentang Penyelenggaraan Kehutanan (Lembaran Negara Republik Indonesia Tahun 2021 Nomor 33, Tambahan Lembaran Negara Republik Indonesia Nomor 6635)

⁹ Peraturan Presiden Nomor 68 Tahun 2019 tentang Organisasi Kementerian Negara (Lembaran Negara Republik Indonesia Tahun 2019 Nomor 203)

7. 環境林業省に係る 2020 年大統領規則第 92 号（2020 年インドネシア共和国官報第 209 号）¹⁰。
8. 森林管理及び森林管理計画の作成並びに保全林及び生産林における森林利用に係る 2021 年環境林業大臣規則第 8 号（2021 年インドネシア共和国官報第 319 号）¹¹。
9. 環境林業省の組織及び業務手順に係る 2021 年環境林業大臣規則第 15 号（2021 年インドネシア共和国官報第 756 号）¹²。

決定

【設定】

合法性及び持続可能性認証システムを実施するための基準及びガイドラインに係る環境森林大臣の政令。

【序】〔設定〕

1. 附属資料 1 に掲げる生産林及び保全林における持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンス評価の基準及びガイドラインは、次により構成する。
 - 1.1. 生産林の森林利用事業許可（PBPH）における持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準、
 - 1.2. 保全林の森林利用事業許可（PBPH）の経営権に係る持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準、並びに
 - 1.3. 持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンス評価を実施するためのガイドライン。
2. 附属資料 2 に掲げる（流通段階の）川上の合法認証材（VLHH）の基準とガイドラインは、次により構成する。
 - 2.1. 森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る林産物の合法性（合法認証材（VLHH））の認証基準（合法材の認証基準及び指標）
 - 2.2. 非林業活動木材利用許可（非林業木材利用事業（PKKNK））所持者に係る木質林産物合法性認証基準（合法認証材（VLHH））。
 - 2.3. 社会林業経営協定における合法認証材（VLHH）基準。
 - 2.4. 私有林における合法認証材（VLHH）基準。
 - 2.5. 森林利用事業許可（PBPH）、経営権、非林業木材利用事業（PKKNK）、社会林業経営協定における合法認証材（VLHH）に係るガイドライン、並びに
 - 2.6. 私有林における合法認証材（VLHH）に係るガイドライン。
※訳注：インドネシアでは、一次加工する前の原木の流通を「川上」、一次加工後の加工製品の流通を「川下」と称して区分する。
3. 附属資料 3 に掲げる合法認証材（VLHH）の（流通段階の）川下の基準とガイドラインは、次により構成する。
 - 3.1. 合法認証材（VLHH）林産物加工許可の基準（森林利用事業許可（PBPH））；
 - 3.2. 合法認証材（VLHH）産業事業活動の事業許可木材基準（産業事業活動の事業許可（PB））。

¹⁰ Peraturan Presiden Nomor 92 Tahun 2020 tentang Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan (Lembaran Negara Republik Indonesia Tahun 2020 Nomor 209)

¹¹ Peraturan Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan Nomor 8 Tahun 2021 tentang Tata Hutan dan Penyusunan Rencana Pengelolaan Hutan, serta Pemanfaatan Hutan di Hutan Lindung dan Hutan Produksi (Berita Negara Republik Indonesia Tahun 2021 Nomor 319)

¹² Peraturan Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan Nomor 15 Tahun 2021 tentang Organisasi dan Tata Kerja Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan (Berita Negara Republik Indonesia Tahun 2021 Nomor 756)

- 3.3. 登録丸太集積場（TPT-KB）の合法認証材（VLHH）規格。
 - 3.4. 輸出業者向けの合法認証材（VLHH）基準。
 - 3.5. 輸入業者に対する合法認証材（VLHH）基準並びに、
 - 3.6. 森林利用事業許可（PBPH）、事業許可（PB）、登録丸太集積場（TPT-KB）、輸出業者及び輸入業者の合法認証材（VLHH）に係るガイドライン。
4. 附属資料4に掲げる林産物の自己宣言の発行と確認に係るガイドライン。
 5. 林産物の輸入に係るガイドライン（附属資料5）。
 6. V-Legal 又は FLEGT ライセンス文書の発行に係るガイドライン（附属資料6）。
 7. 附属資料7に掲げる独立評価認証機関（LPVI）のガイドラインは、次により構成する。
 - 7.1. 独立評価認証機関（LPVI）及び V-Legal 又は FLEGT ライセンス文書発行機関の決定に係るガイドライン。
 - 7.2. 審査員の基準及び要件に係るガイドライン、並びに
 - 7.3 V-Legal 又は FLEGT ライセンスの発行者としての独立評価認証機関（LPVI）及び V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスのユーザーとしての輸出業者の準拠又は非準拠の取扱いに係るガイドライン。
 8. 附属資料8に掲げる木材合法性認証システム（SVLK）マークの使用に係るガイドライン、並びに
 9. 附属資料9に掲げる木材合法性認証システム（SVLK）の実施に係る独立した監視並びに苦情の提出及び告訴の解決に係るガイドライン。

【第2】

木材合法性認証システム（SVLK）は、次の活動を通じて実施する。

1. 持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンスの評価
次の所持者を対象に実施する。
 - a. 森林利用事業許可（PBPH）又は
 - b. 経営権（Hak Pengelolaan）
2. 林産物の合法性の審査は、次を対象に実施する。
 - a. 持続可能な森林経営（PHL）証明書を取得していない森林利用事業許可（PBPH）所持者。
 - b. 持続可能な森林経営（PHL）証明書を取得していない経営権所持者。
 - c. 社会的森林管理の承認を取得したい者。
 - d. 森林以外の活動のための木材利用の承認を取得したい者。
 - e. 私有林所有者。
 - f. 登録丸太集積場（TPT-KB）事業者。
 - g. 森林利用事業許可（PBPH）所持者；
 - h. 産業事業活動許可の取得を希望する個人、産業営業許可を持たない輸出業者又は、
 - i. サプライチェーンに参入するための産業事業許可を持たない輸入業者とその製品。
3. 森林の宣言は、次のいずれかの所持者に対して独立して行われる。
 - a. 林産物の合法性証明書がない人工林、

- b. 森林利用事業許可（PBPH）、産業事業活動用の事業許可又は林産物合法性証明書を未だ取得していない登録丸太集積場（TPT-KB）の人工林又は
- c. 製品をサプライチェーンに投入しない輸入業者。

【第3】

SVLK 証明書の有効期間と監査期間は、次表のとおり。

認証種別	監査対象者の区分	カテゴリー/基準	証明有効期間(年)	監査期間(月)
持続的森林経営証明書 (S-PHL)	森林利用事業許可 (PBPH)	良好	6	24
		中庸	6	18
	経営権 (Hak Pengelolaan)	良好	6	24
		中庸	6	18
合法木材認証 (S-Legalitas)	森林利用事業許可 (PBPH)		3	12
	経営権 (Hak Pengelolaan)		3	12
	コンセッション社会林		6	24
	私有林	天然林	6	12
		人工林		36
	非林業木材利用事業 (PKKNK)		1	6
	- 森林利用事業許可 (PBPH) - 産業用事業許可 (PB)	天然林由来原料/ CITES	6	12
		木質原料生産/搬出	6	24
	登録丸太集積場 (TPT-KB)		6	12
	輸出入業者		6	12

【第4】

第3の規定に掲げる監査期間は、局長からの命令又は承認に基づき持続可能な森林管理の任務を委任された者が短縮できる。

【第5】

この通達が発効した時点においては、次のように各事項を取扱う。

- a. この決定の制定前に発行した、持続可能な生産森林管理評価機関（LPPHPL）、木材合法性審査機関（LVLK）又は独立評価検証機関（独立評価認証機関（LPVI））及び発行機関の決定は、引続き有効とする。
- b. 指定を受けた持続可能な生産森林管理評価機関（LPPHPL）、木材合法性審査機関（LVLK）及び独立評価認証機関（LPVI）認定は、この決定が定められた日から6か月以内に独立評価認証機関（LPVI）に切り替えねばならない。独立評価認証機関（LPVI）認定を調整する手順は、国家認定委員会（国家認定委員会（KAN））の方針により規定する。
- c. 監視と再認証では、以前の認定の範囲と、国家認定委員会（KAN）による認定の範囲を調整した後、独立評価認証機関（LPVI）によるこれらの基準とガイドラインの使用を使用できる。
- d. この決定の発効前に発行した認証又は検証の結果に係る決定は、この大臣令に基づき、証明と監視のためのに一定期間有効であると宣言される。
- e. V-Legal マークは、SVLK 証明書の有効期限が切れるまで引続き使用できる。

- f. 「SVLK Indonesia」のロゴが付いた V-Legal 文書は、この決定を制定してから 6 か月後に使用する。

【第 6】

この通達が発効した時点においては、次のように各事項を取扱う。

- a. 木材合法性情報システムポータル (SILK) を通じた木材合法性検証情報の提供及びサービスにおけるアクセス権又は覚書の承認のガイドラインに係る林業事業開発局長規則 (No. P.5/VI-BPPHH/2013)、
- b. グループにおける木材合法性認証のガイドラインに係る林業事業開発局長規則番号 (P.13/VI-BPPHH/2014)、
- c. V-Legal の発行者として木材合法性審査機関 (LVLK) を決定するメカニズムに係る林業事業開発局長規則 (No. P.15/VI-BPPHH/2014)、
- d. デューデリジェンスの実施及び林産物の輸入申告の手順に係る持続可能な生産森林管理局长規則 (P.3/PHPL/PPHH/HPL.3/1/2018)、並びに
- e. 持続可能な生産森林管理のパフォーマンス評価及び木材合法性の検証のためのガイドラインの基準及び手順に係る持続可能な生産森林管理局长令 (SK.62/PHPL/SET.5/KUM.1/12/2020)、サプライヤーのデューデリジェンスと適合宣言書の発行及び V-Legal 又は FLEGT ライセンス文書の発行は取消され、無効であると宣言する。

この決定は、2023 年 3 月 1 日に施行する。

附属資料 1.1. 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK- PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

生産林の森林利用事業許可（PBPH）における持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
前提						
1.1. 森林利用事業許可（PBPH）所有者の確実性	<p>土地利用、地域空間計画、森林利用に係る森林利用事業許可（PBPH）所有者の地域における確実性は、造林地域の確実性を提供する。</p> <p>境界確定作業は、共同体、他の土地利用者及び関連機関から、森林利用事業許可（PBPH）所有者が保有するエリアの認識を得るために行う義務の一つである。</p> <p>境界杭は、フィールド内の物理的な境界を特定の座標で宣言する規定に基づき、特定の大きさの固定式境界標識であり、標識の中の領域が森林利用事業許可（PBPH）により管理されているというメッセージを与える。</p>	1.1.1. 実現レベルに応じた森林利用事業許可（PBPH）法的文書及び境界管理文書の入手可能性（境界確定計画、技術監査（TBT）作業指示書、技術監査（TBT）報告書、技術監査（TBT）マップ及び境界確定議事録（BATB））	1	入手可能な法的文書や境界管理文書がない。	利用できる法的境界確定管理に係る文書は、実施された境界確定と完全に適合しない。	実行された境界計画の実施の実現レベルに応じた完全な法的管理文書の利用が可能。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		1.1.2. 境界確定議事録（BATB）とその保管。	2	現場で境界線設置処理を行っていない（境界確定実現率0%）	作業指示に従って現場で境界確定作業を実施したが、まだ100%に達していない又は境界確定の実現率が100%に達しているが、メンテナンス作業を実施していない。	境界の認識は発行された作業指示書に100%準拠しており（境界確定議事録の作成と提出まで）、作業エリアの境界維持活動を実施している。
		1.1.3. ライセンススキームを経ない許可区域又は作業区域の使用（使用がない場合は該当なし（NA））。	1	環境林業省（KLHK）ライセンススキーム外の許可地域又は作業地域を使用しているが、それへの対応がない。	環境林業省（KLHK）ライセンススキーム外の許可地域又は作業地域の使用があるものの、データの収集、文書化及び関係機関への報告は行なっている。	環境林業省（KLHK）ライセンススキーム外の許可地域又は作業地域において、次の追加措置を実施している。 a. 記録、文書化及び関連機関への報告。 b. 影響を監視し、対応措置に積極的に関与する。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い） (5)	2（中庸） (6)	3（良い） (7)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		1.1.4. 森林利用事業許可（PBPH）による作業領域の管理。	2	作業領域の制御が森林利用事業許可（PBPH）作業領域の50%未満。	作業領域の制御が森林利用事業許可（PBPH）作業領域の50～79%	作業領域の制御が森林利用事業許可（PBPH）作業領域の80%以上。
1.2. 森林利用事業許可（PBPH）所持者のコミットメント。	森林利用事業許可（PBPH）保有企業の見通し、使命、目標、及び森林利用事業許可（PBPH）所持者による持続可能な森林利用を実行するための宣言。	1.2.1. 持続可能な森林経営（PHL）に基づいた文書の存在と会社の見通し、使命及び目的の社会化の実施。	1	見通しと使命のドキュメントが利用できない。	見通しと使命の文書は入手可能で合法であるが、持続可能な森林経営（PHL）枠組みに基づいていないが、社会化は許可保持者レベルで実行され、実施の証拠（議事録）がある。	見通しと使命の文書が利用可能で合法であり、持続可能な森林経営（PHL）枠組みに従って社会化は許可所持者、許可パートナー、地域社会のレベルから開始し、実施の証拠（議事録）がある。
		1.2.2. 会社の見通し、使命及び目標の実施。	2	持続可能な森林経営（PHL）による実施率70%未満。	持続可能な森林経営（PHL）による実施率が70～90%。	持続可能な森林経営（PHL）による実施率90%超。
1.3. 持続可能な森林経営活動を支援するために、要件を満たす林業専門家その他のスタッフを必要に応じて雇用する森林管理組織。	持続可能な森林経営を確実に実現するためには、現場の専門家を雇用する森林利用事業許可（PBPH）組織が必要。	1.3.1. 持続可能な森林管理の実施を保証する森林管理組織の利用可能性。	2	組織構造と職務内容が持続可能な森林経営（PHL）枠組みに基づいていない。	組織構造と職務内容が公開され、持続可能な森林経営（PHL）の枠組みに準拠しているが、取締役会による承認は一部のみ。	持続可能な森林経営（PHL）枠組みに従った組織構造と職務内容があり、取締役会により承認されている。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		1.3.2. 規定に基づいた森林管理活動の各分野における林業専門家（林学士、中級林業技術者、その他の技術者）の配置。	2	森林管理活動又は組織及び持続可能な森林経営（PHL）の分野における技術監督者及び林業専門家（林学士、中級林業技術者及びその他の技術者）の配置の実現が、計画文書に掲げるニーズの70%未満。	森林管理活動又は組織及び持続可能な森林経営（PHL）の分野における技術監督者及び林業専門家（林学士、中級林業技術者及びその他の技術者）の達成の実現が計画文書に掲げるニーズの70%以下であり、その合法性文書（任命又は割当て及び配置）により証明できるが、全ての活動分野に均等に配置されていない。	森林管理活動又は組織及び持続可能な森林経営（PHL）の分野における技術監督者及び林業専門家（林学士、中級林業技術者及びその他の技術者）の配置の実現が、計画文書に掲げるニーズの70%であり、その合法性文書（任命又は削減及び配置）で証明できるよう各活動分野に均等に配置している。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員） の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		1.3.3. 人事能力の向上。	2	林業専門家（林学士、中級林業技術者、その他の技術者）その他の分野の能力向上の実現が計画書に記載されている計画の50%未満。	林業専門家（林学士、中級林業技術者その他の技術者）及びその他の分野の能力を、計画文書に記載されている計画の50～70%に高める作業の実施が合法性文書により証明されている。	林業専門家（林学士、中級林業技術者その他の技術者）及びその他の分野の能力向上の実現が計画書に記載され、法的文書によって証明された計画の70%を超えている。
		1.3.4. 林業専門職（林学士、林業中級技術職員等）の採用資料の掲載。	1	林業専門家（林学士、中級林業技術者その他の人員）は、会社の従業員としての職業上の地位文書形式の雇用文書又は林業専門家を証する合法的文書（訓練証明書、能力証明書、割り当て命令など）を所持している。	林業の専門家（林学士、中級林業技術者、その他の人員）は、次の雇用関係書類を所持している。 1. 会社の従業員としての専門職の地位を文書化したもの。 2. 林業専門家の合法性に係るもの（訓練証明書、能力証明書、割り当て命令など）。	林業の専門家（林学士、中級林業技術者、その他の人員）は、次の雇用関係書類を所持している。 1. 会社の従業員としての専門職の地位を文書化したもの。 2. 林業専門家の合法性に係るもの（訓練証明書、能力証明書、割り当て命令など）。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1.4. 定期的なモニタリング、定期的な報告、評価、達成（活動）又は森林利用事業許可（PBPH）所持者の進捗状況に係るフィードバックの提示の実施を計画するための能力とメカニズム。	<p>生産的生態学的社会的機能を含む森林の持続可能性に向けた生産森林である森林利用事業許可（PBPH）所持者の管理方針は、適切な人材によって所有され、サポートされている全ての管理情報システムツールから確認できる。</p> <p>エリアの規模に応じた監視及び管理システムの利用可能性と意思決定メカニズムの明確さにより、各組織単位（計画、開発生産、環境管理、社会管理及び支援作業単位）の意思決定を統括できる。</p> <p>法令に定められた森林利用事業許可（PBPH）所持者の義務の一つとして、オンラインで活動状況の定期報告を提出する。</p>	1.4.1. 管理情報システム機器の存在	2	経営情報システムツールが利用できない又は利用可能な管理情報システムツールを効果的に導入していない。	情報技術に基づいていないが、効果的に設置している管理情報システムツールがある。	情報技術ベースの管理情報システムツールが利用可能で、効果的に設置している。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		1.4.2. 内部統制組織（SPI）又は内部監査役の存在とその有効性。	1	内部統制組織（SPI）又は内部監査担当者が存在しない。	内部統制組織（SPI）又は内部監査組織はあるが、活動の実施を管理するための効果的運営がなされていない。	内部統制組織（SPI）又は内部監査組織を設置し、活動の実施を管理するために効果的な運営を行う。
		1.4.3. モニタリングと評価の結果に基づいた是正措置と予防措置の実施。	2	監視及び評価の結果に基づく是正措置並びに予防措置が存在しない又は内部統制組織（SPI）の監視及び評価の結果が利用できない。	モニタリングと評価の結果に基づいて、いくつかの是正措置及び予防措置を実施する。	モニタリングと評価の結果に基づいて、あらゆる是正措置と予防措置を実施する。
		1.4.4. 環境林業省その他の機関に所属する運用実施要員の存在及び規則の遵守	2	経営情報システムの実施要員は配置しているが、環境林業省及び取締役会による選任が義務づけられていない。	環境林業省その他の義務的機関には、取締役によって任命されている管理情報システム全体を実施する担当者を配置しているが、規定に基づいた報告の実施を遵守していない。	環境省等に報告する経営情報システムについては、規定に基づいて取締役会が任命し、適宜報告する義務を負う管理情報システムの作業要員が存在する。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1.5. 無料、かつ、事前のインフォームドコンセント（FPIC）	森林利用に係る生産林の森林利用事業許可（PBPH）所持者が行う活動は、先住民族の慣習的権利、土地、テリトリー、森林資源に影響を与える全ての行為について、事前の情報に基づき、強制することなくインフォームドコンセントを与える又は差し控えるという先住民族の権利の利益を適用しなければならない。	1.5.1. 利用事業計画の理解、関与、プロセスの記録、内容の普及の促進により、利用事業計画が承認される。	2	地域社会の権利の利益に影響を与える伐採作業区画（RKT）の活動について、協議が行われているが承認を得ていない。	地域社会の権利の利益に影響を与える伐採作業区画（RKT）の活動については、事前の情報に基づいて、強制することなく協議され、当事者の同意を得ている。	地域社会の権利の利益に影響を与える伐採作業区画（RKT）の活動は、事前の情報に基づいて強制することなく協議され、当事者から合意を得ており、その合意は森林利用事業許可（PBPH）により履行されている。
		1.5.2. 現在の伐採作業区画（RKT）で保護地域を設立する過程での承認。	1	現在の伐採作業区画（RKT）における共同体の直接の利益に係る保護地域を決定する活動について、影響を受ける村の関係者と協議をしていない。	現在の伐採作業区画（RKT）における共同体の直接の利益に係る保護地域を決定する活動については、協議が行われているものの、影響を受ける村の関係者からは承認を得ていない。	現在の伐採作業区画（RKT）における共同体の直接の利益に関わる保護地域を決定する活動は、影響を受ける村の関係者と協議し、承認を得ている。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員） の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
2.1. 持続可能な森林経営における長期作業林区の構築	生産林における森林利用事業許可（PBPH）作業林区の設置には、施設及び基盤施設の建設又は開発、複合事業を含む保護地域及び栽培地域又は生産地域の配置が含まれる。	2.1.1. 権限のある職員により承認された長期計画文書の完全性	1	管轄当局により承認されているものの、改訂が必要な現場の状況に適合していない長期計画文書がある。	所管官庁により承認されたが不完全である長期計画文書又は所管官庁により完全に承認されたが、現場の状況に合わないために改訂（案）により修正した長期計画文書がある。	完全な改訂（存在する場合）を含む管轄当局により承認された長期計画文書がある。
		2.1.2. 長期計画に基づく適切な作業エリアの配置	2	作業領域（管理（CTR）林区及び林班又はプロット）の配置の場所及び面積の適合性が長期計画文書の50%未満。	作業領域（管理（CTR）林区及び林班又はプロット）の配置の場所及び面積の適合性が長期計画文書の50%以上90%未満。	作業領域（管理（CTR）林区及び林班又はプロット）の配置の場所及び面積の適合性が長期計画文書の90%以上。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		2.1.3. 森林利用事業単位のブロック境界の維持（サンプリング原単位5%）。	1	管理（CTR）林区の境界マークを現場で明確に表示していない（50%未満）。	管理（CTR）林区の境界マークは、現場において部分的に表示している（最小50%）	管理（CTR）林区の境界マークを現場全域で明確に表示している。
2.2. 林産物別の持続可能な森林利用、森林面積利用及び環境サービス	森林の持続可能性を維持するために、生産林における森林利用事業許可（PBPH）による木質林産物、非木質林産物、森林面積又は環境サービスの生産又は利用の規制は、承認された計画文書に概説されている資源、調査及び識別IDの結果に基づかなくてはならない。	2.2.1 資源調査又は資源識別の結果に基づいた森林利用（木質林産物（HHK）、非木質林産物（HHBK）、森林面積又は環境サービス）に係る潜在的なデータがある。	1	包括的定期森林調査（IHMB）、ポテンシャル調査又は森林利用事業許可（PBPH）ポテンシャル特定の結果に基づく潜在的な森林利用（木質林産物（HHK）、非木質林産物（HHBK）、森林面積又は環境サービス）に係るデータを備えているが、これらの裏付けとなる地図を添付していない	包括的定期森林調査（IHMB）、ポテンシャル調査又は森林利用事業許可（PBPH）ポテンシャル特定の結果に基づいた森林利用ポテンシャル（木質林産物（HHK）、非木質林産物（HHBK）、森林地域又は環境サービス）に係るデータを備え、裏付けとなる地図を完備し、その一部が現場の条件に準拠している。	包括的定期森林調査（IHMB）、潜在調査又は森林利用事業許可（PBPH）潜在的特定の結果に基づいた潜在的な森林利用（木質林産物（HHK）、非木質林産物（HHBK）、森林面積又は環境サービス）に係るデータを、裏付ける地図とともに現場条件に合わせて備えている。
		2.2.2. 規定に基づいた森林利用事業活動の種類別の環境収容力による森林利用の適合性。	2	森林資源の環境収容力測定分析結果（例えば木質林産物（HHK）の成長量測定結果）に基づく持続可能な生産能力を有する全ての利用事業活動が、森林利用と乖離する。	森林資源の環境収容力の測定分析結果（例えば非木質林産物が増加したとの測定結果）に基づいて、持続可能な生産能力を備えたある種の利用事業活動に対する森林利用の適否が存在する。	森林資源の環境収容力測定分析結果（例えば非木質林産物が増加したとの測定結果）に基づいて、持続可能な生産能力を備えた全ての種類の利用事業活動に対する森林利用が適合と判断できる。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員） の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
2.3. 森林の持続可能性を確保するための森林活用事業活動を段階的に実施。	造林のシステム及び技術又は栽培及び利用の技術導入段階: 木質林産物、非木質林産物、森林地域及び林産物から最適な利益を得るための規定に基づいた生産林における森林利用事業許可（PBPH）による環境サービスを提供し、森林の持続可能性を確保できる。	2.3.1. 森林利用事業の種類別に、活動の全ての段階で標準作業仕様書（SOP）が利用可能	1	森林利用の種類に応じた活動に係る完全な標準作業仕様書（SOP）が利用可能であるが、内容がガイドラインや技術規定を満たしていないものもある。	森林利用の種類に応じた活動に係る完全な標準作業仕様書（SOP）が用意されているが、内容の一部がガイドラインや技術規定を満たしていないものもある。	森林利用事業の種類別に活動に係る完全な標準作業仕様書（SOP）があり、その内容はガイドラインまたは技術規定に準拠している。
		2.3.2. 森林利用事業の種類別に活動の全段階に対する標準作業仕様書（SOP）を実施	2	全ての森林利用事業の種類別の活動に係る全ての標準作業仕様書（SOP）を使用していない。	森林利用事業活動の種類別に標準作業仕様書（SOP）を実施しているが、その実施が適切ではない。	森林利用事業活動の種類別に標準作業仕様書（SOP）を実施。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		2.3.3. 天然資源の再生産能力、再生又は回復の水準により森林の持続可能性が保証される	2	森林利用事業活動における植林や再生及び回復を支援する活動の実現が技術基準の規定に適合しているが、森林利用年間施業計画（RKTPH）の50%未満の実施である。	森林利用事業活動における植林や再生及び回復を支援する活動の実現は、技術基準の規定に適合し、森林利用年間施業計画（RKTPH）の50%以上から80%未満までの範囲で実施している。	森林利用事業活動における植林や再生及び回復を支援する活動の実現が技術基準の規定に適合し、森林利用年間施業計画（RKTPH）の80%以上実施している
2.4. 森林利用の取組みにおける環境に優しい技術の利用と応用	環境汚染や環境被害を軽減、防止するために、森林利用の取組みの有効性や効率性を高めるための法的規制やガイドラインに基づいた環境に優しい技術の利用と適用	2.4.1. 森林利用の取組みにおいて環境に優しい技術を導入するための手順の利用可能性	1	環境に配慮した技術を適用するための標準作業仕様書（SOP）は、開発された森林利用事業別に法的規制やガイドラインに基づいて用意されているが、その内容は地域の生物物理学的及び社会的条件の特性を考慮したのではない。	環境に配慮した技術を適用するための標準作業仕様書（SOP）は、開発された森林利用事業別に法的規制又はガイドラインに基づいて用意されており、その内容の一部は、標準作業仕様書（SOP）の一部又は全てにおいて地域の生物物理学的社会的条件の特性を考慮している。	環境に配慮した技術を適用するための標準作業仕様書（SOP）は、開発された森林利用事業別に法規制又はガイドラインに基づいて用意されており、標準作業仕様書（SOP）全体において地域の生物物理学的社会的条件の特性を考慮した内容である。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員） の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		2.4.2. 環境に優しい技術を森林活用に応用	2	環境に配慮した技術に係る標準作業仕様書（SOP）の適用がいくつかの現場において森林利用の取り組みとして実行されている。	環境配慮型技術の標準作業仕様書（SOP）導入は、森林利用事業の種類に応じて実施されているが、その内容が段階を踏んで完了していない。	森林利用事業の種類に応じて、活動のあらゆる段階で環境配慮型技術の標準作業仕様書（SOP）を実施している。
		2.4.3. 森林資源への影響を最小限にとどめる	2	a. 伐採作業区画（RKT）林区の残存林分の被害が30%未満、又は、 b. 伐採作業区画（RKT）林区の開放度30%未満。	a. 伐採作業区画（RKT）林区内の残存林分の損傷が20%以上30%以下、又は b. 伐採作業区画（RKT）林区の開放度が20%以上30%以下。	a. 伐採作業区画（RKT）林区内の残存林分への損傷が20%未満、又は b. 伐採作業区画（RKT）林区内のエリアの開放度が20%未満。
2.5. 承認された計画書に基づく森林活用事業による生産（物品やサービス）の実現	森林利用の取り組みによる生産（物品やサービス）の持続可能性は、生産が有効な収量調整計画及び基本地図により作成された計画書に基づいている場合に達成される。	2.5.1. 森林利用年間施業計画（RKTPH）文書は、規定に定める資源調査結果に基づき作成される。	1	森林利用年間施業計画（RKTPH）文書は、評価期間中において完全ではなく、現場の資源調査結果と一致していない。	森林利用年間施業計画（RKTPH）文書は評価期間中に完成しているが、現場の資源調査結果と一致しないものがある。	評価期間中に、現場での資源調査結果に基づき、森林利用年間施業計画（RKTPH）文書が完成している。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		2.5.2. 作業地図と森林利用年間 施業計画（RKTPH）の整合 性。	1	森林利用事業活動 の種類別の作業地 図の境界が森林利 用年間施業計画 （RKTPH）地図と 整合しない。	森林利用事業活動別 の作業地図の境界 は、森林利用年間施 業計画（RKTPH）地 図に準拠している が、保護地域の存在 に留意していない。	森林利用事業活動の種類別 の作業地図の境界は、保護 地域を含めており、森林 利用年間施業計画 （RKTPH）地図と整合して いる。
		2.5.3. 全ての森林利用事業活動 の現場における林区境界の マーキングと作業地図との 整合性。	2	現場における森林 活用事業活動の中 には、林区境界の 表示が作業地図と 一致しないものが 存在する。	全ての種類の森林利 用事業活動の林区境 界のマーキングは作 業地図に整合してい るが、保護地域の存 在に留意していな い。	保護地域を含む作業地図 に基づいて、現場でのあ らゆる種類の森林利用事 業活動の林区境界をマー キングする。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		2.5.4. 商品、サービス及び生産の短期計画文書への適合	2	森林利用年間施業計画（RKTPH）に基づく森林利用事業の生産林面積、場所、種類は次のとおり。 a. 自然に成長する材積が50%未満、 又は b. 最小の材積、重量又は生産量が50%未満。	森林利用年間施業計画（RKTPH）に基づく森林利用事業の面積と生産現場について： a. 自然に成長する材積が50%以上80%未満又は、 b. 最小の生産量、重量又は生産量が50%以上80%未満。	森林利用年間施業計画（RKTPH）に基づく森林利用事業の面積と生産現場について： a. 自然に成長する材積が80%以上105%以下、 又は b. 最小の材積、重量又は生産量が80%以上。
2.6. 森林利用事業許可（PBPH）所持者の生産林における森林利用事業活動に資金を提供する財務能力	森林資源の持続可能な利用を実現するためには、「生産林の活用に係る財務報告に係るガイドライン」の会計処理に準じた森林活用事業活動のための財務能力と資金の条件が求められる。	2.6.1. 財務能力の充実状況については、「生産林の活用等に係る財務報告に係るガイドライン」に基づいて作成された財務管理報告書（公認会計士の監査を受けたもの）により判断	1	前会計年度の財務諸表に係る会計事務所の見解欄又は注記欄に、意見（TMP）、意見の放棄、不公正意見（TW）又は反対意見が記載されていない。	前会計年度の財務諸表に係る公認会計士事務所の意見又は注記は、例外なく公正又は前会計年度の財務諸表に係る公認会計士事務所のメモが従業員の福利厚生及びパラメータに係る例外を除いて合理的である。 流動性100～150%、支払能力100～150%又はそれらのいずれかは100%以上の価値があり、収益は黒字である。	前会計年度の財務諸表に係る公認会計士事務所の意見/注記が例外なく公正である。 流動性150%以上、支払能力150%以上、収益は黒字である。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		2.6.2. 資金の比例配分の実現（注：不可抗力又は方針の変更により100%を超える実現があった場合、企業予算執行計画（RKAP）に概要が示されている資金の比例配分は100%とみなされる）	1	全ての活動分野に対する資金の配分が不均衡（差異50%以上）。	全ての活動分野に対する資金の配分が不均衡（差異20%超え 50%以下）。	全ての活動分野への資金の配分が比例的又は全ての活動分野への資金の配分の差が20%以下。
		2.6.3. 十分な資金配分の実現は、生産林利用財務報告ガイドライン（公認会計士による監査又はコミッショナー、当局若しくは株式総会（RUPS）の結果により承認及び署名された昨年の未監査報告書に基づき行われる。	2	コミッショナー、認可又は株式総会（RUPS）の結果により承認及び署名された昨年の未監査の報告書に従って作成された財務諸表に基づく森林利用資金の配分の実施は、同じ期間の企業予算執行計画（RKAP）文書等の必要額の60%未満。	コミッショナー、認可又は株式総会（RUPS）の結果により承認及び署名された昨年の規定又は未監査の報告書に従って作成された財務諸表に基づく森林利用資金の配分の実施は、同じ期間の企業予算執行計画（RKAP）文書等の必要額の60～79%。	コミッショナー、認可又は株式総会（RUPS）の結果により承認及び署名された昨年の規定又は未監査の報告書に従って作成された財務諸表に基づく森林利用資金の配分の実施は、同じ期間の企業予算執行計画（RKAP）文書等の必要額の80%以上。
		2.6.4. 円滑な資金調達の実現	2	林業技術活動への資金提供の実施が円滑ではない。	林業技術活動への資金提供の実施は円滑であるが、活動の運用計画書又は同種の参照文書に記載している活動のタイムライン及び成果に合致していない。	技術林業活動への資金提供の実施は、活動運営計画文書又は同種の参考文書に記載されている活動のスケジュール及び成果に合致し、円滑である。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員） の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い） (5)	2（中庸） (6)	3（良い） (7)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		2.6.5.再造林への資本投入	2	森林開発活動（育苗、植林及び維持）、研究開発及びイノベーション並びに森林資源の保護及び安全確保のための資本投入の実施が計画額の60%未満。	森林開発活動（育苗、植林及び維持）、研究開発及びイノベーション並びに森林資源の保護及び安全確保のための資本投入の実施が計画額の60%以上79%以下。	森林開発活動（育苗、植林及び維持）、研究開発及びイノベーション並びに森林資源の保護及び安全確保のための資本投入の実施が計画額の80以上。
3.1. 保護地域と保護価値の高い地域（ABKT）の存在、安定性及び状態。	<p>様々な種の生命と生物多様性の源のための緩衝システムとしての森林の機能は、保護地域の十分な割当てがあれば達成できる。保護地域と保護価値の高い地域（ABKT）の割当は、森林生態系の種類、生物多様性、生物物理学的条件及び存在する特定の条件を考慮しなければならない。</p> <p>保全価値の高い地域とは、規定に従って、生物学的、生態学的、社会的、文化的側面を含む生物多様性保全にとって重要な価値を持つ地域又は広がりである。</p> <p>保護地域と保護価値の高い地域（ABKT）は、当事者により特定、組織化及び承認されなければならない。</p>	3.1.1. 保護地域の面積は環境文書又は計画文書に基づいており、保護価値の高い地域（ABKT）の識別結果に係る情報がある。	1	保護地域の面積、位置、種類の決定が環境文書（環境影響文書（AMDEL）及びその修正版又は環境管理若しくは環境モニタリングの実施（UKL-UPL））又は計画文書（RKUPH）及び森林利用年間施業計画（RKTPH）に従っていない。	保護地域の面積、位置及び種類は、環境文書（環境影響文書（AMDEL）若しくはその修正版、環境管理、環境モニタリングの実施（UKL-UPL）又は計画文書（RKUPH）及び森林利用年間施業計画（RKTPH）に基づいて決定するが、保護価値の高い地域（ABKT）の識別結果についての情報の裏付けがない。	環境文書（環境影響文書（AMDEL）及びその改正又は環境管理若しくは環境モニタリングの実施（UKL-UPL）又は計画文書（RKUPH）及び森林利用年間施業計画（RKTPH））に基づいて保護地域の面積、場所及びタイプの決定並びに保護価値の高い地域（ABKT）の識別が情報により裏付けられている。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.1.2. 保護区域の配置（マークされている割合、境界標識が認識されている）又は保護価値の高い地域（ABKT）の境界線。	2	現場に配置された保護地域は、本来あるべき場所の50%以下。	現場に配置された保護地域は、本来あるべきものの51～70%。	現場に配置された保護地域は、本来あるべきものの71%以上で、保護価値の高い地域（ABKT）の境界線がある。
		3.1.3. 保護エリアの配置（マークされたパーセンテージ、認識された境界マーカ一）又は保護価値の高い地域（ABKT）境界線。	1	森林保護区の面積が50%以下又は被監査者が作成した今年度計画の50%以下の面積で元の状態への再造林が実施されている（当期の森林利用事業実施計画（RKUPH）内で造林されていない保護地域の再生目標は、単期の森林利用事業実施計画（RKUPH）内に完了する）。	森林保護区の状態は51～79%又は、被監査者が作成した今年度計画の51%～79%の原状回復が実現している（当期の森林利用事業実施計画（RKUPH）内で再造林されていない保護地域の再生目標は単期の森林利用事業実施計画（RKUPH）内に完了する）。	森林保護区の状態は、80%以上をカバーしている又は被監査者が作成した今年度計画の80%以上の保護地域で元の状態への修復が実現している（森林利用事業実施計画（RKUPH）内での再造林されていない保護地域の現在の期間の修復目標は単期の森林利用事業実施計画（RKUPH）内に完了する）。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員) の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.1.4. 泥炭生態系の保護と管理 (土壌の種類が泥炭以外の場合、この検証ツールは適用しない)。	2	泥炭地の生態系の保護と管理の文脈での森林利用事業実施計画 (RKUPH) 文書及び権限のある当局者による「批准又は承認された泥炭地生態系回復計画文書を所持している。	泥炭地の生態系の保護と管理の文脈での森林利用事業実施計画 (RKUPH) 文書及び権限のある当局者により批准又は承認された泥炭地生態系回復計画文書を所持している。 a. 泥炭地の生態系回復活動を計画通りに実施した。 又は b. 泥炭地生態系回復活動は全て計画通り実施しているが、関係機関への報告をしていない。	泥炭地生態系の保護と管理に係る森林利用事業実施計画 (RKUPH) 文書及び権限のある当局者により批准又は承認され、計画に基づき全ての泥炭地生態系回復活動を実施し、関連機関に報告した泥炭生態系回復計画文書を所持している。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.1.5. 保護地域の当事者の承認。	2	保護地域の規定に従わない活動があり、森林利用事業許可 (PBPH) 所持者による解決の努力がみられない。	保護地域の規定に従わない活動があり、文書化されているものの、まだ覚書 (協力協定原稿 (NKK) 又は合意文書 (MoU)) の段階に達していない。森林利用事業許可 (PBPH) 所持者による解決のための努力がみられる。	保護地域の規定に従わない活動がない又は保護地域の規定に従わない活動があるものの、覚書として文書化 (協定原稿 (NKK) 又は合意文書 (MoU)) され、森林利用事業許可 (PBPH) 所持者による解決のための努力がみられる。
		3.1.6. 環境影響文書 (環境影響文書 (AMDEL)) 又は森林利用事業実施計画 (RKUPH) に含まれる空間計画に基づいた地域空間計画の結果としての保護地域管理に係る報告の実施。	1	規定に基づき環境影響文書 (環境影響文書 (AMDEL)) の地域の空間計画とその変更又は環境管理若しくは環境モニタリングの実施 (UKL-UPL) 又は森林利用事業実施計画 (RKUPH) の空間計画に起因する全ての保護地域の管理を実施しているが、規定に基づく報告がなされていない。	環境影響文書 (RKUPH) では、空間計画又は環境影響文書 (環境影響文書 (AMDEL)) に起因する全ての保護地域の管理が規定に基づく修正又は環境管理若しくは環境モニタリングの実施 (UKL-UPL) 若しくは森林利用事業実施計画 (RKUPH) で実施し、報告は実施しているもののタイムスケジュールに適合していない。	規定に基づき空間計画又は環境影響文書 (環境影響文書 (AMDEL)) とその修正又は環境管理若しくは環境モニタリングの実施 (UKL-UPL) 又は森林利用事業実施計画 (RKUPH) の空間計画に起因する全ての保護地域の管理を実施し、タイムスケジュールに従って報告を実施。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
3.2. 森林の保護と安全	<p>森林資源は安全であり、人為的行為、森林火災、害虫、家畜や動物、自然の力などの被害から保護されていなければならない。</p> <p>森林保護は、先制的、予防的、抑圧的な活動を通じて森林の問題を防止及び制御する取組みである。森林保護の実施には、適用される規制を参照した質の高い手順の利用可能性、阻害要因の種類に応じた基盤整備、組織及び人的資源並びに十分な資金によりサポートされなければならない。</p>	3.2.1. 森林地帯への侵入、無許可伐採、伐採、火災の予防と消火その他の特定された種類の問題に適した保護手順の利用可能性。	1	森林の保護及び保安の手順は、地域の侵入、許可のない伐採、火災の防止及び消火からなり利用可能であるが、その他の妨害要因を阻止する手順が確認できない。	完全な森林保護及び保安手順の利用が可能であり、これには地域の侵入、許可のない伐採、防火及び消火並びにその他の特定の妨害行為が含まれるが、その一部は該当するガイドラインや条項を参照せずに作成している。	完全な森林保護及び保安手順の利用可能であり、これには、地域の侵入、許可のない伐採、防火及び消火、該当するガイドライン又は条項を参照して準備されたその他の種類の特定の妨害行為が含まれる。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.2.2. 規定に基づく森林における障害に対応する保護基盤の利用可能性	1	障害に対応する基盤施設の種類と数は、必要量の50%未満であり、適切に機能していない。	障害に対応するインフラストラクチャ施設の種類の数は、必要量の50%であるが、適切に機能している。 規定により規制されていない生態系の種類は、規定を参照する番号で生態系の種類の条件に合わせて調整している。	それぞれの障害における基盤設備の種類と数は規定に従っており、全て正常に機能している。 規定により規定されていない生態系タイプの設備の種類については、規定を参考にした額により生態系の条件に合わせて調整している。
		3.2.3. 適切な森林保護人材の確保が、テクノロジーの活用によって支えられている。	1	森林保護担当の人材はいるが、資格を満たしていない又は不均衡である。	資格を持った相応の森林保護担当の人材は存在するが、彼らは森林保護活動の実施にテクノロジーを活用していない。	森林保護活動を実行するための、資格を持ち、テクノロジーを活用する森林保護担当人材が均等に配置されている。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.2.4. 先制的予防的 抑圧的森林保護の 実施効果	2	森林保護は実施さ れているが、文書 化された手順に基 づいていない。	森林保護は文書化され た手順に従い先制的、 予防的、抑制的な措置 を講じて実施されてい るが、発生する又は発 生する可能性がある障 害の種類に応じた完全 な記録が利用できな い。	森林保護は文書化され た手順に従い先制的、 抑制的な措置を通じて実 施しており、発生する 又は発生する可能性 のある障害の種類に 応じて完全な記録が 利用可能であり、管 轄当局に報告してい る。
3.3. 森林利用によ る物理的及び 化学的成分へ の影響の管理 と監視	森林利用活動は、B3廃 棄物管理を含む物理的及び 化学的要素への悪影響への 対処を考慮する必要があ る。 環境文書によると、悪影 響は土壌の物理的及び化学 的品質の低下、侵食、地盤 沈下、堆積、河川の放流、 水質の低下又は大気汚染の 形で発生する可能性があ る。	3.3.1. 物理的及び化学 的コンポーネントへ の影響を管理し、監 視するための手順の 利用可能性。	1	B3廃棄物管理を含 む物理的・化学的成 分への影響を管理 及び監視するた めの手順はあるが、 それらは環境文書 及び関連規定に基 づいていない。	環境文書に基づきB3廃 棄物管理を含む物理的 ・化学的成分への影響を 管理及び監視するた めの手順はあるが、 関連規定に言 及していない。	環境文書及び関連規定に基 づきB3廃棄物管理を含む 物理的・化学的成分への 影響を管理及び監視す るための手順がある。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.3.2. 基盤又は機器の利用可能性及び適切な人材によるB3廃棄物管理を含む、物理的・化学的コンポーネントへの影響の管理と監視。	1	環境文書及び関連規制に基づき、B3廃棄物管理を含む物理的・化学的コンポーネントへの影響を管理し、監視するための設備又は機器の利用ができ、これらは機能しているが、有能な人材による支援がない。	環境文書及び関連規制に基づき、B3廃棄物管理を含む物理的・化学的コンポーネントへの影響を管理し、監視するための設備又は機器の利用ができ、これらは機能しているが、能力が不均衡な人材による支援がある。	環境文書及び関連規制に基づき、B3廃棄物管理を含む物理的・化学的コンポーネントへの影響を管理し、監視するための機能する設備又は機器が利用でき、能力がある人材による支援がある。
		3.3.3. 実施 環境文書に基づいたB3廃棄物管理を含む物理的・化学的成分への影響の管理と監視。	2	B3廃棄物管理を含む物理的・化学的要素への影響の管理及び監視の実施が、環境文書又は関連規制に従っていない又は十分に記録していない。	環境文書及び関連規制に基づく十分な記録はあるが、B3廃棄物管理を含む物理的・化学的成分への影響の管理及び監視は環境への影響を低減せずに実施している。	環境文書及び関連規制に基づき十分な記録がなされ、環境への影響を首尾よく削減するB3廃棄物管理を含む物理的・化学的成分への影響の管理及び監視を実施している。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
3.4. 保護種、絶滅危機種、希少種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の特定。	<p>保護種、絶滅危機種、希少種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の特定は、森林利用事業許可(PBPH)所 持者にとって生物多様性の持続性を支援する森林管理の決定を下すために重要である。</p> <p>識別作業は、手順と文書化された結果により支援しなければならない。</p>	3.4.1. 森林利用事業許可(PBPH) 地域で保護されている動植物並びに希少種、絶滅の危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の識別手順の利用可能性。	1	保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物を特定するための手順はあるが、規定に基づいていない。	規定に準拠しているが、保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物が含まれない識別手順が利用される。	規定に基づいた識別手順が利用可能であり、保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物を対象にしている。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.4.2. 森林利用事業許可 (PBPH) 地域で保護されている種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物を特定する活動の実施。	2	森林利用事業許可 (PBPH) 地域で保護されている種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の識別活動の実施が、識別手順に基づいていない。	森林利用事業許可 (PBPH) 地域で保護されている種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種動植物の識別活動の実施は、識別手順に完全には準拠していない。	森林利用事業許可 (PBPH) 地域で保護されている種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の識別活動を識別手順に基づき実施している。
		3.4.3. 森林利用地域で保護されている種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種植物の識別結果に係るデータの入手可能性。	2	森林利用事業許可 (PBPH) 地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の識別に係るデータは利用可能であるが不完全である。	森林利用事業許可 (PBPH) 地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の識別に係る完全なデータが利用可能であるが、適切な記録に裏付けられていない。	森林利用事業許可 (PBPH) 地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の識別に係る完全なデータが利用可能で、適切な記録に裏付けられている。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
<p>3.5. 動植物の管理:</p> <p>1. 乱されていない生産林及び損傷のない部分(保護された高保全価値地域(ABKT))。</p> <p>2. 識別活動の結果としての保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の保護。</p>	<p>森林利用事業許可(PBPH)所持者の生物多様性保全への貢献は、次により達成できる。</p> <p>1. 配分原則は次による。</p> <p>a. 生態系機能を維持するために、保護地域の特定の部分を無傷又は損傷のない状態で維持する。</p> <p>b. 高い保全価値が維持されるように高保全価値地域(ABKT)を維持する</p> <p>2. 保護並びに希少で絶滅危惧種及び固有種として分類される動植物の種の管理と保護を目的とした技術及び科学的研究又は生物多様性の研究の結果の実践。手順の利用可能性及び手順の実施は、森林利用事業許可(PBPH)の意思決定における重要なインプットとプロセスであり、保護種、希少種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の存在に対する生産管理の影響を軽減する。</p>	<p>3.5.1. 保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の管理のための文書化された手順の利用可能性。</p>	1	<p>森林利用事業許可(PBPH)地域での完全な識別の結果としての保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の保護を含む活動をカバーする文書化された管理手順はあるが、科学的研究若しくは生物多様性の研究の規定又は結果を参照していない。</p>	<p>森林利用事業許可(PBPH)地域での完全な識別の結果としての保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の保護を含む活動をカバーする文書化された管理手順があり、科学的研究若しくは生物多様性の研究の規定も存在する。</p>	<p>科学的研究若しくは生物多様性の研究の規定又は結果を参照した森林利用事業許可(PBPH)地域での完全な識別の結果としての保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の保護を含む活動をカバーする文書化された管理手順がある。</p>

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.5.2. 保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の管理の実施。	2	森林利用事業許可(PBPH)地域で見つかった保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の管理の実施が文書化された手順に基づいていない。	森林利用事業許可(PBPH)地域で見つかった保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の管理の実施が文書化された手順に完全に準拠していない。	文書化された手順に基づいて、森林利用事業許可(PBPH)地域で見つかった保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の管理を実施している。
		3.5.3. 森林利用事業許可(PBPH)地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有動植物とその生息地の状態。	2	森林利用事業許可(PBPH)地域内には動植物の生息地、道、行動範囲を含む割当てられた地域があるものの、維持管理がなされていない。	森林利用事業許可(PBPH)地域内には、保護又は維持される動植物の生息地、道、行動範囲を含む割り当てられた地域はあるが、依然として混乱している。	森林利用事業許可(PBPH)地域は、保護又は維持され、障害が生じない動植物の生息地、道、行動範囲を含む割当てられた地域がある。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
4.1. 森林利用事業許可（PBPH）所持者の作業区域と、森林利用事業許可（PBPH）生産林エリア内の慣習法上の共同体の領域及び地元共同体による土地所有権の境界線の明確化。	<p>慣習法上の共同体及び地域社会の林地及び資源の所有、管理並びに利用の権利は、規定に基づいて認識され、尊重されなければならない。天然資源の管理は、先住民族又は地域社会の基本的権利（生命への権利、衣食住及び文化の実現の権利）に配慮しなければならない。</p> <p>透明性の確保は、森林利用事業許可（PBPH）地域内の識別及び紛争解決フローチャートに係るガイドラインの規定に基づいて作成した森林利用事業許可（PBPH）地域内の地域共同体による地域管理のフローチャートである。</p>	4.1.1. 先住民及び地域社会の存在並びに基本的権利を特定するための手順の利用可能性及び参加型境界マーキングを含む作業領域の描写。	1	<p>次の事項を含む完全に文書化された手順が利用できる。</p> <p>1) 慣習法上の共同体及び地域社会の存在と基本的権利を特定する活動。そして</p> <p>2) 参加型の慣習法上の共同体及び地域共同体の境界の線引き及び標識。ただし、ガイドライン、技術的又は法的規定には言及していない。</p>	<p>次の事項を含む完全に文書化された手順が利用できる。</p> <p>1) 先住民族及び地域社会の存在と基本的権利を確認する活動。そして</p> <p>2) 参加型の慣習法上の共同体及び地域共同体の境界の線引きと標識。ただし、その全てが技術ガイドラインや法的規定を参照しているわけではない。</p>	<p>次の事項を含む完全に文書化された手順が利用できる。</p> <p>1) 慣習法上の共同体及び地域社会の存在と基本的権利を特定する活動。そして</p> <p>2) 参加型の慣習法上の共同体及び地域共同体の境界の線引き及び標識。技術的なガイドライン又及び法的規定を参照する。</p>

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員) の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.1.2. 先住民及び地域社会の存在及び基本的権利の特定を調査した結果の記録の利用。	1	実施された作業計画の目標に基づく先住民族及び地域社会の存在と基本的権利の特定結果に係るデータと情報を含む完全な記録があるが、手順には基づいていない。	技術的ガイドライン及び法令の規定に言及していない手順に基づいて実施する作業計画の目標に従って、先住民族又は地域社会の存在並びに基本的権利の識別の実施結果に係るデータ及び情報を含む完全な記録がある。	技術ガイドライン、法律及び規制の規定を参照する手順に基づいて実施した作業計画の目標に従って、先住民族、地域社会の存在又は基本的権利を特定する実施結果に係るデータ及び情報を含む完全な記録の利用が可能である。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.1.3. 慣習法共同体及び地域共同体により管理されている森林利用事業許可 (PBPH) 地域における参加型境界マーキングの描写と実施の結果。	2	慣習法上の共同体お及び地域共同体により管理される森林利用事業許可 (PBPH) 地域における参加型境界マーキングの線引きとその実施の結果が手順に基づいていない。	慣習法上の共同体が管理する森林利用事業許可 (PBPH) 地域における参加型境界標示の線引きとその実施の結果は、作業計画の目標の50%以上80%未満であり、実施と手順に基づいた完全な記録の裏付けがある。	慣習法上の共同体及び地域共同体が管理するPBPH 地域における参加型境界線作成及び境界標示の実施の結果は、作業計画の目標の少なくとも80%を達成しており、実施及び手順に従った完全な記録により裏付けている。
4.2. 体系的で測定可能な紛争解決及び紛争解決実施システムの利用可能性	生産林の森林利用事業許可 (PBPH) 所持者は、適用される規制を参照し、定期的に報告される紛争解決システムを備えている必要がある。 紛争解決システムは、森林利用事業許可 (PBPH) の所有者により開始され、紛争管理に使用される当事者による合意がなければならない。	4.2.1潜在的な紛争解決フローチャートが利用可能。	2	紛争解決フローチャートの結果に係る報告はあるが、全ての潜在的な紛争をカバーせず、かつ、規制規定に基づき作成されていない又は6か月ごとに定期的に報告していない。	紛争解決フローチャートの結果に係る報告はあるが、全ての潜在的な競合をカバーしているわけではない。法的規定に基づいて6か月ごとに定期的に報告している。	あらゆる潜在的な紛争を網羅する紛争解決フローチャートの結果に係る報告を法的規定に従って作成し、6か月ごとに定期的に報告している。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.2.2. 紛争解決メカニ ズムが整備されてい る。	1	既存の潜在的な紛 争を全て受け入れ ているが、当事者 に周知されていな い手順による紛争 解決メカニズムが ある。	既存の紛争の可能性を全て受け 入れて一般化しているが、当事 者により合意されていない手続 きでの紛争解決メカニズムがあ る。	当事者が存在し、合意した 全ての潜在的な紛争に対応 した手続きによる紛争解決 メカニズムがある。
		4.2.3. 資金提供を受け た紛争解決機関の 存在。	1	紛争の解決は機関 により対応できる が、当事者は関与 していない。	当事者間の紛争解決を担当する 機関は、各当事者の役割が明確 に定められているが、法令の規 定に基づき紛争解決の段階に応 じて配分されるニーズに応じた 資金提供により支えられていな い。	紛争解決を処理する機関 は、法的規定に基づいて紛 争解決の段階に応じて割り 当てられ、ニーズに応じた 資金により支援され、各当 事者の明確な役割を持つ当 事者の関与により利用可能 である。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.2.4. 紛争解決フローチャートの識別結果に基づいた紛争解決計画の作成	1	利用可能な紛争解決計画はあるが、まだ紛争解決フローチャートの結果に基づいていない。	紛争解決計画は、紛争解決フローチャートの結果に基づいて利用可能であり、少なくとも、明確な目標（前年度に達成されなかった目標を含む）、タイムライン、資源の割当て（人事及びコスト）、作業メカニズム、モニタリング及び評価が含まれている。しかし、その準備に関係者は関与していない。	紛争解決計画は、紛争解決フローチャートの結果に基づいて利用可能であり、少なくとも明確な目標（前年度に達成されなかった目標を含む）、タイムライン、資源の割当て（人事及びコスト）、作業メカニズム、モニタリング及び評価が含まれる。その準備には、関係者が関与している。
		4.2.5. 文書化された紛争処理規程の制定及び実施。	2	現場での紛争管理の実施は、紛争管理計画の平均50%以下であり、文書化され、管轄当局に報告している。	現場での紛争管理の実施は、紛争管理計画の平均51～79%であり、文書化され、管轄当局に報告している。	現場での紛争管理の実施は、紛争管理計画の平均80%以上に達し、文書化され、管轄当局に報告している。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
4.3. 当事者間利益の 公平な分配メカニ ズムの利用可能性 と実施	生産林の森林利用事業 許可 (PBPH) 所有者 の活動は、地域の潜在 力に応じた森林ベース の活動とその他の持続 可能な生産的な経済活 動の両方で、慣習共同 体又は地域社会の経済 活動と利益を増加させ なければならない。	4.3.1.森林利用事業許 可 (PBPH) 所有者 による森林資源 (SDH) 管理活動に 関与、依存及び影響 を受ける慣習共同体 又は地域共同体に係 るデータ及び情報の 利用可能性。	1	森林利用事業許可 (PBPH) 所有者に よる森林資源 (SDH) 管理活動 に関与、依存又は 影響を受ける慣習 法上の共同体及び 地域共同体に係る データと情報は利 用可能であるが、 不完全である。	森林利用事業許可 (PBPH) 所有者によ る森林資源 (SDH) 管理活動に関与し、 依存し又は影響を受 ける慣習法上の共同 体及び地域共同体に 係る利用可能なデー タと情報がある。こ れらは完全ではある が、過去5年間更新 していない。	過去5年間に完了及び更新 された、森林利用事業許可 (PBPH) 所有者による森林 資源 (SDH) 管理活動に関 与し、依存し、影響を受け る慣習法上の共同体及び地 域共同体に係る利用可能な データと情報がある。
		4.3.2. 先住民及び地域社 会の生産的な経済活 動を増加させるため のメカニズムの利用 可能性。先住民又は 地域社会の生産的な 経済活動を増加させ るためのメカニズム の利用可能性。	1	伝統的な法律上の 共同体や地域共同 体の参加と生産的 な経済活動を促す ために利用できる メカニズムはある が、それらが完全 ではない。	共同体への参加と生 産的な経済活動を促 すための完全なメカ ニズムが利用可能で あり、伝統的な法律 上の共同体や地域コ 共同体で一般化され ている。	共同体の参加と生産的な経 済活動を促すための完全な メカニズムがあり、伝統的 な法律上の共同体や地域共 共同体から承認を得ている。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.3.3. 先住民及び地域社会の生産的な経済活動を促進するための努力を含む森林利用事業許可 (PBPH) 所持者の計画文書の存在	1	伝統的な法律上の共同体や地域共同体の生産的な経済活動を促す活動に係る森林利用事業許可 (PBPH) 所持者の計画文書があるが不完全である。	伝統的な法律上の共同体や地域共同体の生産的な経済活動を促す活動に係る森林利用事業許可 (PBPH) 所持者の計画文書がある。しかし、これは完成しているが、まだ共同体の要望に対応していない。	伝統的な法律上の共同体及び地域共同体の生産的な経済活動を促す活動に係る森林利用事業許可 (PBPH) 所持者の共同体の要望に対応した完全な計画文書がある。
		4.3.4. 森林資源 (SDH) 管理及びその他の持続可能な生産的経済改善を通じて、先住民又は地域社会の生産的な経済活動を強化するための活動を実施。	2	森林資源 (SDH) 管理やその他の持続可能な生産性の経済改善を通じて慣習法上の共同体及び地域共同体の生産的な経済活動を強化する活動の実施は、計画の30%以下であり、記録が入手可能であるが現場又は現場で適切であると証明できる記録は入手可能であるが、現場で適切さが証明できない。	森林資源 (SDH) やその他の持続可能な生産性の経済改善を通じて、先住民又は地域社会の生産的な経済活動を強化するための活動の実施は、計画の31~50%に達し、記録が利用可能で現場で適切さが証明できる。	森林資源 (SDH) やその他の持続可能な生産的経済の改善を通じて、先住民又は地域社会の生産的な経済活動を促す活動の実施は、計画の50%を越えており、記録が利用可能で、現場で適切さが証明できる。コミュニケーション、協議、調整フォーラム及び優先プログラムを通じて、影響を受ける村落共同体又はその他の関係者が関与する手順を含む共同体の必要性並びに社会的環境的責任プログラムを特定した結果により合意されている。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
				(5)	(6)	(7)
(1)	(2)	(3)	(4)			
4.4. 適用される法律及び規制に従った企業の社会的責任の遂行。	政府から森林地帯に所在する許可所持者に譲歩を与えることは、許可所持者が慣習法上の共同体又は地域社会を、当事者の権利と義務を比例的かつ責任を持って考慮した森林地域の管理に公正かつ平等に含めることに影響を与える。	4.4.1. 森林利用事業許可（PBPH）所持者の共同体のニーズと社会的及び環境的責任プログラムを特定する。	2	<p>共同体の必要性及び社会的環境的責任プログラムの特定の結果は、プロセスに影響を受ける村の共同体その他の関係者が関与しないものであり、コミュニケーション、協議又は調整フォーラムを通じて利用できる。コミュニケーション、協議及び調整フォーラムを通じて、影響を受ける村落共同体やその他の関係者を関与させないプロセス又は共同体の必要性を特定した結果は利用可能であるが、環境影響調査（AMDEL）プログラムの一部には影響を受ける村落共同体その他の関係者が関与していない。</p>	<p>共同体の必要性と社会的環境的責任プログラムの特定の結果が利用可能であり、そのプロセスには影響を受ける村落共同体その他の関係者が関与し、コミュニケーション、協議又は調整フォーラムを通じて行われているが、優先プログラムについてはまだ合意されていない。</p> <p>共同体の必要性と社会的環境的責任プログラムの特定の結果が利用可能であり、そのプロセスには影響を受ける村落共同体その他の関係者が関与し、コミュニケーション、協議又は調整フォーラムを通じて行われるが、優先プログラムはまだ合意されていない。</p>	<p>共同体の必要性と社会的環境的責任プログラムを特定した結果が入手可能であり、そのプロセスには影響を受ける村落共同体その他の関係者が関与し、コミュニケーション、協議又は調整フォーラムを通じて優先プログラムが合意されている。</p>

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員) の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.4.2.規定に基づいた森林利用事業許可 (PBPH) 所持者のための社会的環境的責任作業の計画文書の利用可能性。	1	社会的環境的責任の作業計画文書は利用可能であるが、識別結果に基づいていない	社会的環境的責任の作業計画文書は利用可能だが、特定の結果に基づいていない。社会的環境的責任の作業計画文書が利用可能で、いくつかの優先プログラム、明確な目標、人的資源による支援及び森林利用事業許可 (PBPH) のための基盤と予算が含まれ、結果に基づいている。 いくつかの優先プログラム、明確な目標、人的資源による支援、森林利用事業許可 (PBPH) のための基盤と予算を含み、特定の結果に基づく社会的環境的責任作業計画文書がある。	全ての優先プログラム、明確な目標、人材支援、森林利用事業許可 (PBPH) 基盤及び予算を網羅し、特定の結果に基づく社会的環境的責任の作業計画文書がある。 全ての優先プログラム、明確な目標、人的資源支援、森林利用事業許可 (PBPH) 基盤と予算を網羅し、特定の結果に基づく社会的環境的責任の作業計画文書がある。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.4.3. 森林利用事業許可 (PBPH) 所持者による社会的環境的責任を遂行するメカニズムの利用可能性。	1	森林利用事業許可 (PBPH) 所持者による社会的環境的責任を遂行するメカニズムがあり、標準作業仕様書 (SOP) の形式で全ての優先プログラムの実施を保証するが、規定に基づいた当事者の義務と責任が含まれていない。	森林利用事業許可 (PBPH) 所持者による社会的環境的責任を遂行するメカニズムがあり、標準作業仕様書 (SOP) の形式で規定に基づいて当事者の義務と責任を含む全ての優先プログラムの実施を保証するが、当局からの承認を受けていない。	森林利用事業許可 (PBPH) 所持者による社会的環境的責任を遂行するメカニズムがあり、標準作業仕様書 (SOP) の形式で規定に基づいて当事者の義務と責任を含む全ての優先プログラムの実施を保証し、当局からの承認を受けている。
		4.4.4. 森林利用事業許可 (PBPH) 所持者による優先社会的環境的責任を遂行するプログラムの普及活動。	2	プログラム対象の共同体に対する社会的環境的責任を遂行するプログラムの一部だけが普及している。	対象共同体に対する全ての社会的環境的責任を遂行するプログラムは普及しているが、社会化プロセスと結果の証拠の一部しか文書化していない。	対象共同体に対する全ての社会的環境的責任を遂行するプログラムが普及しており、社会化プロセスと結果の全ての証拠を完全に文書化している。
		4.4.5. 森林利用事業許可 (PBPH) 所持者による社会的環境的責任の遂行の実現。	2	現場で証明できる社会的環境的責任の実現は、計画の60%未満である。	現場で証明できる社会的環境的責任の実現は、計画の60%以上80%未満の範囲であり、完全な文書によりサポートし、管轄機関に報告している。	現場で証明できる社会的環境的責任の実現は、計画の80%を超え、完全な文書によりサポートし、管轄機関に報告している。

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
4.5. 労働福祉の保護、発展及び改善。	許可証所持者は、労働福祉の保護、発展及び改善の側面に注意を払う必要がある。	4.5.1. 労使関係施設の利用可能性。	1	<p>森林利用事業許可（PBPH）所持者は、次の法的労使関係文書だけを所持している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働者・労働組合又は結社の自由に係る方針。 起業家団体の会員資格。 二者連携機関（職員数要件を満たしている場合）。 社内規程・共同作業協定書。 労働法及び規制。 	<p>森林利用事業許可（PBPH）所持者は、少なくとも次の内容からなる法的、かつ、完全な労使関係文書を所持している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働者・労働組合又は結社の自由に係る方針。 起業家団体の会員資格、 二者連携機関（職員数要件を満たしている場合）。 社内規程・共同作業協定書。 ただし労働規制には、労使関係紛争を解決するための合意されたメカニズムない。 	<p>森林利用事業許可（PBPH）所持者は、少なくとも次の内容からなる法的、かつ、完全な労使関係文書を所持している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働者・労働組合又は結社の自由に係る方針。 起業家団体の会員資格。 二者連携機関（職員数要件を満たしている場合）。 社内規程・共同作業協定書。 労働法と規制及び労使関係紛争を解決するための合意されたメカニズムがある。

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.5.2. 標準的なキャリアパス方針の導入。	1	コンピテンシー（知識、スキル、勤務態度）に基づいた標準的なキャリアパス方針の利用が可能であり、キャリアパスの増加率の実現が50%未満である。	コンピテンシー（知識、スキル、勤務態度）に基づいた標準的なキャリアパス方針の利用が可能であり、キャリアパスの増加率の実現が50%以上80%未満の範囲である。	コンピテンシー（知識、スキル、勤務態度）に基づいた標準的なキャリアパス方針の利用が可能であり、キャリアパスの増加率の実現が80%を超えている。
		4.5.3. キャリアパスを支援するコンピテンシー開発。	2	人的資源のコンピテンシー開発計画文書は、次の場合に利用できる。	人的資源のコンピテンシー開発計画文書は、次の場合に利用できる。	人的資源のコンピテンシー開発計画文書は、次の場合に利用できる。
				1. キャリアレベルでのコンピテンシーの達成及び 2. プロモーションのニーズと実現率が50%未満。	1. キャリアレベルでのコンピテンシーの達成及び 2. プロモーションのニーズと実現率が50%以上80%未満。	1. キャリアレベルでのコンピテンシーの達成及び 2. プロモーションのニーズと実現率が80%以上。
		4.5.4. 従業員の福利厚生の実現。		賃金、福利厚生、健康保険、社会保障への参加及び従業員の施設に係る方針はあるが、基準に従って実施していない。	賃金政策、健康保険及び社会保障の雇用手当並びに従業員向け施設はあるが、その全てを基準に従って実施していない。	賃金政策、健康保険及び社会保障の雇用手当並びに従業員向け施設はあるが、その全てを基準に従って実施している。

附属資料1.2. 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

保全林における森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準

検討結果指標	補足説明	評価ツール（検査員）の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
前提条件						
1.1. 森林利用事業許可（PBPH）の保全林地域又は経営権の 確実性	森林利用事業許可（PBPH）の保全林保有者の土地利用、地域空間計画及び森林利用に係る経営権保有者の面積の確定は、利用する地域の確実性を保証する。 境界設定作業は、その地域の存在を確認するための共同体、他の土地利用者、関連機関による森林利用事業許可（PBPH）保全林又は経営権の保有者の義務である。 境界標識は、境界内の地域が森林利用事業許可（PBPH）保護森林又は経営権により管理されているというメッセージを与える特定の座標で、標識はフィールドに物理的な境界を宣言するための規定に基づく特定の大きさである。	1.1.1. 法的文書（森林利用事業許可（PBPH）法令の附属書のフローチャート又は経営権）及び境界管理文書（境界計画、技術監督（TBT）作業指示書、技術監督（TBT）レポートブック、技術監督（TBT）の境界確定議事録（BATB）の利用。	1	附属書のフローチャートと境界管理が利用できない。	附属書のフローチャートと境界管理は、実際の境界確定に対応できない場合がある。	附属書のフローチャートが利用可能で、実際の境界確定の状況に応じた完全な境界管理ができる。

検討結果指標	補足説明	評価ツール（検査員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い） (5)	2（中庸） (6)	3（良い） (7)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		1.1.2. 境界確定議事録（BATB）とその保管。	2	現場での境界確定処理が未実施（境界確定実施率0%）。	作業指示に基づき現場に境界線を導入したが、まだ100%に達していない又は 境界確定は100%に達しているが、維持活動がなされていない。	境界確定は、発行された作業指示書（境界報告書の作成と提出まで）に完全に準拠しており、作業エリアの境界の維持活動を実行している。
		1.1.3. 地域及び作業区域の機能の変更に係る許可所持者の行動（機能に変更がない場合は適用外）	1	森林地域の機能に変化が生じた後、森林利用事業実施計画（RKUPH）の改訂によるフォローアップが行われていない又は作業領域のサイズに変更があり森林利用事業実施計画（RKUPH）の改訂が行われたが、境界ガイドラインの要求が提出されていない若しくは森林利用事業実施計画（RKUPH）の改訂していないにもかかわらず、境界ガイドラインの要求が提出されている。	森林地域の機能に変化があり、森林利用事業実施計画（RKUPH）を改訂しているが、承認されていない又は作業領域のサイズに変化があった後、 a. 森林利用事業実施計画（RKUPH）は改訂したが、まだ承認されていない。 b. 境界ガイドラインの改訂は要求されているが、まだ承認していない。	森林地域の機能に変化があったため、森林利用事業実施計画（RKUPH）の改訂を行い、承認された又は作業領域のサイズに変化があった後、 a. 森林利用事業実施計画（RKUPH）を改訂し、承認した又は b. 承認された境界ガイドラインが利用できる。

検討結果指標	補足説明	評価ツール（検査員）の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		1.1.4. 環境林業省（KLHK）の許可手順を経ない許可エリア又は作業エリアの使用（使用がない場合は適外）	1	環境林業省の許可制度の範囲外で許可された区域又は作業区域が使用されており、対応作業が行っていない。	環境林業省の許可制度の範囲外で許可された区域又は作業区域が使用されており、記録、文書化及び関連機関への報告を行いながら追加の調査を行っている。	許可制度の範囲外で許可された区域又は作業区域が使用されており、次のような追加作業が行われている。 a. データを収集し、文書化し、関連機関に報告する。 b. 影響をモニタリングし、対応活動に積極的に参加している。
		1.1.5. 保安林管理許可（PBPH HL）又は経営権による作業領域の制御	2	作業領域の制御は、森林利用事業許可（PBPH）作業領域の50%未満。	作業領域の制御は、森林利用事業許可（PBPH）作業領域の50～79%。	作業領域の制御は、森林利用事業許可（PBPH）作業領域の80%以上。
1.2. 森林利用事業許可（PBPH）保全林所有者のコミットメント及び経営権。	森林利用事業許可（PBPH）保全林及び経営権を有する企業のビジョン、使命、目的及び森林利用事業許可（PBPH）森林保有者によるそれらの実施に係る声明。持続可能な森林利用を実施するための保護と適切な管理。	1.2.1. 持続可能な森林経営（PHL）に基づく会社のビジョン、使命及び目標に係る文書の存在及び普及の実施。	1	ビジョンと使命に係る文書が利用できない。	文書化したビジョンと使命は利用可能で合法であるが、持続可能な森林経営（PHL）の枠組みに適合せず、社会化は許可所持有者レベルで実行された証拠（イベント議事録）が存在する。	文書化したビジョンと使命は、合法で持続可能な森林経営（PHL）枠組みに適合して利用可能であり、許可所持有者、許可されたパートナー、地域共同体のレベルでの交流を実施し、その証拠（イベント議事録）が存在する。

検討結果指標	補足説明	評価ツール（検査員） の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		1.2.2. 会社のビジョン、使命、目標の実施	2	持続可能な森林経営（PHL）の枠組みに従った森林利用事業許可（PBPH）の見通しと使命及び経営権の実行が70%未満。	森林利用事業許可（PBPH）の見通しと使命及び70～90%の持続可能な森林経営（PHL）枠組みに沿ったマネジメント権限の執行又は、持続可能な森林経営（PHL）の枠組みにそぐわない森林利用事業許可（PBPH）の見通しと使命の実施が90%を超えている。	90%を超える持続可能な森林経営（PHL）枠組みに従った森林利用事業許可（PBPH）の見通しと使命及び経営権の実施。
1.3. 持続可能な森林経営活動を支援するために、必要に応じて林業専門家やその他の有資格者を雇用する森林管理組織。	持続可能な森林経営を実現するためには、十分な森林専門家等を雇用した森林利用事業許可（PBPH）や経営権体制が必要。	1.3.1. 持続可能な森林経営の実施を保証する森林経営組織の活用。	2	組織構造と職務内容が持続可能な森林経営（PHL）の枠組みに準拠していない。	持続可能な森林経営（PHL）の枠組みに基づく組織構造と職務内容は用意されているが、取締役会により承認されているのは一部のみ。	持続可能な森林経営（PHL）の枠組みに準拠した組織構造と職務内容があり、取締役会により承認されている。

検討結果指標	補足説明	評価ツール（検査員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		1.3.2. 規定に基づく森林経営活動の各分野における林業専門人材（林学卒業生、林業中級技術者、その他の技術者）の配置。	2	森林管理活動又は組織及び持続可能な森林経営（PHL）の分野における林業専門技術者（林業学士、林業中級技術者その他の技術者）の充足率が計画文書に記載しているニーズの70%未満。	森林管理活動又は組織及び持続可能な森林経営（PHL）の分野における林業専門技術者（林業学士、林業中級技術者その他の技術者）の充足率が計画文書に記載されているニーズの70%以上であるが、合法性文書（任命又は割当て及び配置）に記載している各活動分野に均等に分散していない	森林管理活動又は組織及び持続可能な森林経営（PHL）の分野における林業専門技術者（林業学士、林業中級技術者その他の技術者）の充足率が計画文書に記載されているニーズの70%以上であり、合法性文書（任命又は割当て及び配置）に記載している各活動分野に均等に分散している。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		1.3.3. 人事能力の 向上.	2	林業専門家（林業学士、林業中級 技術者その他の技術者）などの能 力向上の実施は、計画文書に記載 した計画の50%未満。	林業専門家（林業の学士、林 業中級技術者その他の技術 者）及びその他の分野の能力 向上の実施率は、計画文書に 記載している計画の50～70% の間で、合法性文書により証 明されている。	林業専門家（林業の学士、林業 中級技術者その他の技術者）及 びその他の分野の能力向上の実 現が計画文書に記載され、合法 性文書により証明されており、 計画の70%を超える実施がなさ れている。
		1.3.4. 林業専門家 （林業卒業 生、林業二次 技術者等）の 採用書類の利 用	1	林業専門家（林業学士、林業中級 技術者その他の技術者）は、会社 員としての専門スタッフ身分証明 書の形式の雇用関係文書又は林業 専門スタッフの法的文書（訓練証 明書、能力証明書）を所持してい る。	林業専門家（林業学士、林業 中級技術者その他の技術者） は、次の雇用文書を所持して いる。 1. 専門スタッフの社員とし ての立場を文書化した文 書。 2. 林業専門家向けの法的文 書（訓練証明書、能力証 明書、配属辞令など）。	林業専門家（林業学士、林業 中級技術者その他の技術者） は、次のような雇用文書を所 持している。 1. 会社の従業員としての職 業上のステータス文書。 2. 林業専門家の合法性に係 る文書（訓練証明書、能 力証明書、配属辞令な ど）。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1.4. 定期的なモニタリングの実施を計画するための能力とメカニズム、定期的な報告、評価、及び森林利用事業（PBPH）の保全林活動の進捗状況に係るフィードバックの提示又は森林利用事業（PBPH）保全林の所持者及び経営権。	<p>環境（生態学的）、社会的、経済的（生産）機能を含む森林保護及び利用機能の持続可能性に向けた森林利用次号許可（PBPH）保全林保有者又は森林経営権の管理方針は、適切な人材が所有及び支援する全ての管理情報システムデバイスから特定できる。</p> <p>地域に応じた監視及び管理システムの利用可能性及び意思決定メカニズムの明確さにより、各組織単位（計画、生産、コーチング、環境及び社会管理並びに支援作業の単位）の意思決定を同期できる。</p> <p>オンラインで提出される定期的な活動の報告は、法令が規定する生産林利用事業許可（PBPH）所持者の義務である。</p>	1.4.1. 経営情報システム機器の存在	2	管理情報システムのデバイスがない又は使用可能な経営情報システムツールを効果的に設置していない	まだ情報技術に基づいていないが、設置している効果的な経営情報システムツールがある。	情報技術ベースの管理情報システムツールが利用可能で、効果的に設置している。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査員）の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		1.4.2. 内部統制組織（SPI）又は 内部監査役の存在とその有効 性	1	内部統制組織（SPI） 組織又は内部監査役 がない。	内部統制組織（SPI）又は内部 監査組織はあるが、効果的な 活動が実施できるような導入 がなされていない。	内部統制組織（SPI）又は 内部監査組織を設置し、効 果的に運営し、活動の実施 を管理している。
		1.4.3. モニタリングと評価の結 果に基づいた是正措置と予防 措置の実施。	2	監視、評価の結果に 基づく是正措置及び 予防措置が存在しな い又は内部統制組織 （SPI）の監視及び評 価結果が利用できな い。		モニタリング及び評価の結果 に基づき、あらゆる是正措置 と予防措置を実施する。
		1.4.4. 環境林業省等に所属する 運用許可を運用する実施要員 の存在及び記入の遵守（情報 システムがまだ利用できない 場合は適用外）。	2	環境環境省その他の 機関により義務づけ られている全ての経 営情報システムの担 当者の配置が取締役 会による任命ではな い。	環境環境省その他の機関によ り義務づけられている全ての 経営情報システムの担当者の 配置が規定に定める報告の実 施を遵守していない。	環境環境省等に報告する全ての 経営情報システムの担当者を取 締役会で任命し、規定に基づい て遅滞なく報告している。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1.5. 無料の事前情報提供 (PADIATAPA)	森林利用事業許可 (PBPH) 保全林又 は森林利用の取り 組みに関連して経 営権所持者が実施 する活動は、先住 民族の慣習的権 利、土地、領土又 は森林資源に影響 を与える全ての行 動について、事前 の情報に基づいて 強制せずに同意を 与えなければならない。	1.5.1. 理解、関与、プ ロセスの記録、内 容の普及の強化に よる森林利用事業 活動計画の承認。	2	計画されている利用 事業活動並びに地域 社会の利益や権利に 影響を与える活動の 実施及び修正（該当 する場合）について 協議しているが、ま だ承認を得ていな い。	計画的利用事業活動及び地域 社会の権利に影響を及ぼす実 施又は修正（該当する場合） については、自由意志による 事前の情報に基づく情報によ り当事者の同意を得ている が、森林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権の合意を 得ているのは一部のみ。	計画的利用事業活動と、 地域社会の権利に影響を 及ぼす実施又は修正（該 当する場合）について は、自由意思による事前 の情報に基づいた当事者 の同意を得て協議し、森 林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権に よる合意が履行されてい る。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
生産						
2.1. 持続可能な 森林経営にお ける長期作業 場の手配。	森林利用事業許可 （PBPH）事業の作業区 域又は保全林の経営権の 配置には、利用区域、年 次区域その他の中核区 域、施設及び基盤整備又 は開発並びにマルチビジ ネスの配置を含む。	2.1.1. 権限のある当局 職員が承認した長 期計画文書の完全 性	1	所轄官庁により承認 されたが、現場の状 況に合わず、改訂さ れていない長期計画 文書である。	長期計画文書は、権限のある 役人によって承認されたが、 不完全なものを利用している 又は、所轄官庁によって完全 に承認された長期計画文書は あるが、現場の状況に合致し ていないため改訂案で補って いる。	所轄官庁により承認さ れた長期計画文書は、 改訂（該当する場合） 部分を含めて完全であ る。
		2.1.2. 現場における作 業区域の配置と 長期計画との適 合。	2	作業区域の場所と 配置区域の適合性 が、長期計画文書 に対して50%以 下。	作業区域の場所と配置区域の 適合性が、長期計画文書に対 して50%を超から90%以下。	作業区域の場所と配置 区域の適合性が、長期 計画文書に対して90% を超えている。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		2.1.3. 利用区域と中核区域の境界の標識は、現場において明確に表示され、マッピングされ、メンテナンスされている（5%のサンプリング強度）。	1	林区の境界マークが現場ではっきりと見えない（50%未満）。	林区の境界マークが現場で部分的にしか表示していない（少なくとも50%）。	林区の境界を完全にマークし、現場で明確に目視できる。
2.2. 森林地域の利用、環境サービス、非木質林産物（HHBK）を収集するための保全林の持続可能な利用	保全林の持続可能性を維持するためには、森林の利用面積、環境サービスの規制、非木質林産物（HHBK）の収集が承認された計画文書に概要が掲げられている森林資源調査の結果に準拠していなければならない	2.2.1 森林資源調査の結果に基づいて開発された森林利用の可能性（森林利用面積、環境サービス及び非木質林産物（HHBK）の収穫）に係るデータがある。	1	森林利用事業許可（PBPH）森林資源調査又は潜在的な特定又は経営権の結果に基づき、潜在的な森林地域の利用、環境サービス又は非木質林産物（HHBK）収集に係るデータを持っているが、完全なサポートマップを備えていない。	森林資源調査又は潜在的な特定の結果に基づいた森林面積、環境サービス、非木質林産物（HHBK）の収集、森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の潜在的な利用に係るデータがあり、完全なサポートマップを備えているが、現場の条件により部分的に対応している。	森林資源調査又は潜在的な特定の結果に基づいた森林面積、環境サービス、非木質林産物（HHBK）の収集、森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の潜在的な利用に係るデータがあり、完全なサポートマップを備え、現場の条件に対応している。
		2.2.2. 計画書は、森林資源の利用可能量分析の結果に基づき準備されている。	2	各種森林利用事業活動における森林利用の水準の決定に使用する森林資源の利用可能量を測定した分析結果はあるが、計画書に記載されていない。	各種森林利用事業活動における森林利用の水準の決定に使用する森林資源の利用可能量を測定した分析結果はあるが、計画書に概説しているのはそのうちの一部にすぎない。	計画書に概説したあらゆる種類の森林利用事業活動における森林利用の水準を決定する森林資源の利用可能量を測定した分析結果がある。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
2.3. 保全林の持続可能性を確保するための森林利用事業活動の段階的实施。	林産物及びサービスから最適な利益を獲得し、保全林の保全を確保するための規定に基づき、地域又は環境サービスを利用するための事業活動並びに保全林における森林利用事業許可（PBPH）又は経営権による非木質林産物（NTFP）の収穫を段階的に実施する。	2.3.1. 森林利用事業の種類別活動の全ての段階に於ける標準作業手順書（SOP）の利用可能性。	1	森林利用事業を実施するための完全な標準技術手順書（SOP）があるが、ガイドラインや技術要件を満たしていない内容がある。	森林利用事業を実施するための完全な標準技術手順書（SOP）はあるが、技術指針や要求事項を満たさない内容がある。	森林利用事業の種類別に活動に係る完全な標準技術手順書（SOP）が用意されており、その内容は技術的なガイドラインや規定に完全に準拠している。
		2.3.2. 森林利用事業の種類別活動の全ての段階を作業手順書（SOP）に基づき実施している。	2	全ての森林利用事業の種類別の活動に係る標準技術手順書（SOP）をまだ利用していない。	森林利用事業活動の種類別に各標準技術手順書（SOP）を利用しているが、その利用が適切ではない。	森林利用事業活動の種類別に各標準技術手順書（SOP）を利用している。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール (検査員)の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		2.3.3. 保全林の機能が天然資源の再生力、復元力、修復力、再生産能力の水準別に、確実に維持されている。	2	全ての森林利用事業活動における再生産、再生又は回復を支援する活動の実現は、技術基準の規定に基づいているが、年間森林利用生業計画(RKTPH)又は年間技術計画(RTT)の60%未満を実施している。	全ての森林利用事業活動において、再生産、再生又は回復を支援する活動の実現は、技術基準の規定に従い、年間森林利用生業計画(RKTPH)又は年間技術計画(RTT)の60%以上90%未満を実施している	全ての森林利用事業活動における再生産、再生又は回復を支援する活動の実現は、年間森林利用生業計画(RKTPH)又は年間技術計画(RTT)の90%以上を実施している。
2.4. 保全林の活用における環境に優しい技術の適用と活用.	汚染及び環境破壊を軽減又は防止し、森林利用の取り組みの有効性と効率性を高めるための、法的規制及びガイドラインに基づいた環境に優しい技術の利用と適用。	2.4.1. 森林利用事業における環境に優しい技術を導入するための手順の利用可能性。	1	環境調和型技術の適用に係る標準技術手順書(SOP)は、策定された森林利用事業別に法令及びガイドラインに基づいて公開しているが、標準技術手順書(SOP)全体における地域の生物の物理学的社会的条件の特性を考慮した内容ではない。	環境調和型技術の適用に係る標準技術手順書(SOP)は、策定された森林利用事業別に法令及びガイドラインに基づき作成しており、その内容の一部又は全てにおいて、地域の生物の物理学的社会的条件の特性の一部を考慮している。	環境配慮型技術の適用に係る標準技術手順書(SOP)は、策定された森林利用事業別に法令及びガイドラインに基づき作成しており、その内容は標準技術手順書(SOP)全体において地域の生物物理学的社会的条件の特性を考慮している。.

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		2.4.2. 森林利用事業 における環境配慮 技術の応用	2	環境配慮型技術に係る標準 技術手順書（SOP）の実施 は、現場での森林利用の取 組みの一部として実施して いる。	環境配慮型技術に係る標準技 術手順書（SOP）の実施は、 森林利用事業の種類に応じて 実施されているが、標準技術 手順書（SOP）の内容や段階 により未だ完了していない部 分がある。	環境配慮型技術に係る標準 技術手順書（SOP）は、森 林利用事業の種類に応じ て、活動の各段階で実施さ れている。
		2.4.3. 森林資源保護能 力の維持	2	森林植生被覆の初期の様相 を減少させない利用地域の 森林利用率は、設定された 目標の80%未満の実現によ り、造林、育林、修復若し くは保護又は植生の確保に 努めている。	森林利用率は、利用地域の森 林植生被覆の当初の様相を減 少する率ではなく、設定され た目標の80%から100%の実 現に向けて、造林、育林若し くは修復又は植生の保護及び 確保への努力がなされている。	森林利用率は、利用地域の 森林植生被覆の当初の様相 を減少させず、設定した目 標の100%を達成して、造 林、育林若しくは修復又は 植生の保護及び確保に努め ている。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
2.5. 承認された計画 文書に基づく保全 林利用の取組みか ら生じる物品又は サービスの結果の 実現。	保全林の利用（商品又はサー ビス）による結果の持続可能性 は、生産された製品が森林目録 の結果に基づいて作成された計 画文書（保全林の可能性の調査 又は特定）並びに森林資源の環 境適応能力測定分析及び有効 な基本地図に基づいている場合 に達成できる。	2.5.1. 年間森林利 用施業計画 （RKTPH）又は 年間技術計画 （RTT）文書 は、承認された 年間森林利用施 業計画 （RKTPH）又は 持続森林規制計 画（RPKH）及び 森林目録の結果 に基づき作成さ れている。	1	年間森林利用施業計 画（RKTPH）又は 年間技術計画 （RTT）文書は評価 期間中に完成してい るが、承認された年 間森林利用施業計 画（RKTPH）又は年 間技術計画（RTT） 及び現場の資源蓄積 の結果と一致してい ない。	年間森林利用施業計 画（RKTPH）又は年 間技 術計画（RTT）文書は 評価期間中に完成し ているが、承認された年 間森林利用施業計 画（RKTPH）又は年 間技 術計画（RTT）及び現 場の森林資源蓄積の結 果に基づいているのは 一部だけである。	承認された年間森林利用 施業計画（RKTPH）又は 年間技術計画（RTT）文 書及び現場の森林蓄積量 の結果に基づいて評価期 間中に年間森林利用施業 計画（RKTPH）又は年 間技 術計画（RTT）文書を 完成させている。
		2.5.2. 作業用地図と 年間森林利用施業 計画（RKTPH） 又持続森林規制計 画（RPKH）の地 図との整合性。	1	作業地図内の事業 利用に係る種類別 の活動場所の境界 が、各領域の機能 に係る情報を含む 年間森林利用施業 計画（RKTPH）又 は年間技術計画 （RTT）文書の地 図と一致しない。	新しい作業用地図にお ける事業利用の種類別 の活動場所の境界は、 各領域の機能に係る情 報を含む年間森林利用 施業計画（RKTPH）又 は年間技術計画 （RTT）地図に部分的 に準拠している。	作業地図における事業利 用の種類別の活動場所の 境界は、全て各領域の機 能の説明を含む年間森林 利用施業計画（RKTPH） 又は年間技術計画 （RTT）地図に基づいて いる。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		2.5.3.作業用地図と事業種別に業務活動に使用する場所の整合性	2	現場における森林利用事業活動の種類別の活動場所が作業地図と一致していない	新しい分野における森林利用事業活動の種類別の活動場所は、作業地図に一部準拠しており、作業標識又は情報板が完成している。	現場での森林利用事業活動の種類別の活動場所は、作業地図に基づいており、作業標識又は情報板が設置されている。
		2.5.4. 短期計画文書に基づいて製造した製品、商品又はサービスの適合性	2	森林利用事業活動から得られる製品、商品及びサービスは、年間森林利用施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT）の50%以下を実施。	森林利用事業活動から得られる製品、商品及びサービスは、年間森林利用施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT）の50%を超え80%未満の範囲で実施。	森林利用事業活動から得られる製品、商品及びサービスは、年間森林利用施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT）の80%以上の範囲で実施

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
2.6. 森林利用事業許可（PBPH）保全林又は経営権所持者の森林利用事業活動に資金を提供する財務能力。	森林資源の持続可能な利用を実現するためには、「保安林利用財務報告指針」に基づく会計処理に則り、森林利用事業活動を行う財務力と資金条件が必要となる。	2.6.1. 財務余力の有無については、「保安林利用財務報告ガイドライン」に基づき作成された財務管理報告書（公認会計士の監査を受けたもの）に基づき判断する。	1	前事業年度の有価証券報告書に対する会計事務所の意見及び注記に意見を表明していない（TMP）又は、意見の否認（TW）若しくは反対意見がある又は中小企業においては規定に基づく財務諸表を作成していない。	前会計年度の財務諸表に係る会計事務所の意見若しくは注記が例外なく合理的又は前会計年度の財務報告書に係る会計事務所の意見若しくは注記が、従業員福利厚生及びパラメータに関連する例外を除いて合理的である： 流動性：100～150%、 支払能力：100～150%若しくはその内の一つが100%未満、 収益性：プラス 又は 中小企業は、 流動性パラメータ：100～150%又はその内の一つが100%未満、 収益性：プラス の規定に基づいて作成した財務報告書を作成している。	前会計年度の財務報告書に対する会計事務所の意見・注記は、例外やパラメータがなく合理的である 流動性：150%超。 支払能力：150%超え。 収益性：プラス。 又は 中小企業は、 流動性：150%超 支払能力：150%超 収益性：プラス というパラメータの規定に基づいて作成した財務報告書を備えている。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		2.6.2. 比例的な資金配分の実現 （注：不可抗力の状況又は企業予算執行計画（RKAP）に概説されている資金配分の比例方針の変更に より100%を超える実施があった場合、ギャップは100%とみなす）。	1	各種類の森林利用事業活動の各活動分野（計画、林産物の利用又は収集の実施、森林の保護と安全）に対する資金配分の実施が少なくとも60%未満である。	各種類の森林利用事業活動の各活動分野（計画、林産物の利用及び収集の実施、森林の保護と安全）に対する資金の実際の配分は、少なくとも60%を超え80%未満の範囲である。	森林利用事業活動の種類別に、活動分野（林産物の利用・収集の計画、実施、森林の保護・確保）に対する資金配分の実施率が80%以上である。
		2.6.3. 森林に投資（返還）した資本。	2	森林開発活動（播種、植林、維持）、研究の開発、森林資源の保護と安全確保のための資本の実施が計画額の60%未満。	森林開発活動（播種、植林、維持）、研究開発、森林資源の保護と安全確保のための資本の実施が計画額の60%以上79%以下。	森林開発活動（播種、植林、維持）、研究開発、森林資源の保護と安全確保のための資本の実施が計画額の80%以上。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
エコロジー						
3.1. 保全林の機能 と状態の実態 及び安定性	高保全価値地域 （ABKT）の存在を 考慮した保全林の 利用において、水 管理の調整、洪水 の防止、侵食の制 御、海水の侵入防 止、土壌肥沃度の 維持その他の生命 維持システムを保 護する保全林機能 が達成できる。	3.1.1. 保全林利用事業 許可（PBPH）地域 における高保全価 値地域（ABKT）の 種類及び経営権に 係る情報が利用で きる。	1	保全林利用事業許 可（PBPH）及び経 営権には、高保全 価値地域（ABKT） 種類の存在に係る 情報がない。	保全林利用事業許可 （PBPH）及び経営権に は、環境文書、計画文書 （短期又は長期）又は地区 付きの識別結果に高保全価 値地域（ABKT）種類の存 在に係る情報があるが、地 域及び位置の情報が不完 全。	保全林利用事業許可（PBPH）及 び経営権には、環境文書、計画 文書（短期又は長期）又は全ての 作業地域と位置に係る情報を含む 地図を伴う識別結果の中に、高保 全価値地域（ABKT）種類の存 在に係る情報が含まれている。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.1.2. 森林利用事業 許可（PBPH）地 域の閉鎖条件及び 保全林使用に係る 経営権。	1	初期ベースライン：森 林利用事業許可 （PBPH）地域及び経 営権地域の保全林の森 林植生は減少していな い。	森林利用事業許可（PBPH）地 域及び経営権地域の保全林に おける森林植生の初期状態に 減少がなく、修復努力が行わ れてきたが、その結果は土地 被覆面積の増加として確認で きない。	森林利用事業許可（PBPH）地域 及び経営権地域の保全林にお ける森林植生の初期状態に減 少がなく、修復努力が行われ、 その結果、土地被覆面積の増 加が確認できる。
		3.1.3. 高保全価値地域 （ABKT）の存在を 示す標識。	2	高保全価値地域 （ABKT）の場所は識 別地図に基づいている が、現場に常設する情 報板を設置していな い。	高保全価値地域（ABKT）の場 所は、識別地図に基づいてお り、現場の一部に常設の情報 板が設置されている。	高保全価値地域（ABKT）の場 所は識別地図に基づいており、 現場には常設の情報板が設置 されている。
		3.1.4. 高保全価値地域 （ABKT）の存在 を報告。	1	規定に基づいた環境管 理報告書及び定期報告 書は、全て関係機関に 提出されているが、そ の中に高保全価値地域 （ABKT）管理活動は 含まれていない。	規定に基づいた環境管理報告 書及び定期報告書は全て関係 機関に提出されているが、高 保全価値地域（ABKT）管理 活動の一部だけを記載してい る。	規定に基づいた環境管理報告書 及び定期報告書が全て関連機 関に提出されており、高保全 価値地域（ABKT）の全ての 管理活動を網羅している。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
3.2. 森林の保護 と保全	<p>森林資源は安全であり、人間の行為、森林火災、害虫、病気、家畜や動物、天然資源その他の阻害要因から保護されていなければならない。</p> <p>森林保護とは、先制的予防的抑圧的な活動を通じて森林の障害を制御する予防及び対策の取り組みをいう。</p> <p>森林保護の実施には、適用する規制を参照した質の高い手順の利用可能性、障害の種類に応じた基盤設備、組織と人的資源及び十分な資金によりサポートされなければならない。</p>	3.2.1. 森林地域への侵入、伐採、防火及び消火その他の特定できる種類別の阻害要因に対応できる適切な保護手順の利用。	1	森林保護及び保安手順が地域の侵入、伐採、火災予防及び消火により構成し、利用可能であり、その他の特定できる阻害要因がない。	地域への侵入、伐採、防火及び消火その他の特定された種類の阻害要因への対応で構成する完全な森林保護及びセキュリティの手順があももの、適用するガイドラインや規制を参照せずに部分的に準備している。	森林の保護と安全確保には、地域への侵入、伐採、防火及び消火その他の特定の阻害要因への対応で構成する完全な手順があり、該当するガイドラインや規定を参照して準備している。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.2.2. 規定に基づく 森林への阻害要因 防止インフラの利 用。	1	阻害要因から の影響による利 用の中断に対応 する基盤施設の 種類と数は、供 給量の50%未 満であり、適切 に機能していな い。	阻害要因に対応する基盤施設の種 類と数は、供給量の少なくとも50%で利 用可能であり、正常に機能しなければ ならない。 規定されていない生態系タイプの設 備の種類については、規定を参考にし た価値で生態系タイプの条件に合わせ て調整する。	阻害要因に対応する基盤施設の種 類と数は規定に基づいており、全て正常 に機能している。 規定されていない生態系タイプの 設備の種類については、規定を参考 にした価値で生態系タイプの条件に 合わせて調整する。
		3.2.3. 森林保護のた めの適切な人材の 確保が、テクノロ ジーの利用により 支えられている。	1	森林保護を担当 する人材は存在 するが、資格を 満たしていない 又は配置が不均 衡である。	森林保護を担当する資格を持った相 応の人材は存在するが、森林保護活 動において、テクノロジーを活用して いない。	森林保護活動を実行する資格を持 ち、テクノロジーを活用する森林保 護を担当する人材を適正に配置して いる。
		3.2.4. 先制的予防的 抑圧的森林保護 実施の効果	2	森林保護は実施 されているが、 文書化された手 順に従っていない。	森林保護は文書化された手順に基づ いて先制的予防的抑制的な措置を講 じて実施するが、発生する又は発生 する可能性のある阻害要因の種類に 応じた完全な記録が利用できない。	森林保護は文書化された手順に基づ き先制的予防的抑制的な措置を通じ て実施され、発生する又は発生する 可能性のある阻害要因の種類に応じ て完全な記録が利用可能であり、管 轄当局に報告している。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
3.3. 森林利用 による物理 的及び化学 的成分への 影響の管理 及びモニタ リング	森林利用活動では、B3廃棄物の管理を含めた物理的・化学的要素への悪影響への対応を考慮する必要がある。 環境文書によれば、負の影響には土壌の物理的・化学的品質の低下、侵食の増加、地盤沈下、堆積、河川の流量及び水質の低下並びに大気汚染又は（水質の）汚染が含まれる可能性がある。	3.3.1. 物理的・化学的要素への影響を管理又はモニタリングするための手順の利用。	1	物理的・化学的成分への影響を管理及び監視するための手順がある。 B3廃棄物の取扱いは、環境文書及び関連規定に基づいていない。	環境文書に基づいたB3廃棄物管理を含む物理的・化学的成分への影響を管理及び監視するための手順はあるが、関連規定に言及していない。	環境文書及び関連規定に基づいて、B3廃棄物管理を含む物理的・化学的成分への影響を管理及び監視するための手順がある。
		3.3.2. 適切な人材に支えられたB3廃棄物管理を含む物理的・化学的要素への影響を管理又はモニタリングするための基盤整備又は訓練施設の利用。	1	環境文書及び関連規定に基づいてB3廃棄物管理を含む物理的・化学的成分への影響を管理及び監視するための基盤又は機器の利用可能性はあるが、有能な人的資源による支援がなされていない。	環境文書及び関連規定に基づいてB3廃棄物管理を含む物理的・化学的成分への影響を管理及び監視するための基盤又は機器の利用可能性はあるが、不適切な人材による支援がなされている。	環境文書及び関連規定に基づいてB3廃棄物管理を含む物理的・化学的成分への影響を管理及び監視するための基盤又は機器の利用可能性があり、有能、かつ、適正に配置した人材による支援がなされている。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.3.3. 環境文書に従基 づくB3廃棄物管理 を含む物理的び化 学的要素への影響 の管理と監視の実 施。	2	B3廃棄物管理を含 む物理的・化学的成 分の影響の管理及びモ ニタリングの実施が 適切に記録されてい ない又は環境文書及 び関連規定に基づい ていない。	環境文書及び関連規定 に基づいて実施内容を 適切に記録している が、環境への影響は軽 減されないB3廃棄物の 管理を含む物理的・化 学的成分の影響の管理及 び監視を実施してい る。	環境文書及び関連規定 に基づいて実施内容を 適切に記録したB3廃棄 物の管理を含む、物理 的・化学的・成分への影響 の管理及び監視を実施 し、環境への影響の低 減に成功している。
3.4. 保護種、絶滅危 機種、希少種、 絶滅危惧種及び 固有種の動植物 の識別。	保護種、絶滅危機種、希少 種、絶滅危惧種及び固有種 の動植物の特定は、森林利 用事業許可（PBPH）所持 者にとって重要である。 保護種及び生物多様性の持 続可能性を支える森林経営 の決定を行うための経営権 並びに識別作業は、手順と 文書化された結果によりサ ポートされなければならない。	3.4.1. 保全林及び経営 権の森林利用事業 許可（PBPH）地域 における保護種、 希少種、絶滅危機 種、絶滅危惧又は 固有種の動植物を 特定するための手 順の利用。	1	保護種、希少種、絶 滅危機種、絶滅危惧 又は固有種の動植物 を特定するための手 順はあるが、まだ規 定に基づいていな い。	規定に基づいているが、 保護種、希少種、絶滅危 機種、絶滅危惧又は固有 種の動植物は含まない識 別手順が利用可能であ る。	規定に基づいた識別手 順はが利用可能であ り、保護種、希少種、 絶滅危機種、絶滅危惧 又は固有種の動植物が 含まれる。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.4.2. 森林利用事業許可（PBPH）の保全林及び経営権がある地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の識別活動の実施。	2	保護森林及び経営権の林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物を特定する活動の実施は、特定手順に基づいていない。	保護森林及び経営権の林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の識別活動の実施は、識別手順に完全に準拠していない。	識別手順に基づいた保護森林及び経営権の林利用事業許可（PBPH）地域内の保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物を識別するための活動を実施している。
		3.4.3. 保全林及び経営権がある森林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の識別に係るデータの入手。	2	保護森林及び経営権の森林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の特定に係る利用可能なデータはあるが、不完全である。	保護森林及び経営権の森林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の特定に係る完全なデータは利用可能であるが、適切な記録により裏付けられていない。	保護森林及び経営権の森林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の特定に係る完全なデータは利用可能で、適切な記録により裏付けられている。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール (検査員)の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
<p>3.5. 動植物の管理:</p> <p>1. 荒らされていない保全林の特定の区域及び損傷を受けていない区域(保護区域及び高保全価値地域(ABKT)の識別活動の結果として生じる保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の保護</p>	<p>森林利用事業許可(PBPH)保全林及び経営権所持者の生物多様性保全への貢献は、次の方法で達成できる。</p> <p>1. 配分の原則、すなわち:</p> <p>a. 保護地域の一部を維持して、生態系の機能を維持するために、保護地域の一部を維持又は損傷を受けないように維持し、保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種のカテゴリーを含む高い保全価値を維持する。</p> <p>b. 動植物の種の管理と保護を目的とした科学研究又は生物多様性の研究の技術とその結果の実施手順の利用及び手順の実施は、存在する保護された動植物種に対する生産管理の影響を減らすための森林利用事業許可(PBPH)保全林又は経営権に係る決定を下す上で重要なインプット及び手順である。</p> <p>2. 希少で絶滅の危機に瀕しているだけでなく、固有種である。</p>	<p>3.5.1. 保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の管理のための文書化された手順の利用。</p>	1	<p>保全林及び経営権の森林利用事業許可(PBPH)地域内の種の完全な識別の結果として、保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の保護を含む活動をカバーする文書化された管理手順はあるが、科学研究又は生物多様性の研究の規定又は結果には言及していない。</p>	<p>保全林及び経営権の森林利用事業許可(PBPH)地域での完全な識別の結果として、保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の保護を含む活動をカバーする文書化された管理手順があり、その一部に限り科学研究又は生物多様性研究の規定又は結果を参照している。</p>	<p>保全林及び経営権の森林利用事業許可(PBPH)地域での完全な識別の結果として、保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の保護を含む活動をカバーする文書化された管理手順がある。</p>

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		3.5.2. 保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の管理の実施。	2	保全林及び経営権の森林利用事業許可（PBPH）地域における保保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の管理の実施は、文書化された手順に基づいていない。	保全林及び経営権の森林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の管理の実施は、文書化された手順に完全に基づいていない。	森林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の管理は、文書化された手順に基づいて実施する。
		3.5.3. 森林利用事業許可（PBPH）保全林区域及び経営権がある区域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物とその生息地の状態。	2	保護森林の利用活動が、保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物及びその生息地の減少又は破壊を示している。	保護森林の利用活動が、保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物及びその生息地の減少又は破壊を示している。	保護森林の利用活動が、保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物及びその生息地の減少又は破壊を示していない。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
社 会						
4.1. 保全林利用事業許可（PBPH）及び経営権の所持者の作業区域並びに慣習法による共同体、保全林利用事業許可（PBPH）区域及び経営権内の地元共同体による土地管理の領域及び境界の明確化。	<p>先住民及び地域共同体の土地並びに所有する森林資源の管理及び使用の権利は、規定に基づいて認識し、尊重されなければならない。</p> <p>森林資源（SDH）管理は、先住民又は地域社会の基本的権利（生存権、衣食住及び文化の充実）に対応しなければならない。</p> <p>明確化とは、森林利用事業許可（PBPH）保全林地域又は経営権地域の特定及び紛争地域のフローチャートに係るガイドラインの規定に基づいて作成された森林利用事業許可（PBPH）保全林又は経営権の地域内の社会による地域管理に係るフローチャートをいう。</p>	4.1.1. 慣習法に基づく共同体及び地域共同体の存在並びに基本的権利を確認するための手順の利用及び参加型の境界表示を含む作業区域の境界確定。	1	<p>次の事項を含む完全に文書化された手順が利用できる。</p> <p>1) 慣習法上の共同体及び地域社会の存在と基本的権利を特定する活動。</p> <p>2) 参加型の慣習法上の共同体及び地域共同体の地域境界の線引き及び標識。ただし、技術的なガイドラインや法的規定には言及していない。</p>	<p>次の事項を含む完全に文書化された手順が利用できる。</p> <p>1) 慣習法上の共同体及び地域社会の存在と基本的権利を特定する活動。</p> <p>2) 参加型の慣習法上の共同体及び地域共同体の地域境界の線引き及び標識。ただし、その全てが技術的なガイドラインや法的規定を参照していない。</p>	<p>次の事項を含む完全に文書化された手順が利用できる。</p> <p>1) 慣習法上の共同体及び地域社会の存在と基本的権利を特定する活動。</p> <p>2) 参加型の慣習法上の共同体及び地域共同体の地域境界の線引き及び標識。技術的なガイドライン又は法的規定をに基づく。</p>

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.1.2. 慣習法に基づく 共同体及び地域共同 体の存在並びに基本 的権利の確認の実施 結果の記録の利用。	1	実施された作業計 画の目標及び手順 には基づいていな いが、先住民族又 は地域共同体の存 在と基本的権利を 特定した作業の実 施から得られたデ ータと情報を含む 完全な記録が利用 できる。	手順には完全に基 づくかずに実施 した作業計画の目 標により慣習法上 の共同体又は地域 共同体の存在と基 本的権利の確認を 実施した結果に係 るデータと情報含 めた記録が利用可 能である。これら は、少なくとも技 術ガイドライン又 は法律の規定を完 全に参照していな いと判断できる。	技術ガイドライン 並びに法律及び規 制の規定を参照す る手順に基づいて 実施された作業計 画の目標により、 先住民族及び地 域社会の存在又は 基本的権利を特定 する実施結果に係 るデータ及び情報 を含む完全な記録 が利用可能である。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.1.3. 森林利用事業許可（PBPH）保全林区域及び手順に基づく慣習法上の共同体及び地域共同体により管理するための経営権における参加型境界の確定及び実施結果。	2	森林利用事業許可（PBPH）の保全林地域及び慣習法上の共同体又は地域共同体が管理する経営権における参加型の境界の標示による線引きその他の境界確定の実施結果は、手順に基づき実施していない。	森林利用事業許可（PBPH）の保全林地域及び慣習法上の共同体又は地域共同体が管理する経営権における参加型の境界の標示による線引きと実施の結果は、作業計画の目標の50%から80%未満であり、その実施については手順に基づいた完全な記録がある。	森林利用事業許可（PBPH）の保全林地域及び慣習法上の共同体又は地域共同体が管理する経営権における参加型の境界の標示による線引きと実施の結果は、作業計画の目標の80%以上であり、その実施については手順に基づいた完全な記録がある
4.2. 紛争解決システムがあり、体系的、かつ、測定可能な紛争管理が実施されている。	保全林の利用事業許可（PBPH）及び経営権の所持者は、適用される規制を参照し、定期的に報告する紛争解決システムを備えていなければならない。 紛争解決システムは、保護森林又は経営権がある森林利用事業許可（PBPH）所持者により開始され、紛争解決当事者の同意が必要である。	4.2.1. 潜在的な紛争解決報告を使用。	2	紛争解決報告書は利用可能であるが、潜在的な紛争を全てカバーしているわけではなく、さらに法的規制の要件に基づき作成していない又は6か月ごとの定期的な報告がなされていない。	紛争解決報告書は利用可能であり、潜在的な紛争を全てカバーしていないが、法的規定に基づいて作成し、6か月ごとに定期的に報告している。	あらゆる潜在的な紛争を網羅する紛争解決に係る報告書があり、法的規定に基づいて作成し、6か月ごとに定期的に報告している。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.2.2. 紛争解決フロー チャートが利用で きる。	1	既存の全ての潜在的 な紛争に対応する利 用可能な手順形式の 紛争解決フローチャ ートはあるが、当事 者に普及していない 。	既存の全ての潜在的な紛争に 対応する利用可能な手順形式 の紛争解決フローチャートは 普及しているが、当事者の合 意を得ていない手順形式のも のである。	紛争解決フローチャートは、既 存の全ての潜在的な紛争に対応 し、当事者により合意された手 順形式で利用できる。
		4.2.3. 紛争解決フロー チャートが利用可 能であり、紛争解 決機関が資金の支 援をしている。	1	紛争解決を取扱う機 関は利用可能である が、当事者は関与し ない。	各当事者の明確な役割を持つ 者の関与により、紛争解決を 取扱う機関の利用は可能であ るが、法令に基づく紛争解決 の段階別に割当てられる必要 に応じた資金の支援がなされ ていない。	法令に基づき、紛争解決の段階 別に必要に応じて配分される資 金により支援され、各当事者の 役割を明確にした当事者による 紛争を解決する機関が設置され ている。
		4.2.4. 紛争解決計画 は、紛争解決フロ ーチャートの識別 結果に基づいて使 用できる。	1	利用可能な紛争解決 計画はあるが、まだ 紛争解決フローチャ ートに基づいていな い。	紛争解決計画は、紛争解決フ ローチャートに基づいて利用 可能であり、少なくとも明確 な目標（前年度に達成されな かった目標を含む）、タイム ライン、資源割当て（人材及 びコスト）、作業メカニズム 及びモニタリングと評価が含 まれるが、その準備には利害 関係者が関与していない。	紛争解決計画は、紛争解決フロ ーチャートに基づいて利用可能 であり、少なくとも明確な目標 （前年度に達成されなかった目 標を含む）、タイムライン、資 源割当て（人材及びコスト）、 作業メカニズム及びモニタリ ングと評価が含まれ、その準備 には利害関係者が関与している。
		4.2.5. 文書化された紛 争処理の実施の実 現。	2	現場での紛争管理の 実施は、紛争管理計 画の平均50%以下で あり、文書化して認 可機関に報告してい る。	現場での紛争管理の実施は、 紛争管理計画の50～79%で あり、文書化して認可機関に報 告している。	現場での紛争管理の実施は、紛 争管理計画の80%以上であり、 文書化して認可機関に報告して いる。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
4.3. メカニズムの利用と 当事者間の利益の 公平な分配の実施	森林利用事業許可 （PBPH）の保全林 及び経営権所持者の 活動は、地域の潜在 力に応じて森林を基 盤とする活動及びそ の他の持続可能な生 産的経済活動の両方 において、先住民又 は地域社会の活動及 び経済的利益を増加 させる必要がある。	4.3.1. 森林利用事業 許可（PBPH）の保 全林及び経営権所 持者による森林資 源（SDH）の管理 活動に関与し、依 存し、影響を受け る慣習法上の共同 体又は地域共同体 に係るデータ及び 情報の利用可能 性。	1	利用事業許可 （PBPH）及び経営 権の所持者による 森林資源（SDH） 管理活動に関与 し、依存し、影響 を受ける慣習法上 の共同体又は地域 共同体に係る利用 可能なデータと情 報はあるが、不完 全である。	過去5年間で完了してい るが更新していない保護 森林の利用事業許可 （PBPH）及び経営権の所 持者による森林資源 （SDH）管理活動に関与 し、依存し、影響を受け る慣習法上の共同体又は 地域共同体に係る利用可 能なデータと情報があ り、利用可能である。	過去5年間に完了し更新さ れた護森林の利用事業許可 （PBPH）及び経営権の所 持者による森林資源 （SDH）管理活動に関与 し、依存し、影響を受ける 慣習法上の共同体又は地域 共同体に係る利用可能なデ ータと情報があり、利用可 能である。
		4.3.2. 先住民及び地域 社会の生産的な経 済活動を促進す るためのメカニズム の利用可能性。	1	伝統的な法律上の 共同体及び地域共 同体の参加と生産 的な経済活動を促 すために利用できる メカニズムはある が、完全ではない。	共同体の参加と生産的な経 済活動を促すための完全な メカニズムが利用可能であ り、慣習法上の共同体や地 域共同体に普及している。	共同体の参加と生産的な経 済活動を促すための完全な メカニズムがあり、慣習法 上の共同体や地域共同体の 承認を得ている。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査員）の検 討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.3.3. 慣習法上の共同体及び 地域共同体の生産的な経済 活動を増加させる取組みを 含む、森林利用事業許可 （PBPH）保全林又は経営 権の所持者に向けた計画文 書の存在。	1	慣習法上の共同体及び地域 共同体の生産的な経済活動 を促す活動に係る保全林の 利用事業許可（PBPH）又 は経営権の所持者向けの計 画文書はあるが、不完全で ある。	慣習法上の共同体及び地域共 同体の生産的な経済活動を促 す活動に係る保全林の利用事 業許可（PBPH）又は経営権の 所持者向けの計画文書はある が、これは完全ではなく共同 体の要望には対応していな い。	慣習法上の共同体及び地域共同 体の生産的な経済活動を促す活 動に係る保全林の利用事業許可 （PBPH）又は経営権の所持者向 けの計画文書があり、これは完 全で共同体の要望に忠してい る。
		4.3.4. 森林資源（SDH）管理 や持続可能な生産的な経済 の改善を通じて、慣習法上 の共同体及び地域共同体の 生産的な経済活動を増加さ せる活動の実施。	2	森林資源（SDH）管理やそ の他の持続可能な生産的な 経済改善を通じた慣習法上 の共同体や地域共同体の生 産的経済活動を促す活動の 実施は、計画の30%以下で あり、記録が利用可能であ るが、現場で適合を証明で きない。	森林資源（SDH）管理やそ の他の持続可能な生産的な経 済改善を通じた慣習法上の共 同体や地域共同体の生産的経 済活動を促す活動の実施は、計 画の31～50%に達し、記録が 利用可能で、現場で適合を証 明できる。	森林資源（SDH）管理やその他 の持続可能な生産的な経済改 善を通じた慣習法上の共同体 や地域共同体の生産的経済活 動を促す活動の実施は、計画 の50%を超えており、記録が 利用可能で、現場で適合を証 明できる。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
4.4. 法令に基づく 企業の社会的 責任の遂行	森林地域に所在す る政府からの許可 所持者への譲歩の 提供は、当事者の 権利と義務を比例 的、かつ、責任を 持って考慮した森 林地域の管理に、 慣習法及び共同体 又は地域共同体を 公正かつ平等に含 めることを許可す る結果をもたら す。	4.4.1. 森林利用事業許 可（PBPH）所持 者、保全林、及び 経営権に対する共 同体のニーズと社 会的環境的責任プ ログラムを特定す る。	2	共同体の要望と社会的環 境的責任に係る事業を特定 した結果は、コミュニケー ションフォーラム、協議会 議又は調整を通じて、影響 を受ける村人その他の関係 者が関与しない手順で入手 できる又は コミュニティの要望を特 定した結果があり、その過 程で影響を受ける村落共 同体その他の関係者が関与 していない事業もある。	コミュニケーション、協 議又は調整会議を通じ て、影響を受ける村落共 同体その他の関係者が関 与する手順がある共同体 の要望と社会的環境的責 任に係る事業を特定した 結果はあるが、優先事業 については合意されてい ない。	コミュニケーション、会議、 協議又は部門間の調整および 優先事業を通じて、影響を受 ける村落共同体その他の関係 者が手順に係る共同体の要望 と社会的環境的責任に係る事 業の特定結果が利用可能で、 これらは合意されている。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.4.2. 規定に基づく 森林利用事業許可 （PBPH）林保護及 び経営権所持者のた めの社会的環境的責 任に係る作業計画文 書の利用可能性。	1	社会的環境的責任に係る 作業計画文書は利用可能 であるが、特定の結果に 基づいたものではない。	いくつかの優先事業、明確な 目標、人的資源の支援、森林 利用事業許可（PBPH）保全林 基盤並びに経営権及び予算を 含む、特定結果に基づいた社 会的環境的責任に係る作業計 画文書が利用可能である。	特定結果に基づいた全ての優先 プログラム、明確な目標、人的 資源サポート、森林利用事業許 可（PBPH）保全林の基盤並び に経営権及び予算を含む社会的 環境的責任に係る作業計画文書 が利用可能である。
		4.4.3. 森林利用事業許 可（PBPH）保全林 及び経営権の保有者 による社会的環境的 責任を実施するた めのメカニズムの利用 可能性	1	保全林の森林利用事業許 可（PBPH）及び経営権 所持者が社会的環境的責 任を遂行するためのメカ ニズムがあり、全ての優 先事業の実施を標準作業 仕様書（SOP）により保 証しているが、規定に基 づく当事者の義務と責任 が含まれていない。	保全林の森林利用事業許可 （PBPH）及び経営権所持者が 社会的環境的責任を遂行す るためのメカニズムがあり、全 ての優先事業の実施を標準作 業仕様書（SOP）により保証 しているが、まだ当局の承認 が得られていない。	保全林の森林利用事業許可 （PBPH）及び経営権所持者が 社会的環境的責任を遂行す るためのメカニズムがあり、全 ての優先事業の実施を標準作 業仕様書（SOP）により保証し、当局 の承認を得ている。
		4.4.4. 森林利用事業許 可（PBPH）の保全 林及び経営権の所持 者による優先的な社 会的環境的責任に係 る事業を普及するた めの活動。	2	事業対象共同体に対する 社会的環境的責任に係る 優先事業の一部だけが普 及している。	事業対象共同体に対する優先 的な社会的環境的責任に係る 事業は全て普及しているが、 普及の手順と結果については 部分的な証拠に限り文書化し ている。	事業対象共同体に対する優先 的な社会的環境的責任事業は全 て普及し、普及の手順と結果に 係る全ての証拠を完全に文書化 している。
		4.4.5. 森林利用事業許 可（PBPH）の保全 林及び経営権の所持 者による社会的環境 的責任の実施。	2	現場で証明できる社会的 環境的責任の履行は、計 画の60%未満である。	現場で証明できる社会的環境 的責任の履行は、計画の60% から80%までに達しており、 完全な文書により裏付け、権 限のある機関に報告してい る。	現場で証明できる社会的環境 的責任の履行は80%を超えてお り、完全な文書により裏付け、 権限のある機関に報告してい る。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
4.5. 労働福祉の保護、発展及び向上.	許可証所持者は、労働福祉の保護、発展及び改善に注意を払わなくてはならない。	4.5.1. 労使関係施設の利用可能性。	1	<p>保全林の森林利用事業許可（PBPH）及び経営権の所持者は、次の法的な労使関係文書を所持している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働組合又は結社の自由に係る方針、 使用者団体の会員資格、 二者協力機関（従業員数の要件を満たしている場合） 社内規程及び雇用協約 労働法及び規制。 	<p>保全林の森林利用事業許可（PBPH）及び経営権の所持者は、少なくとも次により構成する法的、かつ、完全な労使関係文書を所持している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働組合、労働者、結社の自由に係る方針、 雇用者団体の会員資格、 二者協力機関（従業員数の要件を満たしている場合）、 社内規定 規制及び集団労働協約、 労働法と規制はあるが、労使紛争を解決するための合意された方法は無い。 	<p>保全林の森林利用事業許可（PBPH）及び経営権の所持者は、少なくとも次により構成する法的、かつ、完全な労使関係文書を所持している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働組合、労働者、結社の自由に係る方針、 雇用者団体の会員資格、 二者協力機関（従業員数の要件を満たしている場合） 社内規定又は集団労働協定、 労働法及び規制を遵守し、労使関係紛争を解決するための合意されたメカニズム。

検討結果 指標	補足説明	評価ツール（検査 員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1（悪い）	2（中庸）	3（良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		4.5.2. 標準的なキャリアパスポリシーの導入。	1	コンピテンシー（知識、スキル、勤務態度）に基づいた標準的なキャリアパス方針が利用可能であるが、キャリアパスの増加率は50%未満。	コンピテンシー（知識、スキル、勤務態度）に基づいた標準的なキャリアパスポリシーが利用可能であり、キャリアパスの増加率は50%から80%。	コンピテンシー（知識、スキル、勤務態度）に基づいた標準的なキャリアパスポリシーが利用可能であり、キャリアパスの増加率は80%を超える。
		4.5.3. キャリアパスをサポートする人事能力の開発。	2	コンピテンシー開発計画の文書は、次の目的で利用できる。 1. キャリアレベルでのコンピテンシーの達成又は 2. 前項の促進の必要性及び実施が50%未満。	コンピテンシー開発計画の文書は、次の目的で利用できる。 1. キャリアレベルでのコンピテンシーの達成又は 2. 前項の促進の必要性及び実施が50～80%。	コンピテンシー開発計画の文書は、次の目的で利用できる。 1. キャリアレベルでのコンピテンシーの達成又は 2. 前項の促進の必要性及び実施が80%を超える。
		4.5.4. 従業員の福利厚生権利。	2	賃金、福利厚生、健康保険、社会保障保険及び従業員の設備に係る方針はあるが、基準に従って実施していない。	賃金、福利厚生、健康保険、社会雇用手当への参加及び従業員の施設に係る方針はあるが、その一部は基準に基づいて実施していない。	賃金、福利厚生、雇用健康、社会福利厚生への参加帯従業員の施設に係る方針があり、全てを基準に基づき実施している。

附属資料 1.3：環境林業大臣通達

文書番号: SK.9895/MenLHK- PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付：2022年12月14日

件名：合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンス評価の実施に係るガイドライン

I. 適用範囲

1. このガイドラインは、実施する生産林の森林利用事業許可（PBPH）、保全林の森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンス評価の実施を対象とする。
2. 生産林の森林利用事業許可（PBPH）、保全林の森林利用事業許可（PBPH）、経営権に対する持続可能な森林経営（PHL）性能評価基準及び林産物適法性認証（合法認証材（VLHH））基準の実施、
3. 持続可能な森林経営（PHL）性能評価基準は、生産林及び保全林における持続可能な森林経営（PHL）性能評価基準及び指標で構成する。
4. 合法認証材（VLHH）基準は、林産物の合法性の原則と指標で構成する。
5. 持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準による評価は、過去6年以内の文書又は被審査者の最新のデータ及び情報の条件により実施するが、合法認証材（VLHH）基準については過去1年間を対象に実施する。

II. 参考

1. 森林管理及び森林管理計画の作成並びに保全林及び生産林の森林利用に係る2021年の環境林業大臣令第8号の規則。
2. SNI ISO / IEC 17065 製品、プロセス及びサービス認証機関の要件の適合性評価。
3. SNI ISO / IEC 19011 マネジメントシステム審査ガイド。

III. 定義

1. 森林サステナビリティユニットは、持続可能な森林利用活動を確実に実施するための森林経営の最小単位をいう。
2. オーディションとは、評価された森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者を対象とする。
3. 審査員とは、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価を実施する要件と能力を満たす個人をいう。
4. 主任審査員とは、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価の実施を主導する要件と能力を満たす審査員をいう。
5. 基準とは、評価の基礎となる尺度をいう。
6. 指標とは、定期的に測定又は監視できる持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準の定量的、定性的又は記述的な属性をいう。
7. 検証機とは、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準の指標の状態を記録するデバイスをいう。
8. 検証方法とは、検証機器を使用して指標のステータスを評価するための手順をいう。
9. 検証者の成熟度は、検証者のパフォーマンスの達成レベルを表す値をいう。
10. 指標の成熟度とは、測定された指標のパフォーマンスの達成レベルを記述する一連の検証者の成熟度の結果をいう。
11. 観察とは、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準の実施の有効性を確保するために環境林業省の職員が実施する付随的な監視活動をいう。

12. 認証の移管とは、認証の継続を目的として、証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) から受領する独立評価認証機関 (LPVI) への持続可能な森林経営 (PHL) 及び合法認証材 (VLHH) のパフォーマンス認証の移管をいう。
13. 取締役とは、森林利用事業を統括する責任者をいう。
14. 国のサービスとは、林業分野で割当てられた国の義務と責任をいう。
15. 事務所 (Balai) とは、持続可能な森林管理総局の技術実施ユニットをいう。
16. ウェブベースの森林利用事業許可 (PBPH) パフォーマンスプランニング及びレポートアプリケーションとは、森林利用事業許可 (PBPH) プランニング及びパフォーマンスレポートの定期的な提出をサポートする機能、プロセス及び作業メカニズムを実行するために使用される情報システムコンポーネントをいう。

IV. 評価活動

1. 評価申請

- a. 被審査者は、独立評価認証機関 (LPVI) に対する持続可能な森林経営 (PHL) の業績評価の申請書を、写し (添付ファイルではない) とともに局長、地方サービス部部长及び事務所に提出する。
- b. 申請書には次の写しを添付する。
 - 1) 森林利用事業許可 (PBPH)。
 - 2) 当期の森林利用事業実施計画 (RKUPH) 承認書。
 - 3) 持続的森林経営証明書 (S-PHL) 又は合法木材証明書 (S-Legalitas) (以前にある場合)。
 - 4) 取締役会が森林利用事業許可 (PBPH) に署名して提供した完全性協定の審査データの正確性の保証。
 - 5) 独立評価認証機関 (LPVI) が認証プロセスに必要なデータその他の情報。
- c. 独立評価認証機関 (LPVI) は、申請書に基づくデータと情報のレビューを実施し、次を確認する。
 - 1) 独立評価認証機関 (LPVI) は、被審査者が要求した認証の範囲に基づいて認証を実施するための認定を取得していること。
 - 2) 森林利用事業許可 (PBPH) が林産物加工承認 (POKPHH) と統合される場合、独立評価認証機関 (LPVI) はポイント 1 に基づく範囲と森林利用事業許可 (PBPH) 上の合法認証材 (VLHH) の範囲の認定を取得する必要があること。
 - 3) 認証プロセスに必要なデータと情報が完成していること。
 - 4) 被審査者は、持続的森林経営証明書 (S-PHL) 又は合法木材証明書 (S-Legalitas) を取得した経緯がある場合、以前の独立評価認証機関 (LPVI) 及び独立監視機関からの苦情レターへの対応に関連する事案の不適合箇所の修正を全て完了していること。
 - 5) 環境林業省又は地方自治体と被審査者は、独立評価認証機関 (LPVI) との間で利益相反を起こさないこと。
- d. 独立評価認証機関 (LPVI) は、審査及び一つの認定ローテーション契約又は 6 年間の作業契約を締結すること。

2. 評価計画

a. 準備

1) 審査チームの採用と動員

- a. 独立評価認証機関 (LPVI) は、要件と能力により審査担当者を任命する。
- b. 独立評価認証機関 (LPVI) は、審査担当者との作業契約を完了し、能力を確保し、内部チームの作業手順を準備し、審査チームの安全保証保険を完備する。
- c. 独立評価認証機関 (LPVI) は、審査担当者が作業スケジュールに基づいた場所

と時間にいることを保証する。

- d. 一つの森林利用事業許可（PBPH）ユニットに一つ又は複数のサステナビリティユニットがある場合、審査チームの数は、地域的地理的な場所の分布、データ量、場所の価値又はアクセスの可能性及び評価のタイミングを考慮し、ニーズに合わせて調整する。
- e. 一つの森林利用事業許可（PBPH）ユニットが林産物加工承認（POKPHH）と統合されている場合、チームの構成は、業界における林産物の合法性を検証する能力を持つ審査担当者とともに追加される。

2) ロジスティック

- a. 独立評価認証機関（LPVI）は、審査担当者の業務の実施に必要な金額の資金を準備する。
- b. 独立評価認証機関（LPVI）は、審査担当者の円滑な業務のための遠隔審査技術設備を含む管理上のニーズと作業機器を提供する。

3) 審査計画

- a. 独立評価認証機関（LPVI）は、次の条件で現地審査又はリモート審査の方法を確立する。
 - （1） 審査は、緊急事態が発生しない通常の状態にあるときは現地で実施する。
 - （2） 政府又は地方公共団体が法令に基づき緊急と判断したときは、リスク分析の結果に基づき、現地審査又はリモート審査を実施できる。
- b. 審査場所に緊急ゾーンが含まれているときは、審査活動の全ての段階を確実にける審査リスクの分析と軽減を実施し、文書の評価又は検証の実施とその実施を持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価ガイドラインに基づいて実行しなければならない。
- c. 審査リスク分析の結果により、リモートで審査を実施する判断がなされたとき、審査は次の要件を満たさなければならない。
 - （1） 初期認定を申請している独立評価認証機関（LPVI）ではないこと。
 - （2） 初期認証の段階にある審査活動ではないこと。
 - （3） 独立評価認証機関（LPVI）に、同省が定めたガイドラインに基づくリモート審査手順があること。
 - （4） 独立評価認証機関（LPVI）は、SVLKの信頼性の原則を考慮してリスク軽減を実施すること。
 - （5） 独立評価認証機関（LPVI）及び被審査者は、誠実性協定を締結すること。
- d. 独立評価認証機関（LPVI）は、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス審査通知書を発行するために、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス審査の10営業日前までに、州事務所長、事務所長及び関連する地域管轄部署（SKPD）の大臣に通知要求書を提出する。独立評価認証機関（LPVI）通知要求書には、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス審査を実施するためのタイムスケジュール、審査の実施方法、審査チームの構成、過去三件の評価の履歴及び独立評価認証機関（LPVI）審査担当者のコンピテンシー登録番号とステータスが含まれる。
- e. d項の通知の提出は、指定されたアプリケーションの通知フォームへの記入により、独立評価認証機関（LPVI）が電子的に行う。
- f. e項の書簡に基づいて、サービスの提供と管理上の監視を受けるために、オンラインパフォーマンス審査の通知文書を州事務所長、事務所長又は関連する地域関連部署（SKPD）に送付する。通知文書は、通知要求文書を受信してから5営業日以内に送付する。

- g. f項の通知書の発行は、指定されたアプリケーションのシステムによって自動的に行える。
- h. d項に掲げる持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス審査計画に変更があった場合、独立評価認証機関（LPVI）は計画の変更を提出する必要がある、大臣は改訂した審査通知書を発行する。
- i. 通知書の発行がない場合、州サービス部長及びセンター長はサービスを提供しない。
- j. 局長が前項に掲げる通知書を発行しない場合、局長は通知書を発行しない理由を説明する書簡を独立評価認証機関（LPVI）に発行できる。
- k. 局長は、地方サービス部長及び地域事務所の部長への審査通知書の発行を印刷するための独立評価認証機関（LPVI）アプリケーションの利用を促進する。
- l. 指定されたアプリケーションがまだ利用できない場合、大臣による通知文書の発行はオンライン以外の方法で行う。
- m. 独立評価認証機関（LPVI）が受領書により証明する完全な通知書を提出したものの、局長がi項に定める期限内に通知書を発行しなかった場合、独立評価認証機関（LPVI）は受領証明を添えた以前の申請書の写しを提出し、総局は審査通知書と同等の機能を有する受領書を再発行する。

3. アセスメントの実施

a. 審査フェーズ I

審査チームは、確立された審査計画に基づき、次の活動を対象としたフェーズ I の審査を実施する。

- 1) 必須書類（召喚状（SK）を含む）の確認。森林利用事業許可（PBPH）（旧 IUPHHK）、環境文書、境界計画文書、森林利用事業実施計画（RKUPH）文書、少なくとも過去6年間の森林利用年間施業計画（RKTPH）文書、泥炭地生態系における森林利用事業許可（PBPH）の泥炭地生態系回復計画文書、包括的定期森林調査（IHMB）及び過去2年間の衛星画像カバレッジ）。審査から6年が経過していない場合、過去3年間の森林利用年間施業計画（RKTPH）が利用可能である又は審査からの最新のデータ及び情報条件に基づいていなければならない。
- 2) 審査対象の状態を確認する。
- 3) 審査フェーズ II の準備状況を判断するために、審査担当者との打合わせを実施。
- 4) 手紙などの重要な情報を入手するために大臣や関連分野に照会するなど持続可能な森林経営（PHL）認証の範囲に関連する重要な情報を収集し、審査義務の履行の確認又は警告を行う。
- 5) 評価方法の決定。
- 6) 審査フェーズ II を実施するための資源の割当てを検討し、審査フェーズ II に係る詳細な審査を承認する。
- 7) 審査フェーズ I の審査の全ての段階は、審査作業計画文書に記載している。

b. 審査フェーズ II

1) 林業省との連携

- a. 審査チームは、州庁及び地域事務所と連携する。審査チームは、森林地域を担当する事務所と連携してデータと情報を完成する。現場評価の前に、チームは評価実施計画を提出し、評価対象の被審査者の状態に係る追加情報を要求する。現場評価が完了した後、チームは現場評価の完了を宣言し、不完全な情報の提供を求める。
- b. 地域事務所の責任者は、独立評価認証機関（LPVI）審査チームが取締役の通知

書に記載されている内容への適合を確認し、適合していない場合は書面で取締役
に報告する。

- c. 森林地域を扱う地域事務所及び地域事務所がパフォーマンス評価を実施する州
に所在していない場合の調整は、オンラインによる行う。
- d. 調整コストは、独立評価認証機関（LPVI）に請求しない。
- e. 審査チームは、持続可能な森林経営（PHL）の業績評価の前後の調整会議の結果
を出席者のリストとともに記録（文書化）し、林業省からの意見をフォローアッ
プする。

2) パブリックコンサルテーション

独立評価認証機関（LPVI）は、被審査者の運営活動に係る要望、提案及び意見に
対応するために、次のように公開協議を実施しなければならない。

- a. 独立評価認証機関（LPVI）は、審査活動を実施する 14 日（暦日）前までに、
環境林業省のウェブサイト（www.silk.menlhk.go.id）にアップロードされた評価
計画を発表しなければならない。
- b. 独立評価認証機関（LPVI）は、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評
価の実施計画を、評価を実施する 14 日（暦日）前までに独立評価認証機関（LPVI）
ウェブサイトで発表する。
- c. 独立評価認証機関（LPVI）は、被審査者の身元、持続可能な森林経営（PHL）
業績評価審査活動の種類、実施時期、審査員チームの構成、審査方法及び使用
される評価基準に係る持続可能な森林経営（PHL）業績評価計画の通知書を提
出する。
- d. 審査チームは、被審査者の職場付近の地域社会の代表者及び独立監視員を含む
関係者との公開協議会を少なくとも 1 回開催する。
- e. 審査チームは、パブリックコンサルテーション活動を議事録の形で文書化し、
参加者の出席リストを添付しなければならない。
- f. 事務所長は、公開協議を監視し、独立評価認証機関（LPVI）が公開協議を実施
しない場合は局長に書面で報告する。

3) 初回会議

- a. 初回会議は、審査チームと審査者の間の会議であり、評価の目的、範囲、スケ
ジュール、方法及び手順の説明を提供し、委任状又は代表経営陣の委任状を要
求する。
- b. この会議では、審査チームが要求するデータの利用可用性、完全性及び透明性
が被審査者により満たされるよう期待される。
- c. 会議の結果は、両当事者が署名した初回会議の議事録の形式で記録し、初回会
議の出席者リストを添付する。

4) 文書審査と現地審査

- a. 文書審査とは、データ及び被審査者の文書を収集し、調査し、持続可能な森林
経営（PHL）のパフォーマンス評価基準及び合法認証材（VLHH）の基準又は要
件への準拠を分析するために審査チームにより実行される活動を行う。
- b. 森林利用事業許可（PBPH）が林産物加工事業許可（POKPHH）と統合される場
合、評価基準及び評価ガイドラインは附属文書 1. 1、附属文書 1. 2.、附属文書
2. 1.、附属文書 2. 2. 又は附属文書 3. 1. に示す基準を使用する。
- c. 現場審査は、被審査者が作成した文書や報告書に基づく活動の結果を全体的に
物理的に検査するか、ガイドライン・技術指導書が定める抜取り検査の規定に
基づく抜取り検査によって行う。さらに個体数、時間、現場の条件を考慮して
独立評価認証機関（LPVI）が決定した標準作業仕様書（SOP）に基づいて行う。
- d. 現場の検証と観察は、遅くとも 21 日（暦日）以内実施し、最終会議により
終了する。

5) 最終会議

- a. 最終会議とは、審査チームと審査員が中間評価の結果を発表し、現場での結果と結果を確認するための会議をいう。
- b. 最終会議の結果は、両当事者が署名した最終会議の議事録に、最終会議の出席名簿を添えて記録する。審査員が検査調書（BAP）に署名する意思がない場合は、審査チームが閉会議事録を作成する。
- c. データ又は文書の不足若しくは不足の発見があった場合は、データ又は文書の不備及び審査員による評価結果の提出を含めて、最終会議から7日（暦日）以内に解決する。

V. 業績評価活動の観察

1. 最終期間（最終評価）若しくは森林利用事業許可（PBPH）延長が要件である業績評価の場合又は政府予算による資金が提供された場合、大臣は独立評価認証機関（LPVI）による持続可能な森林経営（PHL）の業績評価活動を観察できる。
2. 観察は、オブザーバーのステータスで独立評価認証機関（LPVI）審査チームに含まれる大臣の職務命令（SPT）によって決定された担当者によって実行されます。
3. 観察要員は、所長に報告書を提出する。
4. 所長は、観察結果が独立評価認証機関（LPVI）のパフォーマンスに係る苦情の材料となる可能性がある場合、国家認定委員会（KAN）に適用されるメカニズムに基づきフォローアップされるように独立評価認証機関（LPVI）のパフォーマンスに係る苦情を国家認定委員会（KAN）に提出する。
5. 現地観測の実施に要する費用は、当省の予算で負担する。

VI. 評価手順

現場で審査を実施する手順は、SNI ISO 19011 規格及び持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価規格を参照する。

1. 検証の重要度

検証の重要度は、検証者のパフォーマンス指標の達成度に基づいて決定する。達成のレベルに基づいて、検証者のステータスには重要度2（プロセス及び出力検証者の場合）及び重要度値1（管理検証者又は入力検証者の場合）が与えられる。

2. 達成度又は指標加重の決定

達成度又は指標加重は、指標構成要素の達成を包括的に説明するものである。達成度又は指標加重は、次の3段階により決定する。

- a. 良い
パフォーマンス指標の達成に対する成熟度の値又は指標加重は3。
- b. 中庸
パフォーマンス指標の達成に対する成熟度値又は指標加重は2。
- c. 悪い
パフォーマンス指標の達成に対する成熟度の値又は指標加重は1。

指標の達成度又は加重の範囲は、次のように設定する。

- a. 良い
検証により達成された合計値が、達成可能な最大合計値の80%を超える場合。
- b. 中庸
達成された検証者の合計値が、達成可能な最大合計値の60%から80%までである場合。
- c. 悪い
検証により達成された合計値が、達成可能な最大合計値の60%未満である場合。

成熟度又は指標加重の計算例

基準	指標	確認事項	加重値	評価		
				実評価	指標スコア	最大評価
前堤条件	1.1	1.1.1	1	3	3	3
		1.1.2	2	2	4	6
		1.1.3	1	3	3	3
		1.1.4	1	3	3	3
		1.1.5	1	3	3	3
合 計					16	18

上の表によると、指標 1.1 について次のことがわかる。

- a. 達成できる評価の最大合計スコアは 18 である。これは、各検証の加重と、関連する検証で可能な最大値（最大値 3）との乗算の合計である。
- b. 得られる実際の指標スコアの合計は 16 で、これは各検証者の重みと該当する検証者の実際の値の乗算の合計である。
- c. 指標の達成度は $16 \div 18 \times 100 = 89$ (%) なので、対象指標のパフォーマンスは良好である。

VII. 最終的なパフォーマンスの決定

1. ライセンス期間が 6 年を超える保全林及び生産林の 森林利用事業許可 (PBPH) の場合、持続可能な森林経営 (PHL) パフォーマンスの最終値は、次のガイドラインに基づいて「悪い」、「中庸」又は「良好」の評価を与えられる。

a. 良好

達成したパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大合計スコアの 80% を超え、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合。

b. 中庸

達成した性能指標の合計値が達成可能な合計スコアの最大値の 60~80% で、環境認証基準を満たしている場合。

c. 悪い

達成したパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大合計スコアの 60% 未満であり、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合又は達成されたパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大スコアの合計の 60% を超えているが、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしていない場合。

最終的なパフォーマンス値の計算例:

指標	評価		
	パフォーマンス指標	達成度指標の重み	最大スコア
1.1	良好	3	3
1.2	中庸	2	3
1.3	良好	3	3
1.4	良好	3	3
1.5	良好	3	3
2.1	良好	3	3
2.2	良好	3	3
2.3	良好	3	3
2.4	悪い	1	3
2.5	良好	3	3
2.6	中庸	2	3
3.1	良好	3	3
3.2	中庸	2	3
3.3	中庸	2	3
3.4	良好	3	3
3.5	良好	3	3
3.6	良好	3	3
4.1	良好	3	3
4.2	中庸	2	3
4.3	良好	3	3
4.4	良好	3	3
4.5	中庸	2	3
合計		58	66

上記の計算により、次の事項が判明する。

- a. 全ての指標の性能の合計値は 58 で $58 \div 66 \times 100 = 89$ (%) で合法林産物 (LHH) 認証基準は「適合」となるため、持続可能な森林経営 (PHL) の最終的な性能値は「良好」である。
 - b. 合法林産物 (LHH) 認証基準の要求が満たされていない場合、持続的森林管理認証 (PHPL) パフォーマンスの最終値は「悪い」と評する。
2. 許可期間が 6 年以下の保全林内の森林利用事業許可 (PBPH) の場合、持続可能な森林経営 (PHL) パフォーマンスの最終値は、次のガイドラインに基づいて「悪い」、「中庸」又は「良好」の評価を与える。
- a. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計値の 70% を超え、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合は「良好」。
 - b. 達成した性能指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 50~70% であり、環境認証基準を満たしている場合は「中庸」。
 - c. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 50% 未満であり、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合又は達成されたパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大スコアの合計の 55% を超えているが、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしていない場合は「悪い」。
3. 許可期間が 6 年以下の生産林の森林利用事業許可 (PBPH) の場合、持続可能な森林経営 (PHL) パフォーマンスの最終値は、次のガイドラインに基づいて「悪い」、「中庸」

又は「良好」の評価を与える。

- a. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 80%を超え、合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合は「良好」。
 - b. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 55%から 80%の間にあり、合法林産物（LHH）認証基準を満たす場合は「中庸」。
 - c. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 55%未満であり、合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合又は達成されたパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大スコアの合計の 55%を超えているが合法林産物（LHH）認証基準を満たしていない場合は「悪い」。
4. 森林利用事業許可（PBPH）が林産物加工事業許可（POKPHH）と統合されている場合、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンスの最終スコアは、次のガイドラインに基づいて「悪い」、「中庸」又は「良好」の評価を与える。
- a. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 80%を超え、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たし、森林利用事業許可（PBPH）の LHH 認証基準を満たしている場合は「良好」。
 - b. 達成したパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大合計値の 55～80%であり、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たし、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合は「中庸」。
 - c. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大可能合計値の 55%未満であり、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たし、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合又は達成されたパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大合計スコアの 55%を超えているものの、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準又は森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たしていない場合は「悪い」。

VIII. 報告

1. 持続可能な森林経営（PHL）業績評価報告書は審査チームが作成し、完全な情報を含み、規定した報告ガイドラインを参照して明確かつ順序良く提示したもので、持続的森林経営証明書（S-PHL）の発行を決定するための資料として独立評価認証機関（LPVI）に提出する。
2. 持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価に係る最終決定報告書は、ソフトコピーにより意思決定日から 7 日（暦日）以内に局長を通じて審査官と省にガイダンスの資料として提出する。
3. 独立評価認証機関（LPVI）は、業績審査の結果が「悪い」と宣言されたときは、また「悪い」検証結果に係る業績審査の結果を、現場で発見された事実を添えて、業績評価及びコーチングの資料として文書及びソフトコピーにより事務局長に提出する。
4. 持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価において合格と宣言された審査の場合、独立評価認証機関（LPVI）は検証機の重みが 2（指標に近接している）で中庸及び悪いスコアを取得した持続可能な森林経営（PHL）標準と、検証者の重みが 1（管理又は入力）で不良スコアを取得した標準に対して是正措置要求（CAR）を発行し、持続可能な森林経営（PHL）総局に報告する。
5. 是正措置要求は、12 か月以内に完了し、審査で完了していないと判断された場合は、持続可能な森林経営（PHL）総局が懲戒処分を下す。

IX. 意思決定

1. 意思決定は、審査チームの報告書に基づいて、独立評価認証機関（LPVI）の常勤職員の地位を持つ意思決定者が行う。必要に応じて、意思決定者には、関連する審査チームのメンバーではない検証の内容を理解している担当者が同行する場合がある。
2. 最終パフォーマンススコアが述語「中庸」以上の場合、被審査者に「合格」と宣言する。
3. 独立評価認証機関（LPVI）は、「合格」と宣言された被審査者に対して持続的森林経営証明書（S-PHL）を発行し、同時に被審査者と合法性及び持続可能性認証システム標章（SVLK マーク）の使用に係るサブライセンス契約を締結する。
4. 審査で「不合格」と宣言された場合、独立評価認証機関（LPVI）は決定結果に係る報告書を審査員に提出し、評価決定の結果の提出から 14 日（暦日）以内の期間において審査員に決定結果に異議を申し立てる機会を与える。
5. 番号 19.1 に掲げる持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価審査レポートの作成、審査レポートのレビュー、意思決定及び審査への決定結果の通知は、最終会議から 30 日（暦日）以内に完了する。
6. 不服申し立てがない場合、評価決定の結果は、評価及び現場確認の初回会議（エントリー会議）から 42 日（暦日）以内に発表する。
7. 不服申し立てがある場合、不服申し立ての和解及び決定は、不服申し立ての日から 20 日（暦日）以内に行われ、査定決定の結果は、査定及び現地確認の初回会議から 71 日（暦日）以内に発表する。
8. 評価結果の再開を伴う評価決定の結果の発表は、決定日または上訴決定が決定された日から 7 日（暦日）以内に、独立評価認証機関（LPVI）ウェブサイト及び環境林業省のウェブサイト（www.silk.menlhk.go.id）を通じて行う。

X. 証明書の発行

1. 持続的森林経営証明書（S-PHL）は、「中庸」又は「良好」の最終パフォーマンス値を持ち、6年の有効期間が与えられる。
2. 独立評価認証機関（LPVI）は、評価結果が「悪い」と宣言されているものの木材が合法性を満たしている場合、S-Legal を所持していなければ林産物合法性証明書（S-Legalitas）を発行する。
3. 前項で規定する S-Legal の発行は、独立評価認証機関（LPVI）が木材合法性審査機関（LVLK）として認定されている場合に行える。
4. 評価結果が「悪い」と想定されている場合、審査員は独立評価認証機関（LPVI）による再評価の申請を提出するまでの間、持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンスを改善する機会を与える。
5. 一つの森林利用事業許可（PBPH）が二つのスコープを実行する場合、評価は二つのスコープを統合した一つの証明書により与えられる。
6. 持続可能な森林経営（PHL）評価後に持続的森林経営証明書（S-PHL）が発行された場合、既に発行している S-Legal は無効と宣言される。
7. 森林利用事業許可（PBPH）の残存期間が 6 年未満の場合、持続的森林経営証明書（S-PHL）は森林利用事業許可（PBPH）が満了するまで有効である。
8. 森林利用事業許可（PBPH）にあっては有効期限が切れる前に、持続可能な森林経営（PHL）証明書の有効期間にあっては証明書の有効期限が切れる前に、加速評価プロセスを経た後、有効期間を 6 年に調整する（6 年間の有効期間を付与）。
9. 森林利用事業許可（PBPH）終了後にライセンス延長を取得した場合は、持続可能な森林経営（PHL）の初期認証を実施する。

10. 独立評価認証機関（LPVI）は国家認定委員会（KAN）の認定を受け、さらに環境林業省の認定を受けた上で、持続的森林経営証明書（S-PHL）を発行できる。
11. 独立評価認証機関（LPVI）のトップマネジメント又は担当者が署名した持続的森林経営証明書（S-PHL）には、少なくとも審査の名前、場所、許可番号、独立評価認証機関（LPVI）の名前とそのロゴ、国家認定委員会（KAN）ロゴ、独立評価認証機関（LPVI）アドレス、発行日、証明書の有効期間、証明書番号、証明書の述語、認証の範囲及び使用されている持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価規則への参照が含まれる。
12. 森林利用事業許可（PBPH）所持者が複数の持続可能性ユニットの作業領域を持っている場合、各持続可能性単位が少なくとも「中庸」の値の所持を要件とする一件の持続的森林経営証明書（S-PHL）が発行される。
13. 第 11 項に規定する最終評価は、各持続可能性ユニットの最終平均スコアに基づき決定する。
14. 経営権については、各地域部門で持続可能な森林経営（PHL）の業績評価を実施する。
15. 独立評価認証機関（LPVI）管理データ又は審査に係る方針その他の変更により持続的森林経営証明書（S-PHL）の内容が変更された場合は、改訂した証明書を発行し、古い証明書の無効が宣言される。
16. 独立評価認証機関（LPVI）は、持続的森林経営証明書（S-PHL）の発行、修正、凍結及び取消しを、決定が下されてから 7 日（暦日）以内に独立評価認証機関（LPVI）及び省のウェブサイト（silk.menlhk.go.id）で公開する。
17. 持続的森林経営証明書（S-PHL）の発行を公表するときは、報告ガイドラインの規定に基づき、独立評価認証機関（LPVI）の身元、審査された身元及び各指標の正当性の要約である評価結果に係る情報を含む審査結果の履歴書を添付する。

VI. 閲覧

1. 独立評価認証機関（LPVI）には、少なくとも次の条件を備えた SNI ISO/IEC 17065 及び SNI ISO 19011 に基づく審査手順が必要である。
 - a. 審査は、初期評価又は前回のサーベイランス中に発行された是正措置要求（CAR）についての被審査者の改善の状況を考慮して、合法認証材（VLHH）基準及び持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準に基づいて実行する。
 - b. 審査の実施は、被審査者が了承していなければならない。
 - c. 審査作業計画は、指標、評価方法、実施時期などを含め、明確に記載しなければならない。
 - d. 審査は、評価と意思決定のプロセスを通じて実施する。
 - e. 評価により継続（パフォーマンス評価の変更を含む）、持続的森林経営証明書（S-PHL）の凍結又は取消しを決定する。
 - f. 評価の結果は、審査担当者への書面による報告書の形式と、公開された履歴書の形式で作成する。
2. 評価は、持続的森林経営証明書（S-PHL）、森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者に対して行う。
3. 審査は次の間隔で実施する。
 - a. 森林利用事業許可（PBPH）所持者で「良好」な成績の持続的森林経営証明書（S-PHL）を保有する経営権所持者は24か月に1回。
 - b. 森林利用事業許可（PBPH）所持者で「中庸」の評価の持続的森林経営証明書（S-PHL）を保有する経営権所持者の場合は18か月に1回。
 - c. 森林利用事業許可（PBPH）所持者で合法木材証明書（S-Legalitas）を所持する経

営権所持者野場合は12か月に1回。

4. これらのガイドラインの制定前に期限が切れている審査の期間は、SK.62/PHPL/SET.5/KUM.1/12/2020の規定を準用して引続き処理する。
5. このガイドラインの発行後に終了する審査期間は、2021年環境林業大臣規則第8号の審査スケジュールの規定に従う。
6. 独立評価認証機関（LPVI）は、審査を実施するときに審査計画を所長に通知する義務を負う。通知書には氏名のリストと審査の時間を記載する。
7. 局長は、独立評価認証機関（LPVI）の通知に基づいて、審査実施通知書の写しを森林地域の森林の安定化を担当する事務所、州事務所長、事務所長又は地域管轄部署（SKPD）に発行する。
8. 地方事務所は、審査員の名前のリストの完全性と審査のタイミングを管理する。
9. 通知要請書を要求するプロセスは、指定されたアプリケーションを通じて電子的に実施できる。それがまだ利用できない場合は、マニュアル操作で実施する。
10. 独立評価認証機関（LPVI）は、実施の7日（暦日）前までに、独立評価認証機関（LPVI）及び環境林業省のウェブサイト（www.silk.menlhk.go.id）で審査計画を公表する。
11. 審査は、決定を下し、審査決定の結果を審査対象者に通知するとともに、遅くとも30日（暦日）以内に完了する。
12. 独立評価認証機関（LPVI）は、決定後7日（暦日）以内に、独立評価認証機関（LPVI）及び環境林業省のウェブサイト（www.silk.menlhk.go.id）で決定と審査結果の履歴を公表する。

XII. 再認証

1. 審査機関は、持続的森林経営証明書（S-PHL）の有効期間が終了する6か月前までに再認証の申請書を独立評価認証機関（LPVI）に提出する。
2. 再認証結果の決定は、持続的森林経営証明書（S-PHL）の有効期限が切れる前に決定する。

XIII. 特別審査

1. 次の事項をフォローアップするために、特別審査を実施できる。
 - a. 独立した監視、苦情の解決及び控訴に係るガイドラインの規定に基づいた特定の苦情又は控訴解決チームから推奨事項が示されたとき。
 - b. 適用される基準により行われた審査の結果が持続可能な森林経営（PHL）の要件を満たしていないと結果したとき又は政府若しくは地方自治体からのデータ及び情報の提供があったとき。
 - c. 凍結していた認証を再度有効にする必要があるとき。
2. 独立評価認証機関（LPVI）は、被審査者に特別審査を実施する7日前までに審査を行う期間を確認しなければならない。
3. 特別審査の実施、特別審査決定の決定及び結果の通知は、遅くとも30日（暦日）以内に完了しなければならない。
4. 認証決定の結果は、特別審査が一時停止された持続的森林経営証明書（S-PHL）の再開を目的とする場合、持続的森林経営証明書（S-PHL）の一時停止の期限を超えてはならない。
5. 独立評価認証機関（LPVI）は、被審査者が第1項第a号の規定に定める特別審査を実施する意思がない場合、被審査者の持続的森林経営証明書（S-PHL）を凍結し、苦情文書を添えて同省のWebサイト（www.silk.menlhk.go.id）でその旨を公表する。
6. 独立評価認証機関（LPVI）は、被審査者が第1項第b号に規定する特別審査を実施する意思がない場合、被審査者の持続的森林経営証明書（S-PHL）を凍結し、苦情文書を

添えて同省の Web サイト (www.silk.menlhk.go.id) を通じてその旨を公表する。

7. 独立評価認証機関 (LPVI) は、決定後 7 日 (暦日) 以内に、独立評価認証機関 (LPVI) のウェブサイト、同省のウェブサイト (www.silk.menlhk.go.id) で特別審査結果の決定と履歴書を公表する。

XIV. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) の凍結及び取消し

1. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) を凍結する要因
 - a. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) 所持者が独立評価認証機関 (LPVI) の手続きで規定している審査実施時期に基づく審査を望まない場合。
 - b. 特別な評価又は審査の結果を補足する場合。
 - c. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) 所持者による正しいデータの開示がなされない事実が明らかになり、それが認証の決定に影響を及ぼす場合。
2. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) の凍結期間は、最長で 3 か月とする。
3. 審査が未実施又は凍結中の持続的森林経営証明書 (S-PHL) を再び有効化するための審査メカニズムは、凍結後 3 か月以内に完了しなければならない特別審査により行う。
4. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) が失効する要因
 - a. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) 所持者が証明書の凍結決定から 3 か月を経過しても審査を望んでいない場合、
 - b. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) の所有者が 3 か月の証明書凍結期間中に持続的森林経営証明書 (S-PHL) 停止の要因となるデータと情報の不足を補うことができない場合、又は
 - c. 所定の区画外での伐採、人権侵害 (HAM)、違法木材の購入、受領、保管、加工、販売、作業エリアの森林の焼却などの違反の結果として、恒久的法的効力を持つ法的決定を受けた経緯がある場合のいずれかに該当する場合、
 - d. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) 所持者は、事業を運営する権利を失うか、事業許可が取消される。

XV. 認定の移管

1. 移管できる持続可能な森林経営 (PHL) 証明書は、有効期限内のものであり、認証移管の根拠は、
 - a. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) 所持者からの要求。
 - b. 国家認定委員会 (KAN) により取消された独立評価認証機関 (LPVI) 認定又は
 - c. 大臣が独立評価認証機関 (LPVI) の決定を取消した認定又は
 - d. 認定の有効期限が切れた独立評価認証機関 (LPVI) 認定。
2. 認証の移管手順
 - a. 認証の移管は、不正競争に基づくものでない。
 - b. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) 所持者が認証を移管するときは、認証の完全性と信頼性の維持を確認しなければならない。
 - c. 局長は、認証の移管が不正競争に基づいて行われたこと又は認証の完全性と信頼性が維持されていなかったことが判明した場合、移管先の独立評価認証機関 (LPVI) のパフォーマンスに関して国家認定委員会 (KAN) に苦情を提出し、国家認定委員会 (KAN) が適用する規則による措置を適用する。
 - d. 認証の移管の申請は、持続的森林経営証明書 (S-PHL) 所持者が認証を希望の独立評価認証機関 (LPVI) に提出し、その写しが局長、国家認定委員会 (KAN)、州局長、事務所長及び本拠地の独立評価認証機関 (LPVI) に送付される。
 - e. 認証の移管先の独立評価認証機関 (LPVI) は、元の独立評価認証機関 (LPVI) と

- 調整して、認証の移管申請を審査する。この審査は文書の確認により実施し、必要に応じて持続的森林経営証明書（S-PHL）所持者の現場審査を実施できる。
- f. 現場審査を実施しない場合は、正当な理由を文書化しなければならない。認証の移管先の独立評価認証機関（LPVI）が、認証を発行した元の独立評価認証機関（LPVI）から十分な情報を取得できないときは、移管先の独立評価認証機関（LPVI）による現場審査を実行しなければならない。
 - g. レビューは文書化し、次の事項を含めなければならない。
 - 1) 移管する証明書の有効性と範囲。
 - 2) 移管先の独立評価認証機関（LPVI）認定範囲と移転する認証の範囲の整合性。
 - 3) 初期審査報告書又は再認証及び進行中の認証サイクルで実施された全ての監視報告書。
 - 4) 受け取った苦情と講じられた是正措置の記録。
 - 5) 認証サイクルの段階。
 - 6) 元の独立評価認証機関（LPVI）に対する債務がないこと。
 - h. (7) に掲げる研究の結果は、認証の移管の承認又は拒否の根拠とする。
 - i. 移管先の独立評価認証機関（LPVI）は証明書の移管が承認された場合、受領する証明書の有効期間と同じ有効期間の証明書を発行する。
 - j. 移管先の独立評価認証機関（LPVI）は、証明書の移管を決定してから7日（暦日）以内に、証明書移管の決定を独立評価認証機関（LPVI）及び環境林業省のウェブサイト（www.silk.dephut.go.id）で公開する。
 - k. 認定が取消された又は失効した独立評価認証機関（LPVI）は、独立評価認証機関（LPVI）を取消された日又は認定が失効した日から40日（暦日）以内に認定の移管を完了しなければならない。
 - l. 被審査者は、前項の規定に係わらずに独立評価認証機関（LPVI）が認証移管を40日以内に完了していない場合、認証を継続するための代替独立評価認証機関（LPVI）を選択できる。
 - m. 前項の規定により発生する費用は、認定が取消された又は失効した独立評価認証機関（LPVI）が負担する。

XVI. 雑則

- 1. 持続的森林経営証明書（S-PHL）所持者は、次の場合、独立評価認証機関（LPVI）に報告しなければならない。
 - a. 会社名及び所有権の変更。
 - b. 持続的森林経営証明書（S-PHL）所持者の管理体制の変更又は交代。
 - c. 持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンスに影響を与えるその他の変更。
- 2. 独立評価認証機関（LPVI）は、企業名の変更及び独立モニター（PI）からの入力事項又は推奨事項並びに第1項 b号及び c号の規定に掲げる事項に変更が生じたときは、関連する指標の評価を実施又は審査の加速をしなければならない。
- 3. 独立評価認証機関（LPVI）は、持続的森林経営証明書（S-PHL）発行の概要並びに苦情の概要及びそのフォローアップを3か月ごとに独立評価認証機関（LPVI）のウェブサイトで公開する。
- 4. 独立評価認証機関（LPVI）は、局長に持続的森林経営証明書（S-PHL）の発行の概要及び苦情の概要を3か月ごとに提出し、環境林業省のウェブサイト（www.silk.menlhk.go.id）で公表する。
- 5. 局長は、独立評価認証機関（LPVI）が第3項及び第4項の規定を実施しない場合、独立評価認証機関（LPVI）に管理サービスを提供しない。

附属資料 2.1 環境林業大臣通達

文書番号: SK.9895/MenLHK- PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付: 2022年12月14日

内容: 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

森林利用事業許可 (PBPH) 及び経営権に係る林産物の合法性 (合法認証材 (VLHH)) の認証基準及び指標

No	認証基準				認証ガイドライン	
	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
1.	P1. 森林利用事業許可 (森林利用許可 (PBPH)) 又は経営権の確実性	K1.1 森林管理の各区画は保護森林地域と生産森林地域に位置している。	1.1.1. 森林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権所持者は、管理する領域に応じて森林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権の有効性を提示できる。	a. 森林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権を付与する法的文書。	1. 経営権の付与に係る森林利用事業許可 (PBPH) の法令及び規則の完全性を確認する。 2. 森林利用許可 (PBPH) 法令の添付又は経営権が付与された森林の地図を確認する。 3. 森林利用許可 (PBPH) 法令及び経営権が付与された作業領域の適合を地図で確認する	補足 全体的な作業領域は、森林利用事業許可 (PBPH) 法令または経営権に準拠。
				b. 森林利用事業許可 (PBPH) の活動又は経営権以外の合法的な領域の使用 (ない場合は該当なし)。	1. 森林利用事業許可 (PBPH) 活動以外の地域の利用活動又は経営権の特定。 2. 森林利用事業許可 (PBPH) 活動又は経営権以外の土地利用を特定するときの森林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権の所持者の取組みを調査する。 3. 森林利用事業許可 (PBPH) 活動や経営権以外での地域の使用の許認可を確認する。	補足 森林利用許可 (PBPH) 活動や経営権以外の領域の法的利用に係る最新のデータや情報が掲載されていること。

No	認証基準				認証ガイドライン	
	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
2.	P2. 法的なログ記録システムと手順を遵守する	K2.1有効な作業計画	2.1.1 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は、規定に基づいた有効な作業計画を所持している。	a. 森林利用事業作業計画文書（森林利用事業実施計画（RKUPH）又は持続森林規制計画（RPKH））とその添付ファイル。	1. 森林利用事業実施計画（RKUPH）又は持続森林規制計画（RPKH）文書の完全性と有効性を確認。 2. 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者の義務である森林利用事業実施計画（RKUPH）又は持続森林規制計画（RPKH）の作成及びプロセスを検討。	補足 森林利用事業実施計画（RKUPH）又は持続森林規制計画（RPKH）文書は、完全にあり有効である。
			2.1.2 森林利用事業実施計画（RKUPH）又は持続森林規制計画（RPKH）及び年次森林利用作業計画（森林利用年間施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT））は、権限のある当局者により承認済。	b. 権限のある当局者に承認された森林利用事業実施計画（RKUPH）、持続森林規制計画（RPKH）、森林利用年間施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT）文書及びその添付ファイルには、次のものが含まれる。 ▪ 森林利用事業実施計画（RKUPH）又は持続森林規制計画（RPKH）文書とその附属書類は、包括的定期森林調査（IHMB）又は森林目録に基づき林業部門の専門家により作成。	森林利用事業実施計画（RKUPH）又は持続森林規制計画（RPKH）、森林利用年間施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT）文書及びその附属資料の有効性と完全性を確認。	補足 森林利用事業実施計画（RKUPH）又は持続森林規制計画（RPKH）、森林利用年間施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT）文書及びその添付ファイルは有効、かつ、完全である。

No	認証基準				認証ガイドライン	
	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
				<ul style="list-style-type: none"> ▪ 森林利用年間施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT）文書は、森林利用事業実施計画（RKUPH）又は持続森林規制計画（RPKH）に基づき作成し、権限のある当局者により承認済。 ▪ 持続的森林管理認証（PHPL）事務所が作成した作業地域計画。 		

No	認証基準				認証ガイドライン	
	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
		K2.2.有効な伐採計画	2.2.1 森林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権の所持者は、権限のある職員が承認した伐採計画を所持している。	a. 踏査報告書 (LHC) とその附属資料。	1. 踏査報告書 (LHC) とその完全性を確認。 2. 在庫中の丸太のマークを確認。 3. 樹木分布図の存在とその座標の確認。 4. 正確な標準木の座標とそのマーキングを確認。	補足 踏査は合法的で完全であり、現場での実施に準拠。
				b. 作成され検証された作業地図又は森林利用年間施業計画 (RKTPH) 又は年間技術計画 (RTT) 地図には、削減できる領域又は削減できない領域及び現場で調査した証拠を含んでいる。	場所の適合 (GPS又は適切な機器の使用)) と、記録していない可能性がある地域の境界を確認。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 保全林区、保全林区又は境界を定めていない共同体がある緩衝地帯。 ▪ 急傾斜度地域 (傾斜度は、天然林材を利用する場合は40%未満、人工林材を利用する場合は25%未満)。 ▪ 保護された野生動物及び植物の生息地 (動物の飛翔地及び遺伝資源地域又は生物多様性地域)。 ▪ 宗教的文化的価値観を持つ地域 (共同体を詳細に確認)。 ▪ 川岸、湧水地周辺、溪谷など。 	補足 作業地図又は森林利用年間施業計画 (RKTPH) 又は年間技術計画 (RTT) 地図が利用可能。これらには、記録される可能性がある地域又は記録されない可能性がある地域が含まれ、手順に基づいて作成され、明確な境界により示された地域であること。

No	認証基準				認証ガイドライン	
	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
				<p>c. 地図上の伐採林区又は森林利用年間施業計画（RKTPH）林区又は年間技術計画（RTT）林班での実施を現場で確認。</p>	<p>1. 森林利用年間施業計画（RKTPH）の附属地図上の伐採林区又は年間技術計画（RTT）附属地図上の伐採林区を確認。</p> <p>2. 伐採林区又は伐採区画の境界の正しい位置を確認。</p> <p>3. GPS又は適切な機器を使用して記録した現場の座標点の適合性は、GPS又は適切な機器を使用した現場確認により行う。</p> <p>4. 林区又は林班の境界標識の明瞭さを現場で確認。</p>	<p><u>補足</u></p> <p>1. 伐採林区又は林班の位置は、森林利用年間施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT）の附属地図による。</p> <p>2. 林区と伐採林班の境界が明確に目視できること。</p>
				<p>d. 植物栽培の開発のために許可された土地造成地における天然林材を使用する場所と量の適切さ。</p>	<p>植物栽培の森林利用年間施業計画（RKTPH）文書で許可されている整地区域内に自生する立木を利用する場所と利用量を確認。</p>	<p><u>補足</u></p> <p>自然発生した立木の利用量と整地の位置は、森林利用年間施業計画（RKTPH）の植物栽培に係る文書と実際の現地の状況に準拠。</p>

No	認証基準				認証ガイドライン	
	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
3.	P3.木質林産物の生産と流通の正当性	K3.1. 森林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権は、生産した全ての木質林産物の有効性を証明し、有効な輸送書類の添付による輸送又は流通を保証する。	3.1.1 伐採する全ての木質林産物は、木材生産報告書 (LHP) として記録している。	木材生産報告書 (LHP) は、権限のある職員が作成。	<ol style="list-style-type: none"> 伐採した全ての木質林産物を測定、検査し、検量記録簿への記録を確認。 現場での現物のサンプル調査を含め、木材生産報告書 (LHP) を作成する期間と時間が適切であるか検量記録簿で確認。 持続可能な森林経営 (PHL) 技術者の正当性と木材生産報告書 (LHP) の適合性を確認。 森林利用事業許可 (PBPH) の場所又は木材管理情報処理システム (SIPUHH) の設置と基盤 (インターネット用ネットワーク、コンピュータその他のサポートデバイス) の利用を確認。 流通拠点で木材生産報告書 (LHP) に用いる年代測定を行った木質林産物と他の木質林産物が混合しないようにする。 	<p>補足</p> <ol style="list-style-type: none"> 玉切した全ての木材は、検量記録簿に記録されており、現物の寸法と同記録簿が整合している。 木材生産報告書 (LHP) の準備は、検量記録簿に基づいて、権限のある職員が行っている。 適切かつ効果的な木材管理情報処理システム (SIPUHH) 及び基盤設備が森林利用事業許可 (PBPH) の所在地又は管理施設で利用可能である。

No	認証基準				認証ガイドライン	
	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
			3.1.2. 各流通段階において木質林産物の輸送又は流通には、有効な輸送書類を添付している。	各流通段階における全ての木質林産物は、有効な輸送書類により管理されている。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 木質林産物の各流通段階で発行された全ての輸送文書の有効性を調査し、確認する。 2. 取引又は移動する木質林産物を実際に確認する。 3. 取引又は移動する木質林産物の売買に係る実際の文書と発行された輸送文書を照合する。 	<u>補足</u> 輸送する全ての木材を有効な輸送文書で管理している。
			3.1.3 木質林産物の起源をたどる	森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者からの林産物の林産物管理（PUHH）マーク又はバーコードは、保管場所の追跡ができる。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 木質林産物の林産物管理（PUHH）マーク又はバーコードを確認する。 2. バーコード番号及び伐採林区番号を入力する。。 3. 追跡できない場合又は追跡が不可能な場合は、木材管理情報処理システム（SIPUHH）データにより追跡できる。 	<u>補足</u> 全ての木質林産物には林産物管理（PUHH）マーク又はバーコードがあるので、産地が追跡できる。

No	認証基準				認証ガイドライン	
	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
		K3.2. 森林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権の所持者は税金以外の手数料 (PNBP) を完済している。	3.2.1. 森林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権の所持者は、森林再生基金 (DR) 又は森林資源引当金 (PSDH) の支払いの証拠を提示できる。	請求コード、森林再生基金 (DR) 及び森林利用引当金 (PSDH) 文書が発行され、全額の手払いが確認できる。	税金以外の手数料 (PNBP) の支払い時に発行される各請求コード文書の適合性を確認。	補足: 木材生産報告書 (LHP) の記録上、税金以外の手数料 (PNBP) の支払いに延滞がない。
		K.3.3 SVLKマークの使用の履行。	3.3.1 SVLKマークの表示	規定に基づきSVLKマークが表示されている (初回認証には適用されない)。	木質林産物や書類にSVLKマークを表示しているか確認。	補足 全ての木質林産物及び文書には、規定に基づくSVLKマークの表示がないといけない。

No	認証基準				認証ガイドライン	
	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
4.	P4. 伐採に係る環境的社会的側面の遵守	K4.1 森林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権の所持者は、すでに環境文書 (環境影響分析：環境影響文書 (AMDEL)) を所持しており、環境文書で要求される義務を履行している。	4.1.1. 森林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権所有者は、作業領域全体、事業所有権及び活動の種類を網羅する適用規制に適合した環境文書を所持している。	環境影響分析文書 (環境影響文書 (AMDEL)) の存在とその修正。	全ての作業領域、事業所有権及び活動の種類について、環境影響文書とその修正 (修正がある場合) の状況と有効性を確認。	<u>補足</u> 全ての作業領域、事業所有権及び活動の種類について利用可能な完全な環境影響文書があり、承認されている。
			4.1.2. 森林利用事業許可 (PBPH) 又は経営権の所持者は、環境への影響に対処し、社会的利益を提供するための活動の実施を示す 木質林産物利用事業5か年計画 (RKT) 及び実施報告書を作成している。	a 木質林産物利用事業5か年計画 (RKT) 及び環境モニタリング計画 (RPL) 文書の存在とその変更。	木質林産物利用事業5か年計画 (RKT) 及び環境モニタリング計画 (RPL) 文書の有効性と、物理的、化学的、生物学的、社会的側面への影響を含むあらゆる側面に対応するための変更内容を確認する。	<u>補足</u> 利用可能な木質林産物利用事業5か年計画 (RKT) 及び環境モニタリング計画 (RPL) 文書とその承認された修正。
			b マトリックスに基づいて関連機関に報告された物理的、化学的、生物学的社会的側面への重大な影響の管理及び監視の実施に係る証拠。	1. 次のような物理的、化学的、生物学的社会的側面に対する重要な影響への管理の実施を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ モニタリング施設と基盤設備を含む水資源について。 ▪ 汚染。 ▪ 保護された種 (保護された野生動植物の目録とのクロスチェック) 。 	<u>補足</u> 環境管理とモニタリングは計画に基づいて実施し、現場で発生した重大な影響はマトリックスに基づいて関係機関に報告している。	

No	認証基準				認証ガイドライン	
	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
					<ul style="list-style-type: none"> ▪ 社会へのプラス効果の拡大。 ▪ 森林火災の予防と制御のシステムの存在 <p>2. マトリックスに基づいて、物理的・化学的・生物学的社会的側面の重要な影響の働きかけ、管理、監視及び関連機関に提出する報告を確認。</p>	
5.	P5. 労働規則の遵守	K.5.1. 労働安全衛生(K3) 規定の履行。	5.1.1. 労働安全衛生(K3) の手順と実行	a 労働安全衛生(K3) ガイドライン又は手順。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険の特定、リスクと予防策、労働安全衛生(K3) の取扱い結果を確認。 2. 労働安全衛生ガイドラインの文書又は手順の利用可能性、及びそれらの規制への準拠と現場での実施を確認。 3. 労働安全衛生(K3) ガイドライン又は手順及びコンピテンシー又はライセンスの所有権に責任を負う組織及び担当者の存在を確認。 	<p><u>補足</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 危険性の特定、リスクと予防策、労働安全衛生(K3) の取扱いと規制及び現場での実行結果に応じた労働安全衛生(K3) ガイドライン又は手順書がある。 2. 労働安全衛生(K3) ガイドラインの実施責任者は、辞令により任命する。

No	認証基準				認証ガイドライン	
	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
				<p>b 労働安全衛生（K3）設備の利用可能性</p>	<p>1. 危険の特定、リスクと予防策、労働安全衛生（K3）の取扱い及び規定に基づいた労働安全衛生（K3）設備の利用可能性を確認</p> <p>2. 労働安全衛生（K3）設備が作動できる状態にあるか確認。</p>	<p><u>補足</u> 労働安全衛生（K3）設備は、危険の特定、リスクと予防措置、労働安全衛生（K3）の取扱い、適切な作動（期限切れではないことを含む）の確認結果による利用可能性を確認する。</p>
				<p>c. 労働災害の記録とその報告。</p>	<p>労働災害の記録の利用可能性及び労働災害発生率低減の取組みを確認し、関係機関に報告。</p>	<p><u>補足</u> 全ての労働災害事案の完全な記録及び労働安全衛生（K3）プログラムとしての労働災害発生率減少のための取組みがあり、これらの関連機関への報告を確認。</p>
		K.5.2労働者の権利の履行。	5.2.1. 労働者の結社の自由。	労働組合を結成し、従事できる労働組合又は会社（被審査者）の方針。	<p>1. 労働組合組織の存在を確認又は</p> <p>2. 結社の自由に係る方針に係る文書の声明。</p> <p>3. 結社の自由に係る従業員及び経営陣へのインタビュー。</p>	<p><u>補足</u> 労働組合の存在又は従業員による組合の結成若しくは従事を許可する書面による会社の方針又は声明の存在を確認。</p>

No	認証基準				認証ガイドライン	
	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
	2	3	4	5	6	7
1			5.2.2. 労働者の権利を規制する労働協約（KKB）又は会社規則（PP）の存在	労働協約（KKB）又は会社規則（PP）文書の利用可能性	国家認定委員会（KAN）により所轄官庁に登録されている労働者の権利を規制する労働協約（KKB）又は会社規則（PP）文書の存在を確認する。	<u>補足</u> 労働者及び管轄機関に登録されている労働者の権利を規制し、管轄機関に登録されている労働協約（KKB）又は会社規則（PP）文書がある。
			5.2.3. 18歳未満の労働者がいない	18歳未満の労働者の存在。	1. 関係機関の作業員を含む作業員名簿を確認。 2. 労働者との面談（サンプル調査）。 3. 18歳未満の年齢制限の規定は、既婚者については適用除外。	<u>補足</u> 18歳未満の従業員がいない（既婚者を除く）。

附属資料2. 2.

文書番号 : SK.9895/MenLHK- PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022
 日付 : 2022年12月14日
 件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

非林業活動木材利用許可（非林業木材利用事業（PKKNK））所有者に係る木質林産物合法性認証基準（合法認証材（VLHH））

非林業活動木材利用許可（非林業木材利用事業（PKKNK））は次により構成する:

1. 森林区域利用承認
2. 生産林の転用及び林地の開放
3. 開放され耕作権が付与された林地
4. 割当許可がある林地以外の土地（APL）

No.	原則	認証基準			認証ガイドライン	
		基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1.	P1. 木質林産物の利用には、非林業活動のための木材利用の承認（非林業木材利用事業（PKKNK）を伴う。	K1.1 非林業木材利用事業（PKKNK）の承認は、規定に基づき取得される。	1.1.1 有効な非林業木材利用事業（PKKNK）承認文書の存在。	1.1.1.a 有効な非林業木材利用事業（PKKNK）承認決定とその完全性。	1. 申請により得られた非林業木材利用事業（PKKNK）の承認: a. 立木資源調査の実施に係る文書の存在を確認。 b. 指定された林地以外の土地（林地以外の土地（APL））や、転換又は開放された生産林の非林業木材利用事業（PKKNK）承認許可の有無を確認。 c. 審査結果概要報告書（RLHC）の少なくとも25%の税金以外の手数料（PNBP）頭金証明書を 確認。 d. 非林業木材利用事業（PKKNK）承認を受けたときの附属地図の存在を確認。	<u>補足</u> 申請を通じて取得した非林業木材利用事業（PKKNK）承認書、その付属資料がある又は非林業木材利用事業（PKKNK）の承認を得て立木資源調査を実施し、審査結果概要報告書（RLHC）及び作業協定書（木材の利用が非林業木材利用事業（PKKNK）所有者以外によって行われる場合）により税金以外の手数料（PNBP）の25%以上の頭金を支払っていること。

認証基準				認証ガイドライン		
No.	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
					<p>2. 申請を経ずに取得した非林業木材利用事業（PKKNK）承認：</p> <p>a. 耕作権（HGU）、森林貸借利用権（PPKH）又は耕作権（HGU）による森林地域開放命令の存在を確認。</p> <p>b. 立木資源調査実施文書を確認。</p> <p>c. 審査結果概要報告書（RLHC）からの少なくとも25%の税金以外の手数料（PNBP）頭金の証明を確認。</p> <p>d. 非林業木材利用事業（PKKNK）を承認したときの附属地図の存在を確認。</p> <p>e. 非林業木材利用事業（PKKNK）所持者以外が伐採・利用活動を行う場合は、協力契約書を確認。</p> <p>f. 非林業木材利用事業（PKKNK）所持者以外が伐採・利用活動を行う場合は、協力契約書を確認。</p>	
			1.1.1.b 非林業木材利用事業（PKKNK）の承認を得たときの附属地図を使用した場所の適合性。	GPSその他の支援器機を使用して、地図の地理座標の適合性を確認。	<p><u>補足</u> 非林業木材利用事業（PKKNK）承認の場所が非林業木材利用事業（PKKNK）承認附属地図に適合している。</p>	

認証基準				認証ガイドライン		
No.	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
2.	P2. 合法的伐採システムと手順	K2.1 有効な伐採計画	2.1.1 立木資源調査結果に基づき準備された伐採計画	2.1.1.a 規定に基づき作成された踏査報告書 (LHC)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 樹種、直径、樹高及び材積を含む立木資源調査結果の正確さを確認。 2. 立木資源調査箇所と現場の適合性を確認。 3. サンプル調査を実施し、立木のマーキングの適合性を確認。 	補足 踏査報告書 (LHC) は、規定に基づき成する。
				2.1.1.b 踏査報告書 (LHC) に基づく審査結果報告書 (LHA) の作成	伐採対象又は伐採計画の適合性を、立木資源調査の面積及び材積を確認。	補足 踏査報告書 (LHC) に基づく伐採面積と量の目標又は計画。
3.	P3. 木質林産物の生産と流通の合法性。	K3.1. 非林業木材利用事業 (PKKNK) 承認所持者は、生産された全ての木質林産物の有効性を証明し、有効な輸送書類を伴う輸送又は流通の実施を保証。	3.1.1 伐採された木質林産物は全て国家認定委員会 (KAN) の木材生産報告書 (LHP) に記載したものである。	3.1.1.a 木材生産報告書 (LHP) は、権限のある事務員が作成している。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 記録された全ての木質林産物を計測してテストし、検量書に記録していることを確認。 2. 検量書で木材生産報告書 (LHP) を作成する期間又は時間の適合性を確認。 3. 木材生産報告書 (LHP) の技術者の妥当性と木材生産報告書 (LHP) 作成拠点の適合性を確認。 4. 各流通拠点で国家認定委員会 (KAN) の木材生産報告書 (LHP) に記載する非木質林産物が、他の木質林産物と混ざらないようにする。 	補足 <ol style="list-style-type: none"> 1. 伐採した全ての林産物を検量書に記録しており、現物と検量書の記載内容に整合性がある。 2. 木材生産報告書 (LHP) の作成は、検量書に基づいており、権限のある事務員が行っている。

認証基準				認証ガイドライン		
No.	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
			3.1.2 各流通拠点では木質林産物の輸送又は流通に有効な木質林産物輸送文書を備えている。	3.1.2.a 各流通拠点の全ての木質林産物は、有効な輸送文書により管理している。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 木質林産物の流通の各拠点で発行された全ての輸送文書とその有効性を確認。 2. 取引又は譲渡する木質林産物を把握。 3. 取引又は移動する木質林産物の売買に係る文書と発行された輸送文書を照合。 	<p><u>補足</u> 各流通拠点から輸送するすべての木質林産物は、有効な輸送書類で管理。</p>
			3.1.3 木質林産物の起源をたどる	3.1.3.a 林産物管理 (PUHH) 又は非林業木材利用事業 (PKKNK) 承認所 持者の林産物のバーコードマークによる追跡	<ol style="list-style-type: none"> 1. 木質林産物の林産物管理 (PUHH) マーキング又はバーコードを確認。 2. バーコードとタイプを伐採箇所にトレース。 3. 伐採箇所へのトレースができない場合は、木材管理情報処理システム (SIPUHH) データを使用して文書による追跡を実施。 	<p><u>補足</u> 全ての木質林産物には林産物管理 (PUHH) 又はバーコードマーキングがあり、その起源を遡れる。</p>

No.	原則	認証基準			認証ガイドライン	
		基準	指標	検証	検証方法	評価基準
		K3.2. 非林業木材利用事業 (PKKNK) の承認を受けた者による税金以外の手数料 (PNBP) の完済。	3.2.1. 非林業木材利用事業 (PKKNK) の承認を受けた者による税金以外の手数料 (PNBP) の完済。非林業木材利用事業 (PKKNK) の承認を受けた者は、森林再生基金 (DR) 又は森林資源引当金 (PSDH) の完済の証明書を提示。	請求コード、森林再生基金 (DR) 又は森林資源引当金 (PSDH) 文書が発行され、全額が支払い済みである。	税金以外の手数料 (PNBP) を通じて、支払時に発行された各請求コードと文書の適合を確認。	<u>補足</u> 発行された木材生産報告書 (LHP) の税金以外の手数料 (PNBP) の支払いに遅滞がない。
		K.3.3 SVLKマークの使用	3.3.1 SVLKマークの表示。	規定に基づくSVLKマークの表示 (初期認定は適用外)。	木質林産物及び文書にSVLKマークを表示しているか確認。	<u>補足</u> 全ての木質林産物及び文書に、規定に基づきSVLKマークを表示している。
4.	P4. 就業規則の遵守	K.4.1. 労働安全衛生 (K3) 規定の履行。	4.1.1. 労働安全衛生 (K3) の手順と補完。	4.1.1.a労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順。	1. 危険の特定、リスク及び予防策並びに労働安全衛生 (K3) の処理の結果を確認。 2. 労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順文書の利用可能性並びに現場での規制及び実施への準拠を確認。	<u>補足</u> 1. 労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順は、危険の特定、リスクと予防策、労働安全衛生 (K3) の取扱い及び現場での規制と実施の結果に基づいて利用できる。さらに 2. 労働安全衛生 (K3) ガイドラインの実施を担当する者を辞令により任命。

認証基準				認証ガイドライン		
No.	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
				4.1.1.b. 労働安全衛生 (K3) 施設の利用。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険の特定、リスクと予防策、労働安全衛生 (K3) 施設の取扱い及び規定に基づいた労働安全衛生 (K3) 施設の利用可用性を確認。 2. 労働安全衛生 (K3) 施設が動作するか確認。 	<p>補足</p> <p>労働安全衛生 (K3) 施設は、危険の特定、リスク及び予防策、労働安全衛生 (K3) の取扱い並びに規定に基づき完全、かつ、適切に機能した結果に従って利用可能であり、適切に機能することを確認 (期限切れの確認を含む)。</p>
				4.1.1.c. 労働災害の記録とその報告。	労働災害記録の入手可能性及び労働災害発生率低減の取組みを確認し、関係機関に報告。	<p>補足</p> <p>全ての労働災害事案の完全な記録と、労働安全衛生 (K3) プログラムによる労働災害発生率を縮小するための取り組みがあり、関連機関に報告されている。</p>
		K.4.2労働者の権利の履行。	4.2.1. 労働者の結社の自由。	4.2.1.a. 労働組合の結成又は従事を許可する労働組合又は会社の方針 (審査)。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働組合組織の存在を確認又は結社の自由に係る文書又は書面による声明の存在を確認。 2. 労働者の結社の自由に係る従業員帯経営陣へのインタビュー。 	<p>補足</p> <p>労働組合の存在、従業員が組合活動を結成又は従事を許可する会社の方針の書面による声明を確認。</p>

認証基準				認証ガイドライン		
No.	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
			4.2.2. 18歳未満の労働者を雇用しない。	4.2.2.a. 18歳未満の労働者の存在	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関の作業者を含む作業者の名簿を確認。 2. 労働者との面談（抽出調査）。 3. 18歳未満の年齢制限の規定は、既婚者には適用しない。 	<u>補足</u> 18歳未満の労働者がいない（既婚者を除く）。

附属資料 2.3. 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK- PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

社会林経営契約（地域林業（HKm）、共同体人工林（HTR）及び里山（HD））における
木質林産物合法性認証（VLHH）基準及び指標

合法認証木質林産物

認証基準					認証ガイドライン	
No.	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
1.	P1. 社会林経営契約（PPPS）に係る地域の確実性と合法性	K1.1 社会林経営契約（PPPS）地域は生産林内に所在。	1.1.1. 社会林経営契約（PPPS）所持者は、管理する領域に応じて社会林経営契約（PPPS）の有効性を提示できる。	合法な社会林経営契約（PPPS）文書。	1. 社会的林業経営の承認に係る政令（SK PPPS）への適合を確認。 2. 社会的林業経営の承認に係る政令（SK PPPS）が規定する附属地図を確認。 3. 社会的林業経営の承認に係る政令（SK PPPS）が定める作業地域と附属地図の整合性を確認。	補足 作業地域全体が、社会的林業経営の承認に係る政令（SK PPPS）に適合している。
		K.1.2 社会的林業経営の承認に係る政令（SK PPPS）文書には、木質林産物の収集と利用のための活動の種類が記載されている。	1.2.1. 社会林業経営契約（PPPS）所持者は、社会的林業経営の承認に係る政令（SK PPPS）の文書により木質林産物の収集と利用活動の種類を提示できる。	社会的林業経営の承認に係る政令（SK PPPS）の文書には、木質林産物の収集と利用のための活動の種類が含まれている。	社会的林業経営の承認に係る政令（SK PPPS）における活動の種類を確認。	補足 社会的林業経営の承認に関する政令（SK PPPS）には、木質林産物の収集と利用のための活動の種類が含まれている。

認証基準					認証ガイドライン	
No.	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
		K.1.3グループ又は協同組合の形態の社会林業管理契約（PPPS）機関。	1.3.1グループ形成文書又は協同組合設立証書の完全性	完全、かつ、有効な社会林業管理契約（PPPS）所持者のグループ結成又は協同組合設立文書の存在。	<ol style="list-style-type: none"> 次のグループ形成文書の存在を確認。 <ol style="list-style-type: none"> グループ結成会議の議事録。 グループ編成の変更文書（変更がある場合）。 村長による農民グループの決定に係る法令とその改正。 議事録及び決定令に基づいたグループメンバーの適格性を確認。 協同組合の設立証書とその修正の有無及び組合員名簿により組合員の適合を確認。 	<p><u>補足</u> グループの結成及び変更に係る文書又は社会林業管理契約（PPPS）所持者（所持機関）の設立及び変更に係る文書の利用が可能。</p>
2.	P2. 合法的伐採システムと手順の遵守	K2.1 有効な作業計画	2.1.1社会林業管理契約（PPPS）所持者は、規定に基づく有効な文書を所持。	社会林業管理契約（PPPS）所持者は、規定に基づく有効な社会林経営計画（RKPS）を所持。	<ol style="list-style-type: none"> 有効な長期計画文書の存在を確認。 利用区域と保護区域を含む作業計画図を確認。 境界マーキング活動の結果及び潜在的な在庫を確認。 空間利用座標と境界標示の整合性を調べるために、現地サンプリング調査を実施。 	<p><u>補足</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 社会林経営計画（RKPS）文書は権限のある当局者により承認されている。 利用地域の生産林における非木質林産物の利用と収集。 境界マーキングと潜在的な在庫の確認を完了。

認証基準					認証ガイドライン	
No.	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
		K2.2. 有効な伐採計画の存在	2.2.1社会林業管理契約（PPPS）所持者は、規定に基づく有効な伐採作業区画（RKT）を所持。	伐採作業区画（RKT）文書とその添付ファイルの存在。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有効な短期伐採計画文書の存在を確認。 2. 利用区域と保護区域を含む作業計画図を確認。 3. 伐採計画を確認し、収穫する非木質林産物が利用区域からのものであることを確認。 4. 伐採計画を確認し、収穫する非木質林産物が自分の農園又は寄付された農園からのものであることを確認。 	<p><u>補足</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 伐採作業区画（RKT）文書は、権限のある当局により承認されている。 2. 伐採計画がある非木質林産物は： <ol style="list-style-type: none"> a. 利用区域内に存在。 b. 自生又は植栽された植物。
3.	P3.木質林産物の生産と流通の合法性	K3.1. 社会林経営契約（PPPS）所持者は、生産した全ての木質林産物の有効性を証明し、有効な輸送書類を添付した輸送又は流通を保証。	3.1.1伐採した全ての木質林産物は、国家認定委員会（KAN）の木材生産報告書（LHP）に記録している。	木材生産報告書（LHP）は、権限のある職員が作成している。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 伐採された全ての木質林産物は、測定し、検査し、検量記録簿に記録していることを確認。 2. 適合性の現地抽出調査を含む、木材生産報告書（LHP）の作成期間又は時間的適合を確認。 3. 木材生産報告書（LHP）作成者の技術者の妥当性と木材生産報告書（LHP）作成拠点の適合を確認。 4. 各流通拠点で木材生産報告書（LHP）の認証を受けた木質林産物が、認証されていない木質林産物と混合しないようにする。 	<p><u>補足</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 玉切した全ての丸太を検量記録簿に記録しており、記録が物理的に整合している。 2. 木材生産報告書（LHP）の作成は、検量記録簿に基づき権限のある職員が行っている。

認証基準					認証ガイドライン	
No.	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6	7
			3.1.2各流通拠点における木質林産物の輸送又は流通においては、有効な輸送書類を添付している。	各流通拠点の全ての木質林産物は、有効な輸送書類により管理している。	1. 木質林産物の流通の各拠点で発行される全ての輸送書類の有効性を把握する。 2. 取引又は譲渡する木質林産物を把握し確認する。 3. 発行された輸送書類と、実際に取引又は譲渡する木質林産物の販売書類及び購入書類を照合する。	<u>補足</u> 各流通拠点から輸送される全ての木材は、有効な輸送書類で管理している。
			3.1.3木材林産物の起源をたどる。	木質林産物は利用する場所まで追跡できる。	木質林産物（HHK）の起源を利用する場所まで追跡する。	<u>補足</u> 木質林産物（HHK）の起源の情報が利用できる。
		K3.2. 社会林経営契約（PPPS）所持者による税金以外の手数料（PNBP）の支払い	3.2.1. 社会林経営契約（PPPS）所持者による森林資源引当金（PSDH）及び森林再生基金（DR）の全額をの支払いを示す証明書の提示。	請求コード、森林資源引当金（PSDH）及び森林再生基金（DR）文書が発行され、支払いがなされている。	税金以外の手数料（PNBP）時間で発行された各請求コード文書の適合性を確認する。	<u>補足</u> 木材生産報告書（LHP）では税金以外の手数料（PNBP）の延滞がない。
		K3.3 SVLKマークの使用	3.3.1. SVLKマークの表示	規定に基づき表示したSVLKマーク（初期認証審査は適用外）。	検量した丸太の文書及び丸太にSVLKマークを表示しているか確認。	<u>補足</u> 全ての文書及び木質林産物には、規定に基づいてSVLKマークが表示されている。

附属文書 2.4. 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK- PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022
 日付 : 2022年12月14日
 件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

私有林材に係る合法認証材（VLHH）基準

私有林の構成内容は次のとおりである。

1. 植林木に係る森林の権利
2. 土地利用権発効前に自然に成長していた森林の権利

認証基準					認証ガイドライン	
No	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
1.	P1. 木材の所有権の有効性が証明できる	K1.1土地の保有権に係る権利の正当性	1.1.1 森林所有者による土地の権利の正当性の証明。	1.1.1. a 農業及び空間計画部門の規定に基づく土地所有権又は土地管理の文書	確認: 1. 財産権証明書のレターB若しくはレターC、 2. 使用権証明書又は 3. 国土庁（BPN）が認めた上記以外の土地権利合法性文書及び、 4. 土地所有権書類とIDカードの所有者の名前の適合（関連文書が証明する権利の移管がある場合） 5. 森林管理者がグループである場合、証書書又はグループ結成文書の有効性を確認。	補足 a. 法的文書は、農地及び空間計画の分野の規定に基づいて利用可能である。 b. 文書に基づく土地の所有者の名前の確認。 c. 森林管理者がグループである場合、グループ結成に係る法的書類を確認。

認証基準					認証ガイドライン	
No	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
				1.1.1.b. 私有林地域とその境界を示す地図又は見取図	<ol style="list-style-type: none"> 1 地図又は見取図により場所の存在を確認。 2 私有林地域の境界が明確であることを確認。 3 GPS又は適切な機器を使用して、場所とエリアの境界が適切であるか確認。 	<p>補足</p> <p>場所の地図又は見取図が利用可能で、明確な標識（杭、堤防又は生垣の形）があり、その場所と地図又は見取図（現場の座標を含む）が一致している。</p>
2.	P2. 合法的な伐採システムと手順の遵守	K2.1 有効な伐採計画の整備。	2.1.1 伐採計画は、立木資源調査の結果に基づき策定している。	2.1.1.a 計画文書は立木資源調査に基づいている。	<p>A. 人工林材</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも伐採する立木の樹種と数を確認。 2. 立木資源調査の面積と場所を確認。 3. 抽出調査により、立木マーキングの適合性を確認。 4. 伐採計画文書の存在を確認。 <p>B. 天然林材</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 立木資源調査の正確さを少なくとも樹種、直径、樹高及び材積により確認。 2. 立木資源調査の範囲と場所の整合性を確認。 3. サンプル調査により、立木へのマーキングの適合を確認。 4. 伐採対象又は伐採計画の適合を立木資源調査による面積と材積で確認。 	<p>補足</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 伐採する樹木の記録に基づき作成した伐採計画書があり、 2. 現場には、マーキングした立木があること。

認証基準					認証ガイドライン	
No.	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
3.	P3. 木質林産物の生産と流通の合法性	K3.1. 私有林所有者は、生産された全ての木質林産物が法的に証明され、有効な輸送書類が添付されて輸送又は流通され、さらに天然林材の場合は税金以外の手数料（PNBP）支払義務の履行を保証する。	3.1.1 伐採又は収穫された全ての木質林産物を記録している。	3.1.1.a 伐採した木材を適切に記録している。	A. 人工林材 1. 樹種と材積の正確さを確認。 2. 玉切した全ての丸太の記録を確認。 3. 記録と実際の木材の適合を確認。 B. 天然林材 1. 伐採した全ての丸太を検量し、検量記録簿に記録していることを確認。 2. 木材生産報告書（LHP）を作成する期間と時間が適切であるか検量記録簿で確認。 3. 木材生産報告書（LHP）作成者の技術者の正当性と LHP生産場所の適合を確認。 4. 木材生産報告書（LHP）で認証を受けた木質林産物が、認証されていない木質林産物と混合しないようにする。 5. 税金以外の手数料（PNBP）を介した支払い時に発行される各請求コード文書の適合性を確認。	補足 A. <u>人工林材</u> 伐採した全ての木質林産物が記録されており、現物と記録が一致。 B. <u>天然林材</u> 木材生産報告書（LHP）は、検量記録簿に基づき権限のある職員により作成された木材生産報告書（LHP）の記録には、税金以外の手数料（PNBP）の支払いに遅滞がない。

認証基準				認証ガイドライン		
No.	原則	基準	指標	検証	検証方法	評価基準
			3.1.2. 各流通拠点における木質林産物の輸送又は流通において、木質林産物の有効な輸送書類が添付されている。	3.1.2.a 各流通拠点における全ての木質林産物を有効な輸送書類により管理している。	1. 木質林産物の流通拠点で発行される全ての輸送書類の有効性を確認。 2. 取引又は譲渡する木材林産物を確認。 3. 発行された輸送書類と、取引又は譲渡する木質林産物の販売及び購入に係る書類を照合する。	補足 各流通拠点から輸送される全ての木質林産物は、有効な輸送書類により管理している。
			3.1.3 木質林産物の起源を辿る。	3.1.3.a 私有林所有者の木質林産物は、伐採場所まで追跡できる。	1. 木質林産物の林産物管理（PUHH）マーキング又はバーコードを確認。人工林材の場合は、マーキングだけを確認する。 2. 丸太の番号と種類で伐採現場を確認。 3. 伐採現場への追跡ができない場合は、木材管理情報処理システム（SIPUHH）データ又は人工林材の場合は他の記録を通じて文書による追跡を実行する。	補足 全ての木質林産物には林産物管理（PUHH）マーク、バーコードその他のマーキングがあり、その伐採地まで追跡できる。
			3.2.1 SVLK署名	3.2.1.a. 規定に基づくSVLKマークの表示（初回認証は適用外）。	4. 木質林産物や書類へのSVLKマークの表示を確認。	補足 全ての木質林産物及び文書には、規定に基づきSVLK マークを表示しなければならない。

附属資料 2.5. 環境大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK- PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

件名 : 合法性及び持続可能性認証システムの実施に係る基準及びガイドライン

森林利用事業許可 (PBPH)、経営権、社会林経営の承認及び非林業活動における木材利用承認の所有者に係る合法認証材 (VLHH) のガイドライン

※合法認証材 (VLHH) (Verifikasi Legalitas Basil Hutan) =川上の (流通段階における) 木材合法性審査

A.適用範囲

このガイドラインは、次の所有者を対象とした合法認証材 (VLHH) の審査の実施を対象とする。

1. 森林利用許可 (森林利用事業許可 (PBPH))
2. 経営権
3. 社会的森林経営契約 (PPPS) の承認
4. 非森林活動のための木材利用 (非林業木材利用事業 (PKKNK)) の承認

B. 合法認証材 (VLHH) の導入ガイドライン

1. 確認請求

a. 検証の適用

1) 森林利用事業許可 (PBPH)、経営権、社会的森林経営契約 (PPPS) 及び非林業木材利用事業 (PKKNK) 許可の所持者は、検証の範囲、被審査者のプロフィールその他の木材合法認証材 (VLHH) プロセスに必要な情報を含む申請を独立評価認証機関 (LPVI) に提出し、その写しを持続可能な森林経営 (PHL) 局長及び地方サービス責任者及び生産林管理センター (BPHP) の責任者に提出する。

2) 社会林経営契約 (PPPS) の合法認証材 (VLHH) の申請、社会林環境パートナーシップ (PSKL) 局長及び社会林業局局長への写しの追加提出については、

3) 特に非林業木材利用事業 (PKKNK) 又は社会林経営契約 (PPPS) 所持者の場合、木材を非林業木材利用事業 (PKKNK) 又は社会林経営契約 (PPPS) の所在地から輸送する前に、独立評価認証機関 (LPVI) (独立評価検証機関) に確認申請書を提出する。

a. 合法認証材 (VLHH) の申請は、非林業木材利用事業 (PKKNK) 許可の審査が進行中であるときにあっては同事業許可承認時に行い、

b. 同事業許可の承認を得ているときにあっては承認期間中に行う。

4) 独立評価認証機関 (LPVI) は、検証作業を実施する前に、検証の申請及び申請書類が整っている事実を確認し、次の事項を保証するために記録を保管する。

a) 検証要件が明確に定義され、理解され、文書化されている。

b) 独立評価認証機関 (LPVI) と被審査者の間に理解の齟齬がない。

c) 独立評価認証機関 (LPVI) は要求された合法認証材 (VLHH) の審査をするために、審査現場に到達できる。

5) 被審査者が複数の現場の合法認証材 (VLHH) の申請をした場合、独立評価認証機関 (LPVI) はフォローアップのために全ての現場の内部審査の結果を要求する。

6) 独立評価認証機関 (LPVI) は被審査者との労働契約事項を遵守する。

b. 審査準備

- 1) 独立評価認証機関 (LPVI) は、審査チームを組織する。
- 2) 審査チームは次の事項を確認するために事前審査を実施する。
 - a) 生産プロセス全体が実行されている。
 - b) データ及び情報が審査の要求を満たしている。
 - c) 審査継続に係る勧告。
- 3) 独立評価認証機関 (LPVI) は、次の事項を含む審査計画を作成する。
 - a) 審査チーム担当者に変更が生じた場合の担当者。
 - b) 独立評価認証機関 (LPVI) ウェブサイト、木材合法性情報システム (SILK)、共同体がアクセスできる最寄りの村の掲示板又は公共施設での一般向けの発表。
 - c) 審査員の作業文書。
- 4) 審査チームは、審査計画書を作成する。
- 5) 独立評価認証機関 (LPVI) は、合法認証材 (VLHH) の実施計画 (活動実施のスケジュール及びタイムライン、審査チーム、森林利用事業許可 (PBPH)、経営権、社会林経営契約 (PPPS) 並びに非林業木材利用事業 (PKKNK: 承認の簡単なプロフィール情報を添付) について、合法認証材 (VLHH) の実施の7日 (暦日) 前までに林産物加工マーケティング開発局に書面で提出し、写しを森林利用事業管理局长 (Dit. PUPH)、州政府、生産林管理センター (BPHP)、社会林環境パートナーシップ事務所 (PSKL) (社会林経営契約 (PPPS) の合法認証材 (VLHH) 用) 及び独立モニター (PI) に提出する。
- 6) 独立評価認証機関 (LPVI) は、検証が行われる7日 (暦日) 前までに、独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイト (<http://silk.menlhk.go.id>) で検証計画を公表する。
- 7) 森林利用業務管理ユニット、州、生産林管理センター (BPHP)、社会林環境パートナーシップ事務所 (Balai PSKL) 及び独立モニター (PI) は、5) no 項目に掲げる通知書に基づく検証資料として、被審査者のパフォーマンスに係る情報を提供できる。
- 8) 独立評価認証機関 (LPVI) は、検証プロセスに必要な書類について被審査者に通知し、被審査者に管理代表者を任命するよう求める。
- 9) 被審査者は、責任者が署名及び押印してデータが正確で検証がなされている事実を確約した誠実協定を締結する。

c. 審査の実施

合法認証材 (VLHH) の審査は、初回会議、文書検証及び現地調査並びに最終会議の三段階で実施する。

1) 初回会議

- a) 初回会議は、審査員と申請者による会議であり、目的、範囲、スケジュール、方法及び手順の説明を提供し、委任状又は代表経営陣からの委任状及び誠実協定の締結の要求を目的とする。
- b) 会議では、審査において審査員が要求するデータの利用可用性、完全性及び透明性の充足が望まれる。
- c) 会議の結果は、両当事者が署名した初回会議の議事録に、初回会議の出席名簿を添付して記録する。

2) 文書審査及び現地調査

- a) 文書審査は、審査員が審査データと文書を収集し、研究し、関連する基準と指標

を分析するために実施する。

- b) 現地調査は、審査員が観察、記録、サンプリング及び追跡を通じて、データの正確性をテストし、関連する基準と指標を分析して法令遵守を評価するために実施する。
- c) 申請者の状況により、必要としない審査対象が存在する場合は、「該当なし」と宣言する。
- d) 必要な審査手段は存在するが現場で実施されていない場合、審査員は以前の審査結果を用いてそれを正当化し、それを観察メモに含めることができる。
- e) 不適合の報告書が発行されたときは、申請者に不適合を解決するために14日間（暦日）の時間が与えられる。
- f) 文書及び現場調査の審査は、遅くとも7日（暦日）以内に実施され、最終会議により終了する。

3) 最終会議

- a) 最終会議は、審査チームと申請者の間の会議であり、審査結果を提示して現場で調査結果を確認する。
- b) 最終会合の結果は、両当事者が署名した最終会議議事録に、最終会議の出席名簿を添えて記録する。

d. 審査手順

1) 審査は、過去12か月間又は森林利用事業許可（PBPH）法令、経営権、非林業木材利用事業（PKKNK）若しくは社会林業管理契約（PPPS）に基づき発行した審査済み文書に対して実施する。

- a) 審査は、過去12か月間又は森林利用事業許可（PBPH）法令、経営権、非林業木材利用事業（PKKNK）若しくは社会林業管理契約（PPPS）に基づき発行した審査済み文書に対して行う。
- b) 審査の検証は、現場から木材を輸送又は移送する前に行う。
- c) 審査は、グループ（グループ認証）又はマルチロケーション（マルチサイト認証）で合法認証材（VLHH）に適用できる。
- d) 合法認証材（VLHH）をグループ（グループ認証）又はマルチロケーション（マルチサイト認証）で実施する場合、グループは次の事項を行わなければならない。
 - 1) 団体設立に係る公正証書又は同意文書の所持。
 - 2) グループ管理の実施。
 - 3) 各メンバーの名前と情報、関連文書その他の合法認証材（VLHH）規格の要件をカバーする全ての文書の保存。
 - 4) グループメンバーによる同一の事業活動の実施。
- e) 合法認証材（VLHH）をグループ又はグループの組み合わせで実施（グループ認証）する場合、次の事項を審査する。
 - 1) グループの形成に係る公証人証書又は合意文書の所持。
 - 2) グループ管理の実施。
 - 3) 合法認証材（VLHH）木材規格の要件を含む全ての文書（各メンバーの名前、情報その他の関連文書）の管理。
 - 4) グループメンバーによる同一の事業活動の実施。
- f) 合法認証材（VLHH）が複数の場所で実施される場合（複数サイトの認証）は、次の事項を審査する。
 - 1) 拠点の一つが管理センターに指定され、全ての拠点を標準要件により管理し、要件を確実に充足する。
 - 2) 管理センター（本部）は、全ての拠点における内部審査の実行を保証する。

- 3) 複数拠点の認証は、次の条件により実施できる。
 - a) それぞれの場所又は現場の管理プロセスが同じ。
 - b) 合意文書、定款附属文書 (AD) 若しくは定款 (ART) 又はグループ設立証書に概要を記載している管理した経営システムがある。
 - c) 申請者は、経営者のレビュー、文書の変更並びに内部審査計画及び結果の評価に係る情報を提供できる。
- 4) 初回審査では、少なくとも \sqrt{n} の一定量のサンプルに対して実行し、1回の認証サイクルで全ての場所を検証する。
- 5) 一つでも場所が一致せずに不合格が宣言されたときは、全ての場所に不合格を宣言する。
- g) 経営権を持つ者の場合、初回審査では一定量のサンプルを対象に実施し、地域区分内の全ての森林経営区画 (FMU) を審査する。
- h) 経営権を持つ者の評価は、以前に検証されていない森林経営区画 (FMU) に対しても実施する。

e. 報告

審査チームは、合法認証材 (VLHH) の審査結果報告書を作成する。この報告書には完全な情報が含まれ、明確かつ体系的に提示し、意思決定資料として審査終了から21日 (暦日) 以内に独立評価認証機関 (LPVI) に提出する。

f. 意思決定

- 1) 意思決定プロセスは、審査員が作成した報告書に基づいて、独立評価認証機関 (LPVI) の常勤職員の地位を持つ意思決定者が実施する。意思決定者には、必要に応じて関係する審査員ではなく、検証の内容を理解する担当者が同行する場合がある。
- 2) 合法認証材 (VLHH) 規格に適用される全ての評価基準が「適合」と評価された場合、申請者に対して「合格」を宣言する。
- 3) 独立評価認証機関 (LPVI) は、合法認証材 (VLHH) に「合格」と宣言した申請者に合法木材証明書 (S-Legalitas) を発行し、申請者とSVLKマークの使用に係るサブライセンス契約を締結する。
- 4) 独立評価認証機関 (LPVI) は、審査員が合法認証材 (VLHH) に「不合格」と宣告した場合、申請者に審査決定結果報告書を提出し、申請者が当該決定の結果に対して異議を申し立てる機会を提供する。
- 5) 申請者には、異議を申し立てる時間として審査決定結果報告書の送付の日から14日 (暦日) 間を与える。
- 6) 異議申立てがない場合、審査決定結果は最終会議開催後35日 (暦日) 以内に公表する。
- 7) 異議申立てがある場合は、申立ての受領から20日 (暦日) 以内に疑義の解決を行い、再審査決定結果は決定後、遅くとも7日までに公表する。
- 8) 再審査の審査決定結果の公表は、独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイト (<http://silk.menlhk.go.id>) 又はマスメディアを通じて行う。

g. 証明書の発行と再認定

1) 証明書の発行

- a) 合法木材証明書 (S-Legalitas) は、合法認証材 (VLHH) の審査により「合格」と宣言された申請者に与えられ、証明書の有効期間は次の表のとおりである。

No	審査区分	有効期限	
		合法木材証明書 (S-Legalitas) (年)	審査の間隔 (月)
1.	森林利用事業許可 (PBPH) 及び経営権	3	12
2.	社会林経営承認	6	24
3.	林業以外の木材利用	1	6

- b) 経営権については、森林統一単位 (KPH) をサンプリングの単位として地域部門別に合法認証材 (VLHH) 認証が実施される。
- c) 合法木材証明書 (S-Legalitas) には、少なくとも被審査者の名前、所在地、ライセンス番号、独立評価認証機関 (LPVI) の名称及びそのロゴマーク、国家認定委員会 (KAN) のロゴマーク、発行日、有効期間、証明書番号並びにバーコードによる合法認証材 (VLHH) 規格への参照が含まれている。
- d) グループで合法認証材 (VLHH) を申請する社会林経営計画 (PPPS) 所持者向けの合法木材証明書 (S-Legalitas) には、少なくともグループ認証の種類、グループ名、メンバー名、場所、認証番号、独立評価認証機関 (LPVI) 名及びそのロゴマーク、国家認定委員会 (KAN) のロゴマーク並びに発行日とともに有効期間、認証番号及びバーコードに記載されている合法認証材 (VLHH) 規格への参照が含まれている。
- 2) 再認証
- a) 木材合法認証材 (VLHH) の再認証は、森林利用事業許可 (PBPH) 以外又は経営権所持者以外の者に適用する。
- b) 被審査員は、合法木材証明書 (S-Legalitas) の有効期間満了の6か月前までに独立評価認証機関 (LPVI) に再認証申請書を提出する。
- c) グループで取得した合法木材証明書 (S-Legalitas) (グループ認証又はマルチサイト認証) の再認証の審査は、初期認証の規定に基づいて行われる。
- d) 再認証の結果に係る決定は、合法木材証明書 (S-Legalitas) の有効期間が満了する前に行う。
- h. 認証結果の報告
- 1) 独立評価認証機関 (LPVI) は、審査と意思決定の結果を、意思決定後7日 (暦日) 以内に、局長、社会林経営契約 (PPPS)、社会林業環境パートナーシップ総局 (BPSKL)、審査機関及び州事務所を通じて省に報告書の写しにより報告する。
- 2) 独立評価認証機関 (LPVI) は、決定後7日 (暦日) 以内に独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイトで認証の結果を発表する。
- i. 監査
- 1) 独立評価認証機関 (LPVI) は、遅くとも実施の7日 (暦日) 前までに、独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイト (<http://silk.menlhk.go.id>) で監査計画を公開する。
- 2) 被監査者が合法木材証明書 (S-Legalitas) 発行者以外の独立評価認証機関 (LPVI) による監査の実施を希望する場合は、証明書移管の手順に従わなければならない。
- 3) 監視の結果生じる決定は、合法木材証明書 (S-Legalitas) の凍結又は取消しである

可能性がある。

- 4) グループとして取得した合法木材証明 (S-Legalitas) の監査は、次の事項を満たさなければならない。
 - a) マルチロケーション認証の場合、評価は以前に監査していない場所で実施されるものの、以前に監査された場所が含まれる場合がある。評価される場所の数は少なくとも \sqrt{n} 件である。
 - b) グループ認証の場合、少なくとも \sqrt{n} 人のグループメンバーに対して評価が行われる。メンバーは、無作為抽出により評価する。
- 5) 評価の意思決定は、最終会議から 21 日 (暦日) 以内に行う。
- 6) 独立評価認証機関 (LPVI) は、決定から 7 日 (暦日) 以内に評価結果に係る報告書を省に提出する。
- 7) 独立評価認証機関 (LPVI) は、意思決定から 7 日 (暦日) までに、評価結果及び履歴書を独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイト (<http://silk.menlhk.go.id>) で公開する。

j. 特別監査

- 1) 特別監査又は予告をしない監査は、当事者の苦情を確認するため又は証明書の凍結のフォローアップとして実行する。
- 2) 独立評価認証機関 (LPVI) は特別監査を実施する前に、被監査者に特別監査の実施時期を確認する。
- 3) 意思決定及び被監査者への決定結果の通知を伴う特別監査は、遅くとも 30 日 (暦日) 以内又は凍結期間の満了までに完了する。
- 4) 独立評価認証機関 (LPVI) は、被監査者が指定された期間内に苦情に係る文書に対する特別監査の実施に同意しない場合、合法木材証明書 (S-Legalitas) を凍結し、木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイト (www.silk.menlhk.go) を通じてそれを発表できる。
- 5) 独立評価認証機関 (LPVI) は、決定後 7 日 (暦日) 以内に、独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイト (www.silk.menlhk.go.id) で特別監査結果の決定と履歴書を公表する。

k. 合法木材証明書 (S-Legalitas) の凍結及び取消し

- 1) 合法木材証明書 (S-Legalitas) は、次の場合、凍結する。
 - 1) 合法木材証明書 (S-Legalitas) 所持者が独立評価認証機関 (LPVI) の手順に基づき決定した時間枠での審査への対応を望まない場合。
 - 2) 予告をしない審査の結果、不適合が発見された場合。
- 2) 次の場合、合法木材証明書 (S-Legalitas) は取消される。
 - 1) 合法木材証明書 (S-Legalitas) 所持者が証明書の凍結決定から 3 か月を経過しても依然として審査を拒否している場合。
 - 2) 法令違反が法的に証明された場合。
 - 3) 合法木材証明書 (S-Legalitas) 所持者が事業を運営する権利を失った場合又は事業ライセンスが取消された場合。
- 3) 認証の移管
 - a. 認証の移管は、証明書の有効期間が終了する少なくとも 6 か月前に、認証サイクルを変更せずに、現行の独立評価認証機関 (LPVI) から別の独立評価認証機関 (LPVI) に認証サービスを移管するためのメカニズムである。
 - b. 移管できる合法木材証明書 (S-Legalitas) は、国家認定委員会 (KAN) が認定した独立評価認証機関 (LPVI) が認定範囲に応じて大臣が定めた同一認定範囲内の国

家認定委員会（KAN）が認定した他の独立評価認証機関（LPVI）に発行したものである。証明書の移管は、次の理由があるときに許可される。

- 1) 合法木材証明書（S-Legalitas）所持者が移管を希望する場合。
- 2) 独立評価認証機関（LPVI）認定が国家認定委員会（KAN）により取消される場合。

c. 証明書を移管する手順

- 1) 合法木材証明書（S-Legalitas）所持者の要求
 - a) 合法木材証明書（S-Legalitas）の所持者が要求した証明書の移管は、不正競争に基づいてはならない。
 - b) 証明書を移管するときは、合法木材証明書（S-Legalitas）所持者は認証の完全性と信頼性を確保する必要がある。
 - c) 森林利用事業管理局長は、証明書の移管が不正競争に基づいて行われたこと又は認証の完全性と信頼性を維持がなされていないことが明らかになった場合、独立評価認証機関（LPVI）の業績に係る苦情を国家認定委員会（KAN）に提出し、国家認定委員会（KAN）の該当するメカニズムに基づいて対応する。
 - d) 証明書を移管するときは、合法木材証明書（S-Legalitas）の所持者から希望する移管先の独立評価認証機関（LPVI）又は証明書受領者から、大臣、国家認定委員会（KAN）、州事務所長（他のガイドラインでは、地域管轄部署（SKPD）と呼ばれる。）及び地区又は市の長に写しを回付する。
 - e) 4) の項で規定する申請書に基づいて、証明書の移管を受け取る独立評価認証機関（LPVI）の有能で権限のある担当者は、証明書を発行した独立評価認証機関（LPVI）の権限がある担当者と調整して、証明書移管申請を審査する。この審査は、文書確認により行われ、必要に応じて合法木材証明書（S-Legalitas）所持者の現場審査を実施できる。
 - f) 現場審査を実施しないときは、実施をしない正当な理由を文書化しなければならない。受領側の独立評価認証機関（LPVI）は、証明書を発行した独立評価認証機関（LPVI）から十分な情報を得ていないときは、現場の審査を実行しなければならない。
 - g) 確認審査は文書化し、文書には次の内容を含めなければならない。
 - (1) 証明書が移管される合法木材証明書（S-Legalitas）所有者の活動が、受領する独立評価認証機関（LPVI）の認定範囲内であることの確認。
 - (2) 証明書を受領する独立評価認証機関（LPVI）は、証明書を発行した独立評価認証機関（LPVI）が行った証明書の凍結、失効又は不適合事項により、証明書の移管をしていない場合は、証明書を発行した独立評価認証機関（LPVI）に移管をしていない状態にある事実を保証しなければならない。移管停止の理由がこれ以外である場合、受領側の独立評価認証機関（LPVI）は、証明書の移管申請を拒否しなければならない。
 - (3) 認証の有効期間及び移行する認証の範囲。
 - (4) 被審査者は最初の審査報告又は再認証及び実施された評価に係る報告並びに以前の独立評価認証機関（LPVI）により解決していない不適合の情報の有無、認定プロセスの記録若しくは利用可能なチェックリストを含む情報が入手できない場合又は評価が指定した制限時間を過ぎている場合、新規の認定申請者として扱われる。
 - (5) 苦情及び苦情に講じた措置の記録。
 - (6) 認証サイクルの段階。

- (7) 被審査者の法令遵守に係る情報。
- h) 残存している不一致は、可能であれば認証を移管する前に認証を発行した元の独立評価認証機関 (LPVI) が解消しなければならない。それができない場合は、受領側の独立評価認証機関 (LPVI) が認定の矛盾の解消を保証しなければならない。
 - i) 受領側の独立評価認証機関 (LPVI) は、証明書の移管が行われる前のレビューで不適合や潜在的な問題が特定できない場合、通常 of 認証決定規則に基づき証明書を発行できる。証明書発行後の評価プログラムは、独立評価認証機関 (LPVI) が実施する研究の結果に基づいて新規審査又は再認証を実施しない限り、元の認証などの評価スケジュールを参照しなければならない。
 - j) 独立評価認証機関 (LPVI) は、審査後の認証に疑問が生じた場合、次の事項のいずれかを実施しなければならない。
 - (1) 合法木材証明書 (S-Legalitas) 所持者の新規評価。
 - (2) 既存の問題領域を焦点とした審査。
 - k) 受領側の独立評価認証機関 (LPVI) は、既存の状況と明らかになった問題の程度に応じて合法木材証明書 (S-Legalitas) の所持者に j) 項の評価又は審査の結果決定を説明し、決定の正当性を文書化し、記録を保管しなければならない。
 - l) 合法木材証明書 (S-Legalitas) の所持者は、理由を添付し、契約書に署名した日から 6 営業日以内に、d) 項に掲げる国家認定委員会 (KAN) の写し及び独立評価認証機関 (LPVI) の証明書受領者と交わした契約書の写しを添えて、書面で大臣に報告しなければならない。
 - m) 受領側の独立評価認証機関 (LPVI) は、証明書移管の受入れを決定してから 7 日 (暦日) 以内に、証明書移管の決定を独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイト (<http://silk.menlhk.go.id>) で公開する。
 - n) 国家認定委員会 (KAN) は、受領する独立評価認証機関 (LPVI) への評価を行っている過程で合法木材証明書 (S-Legalitas) の移管手順を確認する。
- 2) 独立評価認証機関 (LPVI) 認定の取消し
- a) 認定を取り消された発行された独立評価認証機関 (LPVI) は、認定を維持している独立評価認証機関 (LPVI) 及び合法木材証明書 (S-Legalitas) 所持者の承認を得て、認定を維持している独立評価認証機関 (LPVI) に合法木材証明書 (S-Legalitas) を移管する義務を負う。
 - b) 証明書の移管を受ける独立評価認証機関 (LPVI) の有能で権限のある担当者は、証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) の権限のある担当者と調整して、証明書移管の申請を確認する。申請審査は文書確認により実施し、必要に応じて、合法木材証明書 (S-Legalitas) 所有者の現地審査が実施できる。
 - c) 証明書の移管申請書は、認定が取消された独立評価認証機関 (LPVI) が作成し、申請書は認定を維持している独立評価認証機関 (LPVI) 並びに大臣、国家認定委員会 (KAN)、技術実施ユニット (UPT) 及び関連する州事務所長 (SKPD) に写しを添えて回付する。
- 3) 独立評価認証機関 (LPVI) 認定の有効期限
- a) 認定が失効した独立評価認証機関 (LPVI) は、発行した合法木材証明書 (S-Legalitas) の認定を維持している独立評価認証機関 (LPVI) に移管する必要がある、認定の範囲に従って証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) 及

び合法木材証明書 (S-Legalitas) の所持者の承認を得てから省が移管を決定する。

- b) 証明書所持者の要求による合法木材証明書 (S-Legalitas) の移管は、認定の満了から 40 日 (暦日) を超えない期間内に限り行える。
 - c) 証明書の移管を受ける独立評価認証機関 (LPVI) の有能で権限のある担当者は、証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) の権限のある担当者と調整して、証明書移管の申請を審査する。この審査は文書確認により実施し、必要に応じて合法木材証明書 (S-Legalitas) 所持者の現場審査を実施できる。
 - d) 認証を受領する独立評価認証機関 (LPVI) 候補からの承認がない場合は、新規認証として取扱う。
 - e) 証明書の移管は、認定が終了した独立評価認証機関 (LPVI) から別の独立評価認証機関 (LPVI) に又は移管する証明書の受領者が写しとともに所長、国家認定委員会 (KAN)、技術実施ユニット (UPT) 及び関連する州事務所長 (SKPD) に対して行う
 - f) 次の手順は、b.1) の d) 項から 1) 項までの規定を適用する。
 - g) 合法木材証明書 (S-Legalitas) 所持者の要求による合法木材証明書 (S-Legalitas) の移管に伴う費用は合法木材証明書 (S-Legalitas) 所持者に、独立評価認証機関 (LPVI) 認定の取消しによる合法木材証明書 (S-Legalitas) の移管に伴う費用は、認定が取消された独立評価認証機関 (LPVI) に請求する。
- d. 凍結中の合法性証明書は、他の独立評価認証機関 (LPVI) に移管できない。独立評価認証機関 (LPVI) が取消された場合又はその認定が終了した場合、凍結中の合法木材証明書 (S-Legalitas) はの効力は自動的に終了し、証明書所持者は別の独立評価認証機関 (LPVI) に初期認証申請を行える。
- e. 合法木材証明書 (S-Legalitas) の所持者の要求による合法木材証明書 (S-Legalitas) の移管に伴う費用は合法木材証明書 (S-Legalitas) 合法性所持者に請求し、独立評価認証機関 (LPVI) 認定の取り消しによる合法木材証明書 (S-Legalitas) の移管に伴う費用は、認定が取消された独立評価認証機関 (LPVI) に請求する。
- 4) その他
- a. 次の場合、被審査者は 独立評価認証機関 (LPVI) に報告しなければならない。
 - 1) 木材合法性システムに影響を与える事項。
 - 2) 承認されている被審査者名の変更。
 - 3) 審査の構造又は管理若しくは所有権の変更。
 - 4) 認証グループに係る会員の追加又は変更
 - b. 木材合法性認証基準の要件の履行及び a 項に掲げる被審査者の名前の変更に影響を与える事項がある場合は、独立評価認証機関 (LPVI) はさらなる調査を実施しなければならない。

附属資料 2.6. 環境大臣通達

文書番号 :SK.9895/MenLHK- PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

私有林林産物の合法性審査のためのガイドライン

I. 適用範囲

- a. このガイドラインは、SVLKに係る森林の権利を対象とする。
- b. SVLKの審査は、森林権所持者の過去3か月以内の文書と現場検査により実施する。

II. 実施ガイドライン

1. 活動内容

a. 確認申請

- 1) 個人又は森林権所持者のグループは、確認申請書を提出できる。森林権利所持者グループ認証申請は、グループ認証又はマルチサイト認証の形式で行う。
- 2) 独立評価認証機関 (LPVI) への確認申請書には、認証の範囲、個人又はグループの森林権所持者のプロフィール及びSVLKの認証手続に必要な情報を含む。
- 3) 確認活動を実施する前に、独立評価認証機関 (LPVI) は認証申請書を確認して記録を管理し、次の事項を確認する。
 - a) 認証要件を明確に定義し、理解し、文書化している。
 - b) 独立評価認証機関 (LPVI) と私有林所有者又は所有者グループとの間に理解の相違がない。
 - c) 独立評価認証機関 (LPVI) は、要求された合法木材 (LK) 検証を実行し、私有林の場所に到達できる。
 - d) 独立評価認証機関 (LPVI) は、SVLKの信頼性の原則を考慮してリスクを軽減する。
- 4) 独立評価認証機関 (LPVI) は、森林権を所持する個人又はグループと契約を締結する。

b. 審査実施計画

- 1) 独立評価認証機関 (LPVI) は、次の事項を含む審査実施計画を作成する。
 - a) 審査チームの職員を任命する。審査チームに複数の人員が必要な場合は、その内の1人をチームリーダーとする。
 - b) 独立評価認証機関 (LPVI) は、審査実施計画に係る情報を関係する州事務所長 (SKPD) 及び独立モニター (PI) に提出しなければならない。
 - c) 審査の実施スケジュール及び期間。
 - d) 審査員の作業文書。
- 2) 独立評価認証機関 (LPVI) は、合法木材 (LK) 審査実施予定日の7日 (暦日) 前までに、合法木材 (LK) 検証の実施計画の写しを技術実施ユニット (UPT) 及び関連する州事務所長 (SKPD) に提出し、審査実施計画に係る通知書を独立モニター (PI) に提出する (審査の実施スケジュール及びタイムライン、審査チーム並びに森林権所持者の簡単なプロフィールの情報を添付)。
- 3) 独立評価認証機関 (LPVI) は、検証が行われる7日 (暦日) 前までに、独立評価認証機関 (LPVI) のウェブサイト及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイト (<http://silk.menlhk.go.id>) で審査実施計画を発表する。
- 4) 当事者は、独立評価認証機関 (LPVI) が発表した審査実施計画に基づき、審査で

使用する審査材料として私有林の所有者に係る情報を提供できる。

- 5) 独立評価認証機関 (LPVI) は、単一又はグループである被審査者に合法木材認証 (VLK) プロセスに必要な書類に係る代表者の任命を依頼する通知を発する。
- 6) 独立評価認証機関 (LPVI) は、審査実施計画に関連する技術実施ユニット (UPT) 又は地域管轄部署 (SKPD) に通知する。

c. 審査の実施

木材合法性の審査は、初回会議、文書確認及び現地調査並びに最終会議の3段階で実施する。

1) 初回会議

- (1) 初回会議は、審査チーム及び被審査者との間で行う会議であり、審査の目的、範囲、スケジュール、方法及び手順に係る説明を目的とする。被審査者がグループの場合、審査チームは委任状又は代表者の委任状を要求する。
- (2) 会議では、被審査者による審査チームが要求するデータの有効性、完全性及び透明性の充足が期待されている。
- (3) 会議の結果は、両当事者が署名した初回会議の議事録の形式で記録し、初回会議の出席者名簿を添付する。

2) 文書確認及び現地調査

- a) 文書確認は、審査チームが審査データ及び文書を収集して調査し、規定に基づき設定した基準と指標を用いた分析のために実施する。
- b) 現地調査は、審査チームにより観察、記録、サンプル調査、トレーステスト及びデータの達成を確認できると判断された基準と指標を使用した分析を通じて、データの正確性をテストするために実行される。
- c) 現地での審査と調査は、遅くとも10日 (暦日) 以内に実施し、閉会会議により終了する。

3) 最終会議

- a) 最終会議は、審査チームと被審査者との間の会議であり、審査結果を提示し、現場において審査及び調査の結果を確認する。
- b) 最終会議の結果は、両当事者が署名した最終会議議事録に最終会議の出席者名簿を添えて記録する。

d. 審査手順

- 1) 審査は、過去3か月以内の審査済み文書に対して実施する。
- 2) 審査時に審査する必要がない基準、指標又は確認事項がある場合、審査チームは注意と説明の提供を求める。
- 3) 合法木材認証 (VLK) がグループ (グループ認証) 又はマルチロケーション (マルチサイト認証) で実行される場合、グループは次の事項を行わなければならない。
 - a) グループ (農林家グループ、協同組合、その他のグループ) の結成合意文書の所持。
 - b) グループ管理の実施。
 - c) 各メンバーの名前と情報、私有林エリアの見取図、土地所有権の証明、その他の関連文書を含む木材合法性認証 (VLK) の要件を満たす全ての文書の保管。
 - d) グループのメンバーは、私有林の所有者で構成。
- 4) グループで実行する合法木材認証 (VLK) (グループ認証) は、次のようである。

- a) 審査は、センサスによりグループメンバー全員を対象に行う。
 - b) グループに要件を満たしていないと宣言されたメンバーが存在する場合、そのメンバーはグループから削除する。
 - c) グループメンバーの追加は、最大で初期メンバー数30%までとする。
 - d) 新しいメンバーは、評価を得た後に証明機能を獲得する。
- 5) 合法木材認証 (VLK) をマルチロケーションで実行する場合 (マルチサイト認証) は、次のように行う。
- a) マルチロケーション認証は、次の条件で実行できる。
 - (1) 各サイトの管理プロセスが同一。
 - (2) 契約文書、定款附属文書 (AD) 若しくは定款 (ART) 又はグループ設立証書に概説されている管理された管理システムが存在する。
 - (3) 経営情報の提供。
 - b) 初期審査では、少なくとも \sqrt{n} 件の一定量の標本により実施し、証明書の有効期間内にグループの全てのメンバーを審査する。
 - c) グループメンバーの追加は、最大で最初のメンバー数30%までとする。
 - d) 新しいメンバーは、評価を得た後に、証明機能を獲得する。
 - e) マルチロケーション証明書は、マルチロケーション認証のメンバーに不適合がある場合は無効になる。

2. 報告

- a. 合法木材認証 (VLK) 結果報告書は、審査チームが作成し、完全な情報を含み、明確、かつ、体系的に提示された合法木材証明書 (S-LK) 発行に係る意思決定材料として独立評価認証機関 (LPVI) に提出する。
- b. 不完全な被審査者のデータ及び文書の提出、報告書の作成、意思決定及び検証決定の提出は、最終会議から遅くとも30日 (暦日) 以内に行う。
- c. 合法木材の審査結果報告書は、ソフトコピー (pdf形式) で提示され、更なる指導のための資料として審査対象者及び局長を通じて同省並びに関連する技術実施ユニット (UPT) 及び州事務所長 (SKPD) に提出する。省は必要に応じて、ハードコピーを要求できる。
- d. 被審査者の審査結果に「免責事項」が記載されている場合、独立評価認証機関 (LPVI) 次を提出する。
 - 1) 現場で明らかになった「不適合」事項に係る審査結果を、評価資料としてハードコピー又はソフトコピー (pdf形式) で局長に提出する。
 - 2) 大臣は、フォローアップのために技術機関又は技術実施ユニット (UPT) に「準拠していない」ことを審査者に通知する。フォローアップの結果は、事務局長に報告する。
 - 3) 独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブページで、合法認証材 (VLHH) 規格に準拠していない原則を公告する。
- e. C項に掲げる報告書は、決定が下されてから7日 (暦日) 以内に受領する。

3. 意思決定

- a. 意思決定は、審査チームの報告書に基づいて独立評価認証機関 (LPVI) の常勤職員が意思決定者となり行う。必要に応じて、意思決定者には、関連する審査チームのメンバーではない審査の内容を理解している担当者が同行する場合がある。
- b. 合法木材認証基準における全ての評価基準が「適合」と宣言されたときは、被審査

- 者に「合格」を宣言する。
- c. 独立評価認証機関（LPVI）は、「合格」と宣言した被審査者に対して合法木材証明書（S-LK）を発行し、被審査者とV-Legalマークの使用に係るサブライセンス契約を締結する。
 - d. 独立評価認証機関（LPVI）は、被審査者に「不合格」を宣言した場合、被審査者に決定報告書を提出し、当該決定に対する異議申立ての機会を提供する。
 - e. 被審査者には、審査決定結果に対する異議申立てをするために、審査結果決定から14日（暦日）以内の時間が与えられる。
 - f. 意義申立てがない場合、審査決定結果は、審査と現地調査の開始から遅くとも44日（暦日）以内に公表する。
 - g. 異議申立がある場合、異議申立の解決と決定は異議申立の受領から遅くとも20日（暦日）以内に行われ、審査決定結果は決定が確定してから遅くとも7日（暦日）以内に公表する。
 - h. 審査決定結果の公表は、独立評価認証機関（LPVI）及び木材合法性情報システム（SILK）のウェブサイト（<http://silk.menlhk.go.id>）又はマスメディアを通じて行う。

4. 証明書発行及び再認定

a. 証明書発行

- 1) 合法木材証明書（S-LK）は、「合格」と宣言された被審査者に与える。証明書の有効期間は次表のとおりである。

No	区 分	有効機関	
		合法木材証明書 (S-LK) (年)	審査 (月)
1	人工林利用権（Hutan Hak Budidaya）	9	36
2	天然林利用権（Hutan Hak Tumbuh Alami）	6	12

- 2) 合法木材証明書（S-LK）には、被審査者の名前、所在地（座標を含む）、居住者IDカード（KTP）番号、所有権証明、独立評価認証機関（LPVI）名及びそのロゴマーク、国家認定委員会（KAN）のロゴマーク、発行日、有効期間、証明書番号及び規定された木材合法性認証（VLK）標準附属文書が含まれる。
- 3) グループとして合法木材（LK）認証を申請した私有林所有者向けの合法木材証明書（S-LK）は、メンバー別に発行することも、グループの代表に発行することもでき、認証の種類（グループ認証またはマルチサイト認証）、グループ名（協同組合）に係る情報が、メンバー名、居住者IDカード（KTP）番号、所有権証明、場所（座標を含む）、証明書番号、独立評価認証機関（LPVI）名及びそのロゴマーク、国家認定委員会（KAN）のロゴマーク、発行日、有効期間、証明書番号並びにバーコードに記載されている合法木材（LK）検証標準参照が含まれる。

b. 再認定

- 1) 個人又は民間森林所有者のグループは、合法木材証明書（S-LK）の有効期間が満了する6か月前までに、独立評価認証機関（LPVI）に再認定を申請しなければならない。
- 2) グループで取得した合法木材証明書（S-LK）所有権（グループ認証又はマルチサイト認証）の場合、再認定プロセスにおける審査は、初回認証の規定に基づいて実行される。

3) 再認証結果の決定は、合法木材証明書 (S-LK) の有効期限が切れる前に行う。

5. 審査 (アセスメント)

- a. 審査は、合法木材証明書 (S-LK) の有効期間中に行う。
- b. 独立評価認証機関 (LPVI) は、審査を行う 7 日 (暦日) 前までに、独立評価認証機関 (LPVI) 又は木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイト (<http://silk.menlhk.go.id>) で審査計画を公開する。
- c. 森林権所持者の個人又はグループが、合法木材証明書 (S-LK) を発行した独立評価認証機関 (LPVI) 以外の者による評価の実施を希望する場合、検証は新規認定として行う。
- d. 評価結果の決定は、合法木材証明書 (S-LK) の継続、凍結又は取消しのいずれかで行う。
- e. 木材合法性認証 (VLK) 規格に変更があった場合、その達成の検証は次回の評価で実施される。
- f. グループ別に取得した合法木材証明書 (S-LK) の所有権の評価:
 - 1) マルチサイト認証の場合、審査は以前に認証されていないグループメンバーに対して実施するが、以前に認証されたグループのメンバーを含む場合もある。審査対象となるグループメンバーの数は、少なくとも \sqrt{n} 件である。
 - 2) グループ認証の場合、無作為抽出によりグループメンバーの少なくとも \sqrt{n} 件に審査を実行する。
- g. 評価の結果には、独立評価認証機関 (LPVI) の身元、身元審査及び事務局長に提出された各検証者の正当性の要約である検証に係る情報を含む結果の履歴を掲載する。
- h. 評価の意思決定は、閉会会議から 21 日 (暦日) 以内に行う。
- i. 独立評価認証機関 (LPVI) は、評価結果及び履歴書を独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイト (<http://silk.menlhk.go.id>) で意思決定後 7 日 (暦日) 以内に公表する。

6. 特別審査

- a. 特別審査又は予告をしない審査は、次の事項を再検証するために実施する。
 - 1) 独立モニター (PI) に提出された苦情に基づき明らかになった私有林所有者の個人又はグループによる合法木材 (LK) 認証基準履行の遵守違反。
 - 2) 認証が凍結されている私有林所有者の個人又はグループに対するフォローアップとしての合法木材 (LK) 認証基準の履行。
- b. 独立評価認証機関 (LPVI) は、特別審査を実施する前に私有林所有者である個人又は団体に特別審査の実施時期を確認する。

7. 合法木材 (LK) 証明書の停止と取消し

- a. 合法木材証明書 (S-LK) は、次の場合、停止する。
 - 1) 合法木材証明書 (S-LK) の所持者が証明書の凍結決定から 3 か月を経過しても、依然として審査を望んでいない場合。
 - 2) 合法木材証明書 (S-LK) の所持者が標準の要件を満たしていないと証明できる場合。
- b. 合法木材証明書 (S-LK) は、次の場合に取消す。
 - 1) 合法木材証明書 (S-LK) の所持者が証明書の凍結決定から 3 か月を経過しても、依然として審査を望んでいない場合。
 - 2) 合法木材証明書 (S-LK) の所持者が標準の要件を満たしていないと証明できる場合。

8. 証明書の移管

- a. 合法木材（LK）証明書の移管は、国家認定委員会（KAN）が認定した独立評価認証機関（LPVI）の認定範囲に基づいて大臣が決定した認定範囲と同じ認定範囲内にある他の独立評価認証機関（LPVI）の間で行える。証明書の移管は、次のいずれかの理由で許可する。
 - 1) 合法木材証明書（S-LK）の所持者が希望する場合。
 - 2) 国家認定委員会（KAN）により独立評価認証機関（LPVI）の認定が取消された場合。
- b. 証明書の移管手順
 - 1) 合法木材証明書（S-LK）の所持者が希望する場合
 - a) 合法木材証明書（S-LK）の所持者が希望する証明書の移管は、不正競争に基づいて行われてはならない。
 - b) 証明書の移管において、合法木材証明書（S-LK）の所持者は認証の完全性と信頼性を確保しなければならない。
 - c) 証明書の移管が不正競争に基づいて行われていること又は認証が完全性及び信頼性を維持していないことが証明された場合、大臣は、証明書を受領した独立評価認証機関（LPVI）からの移管された証明書のパフォーマンスに係る苦情を国家認定委員会（KAN）に提出し、国家認定委員会（KAN）の該当するメカニズムに基づいて修正する。
 - d) 証明書の移管は、合法木材証明書（S-LK）の所持者が希望する独立評価認証機関（LPVI）又は証明書の移管先の者に行い、写しを大臣、国家認定委員会（KAN）、技術実行ユニット（UPT）及び関係する州事務所長（SKPD）に提出する。
 - e) d) 項の規定に掲げる通知書について、証明書を受領する独立評価認証機関（LPVI）の有能で権限のある担当者は、証明書を発行した独立評価認証機関（LPVI）の権限のある担当者と調整して、証明書移管申請書を確認する。審査は文書確認により実施し、必要に応じて合法木材証明書（S-LK）所持者の現地審査を実施する。
 - f) 現地審査を実施しない場合は、その理由を文書化しなければならない。移管を受ける独立評価認証機関（LPVI）が原産地証明書を発行している独立評価認証機関（LPVI）から適切な情報を取得していないときは、受領する独立評価認証機関（LPVI）が現地審査を実施しなければならない。
 - g) 確認審査は、次の事項を含めて文書化する、
 - (1) 証明書を受領する合法木材証明書（S-LK）所持者の活動が、受領する独立評価認証機関（LPVI）の認定範囲に適合する。
 - (2) 証明書を受領する独立評価認証機関（LPVI）は、証明書を発行した独立評価認証機関（LPVI）による証明書の凍結又は失効、不一致、その他の事情により証明書の移管が実施されない場合があることを、証明書を発行した独立評価認証機関（LPVI）に対して明言しなければならない。移管の理由がこれにある場合、受領側の独立評価認証機関（LPVI）は、提案された認証の移転を拒否しなければならない。
 - (3) 認証の有効期間及び移管する認証の範囲。
 - (4) 初期審査又は再認証に係る報告書及び実施した審査に係る報告書並びに以前の独立評価認証機関（LPVI）でカバーされていない矛盾情報の存在に係る報告書。これには、認定プロセスの記録や利用可能なチェック

リストも含めなければならない。この情報が入手できない場合及び審査が指定された期限を過ぎた場合、私有林の所有者は新規認証申請者として扱われなければならない。

- (5) 受付けた苦情及び講じられた対応措置の記録。
- (6) 認証サイクルの段階。
- (7) 森林利用権所有者の法令遵守に係る情報。
- h) 依然として残存する不適合は、可能であれば証明書を移管する前に証明書を発行した元の独立評価認証機関 (LPVI) が解消しなければならない。それができない場合は、証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) は、認定の矛盾の解消を保証しなければならない。
- i) 証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) は、証明書を移管する前の審査で不適合又は潜在的な問題が特定できない場合、通常の証明書に係る決定規則に基づいて証明書を発行できる。審査については、次の場合を除き、元の証明書の審査スケジュールを参照する必要がある。独立評価認証機関 (LPVI) は、実施した調査結果に基づき、初期審査又は再認証を実施する。
- j) 独立評価認証機関 (LPVI) の審査の後に既存の認証に疑問が生じた場合、証明書の受領者は次の事項を実施しなければならない。
 - (1) 合法木材証明書 (S-LK) の所持者の初期評価又は
 - (2) 既存の問題領域に焦点を当てた審査。
- k) 証明書を受領した独立評価認証機関 (LPVI) の決定は、合法木材証明書 (S-LK) 所有者に既存の状況と明らかになった問題のレベルに応じた説明をし、決定の正当性を文書化し、証明書を受領した独立評価認証機関 (LPVI) は、記録を管理しなければならない。
- l) 証明書を受領した独立評価認証機関 (LPVI) は、証明書の移管に係る国家認定委員会 (KAN) の文書の写しをd) に掲げた通知書に添付し、契約書に署名した日から6営業日以内に被審査者との契約合意書の写しを添えて局長に書面で報告しなければならない。
- m) 証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) は、証明書転送の受入れを決定してから7日 (暦日) 以内に、証明書移管の決定を独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイト (<http://silk.menlhk.go.id>) で公表する。
- n) 元の証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) は、他の独立評価認証機関 (LPVI) に移管した合法木材証明書 (S-LK) を無効にする義務がある。
- o) 局長は、受領する独立評価認証機関 (LPVI) を審査するとき合法木材証明書 (S-LK) の移管手続きを確認する。
- p) 国家認定委員会 (KAN) は、受領する独立評価認証機関 (LPVI) を評価するとき合法木材証明書 (S-LK) の移管手続きを確認する。

2) 独立評価認証機関 (LPVI) 認定の取消し

- a) 認定が取消された独立評価認証機関 (LPVI) は、合法木材証明書 (S-LK) の所持者及び省の承認を得て、認定されている独立評価認証機関 (LPVI) に合法木材証明書 (S-LK) を移管する義務を負う。
- b) 証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) の有能で権限のある担当者は、証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) の権限のある担当者と調整して、証明書移管申請を審査する。この審査は、文書確認により実施し、必要に応じて合法木材証明書 (S-LK) の所持者に対する現場審査を実施できる。

- c) 証明書の移管に係る文書は、認定が取消された独立評価認証機関（LPVI）が別の独立評価認証機関（LPVI）又は証明書の受領者に写しを添えて提出し、さらに大臣、国家認定委員会（KAN）、技術実施ユニット（UPT）及び関連する州事務所長（SKPD）にも提出する。
- d) その後の手順は、b.1) d) 項から 1) 項までの規定を準用する。

3) 有効期限が切れた独立評価認証機関（LPVI）の認定

- a) 認定の有効期限が切れた独立評価認証機関（LPVI）は、発行した合法木材証明書（S-LK）を認定された独立評価認証機関（LPVI）に移管し、この移管は証明書の受領者である認定の範囲に基づいて認証されている独立評価認証機関（LPVI）及び合法木材証明書（S-LK）の所持者の承認を得て省が決定しなければならない。
 - b) b) (1) 項の規定が定める合法木材証明書（S-LK）の移管は、認定の満了から40日（暦日）を超えない期間内で行う。
 - c) 証明書を受領する独立評価認証機関（LPVI）の有能で権限のある担当者は、証明書を発行した独立評価認証機関（LPVI）の権限のある担当者と調整して証明書移管の申請を文書確認により審査し、必要に応じて合法木材証明書（S-LK）所持者の現地審査を行う。
 - d) 証明書の受領候補者である独立評価認証機関（LPVI）が移管を承認しない場合は、初期認定として扱う。
 - e) 証明書の移管は、認定が終了した独立評価認証機関（LPVI）から別の独立評価認証機関（LPVI）又は証明書の受領者が写しとともに大臣、国家認定委員会（KAN）、技術実行省（UPT省）及び関連する州事務所長（SKPD）に提出する。
 - f) その後の手順は、b.1) d) 項から 1) 項の規定を準用する。
 - g) 合法木材証明書（S-LK）移管に伴う全ての手数料は、移管が合法木材証明書（S-LK）所有者の要請による場合にあっては合法木材証明書（S-LK）所有者が負担し、独立評価認証機関（LPVI）認定の取消しによる場合にあっては認定が取消された独立評価認証機関（LPVI）が負担する。
- a. 現在凍結されている合法木材証明書（S-LK）は、他の独立評価認証機関（LPVI）に移管できない。独立評価認証機関（LPVI）が取消された場合又はその認定が終了した場合は、凍結された合法木材証明書（S-LK）の有効期限は自動的に終了し、別の独立評価認証機関（LPVI）に新規認定として申請できる。
 - b. 合法木材証明書（S-LK）所持者の希望による合法木材証明書（S-LK）移管に係る費用は全て合法木材証明書（S-LK）の所持者が負担し、独立評価認証機関（LPVI）認定の取消しによる合法木材証明書（S-LK）移管に係る費用は認定が取消された独立評価認証機関（LPVI）が負担する。

9. その他

- a. 私有林所有者の個人又はグループは、次の場合、独立評価認証機関（LPVI）に報告しなければならない。
 - 1) 木材の合法性制度に影響を与える事項。
 - 2) 所有者の変更。
 - 3) 土地所有権又は私有林所有者のグループの管理の変更。
 - 4) 私有林所有者の構成員の追加又は変更。
- b. 私有林の所有者は、林産物形状変化報告書（LMHH）又は木材の変更記録を独立評価認証機関（LPVI）に毎月報告しなければならない。

- c. 木材合法性認証基準の要件の履行及び a 項に掲げる所有権の変更に影響を与える事項がある場合、独立評価認証機関 (LPVI) は追加調査を実施しなければならない。

附属資料 3.1 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

木材加工事業許可（PBPHH）所持者に係る木質林産物の合法性認証基準

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
P1. ライセンス所持者は、合法的な木材加工又は貿易の実行を支援するよう努めている。	K1.1 次の産業部門は、 (a) 業界が有効なライセンスを所持していること、及び (b) 加工製品の輸出者が有効なライセンスを持っていること。	1.1.1 業務組織は、業務主体及び業務の合法性を備えたプロデューサーである。	1.1.1.a 事業者識別番号（NIB）	1. 事業者識別番号（NIB）の事業主体の合法性、設立証書又は最近の修正との適合を確認。 2. 事業者識別番号（NIB）の事業主体の合法性及び個別企業の独立性又は居住者IDカード（KTP）への適合を確認。 3. 事業者識別番号（NIB）に登録しているインドネシア標準産業分類（KBLI）の範囲を確認。 4. 事業許可オンラインサービス（OSS）上の事業者識別番号（NIB）情報との適合を確認。	補足 1. 業務主体の合法性に基づく事業者識別番号（NIB）の完全性と有効性。 2. 事業者識別番号（NIB）文書の合法性の完全性と有効性。
			1.1.1.b 貿易の合法性。	事業者識別番号（NIB）上のインドネシア標準産業分類（KBLI）を使用した取引活動との適合を確認。	補足 事業者識別番号（NIB）のインドネシア標準産業分類（KBLI）に基づく取引活動の種類
			1.1.1.c 納税者番号（NPWP）	納税者番号（NPWP）文書の事業者識別番号（NIB）との適合を確認。	補足 事業者識別番号（NIB）に準拠した納税者番号（NPWP）の完全性と有効性。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			1.1.1.d 環境許可又は環境承認（環境影響文書（AMDAL）、環境管理及び環境モニタリング実施（UKL-UPL）、環境経営宣言（SPPL）又はその他の同等の環境文書）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境許可又は環境承認（環境影響文書（AMADAL）、環境管理及び環境モニタリング実施（UKL-UPL）、環境経営宣言（SPPL）の有効性と修正文書を確認。 2. 環境管理及びモニタリングの実施に係る文書の有効性を確認。 3. 環境管理とモニタリングの実施及び報告の証拠の有効性を確認。 	<p><u>補足</u> <u>初期審査:</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業活動に応じた環境文書の完全性と有効性（環境経営宣言（SPPL））の場合、環境影響文書（AMADAL）、環境管理及び環境モニタリング実施（UKL-UPL）文書の環境許可又は環境承認の実施若しくは完全性と有効性の証明が必要）。 <p>又は</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 管轄当局からの環境文書を次の形式で処理した証拠の存在。 <ol style="list-style-type: none"> a. 証明書又は b. 領収書 3. 環境管理及びモニタリングの実施に係る文書の完全性と有効性。 4. 環境管理及びモニタリング報告書の完全性と有効性。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
					<u>監査</u> 1. 事業活動に応じた環境文書一式（環境経営宣言（SPPL）の場合、関係機関への提出証明又はは事業許認可オンラインシステム（OSS）からの環境経営宣言（SPPL）の印刷が必要）。 2. 環境管理・モニタリングの実施に係る資料の掲載。
			1.1.1.e 環境文書に基づく管理及び監査を実施した証拠	1. 所管官庁が受領又は承認した環境管理及び監視報告書の存在を確認。 2. 重要な調査結果記録を参照して、環境管理及び監視の報告書又は記録が現場の状況に適合しているか確認。	<u>補足:</u> 1. 環境管理及び監査の報告書又は記録は、重要な調査結果記録に基づき参照できる（環境経営宣言（SPPL））場合、証拠が利用できる。 2. 現場の状況に応じた環境管理及びモニタリングの報告書又は記録。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			1.1.1.f 森林利用事業許可 (PBPH) (業界が森林利用事業許可 (PBPH) 又は産業の事業活動のための事業許可 (PB) で統合されている場合は、林産物加工事業計画 (POKPHH))。	<ol style="list-style-type: none"> 1. BPHH又は林産物加工事業計画 (POKPHH) の文書に含まれる情報並びに他の関連文書及び事業単位の活動との適合性を確認。 2. 森林利用事業許可 (PBPH) 若しくは林産物加工事業計画 (POKPHH) の決定、森林利用事業許可 (PBPH) 又は林産物加工事業計画 (POKPHH) の修正決定の写しを使用して、事業許認可オンラインシステム (OSS) からの森林利用事業許可 (PBPH) 又は林産物加工事業計画 (POKPHH) の適合を確認。 3. 監査対象地の位置情報 (GPSポイント) を確認。 4. 森林利用事業許可 (PBPH) 又は林産物加工事業計画 (POKPHH) による事業活動実施の適合を確認。 5. 森林利用事業許可 (PBPH) 又は林産物加工事業計画 (POKPHH) を使用して主要機械の適合を確認。 6. 森林利用事業許可 (PBPH) 又は林産物加工事業計画 (POKPHH) の変更文書 (存在する場合) を確認。 	<p>補足:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 存在を確認 <ol style="list-style-type: none"> a. 事業者認識番号 (NIB) 及び環境経営宣言 (SPPL)、林産物加工の種類並びに主要生産機械及び生産能力を含む小規模事業宣言書を森林局に提出した事実の証明。 b. 中規模の承認者又は権限がある公務員が発行した事業者認識番号 (NIB) 文書及び標準証明書。 c. 事業者認識番号 (NIB) 及び森林利用事業許可 (PBPH) 文書 (大規模である場合)。 d. 業界が産業事業活動のために森林利用事業許可 (PBPH) 又は事業許可 (PB) と統合されている場合の林産物加工事業計画 (POKPHH) 文書。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
					<p>2. 主要許認可が事業林利用許可（SK PBPH）又は林産物加工事業計画（POKPHH）文書と適合している。</p> <p>3. 被審査者の位置は、許可された地域内（位置座標を挿入）である。森林利用事業許可（PBPH）又は林産物加工事業計画（POKPHH）の文書に座標点が含まれていない場合、被審査者の所在地と同じ村の中にあることを確認。</p> <p>4. 森林利用事業許可（PBPH）又は林産物加工事業計画（POKPHH）の文書に基づいて実施するビジネスの種類。有効な森林利用事業許可（PBPH）又は林産物加工事業計画（POKPHH）の変更又は範囲拡張許可の存在。</p>
			1.1.1.g 林産物加工事業計画（RKOPHH）	規定に基づく原料の補充の実現とともに作成又は報告された林産物加工事業計画（RKOPHH）文書の完全性と適合を確認。	<p><u>補足</u></p> <p>1. 最新の林産物加工事業計画（RKOPHH）は、規定に基づいて作成及び提出している。</p> <p>－中規模及び大規模企業向けの情報システムに掲載。</p> <p>－情報システムで公開又は小規模企業向けに配布した証拠がある。</p>

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
					<p>2. 報告している最新（当該年度）の林産物加工事業計画（RKOPHH）に基づいた原料の調達を実現。</p> <p>3. 原料の供給源に係る完全な裏付け文書の存在。</p>
	K1.2 木質林産物及び木材製品の輸入業者	1.2.1 法的許可を得た輸入業者である	1.2.1.a 輸入業者の身分証明書	事業者識別番号（NIB）文書で輸入業者のステータスを確認。	補足 輸入業者の法定書類（事業者識別番号（NIB）及び製造業者輸入識別番号（API-P））が利用可能。
	K1.3 グループ形式の事業単位.	1.3.1 グループにはグループ形成のための文書が存在	1.3.1.a グループ結成文書又はグループ結成の公正証書。	グループ結成書類又はグループ結成の公正証書の有無を確認。	補足: グループ結成書類としては、押印されている文書又はグループ結成証明書が利用できる。
P2. 当該事業部門は、木材の原産地からの追跡可能性を保証する木材追跡システムを導入している。	K2.1 原料（輸入木材を含む）及び加工品を追跡するシステムの存在と導入。	2.1.1 事業部門は、入荷した原料が合法的供給源からのものと証明できる。	2.1.1.a 売買書類には支払書類（領収書又は譲渡証明書）が添付されている	<p>1. 木質林産物の各受領書と支払書類の適合を確認。</p> <p>2. 木材原料の販売量と購入量、サプライヤーの SVLK 証明書（森林利用事業許可（PBPH）、非林業木材利用事業（PKKNK）、森林利用事業許可（PBPH）、登録丸太集積場（TPT-KB）及びその他の有効な許可）に係るデータの完全性を確認。</p>	補足: 木質原料の全ての領収書に支払書類を添付している。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.1.b 入荷した全ての原料には有効な輸送書類が添付されている。	1. 入荷した全て原料の輸送書類の有効性を確認。 2. 実際に入荷した木質林産物の把握。 3. 受領した輸送書類と実際に入荷した木質林産物を照合。	<u>補足</u> 入荷した全ての木質林産物原料には、有効な輸送書類が添付されている。
			2.1.1.c 林産物受領検査書類（検査調書（BAP）、検量結果等）	林産物受領検査書類と林産物輸送書類の適合を確認。	<u>補足</u> 林産物受領検査書類の内容は、添付されている林産物輸送書類に準拠している。
			2.1.1.d 有効な林産物輸送書類	1. 事業単位が受領した全ての木材に係る林産物輸送書類の有効性を確認し、木質林産物合法性証明（SKSHH）と木材流通情報処理システム（SIPUHH）の適合クロスチェックを実施。	<u>補足</u> 1. 木質原料の全ての領収書は、有効な林産物輸送書類により裏付けられている（監査期間内の文書数と材積に係るデータを含む）。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
				2. 法定の林産物輸送書類上の丸太本数及び材積並びに同じ期間の在庫又は林産物形状変化報告書（LMHH）との適合を確認する。 3. 水面貯木場、土場又は倉庫で保管している原料の在庫については、丸太又はチップの数量及び材積と、変更した記録又は報告書との適合を確認しなければならない。 4. 法定林産物輸送書類を用いて、現場で抽出検査を行う。 5. 競売結果及び競売議事録により、競売材輸送書類（SAL）又は林産物輸送書類の有無を確認する。	2 現場での原料在庫は、物理的な木材（タイプとサイズ）とドキュメント（原料在庫データを装備）が一致しなければならない。 3 国有林から出荷された各丸太のIDバーコードの存在を確認。 4 法定林産物輸送書類の丸太又はチップの数量と材積は、同じ期間の在庫又は林産物形状変化報告書（LMHH）に対応する（監査期間中の林産物形状変化報告書（LMHH）の在庫データを確認）。 5 技術担当者カードは引き続き有効であり、森林利用事業許可（PBPH）の配置場所の法令に従っており技術者（GANIS）証明書が利用可能（技術者データを掲載：氏名、資格、有効期間、登録番号、割当）。 6 競売にかけられた全ての木材には、競売材輸送文書（SAL）又は競売結果後の林産物の輸送に係る文書及び競売議事録が添付される（監査期間中に競売にかけられた材積に係るデータが記入されている）。 7 事業部門では、競売結果及び競売議事録に基づいて、競売材輸送文書（SAL）又は林産物の輸送に係る文書を使用して原料を分別する。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.1.e CITESライセンス（森林利用事業許可（PBPH）がCITESを含む木材原料を使用している場合）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 流通許可の有無を確認。 2. 適切な当局が発行したCITES許可であるか確認。 3. CITES許可証と木材輸送書類の適合を確認。 	<p>補足:</p> <p>CITESに含まれる全ての木材は、CITESの許可証があれば入手できる。</p>
			2.1.1.f 競売材以外の残材及び廃材の原産地を説明する有効な機関からの証明書及び林産物の宣言を記載した覚書（森林利用事業許可（PBPH）が有効なライセンス所持者又は所有権に由来する木材の一部を使用しているもの（元の様式に変更がない場合）。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該木材の原産地と林産物宣言を説明する有効な木材輸送文書を確認。 2. 造材、残材又は廃材に係る地元の機関の検証結果を確認。 3. 有効な木材輸送文書の丸太本数又は木片の数と材積の適合を確認。 4. 国有林材の伐採地点の座標情報を含む造材した木材の法的所有権の証明と伐採地点の写真を確認し、国有林材の支払が全額行われた記録が木材流通（PUHH）及び税外収入（PNBP）にあるか確認。 	<p>補足:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 競売材以外の全ての造材した木材、残材又は廃材には、地元の機関による検証の証明及び木材の伐採地と当該林産物の宣言が説明できる有効な林産物輸送文書が装備されている（監査期間中の廃材材積、造材実績又は競売材以外の廃材に係るデータを記載）。 2. 造材した木材に係る地方機関の検証結果の適合。 3. 輸送書類記載内容と荷降した木材の適合。 4. 法的所有権の証明、国有林材の伐採地の座標情報を含む木材の伐採地点での写真が利用可能。 5. 木材流通（PUHH）及び税外収入（PNBP）の法令遵守の証拠は、国有林材について利用可能。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.1.g 産業廃材のメモ形式の書類による輸送	実際の廃材と産業廃材に係る覚書文書の正確さと適性を検証。	<p><u>補足</u> 全ての産業廃材には、廃材に係る覚書文書が記載されている（監査期間中の産業廃材材積のデータを記載）。</p>
			2.1.1.h サプライヤーからのSVLK文書	<ol style="list-style-type: none"> 1. サプライヤーが所持する証明書の存在及びサプライヤーからの林産物の申告を確認。 2. 林産物の申告を発行したサプライヤーによる検査結果証明の利用可能性を確認。 3. CITESの対象となる木質原料のサプライヤー認証を確認。 4. サプライヤーの認証の有効性を発行者である木材合法性情報システム（SILK）及び独立評価検証機関（LPVI）のデータと照合。 	<p><u>補足</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全てのサプライヤーは、原料の送付及び林産物申告を発行する過程において有効な証明書を所持しているため、クロスチェックにより有効なサプライヤー証明書の存在を確認（監査期間中のサプライヤーデータを完備）。 2. 検査の結果は、林産物申告を発行したサプライヤーに提供。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
		2.1.2 輸入業者は、輸入した木材が合法的な供給源からのものであると証明できる	2.1.2.a ガイドライン、実施手順及び輸入者のデューデリジェンスメカニズムを実施した証拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. デューデリジェンスを実施するためのガイドライン又は手順が実行可能であるか確認。 2. 輸入業者のデューデリジェンスの結果を調査。 3. 輸入申告書とデューデリジェンスの結果を比較した合法証明書（S-Legalitas）との適合を確認。 	<u>補足</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. デューデリジェンスを実施するためのガイドライン又は手順は実行可能。 2. 輸入業者が行ったデューデリジェンスの結果の証拠が利用可能。 3. 輸入申告と比較した合法証明書（S-Legalitas）とデューデリジェンスの結果との適合。
			2.1.2.b 輸入林産物の申告	輸入林産物申告書の有無を確認。	<u>補足</u> 全ての輸入木材に、輸入林産物申告データ（PIB）に基づいた輸入林産物申告書が発行されている。
			2.1.2.c 輸入承認	デューデリジェンスの結果と輸入承認との適合を確認。	<u>補足</u> 輸入承認とデューデリジェンスの結果が適合。
			2.1.2.d 輸入実施報告書	<ol style="list-style-type: none"> 1. 木材合法性情報システム（SILK）で輸入の実行を確認。 2. デューデリジェンスだけでなく、輸入承認（PI）及び輸入申告（DI）と輸入実行の適合を確認。 	<u>補足</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木材合法性情報システム（SILK）で利用可能な輸入の実現 2. 輸入承認（PI）、輸入申告（DI）及びデューデリジェンスと実行した輸入が適合している。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.2.e 輸入関係書類	輸入関係書類（輸入林産物申告データ（PIB）、船荷証券（B/L）、パッキングリスト（P/L）、インボイス）の存在と不備の有無を確認。	補足 輸入林産物申告データ（PIB）、船荷証券（B/L）、パッキングリスト（P/L）及びインボイスの書類に含まれる全ての情報が書類間で一致（各輸入林産物申告データ（PIB）、船荷証券（B/L）、パッキングリスト（P/L）及びインボイスの輸入書類のセット数のデータが完成できる）。
			2.1.2.f 輸入関税支払証明書 （輸入関税がかかる場合）	輸入関税支払証明の書類の存在と不備の有無を確認。	補足 輸入関税の対象となる木材及び派生製品の輸入には、輸入関税の支払いに係る有効、かつ、完全な証明がある。
			2.1.2.g ワシントン条約の文書（森林利用事業許可（PBPH）がCITESリストにある輸入木質原料を使用している場合）	CITES文書の存在と不備の有無を確認。	補足 有効で完全なCITES文書は、貿易が制限されている樹種と製品について入手できる。
			2.1.2.h 輸入原料を原料とする製品の合法性を保証する文書	輸入原料の原産地合法性保証書類及び輸入実行書類の有効性を確認。	補足 輸入原料を原料とする製品の合法性を保証する文書が存在し、次の形式の輸入製品の受領を補完している。 a. 輸出者が取扱う木材原料が輸出者の所在する国の規制に基づき合法的なものであることを示す収穫原産国又は製品の原産国当局からの証明書。 b. 原料の採取地における合法性と持続可能性、原料及びトレーサビリティに関連する証明書の発行の指標に係る情報並びに輸入製品の認証の証明（輸入文書、製品若しくは製品パッケージのクレーム又は証マークの証明）に係る情報を含む認証機関からの証明書。 c. 国別のガイドライン又はインドネシアで合法木材をSVLKとして使用する要求を行う輸出国による規制。 d. 相互承認協定（MRA）、すなわち、木材合法制度を相互に承認するインドネシア政府と他国の政府との間の協力協定。 e. FLEGTライセンス。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.2.i 木材及びその派生製品が使用された証拠	木材とその派生製品の使用を確認。	補足 木材とその派生物を使用した証拠がある。
				1. 生産に係る集計表、記録又は報告書の有無を確認。 2. 原料の生産地を始点とした集計表、記録又は報告書におけるトレーサビリティを確認。	補足 1. 集計表、記録又は生産報告書が利用できる。 2. 集計シート、記録又は生産報告書は、原料の原産地からのトレーサビリティの情報を提供できる。
			2.1.3.b 加工生産報告書	1. 木材形状変更記録又は同報告書で生産結果の適合を確認。 2. 生産報告書から歩留まりを計算し、現場で歩留まりの試算を実施。 3. 歩留まり計算の結果を業界の標準的な歩留まり基準と比較。	補足 a. 木材形状変更記録又は同報告書に基づいた生産報告。 b. 入出荷と歩留まりの間には論理的な整合性がある（生産量データ、収量計算試行結果データを掲載）。
			2.1.3.c 許可に基づく工業生産であり許容生産能力を超過していない。	1. 監査業界のビジネスライセンスで製品の適合を確認。 2. 生産実行と許容生産能力を確認して比較。	補足 1. 製品タイプ（ライセンスに応じた製品タイプの説明）。 2. 自社生産の実施は、許可された容量を超過しない。 3. 実際の生産が業務許可の容量の30%を超える場合、ライセンサー又は権限のある役人からの許容範囲承認が得られる。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.3.d 競売材から生産した製品との分離	1. 競売材の書類を確認。 2. 競売材製品の分別を確認。	<u>補足</u> 1. 競売に係る書類が利用できる。 2. 生産結果と入札結果が区分されている。
			2.1.3.e 木材形状変更記録及び報告書	木材形状変更記録又は報告書の適合を他の補足文書とともに確認。	<u>補足</u> 木材形状変更の記録又は報告書は、裏付けとなる文書に適合している。
		2.1.4 他者のサービスを通じた製品処理（森林利用事業許可（PBPH）（サービスプロバイダーを経由する場合）	2.1.4.a 合法証明書（S-Legalitas）文書又は林産物の申告	サービス提供者（他者）が所有する合法証明書（S-Legalitas）又は林産物申告書の所有権を確認。	<u>補足</u> 被監査者は、サービスプロバイダー（相手方）が所有する合法証明書（S-Legalitas）の写し又はサービスプロバイダーの場合は森林利用事業許可（PBPH）を提示できる。中小企業の場合、被監査者はサービス提供者（相手方）が発行した林産物申告書を提示できる。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.4.b 被監査者とサービス提供者（他者）との間で生産工程の一部について締結される製品加工サービス契約	印紙が貼られたサービス契約書を確認。	<u>補足</u> 被監査者は、被監査者とサービス受領者の営業許可に基づきサービス受領者の生産許可の容量制限内での活動を記載した印紙貼付済のサービス契約書を提示できる。
			2.1.4.c サービス対象木材の引渡文書	サービスプロバイダーの木材引渡文書を確認。	<u>補足</u> 提供される全ての原料には、監査対象者とサービスプロバイダーの間の引渡し文書が添付される（木材の選別、量、引渡完了日時）。
			2.1.4.d サービスプロバイダー企業が提供する製品の分別	サービスプロバイダー企業が提供する製品の分別を確認。	<u>補足</u> 1. サービスプロバイダーは、提供される審査対象製品の分別を実施。 2. サービスプロバイダーは分別記録を文書化。
			2.1.4.e 輸出がサービスプロバイダーを通じて行われる場合存在する原料、生産過程及び輸出に係る文書	1. 提供される被監査製品の原料の文書及び製造過程の文書を検査。 2. 輸出がサービスプロバイダーの工業拠点で行われる場合、被監査製品の輸出（サービス結果）の文書を検査。 3. スタッフィング（コンテナへの積み込み）及びサービスプロバイダーの場所の適合を確認。	<u>補足:</u> 1. 原料及び審査済み製品サービスの製造過程に係る文書が利用できる。 2. サービスプロバイダーを通じて輸出を行う場合 a. 審査済請求書伝票は、審査対象製品の輸出に使用できる。さらに b. 輸出監査文書（V-Legalなど）は、審査対象製品に使用できる。 c. スタッフィングの場所は、輸出製品輸送文書が証明するサービスプロバイダーの所在地と一致。

認証基準				認証ガイドライン	
原則 1	標準 2	指標 3	検証 4	検証方法 5	評価基準 6
P.3生産した製品の取引又は譲渡の正当性。	K3.1 国内向け製品の生産又は譲渡	3.1.1 各事業単位は、国内向け製品の取引又は譲渡のために合法的な林産物輸送文書を使用	3.1.1.a 有効な林産物輸送書類	生産製品の取引又は譲渡については、法定の林産物輸送書類を確認。	<u>補足</u> 国内向け製品の全ての取引又は譲渡は、法定の林産物輸送書類によりサポートされている（輸送書類のセット数及び取引又は譲渡する製品の量に係るデータを記入している）。
		3.2.1輸出用に加工された木材の出荷は、輸出申告書（PEB）に準拠	3.2.1.a 木材加工品を輸出	原料投入量、生産実績報告書（自社生産報告書及び委託生産実績報告書）及び輸出マーケティング報告書との適合を確認。	<u>補足</u> 輸出される木材加工品は、下請けによる輸出品を除き、自社での生産を確認できる（品目、木材の種類、総輸出量のデータを完備）。
	3.2.1.b 輸出関連書類		輸出書類（輸出申告書（PEB）、パッキングリスト（P/L）、インボイス、船荷証券（B/L）、V-Legal、CITES及び技術検証報告書）の存在と書類の正確さを確認。	<u>補足</u> 輸出申告書（PEB）、パッキングリスト（P/L）、V-Legal文書、CITES及び技術検証報告書に含まれる全ての情報は、文書間で一致する。	

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			3.2.1.c 輸出訂正文書（輸出文書に訂正がある場合）	輸出修正伝票の使用を確認。	<u>補足</u> 輸出訂正書類の内容は、請求書又はパッキングリスト（P/L）の書類に準拠。
			3.2.1.d 輸出関税支払証明書（輸出税の対象となる場合）	輸出関税支払証明の有効性と完全性を確認。	<u>補足</u> 輸出関税の対象物品には、輸出関税の支払いが必要。
			3.2.1.e CITES文書（木材原料の樹種がCITES リストに掲載されている場合）	CITES文書の有効性と完全性を確認。	<u>補足</u> 規制対象樹種については、有効、かつ、完全な CITES 文書が存在する。
	K.3.3 SVLK マークの使用	3.3.1 SVLK マークの表示	3.3.1.a 規程に基づくSVLK マークの表示	<ol style="list-style-type: none"> SVLKマークの使用に係るサブライセンス契約の範囲を確認。 加工品や製品の包装又はその書類や添付文書へのSVLKマークの表示を確認。SVLKマークの規定に基づき、輸出製品の原料原産地の適合性を確認。 競売にかけられた木材製品（没収、発見又は没収）へのSVLKマークの表示を確認。 	<u>補足</u> <ol style="list-style-type: none"> 規定に基づきSVLKマークは、製品、包装又は加工品輸送書類に添付する書類に表示する。 競売にかけられた木材製品（没収品、発見品、押収品）にはSVLKマークは表示してはならない。

認証基準				認証ガイドライン	
原則 1	標準 2	指標 3	検証 4	検証方法 5	評価基準 6
P.4 加工産業における労働規則の遵守。	K.4.1. 労働安全衛生 (K3) 規則の履行。	4.1.1. 労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順の実施。	4.1.1.a 労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順	<ul style="list-style-type: none"> 1. 労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順書の存在を確認。 2. 労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順の実施を任命した担当者の存在を確認。 	<p><u>補足</u> 労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順書があり、労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順の実施責任者として任命された担当者が存在する。</p>
			4.1.1.b 労働安全衛生 (K3) の実施	<ul style="list-style-type: none"> 1. 正常に機能している労働安全衛生 (K3) 機器と個人用保護具 (PPE) の利用可能性と労働安全衛生 (K3) 機器の動作を確認。 2. 標識や避難経路の有無を確認。 	<p><u>補足</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. リスク又はガイドラインに基づいた労働安全衛生 (K3) 機器が使用できる (有効期限が切れていないもので、正常に動作する)。 2. 集合場所までの避難標識及び避難経路の存在。
			4.1.1.c 労働災害記録	労働災害記録の有無とその対応について確認。	<p><u>補足</u> 労働災害記録により、全ての労働災害事故とその対処についての情報が利用できる。</p>
	K.4.2. 労働者の権利の実現。	4.2.1 労働者の結社の自由。	4.2.1.a 労働組合活動を結成若しくは関与を許可する労働組合又は会社の方針 (監査)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 労働組合組織の存在を確認。さらに結社の自由の方針に係る文書又は書面による声明の存在を確認。 2. 労働者の結社の自由についての従業員と経営陣へのインタビュー。 	<p><u>補足</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 労働組合の存在、従業員が組合活動の結成又は従事を許可する書面による会社の方針や声明がある。 2. インタビューの結果、労働者の結社の自由の有無が結論付けられる。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
		4.2.2 10人以上の従業員を雇用する森林利用事業許可（PBPH）事業体には、従業員の権利と義務を規定する集団労働協約文書（集団労働協約文書（KKB）又は社内規則（PP）が存在	4.2.2.a 労働者の権利を規定する集団労働協約文書（KKB）又は事社内規則（PP）の利用可能性。	労働者の権利を規定する集団労働協約文書（KKB）又は事社内規則（PP）文書の存在を確認。	補足 労働者の権利を規制する有効な集団労働協約文書（KKB）又は事社内規則（PP）文書が利用可能。
		4.2.3 18歳未満の労働者の雇用禁止	4.2.3.a 18歳未満の労働者の存在。	1. 従業員名簿を確認。 2. 従業員との面接 3. 18歳未満の年齢制限の規定は、既婚者には適用しない。	補足 18歳未満の労働者又は既婚者以外の18歳未満の労働者はいない。
		4.2.4. ジェンダーの調整	4.2.4.a男女平等政策	1. 男女平等政策の証拠が利用可能か確認。 2. 男女平等政策の証拠が利用可能か確認し、現場の従業員と面接をする。	補足: 男女差別がない。 従業員の性別データを整備。

附属資料 3.2 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/ HPL.3/12/2022
 日付 : 2022年12月14日
 件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

産業事業活動許可所持者に係る木質林産物の合法性認証基準

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
P1. 事業許可 (PB) 所持者は合法的な木材取引の実施を支援する。	K1.1 単独の事業単位 (a) 合法的な事業許可 (PB) を所持又は、 (b) 加工品輸出業者は有効な事業許可 (PB) を所持	1.1.1 事業単位は、事業主体の合法性と合法的な事業を行うプロデューサー	1.1.1.a 事業者識別番号 (NIB) .	1. 事業者識別番号 (NIB) が事業主体の合法性、設立証書又は最近の修正も記載しているものと適合しているか確認。 2. 事業者識別番号 (NIB) が事業主体の合法性、個別の企業のID又は居住者IDカード (KTP) に適合しているか確認。 3. 事業者識別番号 (NIB) に記録されている標準産業分類 (KBLI) の範囲を確認。 4. 事業許認可オンラインシステム (OSS) 上の事業者識別番号 (NIB) 情報の適合を確認。	補足 1. ビジネス主体の合法性に基づいた事業者識別番号 (NIB) の完全性と有効性。 2. 事業者識別番号 (NIB) 文書の合法的取引の完全性と有効性。
			1.1.1.b 合法的取引	事業者識別番号 (NIB) で取引の合法性と標準産業分類 (KBLI) への準拠を確認。	補足 1. 取引の合法性は、事業者識別番号 (NIB) 文書で確認できる。 2. 事業者識別番号 (NIB) の標準産業分類 (KBLI) に準拠した取引活動の種類。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			1.1.1c 納税者識別番号 (NPWP)	納税者識別番号 (NPWP) 文書と事業者識別番号 (NIB) の適合を確認。	補足 事業者識別番号 (NIB) 又は企業登録証 (TDP) に基づいた納税者番号 (NPWP) の適合と有効性。
			1.1.1.d 環境許可又は環境承認 (環境影響文書 (AMADAL) /環境管理及び環境モニタリング実施 (UKL-UPL) 又は環境経営宣言 (SPPL) 又はその他の同等の環境文書	<ol style="list-style-type: none"> 環境に係る環境許可又は環境承認 (環境影響文書 (AMADAL) 、環境管理及び環境モニタリングの実施 (UKL-UPL) 又は環境経営宣言 (SPPL) の有効性と修正文書を確認。 大規模産業に義務付けられている環境管理とモニタリングの実施に係る文書の存在を確認。 環境管理とモニタリングの実施と報告の証拠を調査。 	補足 新規審査確認用 <ol style="list-style-type: none"> 事業活動に応じた環境関連文書の完全性及び正当性又は次の形式での所轄官庁からの環境関連書類の利用可能な証拠。 <ol style="list-style-type: none"> 証明書又は 領収書 環境管理及び環境モニタリングの実施に係る文書が存在する。 環境管理及び環境モニタリング報告書が利用可能。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
					<u>監査</u> 1. 事業活動に応じた完全な環境文書が存在する（環境経営宣言（SPPL）の場合、関連機関への提出証明又は事業許認可オンラインシステム（OSS）からの印刷が必要）。 2. 環境管理及びモニタリングの実施に係る文書が存在する。中小企業（IKM）の2回目の認証サイクルにおいては、環境文書（環境管理及び環境モニタリング実施（UKL-UPL）又は環境経営宣言（SPPL）が必要。
			1.1.1.e 環境文書に基づく管理とモニタリングの実施の証拠	1. 所轄官庁が受領/承認した環境管理及びサーベランスの報告書の存在を確認。 2. 重要な発見事項のメモを参照して、環境管理及びモニタリングの報告書又は記録が現場の状況に適合しているか確認。	<u>補足</u> 1. 環境管理及びモニタリングの報告書は、重要な調査結果の記録に基づいて参照できる環境経営宣言（SPPL）には適用されない。 2. 現場の状況に応じた環境管理とモニタリングの報告又は記録。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			1.1.1.f 産業と産業区分	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資額と労働者数を含む産業事業許可文書を確認。 2. 地理位置情報（GPSポイント）の監査を確認。 3. 事業許可（PB）の産業文書に含まれる情報並びに他の関連文書及び事業単位の活動との適合性を確認。 4. 事業許可（PB）産業変更文書で事業容量の拡張又は削減の発生を確認。 	<p>補足</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所管官庁が発行した産業事業許可及び産業事業の分類又はカテゴリがあり、他の関連文書に基づき産業事業許可が事業許認可オンラインシステム（OSS）機関から発行されていれば許可は有効。 2. 監査場所が許可されたエリアに所在。 3. 事業許可（PB）産業で実施する事業の種類。 4. 事業許可（PB）産業が事業容量の拡張又削減の過程にある場合、管轄機関からの管理の証拠は次の形式で入手できる。 <ol style="list-style-type: none"> a. 証明書又は b. 領収書
	K1.2 木材及び木材製品の輸入業者	1.2.1 輸入者は、有効なライセンスを所持。	1.2.1.a 輸入業者のID書類	事業者識別番号（NIB）文書で輸入業者のステータスを確認。	<p>補足</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸入業者の法定文書（事業者識別番号（NIB）及び製造業者輸入識別番号（API-P）が利用可能。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
	K1.3 グループ形式のビジネスユニット。	1.3.1 グループにはグループ形成文書が存在	1.3.1.a グループ結成文書又はグループ結成の公正証書（グループの場合）	グループ構成員の名称と事業営業許可の種類を記載したグループ結成書類又はグループ結成公正証書の有無を確認。	補足 グループ結成証書が利用できる。
P2. 事業単位で木材の原産地からのトレーサビリティを保證する木材トレーサビリティシステムを備えている。	K2.1 原料（輸入木材を含む）及び加工品を追跡するシステムの存在と導入。	2.1.1 事業単位で受領した原料が法的供給源からのものであると証明できる。	2.1.1.a 購入証明書付きの売買書類。	合法性の証明書又は林産物の独立した宣言の証明を備えた売買文書（契約書又は販売及び購入に係るメモ）の完全性を確認。	補足 木材原料の領収書には、全ての販売及び購入にかかめる文書（木材原料の販売量、契約又は販売及び購入のメモ並びに合法証明書又はサプライヤーの林産物自己宣言に係るデータ）を添付している。
			2.1.1.b 有効な林産物輸送書類。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業部門が受領した全ての木材の法定の林産物輸送書類の有効性を確認し、木質林産物合法証明書（SKSHHK）の有効性を木材流通情報処理システム（SIPUHH）で照合。 2. 法定林産物輸送書類の丸太本数又は数量及び材積並びに同期間の在庫又は林産物形状変化報告書（LMHH）との適合を確認。 3. 倉庫に保管している原料在庫については、丸太又はチップの数量と材積が形状変更の記録又は報告書により適切であるか確認しなければならない。 	<p>補足</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全ての木材原料の受領が法定の林産物輸送書類により裏付けられ、書類の数並びに監査期間中の原料の量及び供給源（天然林、植林地、栽培林など）に係るデータが記入されている。 2. 現場の原料在庫は、実際の木材（樹種とサイズ）と書類が一致する必要がある（原料在庫データ）。 3. 法定林産物輸送書類の数量及び材積は、同期間の在庫又は林産物形状変化報告書（LMHH）に対応（林産物形状変化報告書（LMHH）の在庫データを完備）。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
				4. 現場で法定林産物輸送書類と実際の木材の適合の抽出検査を実施する。 5. 入札結果及び競売議事録により、競売材輸送書類（SAL）又は林産物輸送書類の有無を確認。	4. 競売に出品された全ての木材には、競売材輸送文書（SAL）又は競売後の林産物輸送に係る文書及び競売議事録が添付されている（監査期間中の競売木材の数量に係るデータを完備） 5. 事業部門は、入札結果と競売議事録に基づき、競売材輸送文書（SAL）又は林産物輸送に係る文書を使用して原料を分別。
			2.1.1.c CITES文書（事業許可（PB）事業の活動がCITESの木材原料を使用する場合）	1. 流通許可の有無を確認。 2. 必要に応じて、関係当局からのCITES文書を確認。 CITES文書と木材輸送文書の適合を確認。	<u>補足</u> 利用可能な全てのCITES対象木材には、CITES文書を伴う有効な流通許可を当局が発行している。
			2.1.1.d 競売材以外の廃材又は残材の起源を説明する有効な機関からの証明書及び独立した宣言を記載した林産物の覚書（許可事業（PB）産業活動が有効な許可所持者に由来する木材を使用し、その木材に元の形状から変更がない場合）。	1. 当該木材の原産地と林産物の宣言を記した有効な木材輸送文書を確認。 2. 玉切した丸太の現地機関又は機関の検証結果を確認 3. ガイドラインの規定に基づき合法的な木材輸送文書の本数又は入り数及び材積の適合性をサンプル調査により現物で確認。 法的所有権の証明と玉切した時の丸太の写真。	<u>補足</u> 1. 競売材以外の全ての使用済み木材、解体材又は木材廃棄物には、地元の機関又は機関の検証の証明帯木材の起源と独自に参照される林産物の宣言を説明できる有効な林産物輸送文書を添付している（木材の使用量、解体結果又は競売材以外の木材廃棄物に係るデータを添付）。 2. 輸送書類と実際に荷降ろした木材の適合。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.1.e メモ形式の産業廃材輸送書類	産業廃材の輸送に係る注意事項が正確で適切であるか現物を検証。	補足 全ての産業廃材には廃材の輸送メモ文書を添付している（監査期間中の産業廃材の量に係るデータが記入）。
			2.1.1.f サプライヤーからのSVLK文書	<ol style="list-style-type: none"> 1. サプライヤーが所有する証明書の存在又はサプライヤーによる林産物の申告を確認。 2. 林産物申告を発するサプライヤーが検査結果の証明を入手できるか確認。 3. CITES木材原料のサプライヤー認証を確認。 4. 流通業者や店舗からの加工木材原料が、合法証明書（S-Legalitas）又は林産物宣言にある供給源又は供給者から供給されたかを確認。 5. サプライヤーの認証の有効性を発行者の木材合法性情報システム（SILK）及び独立評価検証機関（LPVI）のデータで照合。 	補足 <ol style="list-style-type: none"> 1. 全てのサプライヤーは、原料の出荷又は林産物宣言の発行の過程で有効な認証を取得しており、クロステストの結果、正確なサプライヤー認証であること。 2. 検査結果の証明は、林産物宣言を発行したサプライヤーに提供。 3. 流通業者や店舗から入手した木材は、合法証明書（S-Legalitas）又は林産物宣言にある供給源又はサプライヤーに由来している証拠がある。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
		2.1.2 輸入業者は、輸入した木材が合法的な供給源からのものであると証明できる。	2.1.2.a 輸入書類	輸入書類（輸入林産物申告データ（PIB）、船荷証券（B/L）、パッキングリスト（P/L）、インボイス）の存在と完全性を確認。	<u>補足</u> 輸入伝票（輸入林産物申告データ（PIB）、船荷証券（B/L）、パッキングリスト（P/L）及び請求書）の内容は、伝票間で一致している。
	2.1.2.b 輸入申告		デューデリジェンスの結果と輸入申告との適合性を確認。	<u>補足</u> デューデリジェンスの結果と輸入申告は適合する。	
	2.1.2.c 輸入承認		デューデリジェンスの結果と輸入承認との適合を確認。	<u>補足</u> 1. 輸入承認とデューデリジェンス試験の結果は適合する。	

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.2.d 輸入実施報告	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸入林産物申告データ (PIB) に従って木材合法性情報システム (SILK) による輸入実施を確認。 2. 実施した輸入が輸入承認 (PI)、輸入申告 (DI) 及びデューデリジェンスに適合しているか確認。 	<p><u>補足</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸入林産物申告データ (PIB) に基づく木材合法性情報システム (SILK) での輸入の実施。 2. 実施した輸入と輸入承認 (PI)、輸入申告 (DI) 及びデューデリジェンスとの適合。
			2.1.2.e 輸入関税支払証明書 (輸入関税の対象となる場合)。	輸入関税支払証明書類の存在と完全性を確認。	<p><u>補足</u></p> 輸入関税の対象となる木材及びその派生製品の輸入については、有効かつ完全な輸入税の支払い証明が利用できる。
			2.1.2.f CITES文書 (事業許可 (PB) 産業活動がCITESのリストに掲載している樹種の輸入原料を使用している場合)。	CITES文書の存在と完全性を確認。	<p><u>補足</u></p> 有効で完全なCITES文書は、貿易が制限されている樹種と製品について利用できる。
			2.1.2.g 木材及びその派生製品使用の証拠。	木材とその派生製品の使用を確認。	<p><u>補足:</u></p> 木材とその派生製品を使用した証拠がある。
			2.1.2.h ガイドライン、ガイドライン実施手順及び輸入業者のデューデリジェンスメカニズムを実施した証拠。	<ol style="list-style-type: none"> 1. デューデリジェンスを実施するためのガイドライン、ガイドライン実施手順が利用できるか確認。 2. 輸入業者のデューデリジェンスの実施の証拠を確認。 3. 輸入申告書、合法証明書 (S-Legalitas) 及びデューデリジェンス実施結果との適合を確認。 	<p><u>補足</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. デューデリジェンスを実施するためのガイドライン、ガイドライン実施手順が利用可能である。 2. 輸入業者のデューデリジェンス実施の証拠がある。 3. 輸入申告書とデューデリジェンスの結果及び合法証明書 (S-Legalitas) の適合。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.2.i 輸入原料を使用した製品の合法性を保証する文書	検量票の合法性保証書類及び輸入実施書類の有効性を確認。	<p><u>補足</u> 輸入原料を使用した製品の合法性を保証する文書が、次の形式の輸入製品の受領を補完する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 輸出業者が所在する国の規制を遵守した合法的な原料であることを示す収穫国若しくは原産国又は製品の原産国の当局からの証明書。 b. 原料の収穫源の合法性と持続可能性、原料のトレーサビリティに係る証明書の発行の指標に係る情報及び輸入製品の認証の証明（輸入文書又は製品若しくは製品パッケージの製品クレーム又は認証マークの証明）に係る情報を含む認証機関からの証明書。 c. 国別ガイドライン（CSG）：インドネシアにおいてSVLKの合法木材を使用することを要求する輸出国の規制。 d. 相互承認協定（MRA）：木材合法制度を相互に承認するインドネシア政府と他国の政府との間の協力協定。又は e. FLEGTライセンス。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
		2.1.3 当該事業部門における木材追跡システムの導入	2.1.3.a 検量票又は原料の使用及び生産実績の記録。	1. 検量票、生産記録、生産報告書の存在を確認。 2. 原料の原産地における生産開始時の検量票、記録、報告書によるトレーサビリティを確認。	<u>補足</u> 1. 検量票、生産記録又は生産報告書の利用が可能。 2. 検量票、生産記録又は初期生産報告書は、原料の原産地に係るトレーサビリティ情報を提供できる。
			2.1.3.b 加工生産報告書。	1. 木材形状変化記録又は同報告書で生産結果の適合性を確認。 2. 生産報告書から歩留まりを計算。	<u>補足</u> 1. 木材形状変化記録又は同報告書に基づく生産実績の報告。 2. 産業連関と歩留まりの論理データ（生産量と歩留まりのデータを掲載）。
			2.1.3.c 工業生産は許容生産能力を超過しない（事業許可（PB）に許容量が含まれていない場合は、許可された投資額を超過しない）。	1. 監査業界のビジネスライセンスで製品タイプの適合性を確認。 2. 実際の生産量又は生産額と許容生産能力を確認して比較。	<u>補足</u> 1. 製品の種類は、監査業界のビジネスライセンスに準拠（ライセンスに適合する製品の種類）。 2. 自社生産については、許可された許容量を超過しない（許容量が設定された監査期間の生産データ）。
			2.1.3.d 競売材由来の製品の分別	1. 競売材の書類を確認。 3. 競売材製品の分別を確認。	<u>補足</u> 1. 競売材の書類が利用できる。 生産実績を競売材製品とその他の製品に区分している。
			2.1.3.e 木材形状変更記録又は同報告書。	4. 木材形状変更記録又は同報告書の正確さと適合を他の補足文書で確認。	<u>補足</u> 木材形状変更記録又は同報告書は、裏付けとなる文書に準拠。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
		2.1.4 他の関係者（他の業界又は事業許可（PB）産業）のサービスを通じた製品加工プロセス（サービスプロバイダー経由の場合）	2.1.4.a 林産物の認証書類又は独立した宣言。	サービス提供者（他の当事者）が独自に所持する林産物の認証又は宣言の所有権を確認。	補足 サービス提供者（相手方）が所持する認証の写し提示でき、サービス提供者が小規模産業ビジネス事業許可業（PB）である場合、サービス提供者（相手方）が発行した独立した林産物宣言を示せる。
	2.1.4.b 被監査者とサービス提供者（他の当事者）との間の製品加工サービス契約		印紙を貼付したサービス契約書を確認。	補足 事業許可に基づく許可容量の範囲内の活動を、印紙を貼付したサービス契約書で示せる。	
	2.1.4.c 木材引渡書類の提出		被監査者とサービス提供者の間で実施された木材引渡しに係る文書を確認。	補足 全ての原料には、監査対象者とサービス提供者の間の引渡文書が添付している（木材の選別、量、引渡完了時間が掲載）。	
			2.1.4.d サービス提供事業が提供する製品は分別済	サービスプロバイダー企業が提供する製品分別の状態を確認。	補足: 1. サービス提供企業は、提供する被監査対象者向け製品の分別を実施。 2. サービス提供企業は、分別記録を文書化。
			2.1.4.e 輸出がサービス提供産業を通じて行われる場合は、原料、生産プロセス及び輸出に係る文書が存在	1. 提供された被審査者向け製品の原料及び製造プロセスに係る文書を検査。 輸出がサービス提供企業の工業拠点で行われる場合、被審査者向け製品の輸出に係る文書を検査。	補足: 1. 製品の原料の文書及び製造プロセスの文書が利用できる。 2. サービス提供産業を通じて輸出が行われる場合: a. 審査済請求書伝票は、監査対象製品（サービス結果）の輸出に使用できる。 b. 輸出審査文書（法的文書等）が審査対象製品に使用できる。

認証基準				認証ガイドライン	
原則 1	標準 2	指標 3	検証 4	検証方法 5	評価基準 6
P.3 生産した製品の取引又は譲渡の合法性と正当性	K3.1 国内向け製品の取引又は譲渡	3.1.1 事業単位で国内目的での生産製品の貿易又は移転のために合法的な林産物輸送文書を使用。	3.1.1.a 有効な林産物輸送書類。	生産した製品の取引又は譲渡については、法定の林産物輸送書類を確認。	<u>補足</u> 国内向けの製品の全ての取引又は譲渡は、有効な林産物輸送書類により裏付けられる（輸送書類の件数と取引又は製品の取引量に係るデータ）。
	K3.2 輸出用加工木材の出荷。	3.2.1 輸出用に加工された木材の出荷は、輸出申告書（PEB）に準拠する必要がある。	3.2.1.a 木材加工品の輸出。	原料投入量、生産実績報告書（自社生産実績報告書及び委託生産実績報告書）及び輸出マーケティング報告書の適合を確認。	<u>補足</u> 輸出した木材加工品は、下請けサービスを通じて輸出した製品（製品の種類、木材の種類、総輸出量のデータを完備）を除き、自社生産であると確認できる。
			3.2.1.b 輸出書類。	輸出申告書（PEB）、パッキングリスト（P/L）、請求書、船荷証券（B/L）、V-Legal、CITES又は技術検証報告書）が完全か確認。	<u>補足</u> 輸出申告書（PEB）、パッキングリスト（P/L）文書、V-Legal 文書、CITES 又は技術検証報告書に含まれる全ての情報が文書間で一致している。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			3.2.1.c 輸出訂正書類（輸出訂正がある場合）	使用されている輸出訂正書類の存在を確認。	<u>補足</u> 輸出訂正書類は、請求書又は損益計算書に準拠。
			3.2.1.d 輸出関税支払証明書（輸出関税の対象となる場合）	有効で完全な輸出関税支払証明書であるか確認。	<u>補足</u> 輸出完成対象木材製品には、輸出関税支払証明書が必要。
			3.2.1.e CITES 文書（木材原料がCITESのリストに掲載されている場合）	有効で完全なCITES文書であるか確認	<u>補足</u> 制限された樹種については、有効、かつ、完全なCITES文書が存在。
	K.3.3 SVLKマークの使用	3.3.1 SVLK マークの表示	3.3.1.a 規定に基づきSVLKマークを表示	<ol style="list-style-type: none"> SVLKマークの使用に係るサブライセンス契約の範囲を確認。 SVLKマークが加工品及び製品のパッケージ並びに書類及び添付書類に表示しているか確認。 SVLKマークの規定に基づき輸出製品の原料の原産地の適合を確認。 競売材製品（没収、発見、又は戦利に係る品）に表示されたSVLKマークを確認。 	<u>補足</u> <ol style="list-style-type: none"> SVLKマークが、規定に基づいて製品及びパッケージ又は輸送書類若しくは添付ファイルに表示されているか確認。 SVLKマークは、競売材製品（没収、摘発又は戦利に係る品）には表示できない。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
P.4 加工産業の労働規制の遵守。	K.4.1. 労働安全衛生 (K3) 規定の遵守	4.1.1. ガイドライン又は手順と労働安全衛生 (K3) の実施	4.1.1.a 労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順。	<ol style="list-style-type: none"> 労働安全衛生 (K3) ガイドライン文書又は手順が利用可能か確認。 労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順の実施を担当する要員の充足を確認。 	<u>補足</u> 労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順が利用可能であり、これらの実施を担当する担当者が任命されている。
			4.1.1.b 労働安全衛生 (K3) の実施	<ol style="list-style-type: none"> 応急処置キットと個人用保護具 (APE) が適切に機能しているか確認。 標識や避難経路の有無を確認。 	<u>補足</u> <ol style="list-style-type: none"> 労働安全衛生 (K3) 機器は、リスク又はガイドラインにより利用できる。(有効期限が切れてなく、正常に動作)。 集合場所につながる避難標識又は避難経路がある。
			4.1.1.c 労働災害記録	労働災害記録の有無と災害への対応について確認。	<u>補足</u> 労働災害記録により、あらゆる労働災害事故とその対処への取組みの情報を利用できる。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
	K.4.2. 労働者の権利の実現	4.2.1 労働者の結社の自由。	4.2.1.a 労働組合の結成又は労働組合活動への参加を許可する労働組合又は会社の方針（監査）	<ol style="list-style-type: none"> 労働組合組織の存在を確認するか、結社の自由の方針に係る文書又は書面による声明の存在を確認。 労働者の結社の自由に関して従業員及び経営陣にインタビューを実施。 	<u>補足</u> <ol style="list-style-type: none"> 労働組合が存在するか、従業員が労働組合の結成又は労働組合活動への参加を許可する会社方針の書面による声明がある。 インタビューの結果、労働者には結社の自由があると結論付けることができる。
		4.2.2. 産業用事業許可（PB）における労働者の権利と義務を規制する集団労働協約文書（集団労働協約文書（KKB））又は社内規則（PP）の存在。	4.2.2.a 労働者の権利を規定する集団労働協約文書（集団労働協約文書（KKB））又は社内規則（PP）が利用できる可能性	労働者の権利を規制する集団労働協約文書（KKB）又は社内規則（PP）文書の存在を確認。	<u>補足</u> 有効な労働者の権利を規制する集団労働協約文書（KKB）又は社内規則（PP）文書。
		4.2.3. 18歳未満の労働者の雇用禁止	4.2.3.a 18歳未満の労働者の存在	<ol style="list-style-type: none"> 従業員名簿を確認。 従業員との面接。 18歳未満の年齢制限の規定は、既婚者には適用されない。 	<u>補足</u> 既婚者を除き、18歳未満の従業員はいない。
		4.2.4. ジェンダー。	4.2.4.a 男女平等政策がある	<ol style="list-style-type: none"> ジェンダー平等政策の証拠が入手できるか確認。 現場の従業員との面接を実施。 	<u>補足</u> <ol style="list-style-type: none"> 男女差別がない。 従業員の男女別データ。

附属資料 3.3 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/ HPL.3/12/2022
 日付 : 2022年12月14日
 件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

登録丸太集積場（TPT-KB）に係る木質林産物の合法性認証基準

認証基準			認証ガイドライン		
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
P1. 登録丸太集積場（TPT-KB）は合法的な木材取引の実行を支援	K1.1登録丸太集積場	1.1.1 登録丸太集積場（TPT-KB）は、法的な指定を受けている。	1.1.1.a 林業を担当する州の長官又は認定機関が発行した登録丸太集積場（TPT-KB）決定文書	1. 登録丸太集積場（TPT-KB）決定文書に含まれる情報を確認し、事業主体（会社証書、個人又は事業者識別番号（NIB））のIDデータ及び組織活動との互換性を確認。 2. 監査地理位置情報（GPSポイント）を確認。	補足 1. 事業主体の身元データ（会社若しくは個人の証書又は事業者識別番号（NIB））及び事業部門の活動に基づき国家認定委員会（KAN）により発行された登録丸太集積場（TPT-KB）の決定文書がある。 2. 登録丸太集積場（TPT-KB）の決定が延長又は変更される場合、次の形式で管轄当局による管理の証拠が存在。 a. 証明書又は b. 領収書

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
					3. 監査対象者の場所は、許可エリア内に立地（位置座標を挿入）している。
		1.1.2. 登録丸太集積場（TPT-KB）には環境文書がある	1.1.2.a 環境許可又は環境承認と環境文書（環境管理及び環境モニタリング実施（UKL-UPL）、環境経営宣言（SPPL）又はその他の同等の環境文書）	<p>1. 環境許可又は環境承認の利用可能性と完全性を、環境文書及び修正に係る文書を含めて重要な調査結果のメモとともに確認。</p> <p>2. 関連する環境文書（環境経営宣言（SPPL）を除く）の証明を確認。</p>	<p><u>補足</u></p> <p><u>初回審査の場合:</u></p> <p>1. 事業活動に応じた完全、かつ、有効な環境文書が利用可能（環境経営宣言（SPPL））な場合、関連機関への提出の証明又は事業許認可オンラインシステム（OSS）からの環境経営宣言（SPPL）の印刷物が必要）若しくは認定機関からの環境文書管理の証明がある。</p> <p>a. 証明書、又は</p> <p>b. 領収書。</p> <p>2. 環境管理及びモニタリングの報告書又は記録は、重要な調査結果の記録に基づいて参照できる（環境経営宣言（SPPL）には適用されない）。</p> <p><u>国家認定委員会（KAN）の視察の場合</u></p> <p>事業活動に応じて、完全、かつ、有効な環境文書が利用可能（環境経営宣言（SPPL））の場合は、関連機関に提出した証拠書類が必要）。</p>

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			1.1.2.b 環境文書に基づいた管理 と監視を実施した証拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管官庁が受領又は承認した環境管理及び監視報告書の存在を確認。 2. 重要な指摘事項のメモを参照して、環境管理及びモニタリングの報告書又は記録が現場の状況と適合しているか確認。 	<u>補足</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境管理及びモニタリングの報告書又は記録は、重要な調査結果記録より参照可能である（環境経営宣言（SPPL）は適用外）。 2. 現場の状況に応じた環境管理及びモニタリングの報告及び記録。
	K1.2グループ形式 の事業体	1.2.1グループにはグ ループ形成文書が 存在	1.2.1.a グループ結成文書又は グループ結成公正証書。	グループ結成書類又はグルー プ結成公正証書の存在を確 認。	<u>補足</u> グループ結成書類としてグ ループ結成証明書が利用で きる。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
P2. 登録丸太集積場 (TPT-KB) は、木材の原産地からの追跡可能性を保証する木材追跡システムを設置している	K2.1丸太追跡システムの存在と実行。	2.1.1 登録丸太集積場 (TPT-KB) は受領した丸太が認定された場所からのものであると証明できる。	2.1.1.a 売買書類には購入証明書を含む	売買書類が完全であると確認。	補足: 木材原料の全ての領収書には、購入及び販売の書類が添付される (木材原料の販売量と購入量に係るデータ、サプライヤーのSVLK証明書 (森林利用事業許可 (PBPH)、 (PPKNK)、登録丸太集積場 (TPT-KB) 及びその他の有効な情報源))
			2.1.1.b 林産物受入検査書類 (検査調書 (BAP)、測定結果等)	原木輸送書類と林産物受入検査書類の適合を確認。	補足: 丸太輸送書類に基づいた林産物受領検査書類。
			2.1.1.c 有効な林産物輸送書類。	1. 事業体を受領した全ての木材に係る林産物輸送書類の有効性を確認し、木質林産物合法証明書 (SKSHH) と木材流通情報処理システム (SIPUHH) によるクロステストを実施。 さらに、QRコードによる木材の物理的適合性を木材流通情報処理システム (SIPUHH) に照会。 共同体林材の場合は、私有林材用木材輸送証明書 (SAKR) とクロステストをするときに、入荷又は (加工ラインへの) 投入 (形状変更) に係るデータを手書きで記録して実行。	補足: 1. 木材原料の全ての受領は、有効な林産物輸送文書により裏付けられる (監査期間中の文書数と材積に係るデータを含む)。 2. 現場の原料在庫は、実際の木材 (タイプとサイズ) が文書と一致しなければならない (原料在庫データ搭載)。 各丸太にはQRコードを表示。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
				2. 法定林産物輸送書類の丸太本数及び材積と、同期間の在庫又は林産物形状変化報告書（LMHH）との適合を確認。 3. 水面貯木場、土場又は倉庫の原料の在庫については、丸太の数量及び材積が、形状変化の記録又は報告に適合するか確認。 4. 法定林産物輸送書類を現物のサンプリングにより現場で検査。 5. 入札結果及び入札議事録により、入札輸送書類（SAL）又は林産物輸送書類の有無を確認。	<u>補足</u> 1. 法定の林産物輸送書類に記録された丸太の本数及び材積は、同期間の在庫又は林産物形状変化報告書（LMHH）に対応（林産物形状変化報告書（LMHH）に審査期間中の在庫データが記載）。 2. 技術スタッフカードは引続き有効であり、登録丸太集積場（TPT-KB）の配置場所の法令に基づいている。（技術者（GANIS）データ：氏名、資格、有効期間、登録番号及び所属）。 3. 競売に出品された全ての木材には、競売材輸送文書（SAL）文書又は競売完了後の林産物の輸送に係る文書及び競売議事録が添付される（監査期間中の競売木材の量に係るデータが記載） 4. 事業者は、競売結果と入札議事録に基づき、競売材輸送文書（SAL）又は林産物の輸送文書を用いて原料を分別。
			2.1.1.d CITES許可：CITESを含む木材を受領する場合。	1. 許可の有無及び規定に基づく所轄官庁からのCITES許可を確認。 2. CITES 許可と木材輸送書類の適合を確認。	<u>補足</u> 政府機関からの有効な流通許可があり、ワシントン条約に登録されている全ての木材は、ワシントン条約の許可を得て入手できる。 SVLKマーク表示規定への適合。
			2.1.1.f 木材形状変更の記録及び報告	木材形状変更の記録及び報告の正確さと適合を他の補足文書を使用して確認。	<u>補足</u> 補足文書と整合性がある木材形状変更の記録及び報告書。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
		2.1.2 輸入された丸太は合法的供給源からのものである。	2.1.2.a 輸入業者のID	事業者識別番号（NIB）文書と一般業者輸入識別番号（API-U）のステータスを確認。	補足 一般業者輸入識別番号（API-U）ステータスに対応する事業者識別番号（NIB）の文書が存在。
			2.1.2.b ガイドライン又は手順及び輸入者のデューデリジェンス手順を実施した証拠。	1. デューデリジェンスのガイドライン及び同手順が利用可能か確認。 2. 輸入者のデューデリジェンス実施結果の証拠を調査。 3. 輸入申告書及びデューデリジェンスの実施結果と合法証明書（S-Legalitas）間の適合を確認。	補足 1. デューデリジェンス実施のためのガイドライン及び手順が存在。 2. 輸入者のデューデリジェンス実施の証拠が利用可能。 3. 輸入申告書及びデューデリジェンスの実施結果と合法証明書（S-Legalitas）間の適合。
			2.1.2.c 林産物輸入申告書	林産物輸入申告書の有無を確認。	補足 全ての輸入木材には、輸入林産物申告データ（PIB）に基づく林産物輸入申告書が発行されている。
			2.1.2.c 輸入林産物の申告。	林産物輸入申告書の有無を確認。	補足 全ての輸入木材には、輸入林産物申告データ（PIB）に基づく林産物輸入申告書が発行されている。。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.2.d 輸入承認	デューデリジェンスの結果と輸入承認との適合を確認。	補足 輸入承認とデューデリジェンスの結果が適合していること。
			2.1.2.e 輸入実施報告書	1. 木材合法性情報システム (SILK) 上の輸入実績を確認。 2. 輸入承認 (PI) 、輸入申告 (DI) 及びデューデリジェンステストによる輸入の適合を確認	補足 1. SILKの利用が可能な輸入の実施 2. 輸入承認 (PI) 及び輸入申告 (DI) による輸入実行とデューデリジェンステストとの適合。
			2.1.2.f 輸入書類	輸入書類 (輸入林産物申告データ (PIB) 、船荷証券 (B/L) 、パッキングリスト (P/L) 、インボイス) の存在と内容が完全であるか確認。	補足 輸入林産物申告データ (PIB) 、船荷証券 (B/L) 、パッキングリスト (P/L) 及び請求書に含まれるすべての情報は、書類に基づいている。 (輸入林産物申告データ (PIB) 、船荷証券 (B/L) 、パッキングリスト (P/L) 及び請求書を一組とする各データのとりまとめ)

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.2.g 輸入関税支払証明書（輸入関税の対象となる場合）	内容が完全な輸入関税支払証明書類の存在を確認。	補足 輸入関税の対象となる木材及びその派生製品の輸入については、合法かつ完全な輸入関税支払証明書が必要。
			2.1.2.h CITES許可（原料がCITESリストに掲載されている丸太の場合）	完全なCITES許可の存在を確認。	補足 有効、かつ、完全なCITES許可書は、貿易が規制されている樹種及び製品に対し利用可能。
			2.1.2.i 輸入原料を原料とする製品の合法性を保証する文書	輸入原料の製品合法性保証書類及び輸入実現書類の有効性を確認。	補足 次の形式の文書は、輸入原料を使用した製品の合法性の保証を補完する。 a. 輸出者が使用する木材原料が輸出者が所在する国の規制に従った合法的な原料であることを示す、収穫国又は製品の原産国の当局からの証明書。 b. 原料ソースの合法性と持続可能性、原料のトレーサビリティに関連する証明書発行の指標に係る情報を含む認証機関からの証明書及び輸入製品の認証の証明（製品又は製品パッケージの製品説明又は認証マークによる証明）； c. インドネシアでSVLK材として合法木材を使用する輸出国の国別ガイドライン（CSG）規制。 d. 木材合法制度を相互に承認するインドネシア政府と他国の政府との間の相互承認協定（MRA）又は e. FLEGT ライセンス。

認証基準			認証ガイドライン		
原則 1	標準 2	指標 3	検証 4	検証方法 5	評価基準 6
P.3. 登録丸太集積場（TPT-KB）からの丸太の販売及び輸送の合法性。	K3.1丸太の販売及び輸送に係る文書	3.1.1登録丸太集積場（TPT-KB）には、販売又は輸送に係る文書が存在。	3.1.1.a 丸太の販売及び輸送の文書。	<ol style="list-style-type: none"> 販売及び輸送を示す書類を確認。 技術責任者（GANISPH）が発行した丸太転送文書を確認。 	<u>補足</u> <ol style="list-style-type: none"> 丸太の販売及び輸送を示す文書。 技術責任者（GANISPH）が発行する丸太転送文書
	K3.2 SVLKマークの表示	3.2.1 SVLKマークの表示	3.2.1.a 規定に基づくSVLKマークの表示。	<ol style="list-style-type: none"> SVLK マークの使用に係るサブライセンス契約の範囲を確認。 SVLK マークの有無と、登録丸太集積場（TPT-KB）により木材、書類、添付書類に表示されているSVLK マークの原産地を確認。 競売材丸太のSVLKマークの表示を確認。 	<u>補足</u> <ol style="list-style-type: none"> 丸太又は丸太輸送書類の添付書類のSVLKマークの表示。 登録丸太集積場（TPT-KB）の丸太の産地に応じて丸太、書類及び添付書類に表示したSVLKマークの確認。 競売材丸太にはSVLKマークを表示しない。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
P.4. 労働規制の遵守。	K.4.1. 労働安全衛生 (K3) 規則の履行。	4.1.1. 労働安全衛生 (K3) のガイドライン及び手順	4.1.1.a 労働安全衛生 (K3) ガイドライン及び手順。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 労働安全衛生ガイドライン又は手順文書が利用可能であるか確認。 2. 労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順の実施の任命担当者を確認。 	<p><u>補足</u> 労働安全衛生 (K3) ガイドラインと手順が利用可能であり、労働安全衛生 (K3) ガイドラインと手順の実施する担当者を任命している。</p>
			4.1.1.b 労働安全衛生 (K3) の実施。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも応急処置用品と個人用保護具 (PPE) が適切に機能しているか確認。 2. 標識や避難経路の有無を確認。 	<p><u>補足</u> 1. 労働安全衛生 (K3) 機器は、リスク又はガイドラインに応じて利用可能 (有効期限が切れてなく正しく機能)。 2. 避難標識又は避難ルートが利用可能。</p>
			4.1.1.c 労働災害記録	労働災害事故の記録を利用した労働災害率低減のための取組み。	<p><u>補足</u> 全ての労働災害事件の記録があり、労働安全衛生 (K3) プログラム上で労働災害率を削減するための取組みがなされている。</p>

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
	K.4.2. 労働者の権利の実現	4.2.1. 労働者の結社の自由	4.2.1.a 労働組合の結成又は関与を許可する労働組合又は会社の方針（登録丸太集積場（TPT-KB）造林権は適用外）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 労働組合組織の存在又は結社の自由の方針に係る文書又は声明を確認。 2. 従業員・経営層への面談。 	<p>補足</p> <p>書面による労働組合又は組合活動を結成又は従事を可能にする会社方針の声明が存在。</p>
		4.2.2. 登録丸太集積場（TPT-KB）に対する労働協定（集団労働協約文書（KKB））又は会社規則（PP）の存在	4.2.2.a 労働者の権利を規制する集団労働協約文書（KKB）（労働協約）又は会社規則（PP）文書の利用（10人以上の従業員を雇用する場合）。	労働者の権利を管理する集団労働協約文書（KKB）又は事社内規則（PP）文書の存在を確認（管轄機関への登録）。	<p>補足</p> <p>労働者の権利を規制する有効な集団労働協約文書（KKB）又は社内規則（PP）文書を管轄機関に登録している。</p>
		4.2.3. 18歳未満の労働者の雇用禁止。	4.2.3.a 18歳未満の労働者の存在。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 従業員名簿を確認。 2. 従業員との面接。 <p>18歳未満の年齢制限の規定は、既婚者には適用しない。</p>	<p>補足</p> <p>18歳未満の既婚者を除く労働者はいない。</p>
		4.2.4. ジェンダー	4.2.4.a 男女平等の規定	<ul style="list-style-type: none"> 1. 男女平等規定の存在を確認。 2. 現場従業員との面談。 	<p>補足</p> <p>男女差別の有無。</p> <p>従業員の男女別データを確認。</p>

附属資料 3.4 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/ HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

輸出業者に係る木質林産物の合法性認証基準

認証基準				検証ガイドライン	
原則 1	標準 2	指標 3	検証 4	検証方法 5	評価基準 6
P1. 輸出業者による合法的な木材貿易の実施	K1.1 輸出業者の事業体	1.1.1 輸出者は有効な許可を所持	1.1.1.a 事業者識別番号 (NIB)	1. 事業者識別番号 (NIB) が事業主体の合法性並びに設立証書及び最近の証書改正と適合しているか確認。 2. 事業者識別番号 (NIB) と事業主体の合法性、個別企業のID又は居住者IDカード (KTP) と適合するか確認。 3. 被監査者の地理的位置情報 (GPS ポイント) を確認。	補足 1. 事業主の合法的事業者識別番号 (NIB) が存在する。 2. 被監査者の地理的位置は、許可されたエリア内にある。
			1.1.1.b 貿易の合法性	事業者識別番号 (NIB) で貿易の合法性とインドネシア標準産業分類 (KBLI) への準拠を確認。	補足 1. 貿易合法性は事業者識別番号 (NIB) 文書で確認。 2. 事業者識別番号 (NIB) のインドネシア標準産業分類 (KBLI) に基づく取引活動の種類。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			1.1.1.c 倉庫登録証明書 (TDG)。	1. 倉庫一覧表の確認と署名。 2. 倉庫が自己所有ではない場合は、保有権の証明 (場所のレンタル契約) を確認。	補足 事業活動範囲及び所有権又は管理の証拠に基づき、認可された機関が発行した倉庫の所有又は管理に係る倉庫登録証明書 (TDG) がある。
			1.1.1.d 納税者番号 (NPWP)	納税者番号 (NPWP) 書類と事業者識別番号 (NIB) の適合を確認。	補足 納税者番号 (NPWP) は事業者識別番号 (NIB) に基づいて利用できる。。
			1.1.1.e すでに独自に合法証明書 (S-Legalitas) 又は林産物の宣言を行っている産業事業活動については、森林利用事業許可 (PBPH) 又は事業許可 (PB) の協力協定を締結。	1. 完全で有効な協力協定を確認。 2. 森林利用事業許可 (PBPH) 又は工業事業の事業許可 (PB) からの合法証明書 (S-Legalitas) の存在を確認。	補足 すでに独自に合法証明書 (S-Legalitas) 又は林産物宣言 (Forest Product Declaration) を取得している産業事業活動については、森林利用事業許可 (PBPH) 又は事業許可 (PB) との協力協定文書が利用できる (PBPH) 、さらにすでに独立した合法証明書 (S-Legalitas) 又は林産物宣言を所持している企業の事業許可 (PB) に係るデータが利用できる。

認証基準				認証ガイドライン	
原則 1	標準 2	指標 3	検証 4	検証方法 5	評価基準 6
P2. 林産物の取引 又は輸送の合法性。	K.2.1. 木材加工品の 供給業者から輸出業者へ の取引又は輸送	2.1.1. 事業部門 は、受領した製品が合法的供給 源からのものであると証明できる。	2.1.1.a 受領した製品は、 既に独自に合法証明書 (S-Legalitas) 又は林産物 宣言を取得しているサプ ライヤーからのものである。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 販売及び購入の書類 又は製品供給メモ及び 林産物の合法的な輸送 に係る書類が完全か確 認。 2. 合法証明書 (S- Legalitas) 文書又は林 産物申告書を確認。 3. 発行した森林利用事 業許可 (PBPH) 又は 工業事業の事業許可 (PB) の分類に応じた 林産物宣言の適合を 個別に確認。 4. CITESに該当する樹 種の木材製品について は、林産物の宣言が 行えない。 	<p><u>補足</u></p> <ol style="list-style-type: none"> a. 全ての木材製品の受領書には、合法的な販売、購入の書類又はメモ及び林産物の書類が添付されている (合法証明書 (S-Legalitas) 又は林産物の自己宣言を行っている全ての供給パートナーに係るデータが記載)。 b. 全ての供給パートナーは独立した合法証明書 (S-Legalitas) 又は林産物宣言を所持。 c. 発行する産業事業の森林利用事業許可 (PBPH) 又は 事業許可 (PB) の分類に基づいた林産物宣言。 d. CITESに該当する樹種の木材製品は林製品宣言を行えない。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.1.b 法定林産物輸送書類	1. 取引及び輸送に適した林産物輸送書類の合法性と適合を確認。 2. 林産物の法定輸送書類に記載している樹種、数量及び材積と形状変化報告書又は同時期の受入・販売記録との適合を確認。 3. CITES対象製品に対するCITES許可の完全性を確認。	<u>補足</u> a. 全ての取引と輸送は、法定の林産物輸送文書（請求書又は輸送メモ）により裏付けられる（審査期間中の製品の種類、文書の数、量に係るデータが記載）。 b. 林産物輸送書類に基づいた形状変化報告書又は製品の受領と販売の記録（審査期間中に製品形状変化報告書に在庫データが記載）。 c. CITES対象製品は、適切なCITES許可を得て提供する。
			2.1.1.c 森林利用事業許可（PBPH）又は工業事業者の事業許可（PB）で認められた製品には SVLKマークが表示	SVLKマークの規定に基づきSVLKマークと木材の原産地（林産物の認証状況又は自己宣言）との適合を確認。	<u>補足</u> SVLK マークの表示は、木材の原産地及び SVLKマークの規定に基づく。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
	K.2.2. 製品輸出	2.2.1. 林業製品の輸出は物品輸出申告書（PEB）に準拠していなければならない。	2.2.1.a 輸出書類	完全な輸出書類（輸出申告書（PEB）、パッキングリスト（P/L）、インボイス、船荷証券（B/L）、V-Legal、CITES、技術検証報告書）の存在を確認。	補足 輸出申告書（PEB）、パッキングリスト（P/L）、V-Legal文書、CITES及び技術検証報告書の文書に含まれる全ての情報は、文書に基づく（輸出申告書（PEB）、パッキングリスト（P/L）、インボイス、船荷証券（B/L）及びV-Legal文書（CITES文書を含む）を一組とする輸出書類セット数並びに技術検証報告書のデータ）。
			2.2.1.b 輸出修正書類（輸出訂正がある場合）	使用されている輸出修正伝票（存在する場合）の存在を確認。	補足 輸出訂正書類は、請求書又は損益計算書と整合。
			2.2.1.c 輸出税支払証明書（輸出税の対象となる場合）	完全な輸出関税支払証明書の有効性を確認。	補足 輸出税の対象となる木材製品には、輸出税の支払証明が必要。
			2.2.1.d CITES許可（木材原料にCITES対象樹種が含まれる場合）	1. 流通許可の有無を確認 2. 規定に基づいた所轄官庁からのCITES許可を確認。 3. CITES許可と木材輸送書類の適合を確認。	補足 代理店からの有効な流通許可がある。 CITESに含まれる樹種については、CITESの許可を受けている。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.2.1.e スタッフィングの場所	輸出品のスタッフィングを行う場所の適合を確認。	<u>補足</u> 輸出品のスタッフィングを行う場所は、審査場所と一致し、撮影時刻と座標の情報を含む写真が添付されている。
			2.2.1.f 注文書 (PO)	買手からの注文書 (PO) により輸出品の所有権と適合を確認。	<u>補足</u> 輸出品は、バイヤーからの注文に応じた製品。
					<u>補足</u> a. SVLKマークは、規定に基づき、製品及びパッケージ並びに処理された輸送書類の文書及び添付ファイルに表示されている。 b. オリジナル製品のSVLKマークに準じてSVLKマークを表示。

認証基準				認証ガイドライン	
原則 1	標準 2	指標 3	検証 4	検証方法 5	評価基準 6
		2.2.3. 国内販売	2.2.3.a 国内販売許可	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正確な輸出に失敗した証拠を確認 2. 輸出に失敗した製品の内、国内向けに販売した製品の適合を確認。 	<p>補足</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 購入者による輸出を中止した証拠がある。 b. 国家認定委員会（KAN）によるV-Legal又はFLEGTライセンスのKAN発行が実施されている場合、木材合法性情報システム（SILK）上のV-Legal又はFLEGTライセンス文書に中止の証拠が存在。 c. 国内で販売される製品は、輸出に失敗した製品の範囲（種類、量及び容量）を超えてはならない。
P.3 輸出業者による労働規則の遵守。	K.3.1. 労働安全衛生規則（労働安全衛生（K3））の履行	3.1.1. ガイドライン又は手順及び労働安全衛生（K3）の実施	3.1.1.a 労働安全衛生（K3）ガイドライン又は手順	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働安全衛生（K3）ガイドラインの文書又は手順が利用できるか確認。 2. 労働安全衛生（K3）ガイドライン又は手順の実施を担当する任命された担当者を確認。 	<p>補足</p> 労働安全衛生（K3）ガイドライン又は手順が利用でき、労働安全衛生（K3）ガイドライン又は手順の実施を担当する者が任命されている。
			3.1.1.b 労働安全衛生（K3）手順の実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働安全衛生（K3）手順文書が利用できるか確認。 2. 労働安全衛生（K3）手順の実施を担当する担当者を確認。 	<p>補足</p> 労働安全衛生（K3）の手順とフィールド操作の担当者が存在する。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			3.1.1.c 避難経路、応急処置キット、個人用保護具（PPE）などの労働安全衛生（K3）装備が利用可能。	避難経路の有無と、労働安全衛生（K3）機器の正常な稼働を確認。	補足 リスクやガイドラインに応じた集合場所や労働安全衛生（K3）設備までの避難経路を設定している。
			3.1.1.d 労働災害記録	労働災害記録の有無とその対応について確認。	補足 労働災害記録は、労働災害事故全体とその処理の取組み別に利用できる。
	3.4.2. 労働者の権利の実現	3.2.1. 労働者の結社の自由	3.2.1.a 組合の結成や組合活動への参加を許可する労働組合又は会社の方針がある。	1. 労働組合組織の存在又は結社の自由の方針に係る書面若しくは声明を確認。 2. 従業員及び経営陣との面談。	補足 労働組合が存在するか、従業員の労働組合活動への参加を許可する会社方針に係る書面における声明が存在。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
		3.2.2. 営業許可 (SIUP) 持株会社には集団労働協約 (KKB) 文書又は社内規定 (PP) が存在	3.2.2.a 労働者の権利を規制する集団労働協約 (KKB) 文書又は社内規定 (PP) 文書の存在を確認 (従業員が10名を超える場合)。	所管官庁に登録した労働者の権利を規制する集団労働協約 (KKB) 文書又は社内規定 (PP) 文書の存在を確認。	<u>補足</u> 現在も有効で所轄官庁に登録した労働者の権利を規制する集団労働協約 (KKB) 文書又は社内規定 (PP) 文書が利用できる。
		3.2.3. 18歳未満の雇用禁止	3.2.3.a 18歳未満の労働者の存在。	1. 従業員名簿文書を確認。 2. 従業員との面接 3. 18歳未満の年齢制限規定は、既婚者には適用しない。	<u>補足</u> 既婚者を除く18歳未満の従業員がいない。
		3.2.4. ジェンダー	3.2.4.a 男女平等政策が存在。	1. 男女平等規定の存在を確認。 2. 現場従業員への面談。	<u>補足</u> 男女差別の有無。 従業員の男女別データを確認。

附属資料 3.5環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK- PHL/BPPHH/ HPL.3/12/2022
 日付 : 2022年12月14日
 件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

輸入業者に係る木質林産物の合法性認証基準

認証基準				認証ガイドライン	
原則 1	標準 2	指標 3	検証 4	検証方法 5	評価基準 6
P1. 輸入業者による合法的な木材貿易の実施	K1.1 輸入業者の事業形態	1.1.1 有効な許可の所持	1.1.1.a 事業者識別番号 (NIB) .	1. 事業者識別番号 (NIB) が事業者の合法性並びに設立証書及び最近の証書の修正内容に適合しているか確認。 2. 事業者識別番号 (NIB) が事業者の合法性、ID又は居住者IDカード (KTP) に適合しているか確認。 3. 被監査者の地理的位置情報 (GPS ポイント) を確認。	1. 合法的な事業体には事業者識別番号 (NIB) が存在。 2. 被審査者は、許可された地域内に所在する。
			1.1.1.b 取引の合法性	事業者識別番号 (NIB) で貿易の合法性及びインドネシア標準産業分類 (KBLI) への準拠を確認。	1. 取引の合法性については、事業者識別番号 (NIB) 文書で確認できる。 2. 事業者識別番号 (NIB) のインドネシア標準産業分類 (KBLI) に準拠した取引活動の種類。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			1.1.1.c 倉庫登録証明書 (TDG) (倉庫を所有している場合)。	1. 署名した倉庫登録証明書 (TDG) を確認。 2. 倉庫登録証明書 (TDG) が自己所有でない場合は、保有権の証明 (賃貸契約書) を確認。	補足 事業活動の範囲及び所有権又は管理の証拠に基づく認可された機関によって発行された倉庫登録証明書 (TDG) がある (倉庫を所有又は管理している場合)。
			1.1.1.d 納税者番号 (NPWP)。	納税者番号 (NPWP) 書類と事業者識別番号 (NIB) の適合を確認。	補足 納税者番号 (NPWP) は事業者識別番号 (NIB) に基づいている。
P2. 林産物製品の取引及び輸送の合法性	K.2.1. 木材加工製品のサプライヤーから輸入業者への取引又は輸送	2.1.1. 事業部門は、受領した製品が法的供給源からのものであると証明できる。	2.1.1.a 受領した製品は、既に独自の合法証明書 (S-Legalitas) 又は林産物宣言を取得しているサプライヤーからのものである。	1. 販売及び購入の書類又は製品供給メモ並びに林産物の合法的な輸送に係る完全な書類を確認。 2. 合法証明書 (S-Legalitas) 文書又は林産物宣言を確認。 3. 発行した森林利用事業許可 (PBPH) 又は工業用事業許可 (PB) の分類に応じて、林産物宣言の適合を個別に確認。 4. CITESに該当する樹種の木材製品については、林産物宣言を発行できない。	補足 a. 全ての木材製品の領収書には、有効な販売及び購入の書類又はメモ並びに林産物の書類が添付されている。 b. 全ての供給パートナーは、独立した合法証明書 (S-Legalitas) 又は林産物宣言を行う権利持っている (合法証明書 (S-Legalitas) 又は林産物の自己宣言を所持している全ての供給パートナーに係るデータ)。 c. 発行する産業事業の林利用事業許可 (PBPH) 又は工業事業の 事業許可 (PB) の分類に基づいた林産物宣言。 d. CITESに該当する樹種の木材製品には、林産物宣言がなされていない。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.1.b 有効な林産物輸送書類。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正当で適切な取引及び輸送に有効な林産物輸送書類を確認。 2. 法定の林産物輸送書に記載している樹種、数量及び材積と形状変化報告書又は同時期の受入・販売記録との適合を確認。 3. CITES対象の樹種の木材製品の完全なCITES許可を確認する 	<p><u>補足</u></p> <ol style="list-style-type: none"> a. 全ての取引と輸送は、有効な林産物輸送書類（請求書又は輸送メモ）により裏付けられる（審査期間中の製品の種類、書類の数、ボリュームに係るデータ）。 b. 林産物輸送書類に基づく形状変化報告書又は製品の受領及び販売の記録（審査期間中の製品形状変化報告に係る在庫をが存在）。 c. CITES対象の木材製品は、適切なCITES許可を得て提供。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
		2.1.2 輸入業者は、輸入した木材が合法的な供給源からのものであることを証明できる	2.1.2.a 実施ガイドライン、ガイドライン又は手順及び輸入業者のデューデリジェンスを実施した証拠。	1. デューデリジェンスのガイドライン又は手順が利用可能か確認。 2. 輸入業者のデューデリジェンス実施結果の証拠を調査。 3. 輸入申告書及びデューデリジェンスの実施結果とS-LK（木材合法性証明）間の適合を確認。	補足 1. デューデリジェンスのガイドライン又は手順が利用可能か確認。 2. 輸入業者のデューデリジェンス結果の証拠を調査。 3. 輸入申告書及びデューデリジェンスの実施結果とS-LK（木材合法性証明）間の適合を確認。
			2.1.2.b 自ら輸入した林産物の宣言。	自ら輸入した林産物の申告の有無を確認。	補足 全ての輸入木材には、輸入林産物申告データ（PIB）に基づく林産物輸入申告書が発行されている（輸入した林産物の申告書にデータが記載）。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.2.c 輸入承認	デューデリジェンスの結果と輸入承認との適合を確認。	補足 a. 輸入承認とデューデリジェンスの結果が一致。
			2.1.2.d 輸入実施報告	1. 木材合法性情報システム (SILK) における輸入の実施を確認。 2. 実施した輸入が輸入承認 (PI)、輸入申告 (DI) 及びデューデリジェンスに適合しているか確認。	補足 a. SILK (木材合法性情報システム) での輸入実施の確認。輸入承認 (PI)、輸入申告 (DI) 及びデューデリジェンス間の整合性。
			2.1.2.e 輸入書類	完全な輸入書類 (輸入申告書 (PIB)、船荷証券 (船荷証券 (B/L)、パッキングリスト (P/L) 及び請求書) の存在を確認。	補足 輸入申告書 (PIB)、船荷証券 (船荷証券 (B/L))、パッキングリスト (P/L) 及びインボイスの書類上の全ての情報は、書類間 (輸入申告書 (PIB)、船荷証券 (B/L)、パッキングリスト (P/L) 及びインボイスを一組とする輸入書類) で一致している。
			2.1.2.f 輸入税支払証明書 (輸入税の対象となる場合)	完全な輸入関税支払証明書の存在を確認。	補足 輸入関税の対象となる木材及びその派生製品の輸入については、有効かつ、完全な輸入関税の支払証明が必要。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
			2.1.2.g CITES 文書（木材原料がCITESのリストに掲載されている場合）	完全なCITES文書の存在を確認。	補足 貿易が制限されている樹種及び製品については、合法、かつ、完全なCITES文書が利用できる。
			2.1.2.h 輸入原料を原料とする製品の合法性を保証する文書	輸入原料の製品合法性証明書類及び輸入実施書類の有効性を確認。	補足 輸入原料を使用した製品の合法性証明書類が存在し、次のような形式の輸入製品の受領を補完。 a. 輸出業者が使用する木材原料が、輸出業者が所在する国の規制に基づく合法性を示す収穫原産国又は製品原産国の当局からの証明書。 b. 原料の合法性と持続可能性、原料のトレーサビリティの証明書発行の指標に係る情報と、輸入製品の認証の証明（輸入書類上の製品情報及び認証マークの証明）に係る情報を含む認証機関からの証明書。

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
					<p>c. 国別ガイドライン（CSG）、すなわちインドネシアのSVLKに基づいて合法木材の使用を要求する輸出国による規制、</p> <p>d. 相互承認協定（MRA）、すなわち木材合法制度を相互に承認するインドネシア政府と他国の政府との間の協力協定、又は</p> <p>e. FLEGTライセンス。</p>
			2.1.2.i 木材及びその派生製品を使用した証拠。	木材とその派生製品の使用を検討。	<p><u>補足</u> 木材とその派生品を使用した形跡がある。</p>

認証基準				認証ガイドライン	
原則	標準	指標	検証	検証方法	評価基準
1	2	3	4	5	6
P.4 労働規則の遵守.	K.4.1. 労働安全衛生 (K3) 規定の履行	4.1.1. 労働安全衛生 (K3) ガイドライン及び手順と実行	4.1.1.a 労働安全衛生 (K3) のガイドライン及び手順	1. ガイドライン及び手順文書が利用できるか確認。 2. ガイドライン及び手順の実施を担当する任命された担当者を確認。	補足 労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順があり、労働安全衛生 (K3) ガイドライン又は手順の実施責任者として任命された担当者が存在する。.
			4.1.1.b 労働安全衛生 (K3) 手順の実施	1. 労働安全衛生 (K3) 手順文書が利用可能か確認。 2. 手順の実施を担当する担当者を確認。	補足 労働安全衛生 (K3) 手順が利用可能で現場作業の責任者が存在する。
			4.1.1.c 避難経路及び少なくとも応急処置キット、個人用保護具 (PPE) などの労働安全衛生 (K3) 装備が利用可能。.	避難経路の有無と、労働安全衛生 (K3) 機器が正常に機能しているか確認。	補足 リスクやガイドラインに応じた集合場所や労働安全衛生 (K3) 設備までの避難経路を設置している (有効期限内であり、正常に動作)。
			4.1.1.d 労働災害記録	労働災害記録の有無とその対応について確認。	補足 労働災害記録は、労働災害事故全体とその処置別に利用できる。

認証基準				認証ガイドライン	
原則 1	標準 2	指標 3	検証 4	検証方法 5	評価基準 6
	K.4.2. 労働者の権利の実現。	4.2.1. 労働者の結社の自由。	4.2.1.a 労働組合の結成及び組合活動への参加を許可する労働組合又は会社の方針が存在。	1. 労働組合組織の存在又は結社の自由に係る方針に係る書面又は声明を確認。 2. 従業員及び経営陣へのインタビュー。	<u>補足</u> 労働組合の存在及び労働組合活動への従業員の参加を許可する会社の方針に係る書面による声明が存在。
		4.2.2. 営業許可 (SIUP) 持株会社には集団労働協約 (集団労働協約文書 (KKB)) 又は社内規定 (PP) が存在	4.2.2.a 労働者の権利を規制する集団労働協約文書 (KKB) 又は社内規定 (PP) 文書が利用できる (従業員が10名以上の場合) 。	管轄当局に登録した労働者の権利を規制する集団労働協約文書 (KKB) 又は社内規定 (PP) 文書の存在を確認。	<u>補足</u> 現在も有効で所轄官庁に登録した労働者の権利を規制する集団労働協約文書 (KKB)) 又は社内規定 (PP) 文書が利用できる。
		4.2.3. 18歳未満の雇用禁止	4.2.3.a 18歳未満の労働者の存在	1. 従業員名簿文書を確認。 2. 従業員との面接。 3. 18歳未満の年齢制限規定は、既婚者には適用しない。	<u>補足</u> 既婚者を除き、18歳未満の従業員がいない。
		1.2.4 ジェンダー	4.2.4.a 男女平等政策が存在する	1. 現場において平等政策の証拠が利用可能か確認。 2. 現場の従業員との面談。	<u>補足</u> 男女差別の有無及び従業員の男女別データを確認。

附属資料 3.6 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

概要 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

木材加工事業許可 (PBPHH) 所持者、産業事業活動用事業許可 (PB) 所持者、登録丸太集積場 (TPT-KB)、輸出業者 (事業者識別番号 (NIB) 及び営業許可 (SIUP) を有する商社) 及び輸入業者に係る木質林産物の合法性認証のためのガイドライン

A. 適用範囲

1. 流通段階の丸太の合法性認証を次の審査対象者に適用する。
 - a. 木材加工事業許可 (PBPHH、旧IUIPHH) 所持者で年間生産能力が2,000 m³未満の小規模なもの。
 - b. 木材加工事業許可 (PBPHH、旧IUIPHH) 所持者で年間2,000 m³以上6,000 m³未満の生産能力がある中規模なもの。
 - c. 木材加工事業許可 (PBPHH、旧IUIPHH) 所持者で年間6,000 m³以上の生産能力を持つ大規模なもの。
 - d. 小規模階層の産業事業活動向け事業許可 (PB : 旧IUI) 所持者。
 - e. 中規模階層の産業事業活動向け事業許可 (PB : 旧IUI) 所持者。
 - f. 大規模階層の産業事業活動向け事業許可 (PB : 旧IUI) 所持者。
 - g. 登録丸太集積場 (TPT-KB)。
 - h. 事業者識別番号 (NIB) 及び営業許可 (SIUP) を所持する商社 (以下、「輸出業者」という)。
 - i. 産業営業許可を所持していない輸入業者 (以下、「輸入業者」という)。
2. 木材加工事業許可 (PBPHH) 及び工業事業許可 (PB for Industrial Business) の所持者の活動が総合木材加工産業の形式で統合している場合、丸太の合法認証材 (VLHH Timber) の導入は、統合した認証プロセスとして実行する。
3. 林産物加工活動事業承認 (POKPHH) が産業事業活動 (紙パルプ) の事業許可 (PB) の範囲外にある場合、合法認証 (VLHH) 丸太の導入は、木材加工事業者 (PBPHH) の標準を使用する。

B. 合法認証 (VLHH) 丸太の導入

1. 合法認証 (VLHH) 丸太の申請
 - a. 申請者は、独立評価認証機関 (LPVI) に合法認証 (VLHH) 丸太の範囲、申請者のプロフィール及び以前の合法証明書 (S-Legalitas) の認証結果報告書を含む合法認証 (VLHH) 丸太の申請プロセスに必要な情報を記載した申請書を提出する。
 - b. 合法認証 (VLHH) 丸太の申請は、次の者が行える。
 - 1) 年間生産能力が6,000 m³未満の木材加工事業許可 (PBPHH) 所持者。
 - 2) 中小企業カテゴリーの産業事業活動の営業許可所持者又は
 - 3) 全ての丸太が私有林の人工林又は経営権 (訳注: 「コンセッション経営権」の意。以下同じ。) から得られる登録丸太集積場 (TPT-KB)。
 - c. 合法認証 (VLHH) 丸太をグループで申請する場合、第2項の規定で定めるグループは、木材加工事業許可 (PBPHH) 所持者、産業事業活動用事業許可 (PB) 所持者及び登録丸太集積場 (TPT-KB) という異なる (事業) 範囲のメ

ンバーで構成され、証明書の有効期間と監視期間は最も短くなる。

- d. 合法認証 (VLHH) 丸太の申請は、法的要件を備えた一つの事業許可 (PB) 事業体が複数の場所について提出できる。
- e. 独立評価認証機関 (LPVI) は、合法認証 (VLHH) 丸太の活動を実施する前に丸太の合法認証材の調査を実施し、次の事項を保証するために記録を保存する。
 - 1) 合法認証 (VLHH) 丸太の要件を明確に定義し、理解し、文書化する。
 - 2) 合法認証 (VLHH) 丸太の範囲と基準に関して、独立評価認証機関 (LPVI) と審査対象者の間に理解の相違がない。
 - 3) 独立評価認証機関 (LPVI) は、要求された合法認証 (VLHH) 丸太の審査をし、さらに申請者の作業現場に到達できる。
 - 4) 独立評価認証機関 (LPVI) は、SVLKの信頼性の原則を考慮してリスクの軽減を実施する。
- f. 独立評価認証機関 (LPVI) は、認定の状況と範囲について申請者に通知する。
- g. 独立評価認証機関 (LPVI) は、審査により雇用契約事項を整理する。

2. 合法認証 (VLHH) 丸太認証審査活動計画

- a. 独立評価認証機関 (LPVI) は、次の事項を含む合法認証 (VLHH) 丸太認証審査活動計画を作成する。
 - 1) 次に掲げる審査チーム要員の任命
 - a) 木材加工事業許可 (PBPHH) 所持者の年間生産能力が6,000m³以上の大規模な工業事業用事業許可 (PB) を所持する事業体には、少なくとも2名の審査員及び審査チームの主任審査員の任命。
 - b) 年間生産能力が6,000m³未満の中小規模の工業事業用事業許可 (PB) を所持する事業体には、少なくとも1名の有資格主任審査員の任命。
 - c) 登録丸太集積場 (TPT-KB)、輸出業者及び輸入業者については、少なくとも1名の有資格主任審査員の任命。
 - d) 必要性和業務内容分析に応じた独立評価認証機関 (LPVI) による審査チームの人員数の決定。
 - 2) 独立評価認証機関 (LPVI) は、文書及び製造プロセスの妥当性を確認するために、第一段階の審査を実施する。
 - 3) 丸太の合法性認証 (VLHH) の実施活動スケジュール。
 - 4) 審査員の作業文書。
- b. 独立評価認証機関 (LPVI) は、丸太の合法性認証 (VLHH) の活動計画を実施する7日 (暦日) 前までに、省に技術実施ユニット (UPT) 及び関連する地域管轄部署 (SKPD) が使用する写しを添えて、丸太の合法性認証 (VLHH) 実施計画を書面で提出し、実施計画に係る通知書を独立評価認証機関 (LPVI)、独立モニター (PI) に提出する (活動の実施のスケジュールとタイムライン、審査チーム及び審査の概要プロファイル情報を添付)。
- c. 独立評価認証機関 (LPVI) は、丸太の合法性認証 (VLHH) の活動計画を実施する7日 (暦日) 前までに、独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイト (<http://silk.menlhk.go.id>) で丸太の合法性認証 (VLHH) 計画を発表する。
- d. 独立評価認証機関 (LPVI) による丸太の合法性認証 (VLHH) 計画の発表に基づいて、関連する技術実施ユニット (UPT) 及び地域管轄部署 (SKPD) 及び独立モニター (PI) は、丸太の合法性認証 (VLHH) プロセスにおける考慮事項として審査に係る情報を提供できる。

- e. 独立評価認証機関（LPVI）は、丸太の合法性認証（VLHH）の審査過程で必要な書類を申請者に通知し、申請者に管理責任者の任命を求める。
- f. 独立評価認証機関（LPVI）は、（2）項の規定に掲げる丸太の合法性認証（VLHH）審査計画に変更があるときは、木材合法性情報システム（SILK）を通じて申請者と省に変更計画を提出しなければならない。
- g. 審査は、会社の代表者が署名し、検証されたデータが正確であることをスタンプにより証する完全性協定を作成する。
- h. 独立評価認証機関（LPVI）は、合法認証（VLHH）丸太の審査をリモートで実施する場合、SVLKの信頼性の原則を考慮してリスクを軽減しなければならない。

3. 合法認証（VLHH）丸太の導入

合法認証（VLHH）丸太の審査は、初回会議、書類審査及び現地調査並びに最終会議の三段階で実施する。

a. 初回会議

- 1) 初回会議は、審査員と申請者との間の会議をいい、審査の目的、範囲、スケジュール、方法及び手順を説明し、審査員は申請者に申請者の代表者による審査委任状及び誠実協定の締結を要求する。
- 2) 会議の結果は、両当事者が署名した初回会議議事録により記録し、これには会議出席名簿を添付する。

b. 書類審査及び現地調査

- 1) 書類審査は、審査員が審査データ及び文書を収集して調査し、この規定に定めた合法性基準を適用して分析するために行う活動をいう。申請者が審査に必要な文書を表示できない場合、書類に係る審査項目は「非準拠」と宣言する。
- 2) 現地調査とは、観察、記録、サンプリングと追跡及び遵守を確認できるように設定された合法性基準を適用した分析を通じて書類データの正確さをテストするために審査員によって実行される活動をいう。
- 3) 抽出試験のサンプル数の決定は、統計の規則によるサンプリング強度を用いた母集団に基づく。
- 4) 合法認証（VLHH）丸太の場合、測定は測定及び試験の資格を持つ審査員が、独立評価認証機関（LPVI）の審査員を伴い実行する。
- 5) 抽出試験におけるサンプルデータの決定は、審査員が審査期間におけるデータ間隔の考慮しながら決定し、母集団の代表性で表す。
- 6) バーコードを表示した木材を標本とする場合は、独立評価認証機関（LPVI）は木材管理情報処理システム（SIPUHH）のデータを確認する。
- 7) CITESのリストに含まれている樹種又は取引が制限されている樹種については、必要に応じて研究機関による検査又は木材の同定樹種検査の申請ができる。
- 8) 木材加工事業許可（PBPHH）所持者は、森林管理局から許可を得た丸太を処理し、写真付きの文書を添付し、必要に応じて研究機関による検査や同定樹種検査の申請を行える。
- 9) 現場検査の記録には、撮影時間と座標に係る情報を含む。
- 10) 審査員の条件に該当しない者による審査行為は、評価の対象にしない。
- 11) 新規審査の原料に係る審査には、
 - a) 新規に木材加工事業許可（PBPHH）又は事業許可（PB）を得て運営

している産業事業体の丸太の合法認証（VLHH）を実施するときの原料には、輸送関係書類が必要である。

- b) 輸出業者又は輸入業者は、合法認証（VLHH）丸太のサプライヤーとの契約及び所有に係る記録の履歴が必要である。
- c) 登録丸太集積場所（TPT-KB）には、合法認証（VLHH）丸太が含まれていないため、法令公布以降の丸太の受領又は販売の記録が必要である。

1 2) 現地での審査と観察は、遅くとも10日（暦日）以内に実施し、最終会議により終了する。

c) リモート監査により書類の検証を行う場合、監査は時間と座標情報を含む記録の形式で書類を提出する。

d) 最終会議

- 1) 最終会議とは、合法認証（VLHH）丸太の審査結果を発表し、現場での審査結果と所見を確認するために審査員と申請者の間で行われる会議をいう。
- 2) 矛盾が発見された場合、申請者には最終会議の後、遅くとも14日（暦日）以内に是正措置を講ずる機会が与えられる。
- 3) 最終会議の結果は、両当事者が署名した最終会議議事録により記録し、これには最終会議出席者名簿を添付する。
- 4) 審査員が提出した合法認証（VLHH）丸太の審査結果について合意がなされない場合、最終会議の議事録は審査員が作成し、独立評価認証機関（LPVI）に提出する。

4. 合法認証（VLHH）丸太の認証手順

合法認証（VLHH）丸太認証は、単独又はグループで、さらに複数の場所で行える。

a. 単独の事業体による合法認証（VLHH）丸太の認証

1) 木材加工事業許可（PBPHH）所持者

- a) 審査は、過去12か月分の文書を対象とする。
- b) 木材加工業が人工林原料に限り使用する場合、審査は過去3か月分の文書を対象とする。
- c) 新規に木材加工事業許可（PBPHH）を取得した者又はすでに木材加工事業許可（PBPHH）を所持して積極的に操業しているものの原料の供給を得ていない者は、認定を受けられない。
 - (1) 新規に許可を取得したが、許可が付与される前にすでに原料の在庫を持っている木材加工事業許可（PBPHH）所持者に対しては、次のように措置する。
 - (2) 合法認証（VLHH）材認証は、実際の木材を対象とした正確な輸送書類に基づいて実行する。
 - (3) 原料の在庫は、所管官庁による棚卸しに基づく初期在庫として扱う。

d) 独立評価認証機関（LPVI）は、木材加工事業許可（PBPHH）所持者が合法証明書（S-Legalitas）を取得した場合、次を実施しなければならない。

- (1) 被審査者の証明書のステータスが基準不適合により停止又は失効の状態にないか確認する。
- (2) すでに発行された独立評価認証機関（LPVI）からの不適合報告書

(NCR) 又は不適合レポートの履歴を次により確認する。

- 契約を締結する前に、木材合法性情報システム (SILK) 又は独立評価認証機関 (LPVI) の関連データを確認し、
 - 独立評価認証機関 (LPVI) から生じた不適合報告書 (NCR) を確認する。
- e) 私有林に由来する原料の起源の追跡に係る確認は、サプライヤーへの書簡による照会又は面接により行う。
- f) 他の木材加工事業許可 (PBPHH) 所持者の生産サービスを経て生産を行う審査予定者の生産工程の審査は、当該事業許可保有者に対して実施する。
- g) 生産工程において競売材を原料として使用する被審査員は
- (1) 競売材に由来する全ての原料を分別し、競売材を原料とした加工製品については、輸出していないこと及びSVLKの表示がないことを確認しなければならない。
 - (2) 競売材輸送書類 (SAL) 又は競売結果の覚書及び競売議事録の添付を確認しなければならない。
 - (3) 競売材を原料とした製品の生産工程は、分離しなければならない。
 - (4) 審査対象者によるSVLKマークの表示は認められず、さらに競売材から生産した製品へのV-Legal書類の申請も認められない。
 - (5) 独立評価認証機関 (LPVI) は、競売材から生産した製品に対しV-Legal文書を発行できない。
 - (6) 被審査者は、合法証明書 (S-Legalitas) の発行後に競売材を受領した場合、さらなる特別検査を実施するために競売材受領後7日 (暦日) 以内に独立評価認証機関 (LPVI) に報告しなければならない。
- h) 被審査予定者は、g)の項目の規定に基づき、自から生産した製品に限り輸出できる。

2) 産業用事業活動向け事業許可 (PB)

- a) 大規模及び中規模の産業事業許可 (PB) の合法認証 (VLHH) 材の審査は、関連する法的基準に基づき、過去12か月の文書を対象とする。
- b) 新たに許可を取得した事業許可 (PB) 又はすでにライセンスを所持し、積極的に操業しているが、原料の供給を得ていない産業事業活動の事業許可 (PB) 所持者は認定を受けられない。
- c) 新しい許可を取得しているが、許可が付与される前にすでに原料在庫がある産業用事業活動の事業許可 (PB) 所持者は、
 - (1) 合法認証 (VLHH) を正確な実際の木材輸送書類に基づき実施し、
 - (2) 原料在庫は、所管官庁による棚卸しに基づく初期在庫として扱う。
- d) 小規模の産業事業活動の事業許可 (PB) 所持者は、事業許可 (PB) が発行されてから又は過去3か月間の関連する法的基準を使用して合法認証 (VLHH) 材の事業活動を実施する。
- e) 独立評価認証機関 (LPVI) は、産業用事業活動の事業許可 (PB) 所持者が合法証明書 (S-Legalitas) を取得した場合、次の事項を行わなければならない。

- (1) 被審査者証明書のステータスが基準不適合による停止又は失効の状態ではないか確認し、
 - (2) 次により、不適合報告書（NCR）又は他の独立評価認証機関（LPVI）が発行した不適合報告書（NCR）の履歴を確認する。
 - 契約を締結する前に、関連する木材合法性情報システム（SILK）又は独立評価認証機関（LPVI）のデータを確認し、
 - 以前に独立評価認証機関（LPVI）が発した不適合報告書（NCR）を確認する。
 - f) 私有林に由来する原料の起源の追跡は、書簡又は面接によりサプライヤーに確認する。
 - g) 他の事業許可証所持者の生産サービスを利用して生産を行う審査予定者の生産工程の審査は、生産サービスを提供する事業許可所持者を対象として実施する。
 - h) 生産工程において競売材由来の原料を使用する審査予定者は、
 - (1) 全ての競売材由来の原料を分別し、加工した製品の輸出及びSVLKマークの表示をしてはならない。
 - (2) 競売材には、競売材輸送書類（SAL）又は競売結果の輸送覚書及び競売議事録を添付する。
 - (3) 競売材を原料とした製造は、分離しなければならない。
 - (4) 審査対象者は、SVLKマークの使用及び競売材原料から作られた製品に係るV-Legal書類の申請ができない。
 - (5) 独立評価認証機関（LPVI）は、競売に出品された木材原料から作られた製品に対してV-Legal書類を発行できない。
 - (6) 被審査員は、合法証明書（S-Legalitas）の発行後に競売材を受領した場合、特別検査が実施できるように受領後7日（暦日）以内に独立評価認証機関（LPVI）に報告しなければならない。
 - i) 審査予定者は、g項の規定に基づき自身の生産又は結果として生産した製品だけを輸出する。
 - j) 独立評価認証機関（LPVI）は、業者や店舗からの加工木材がある場合、産業事業活動のために事業許可（PB）事業体に入る原料がSVLK証明書を持つ供給源又は供給業者からのものであることを確認しなければならない。
- 3) 登録丸太集積場（TPT-KB）
- a) 新規の合法認証（VLHH）材認証の審査は、許可が発行されてから現時点までの期間又は過去3か月の期間の文書を対象とし、関連する法的基準に基づいて行う。
 - b) 独立評価認証機関（LPVI）は、登録丸太集積場（TPT-KB）がすでに合法証明書（S-Legalitas）を取得している場合、次を行わなくてはならない。
 - (1) 基準不適合による被審査者の証明書のステータスが停止又は失効の状態にないか確認する。
 - (2) 次の事項により、不適合報告書（NCR）又は以前の独立評価認証機関（LPVI）が発した不適合報告書の履歴を確認する。
 - 契約を締結する前に、木材合法性情報システム（SILK）又は独立評価認証機関（LPVI）のデータを確認。

- 以前の独立評価認証機関（LPVI）が発した不適合報告書（NCR）の確認。
- c) 私有林由来の丸太の起源の追跡は、サプライヤーへの書簡による照会又はサプライヤーへの面接により行う。
- d) 被審査者が競売丸太を受領した場合、
 - (1) 全ての競売丸太に由来する丸太は分別されなければならない。
 - (2) 競売材輸送書類（SAL）又は競売結果を伝えるための輸送覚書及び競売議事録の丸太への添付を確認する。
 - (3) 審査を受ける者は、SVLKマークを使用できない。
 - (4) 審査を受ける者は、合法証明書（S-Legalitas）の発行後に競売丸太を受領した場合、独立評価認証機関（LPVI）が丸太の受領後7日（暦日）以内に特別検査を実施できるように報告しなければならない。
- e) 輸入丸太の出所の追跡は、輸入申告書及びデューデリジェンスの実施結果及び合法証明書（S-Legalitas）又は林産物宣言との適合を詳細に確認して行う。
- f) 登録丸太集積場（TPT-KB）の全ての丸太が人工林からのものである場合は、グループで合法認証（VLHH）材認証を申請できる（グループ認証）。

4) 輸出業者

- a) 新規の合法認証（VLHH）材認証の審査は、許可が発行されてから現在までの期間又は過去3か月の期間について、関連する法的基準を用いて文書により実施する。
- b) 独立評価認証機関（LPVI）は、輸出業者がすでに合法証明書（S-Legalitas）を取得している場合、次の事項を行わなければならない。
 - (1) 被審査者証明書のステータスが基準不適合により停止又は失効の状態にないか確認する。
 - (2) 次の事項により、不適合報告書（NCR）又は独立評価認証機関（LPVI）が発した以前の不適合報告書の履歴の存在を確認する。
 - 契約を締結する前に、木材合法性情報システム（SILK）又は独立評価認証機関（LPVI）のデータを確認し、
 - 独立評価認証機関（LPVI）が以前に発した不適合報告書（NCR）を確認する。
- c) 合法認証（VLHH）材認証の審査は、合法証明書（S-Legalitas）又は単独で林産物の宣言を行う産業事業活動のための木材加工事業許可（PBPHH）又は事業許可（PB）所持者の製品を輸出又は受領する輸出業者を対象に実施する。
- d) 審査は、サプライヤーとの契約の記録を対象に行う。
- e) 審査は、V-Legal文書の発行するときに添付しなければならない購入者が発した発注書（PO）を対象とする。
- f) 被審査者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを申請する場合、輸出品の荷造りする場所の位置情報を付けた写真に関係する独立評価認証機関（LPVI）に送信しなければならない。
- g) 輸出業者は、競売材を原料とした製品へのV-Legal文書の申請ができない。
- h) 独立評価認証機関（LPVI）が審査中にサプライヤーのリストに登録

されていない新たなサプライヤーの存在を確認したときは、同サプライヤーを名簿に追加する前に確認し、必要に応じて人工林材以外の木材を使用するサプライヤーへの特別検査を実施できる。

- i) 独立評価認証機関（LPVI）は、競売材を原料とする製品に対するV-Legal文書を発行できない。
- j) 監視、再認証又は認証を移管する場合、合法認証（VLHH）材の審査は、前回の審査以降の被審査者の文書を対象に実施する。

5) 輸入業者

- a) 新規の合法認証（VLHH）材認証の審査は、許可が発行されてから現在まで又は過去3か月の期間の文書について、関連する法的基準をに基づき実施する。
- b) 独立評価認証機関（LPVI）は、輸出業者が既に合法証明書（S-Legalitas）を取得している場合、次の事項を行わなければならない。
 - (1) 基準不適合による被審査者証明書のステータスが停止又は失効の状態にないか確認する。
 - (2) 次の事項により、不適合報告書（NCR）又は独立評価認証機関（LPVI）が以前に発した不適合報告書の履歴を確認する。
 - 契約を締結する前に、木材合法性情報システム（SILK）又は独立評価認証機関（LPVI）のデータを確認し、
 - 独立評価認証機関（LPVI）が以前に発した不適合報告書（NCR）を確認する。
- c) 合法認証（VLHH）材認証は、林産物を輸入する業者を対象に実施する。
- d) 審査は、サプライヤーとの契約と所持する記録を対象に行う。
- e) 監視、再認証又は認証を移管する場合の合法認証（VLHH）材の審査は、前回の審査以降の被審査者の文書を対象に実施する。

b. 合法認証（VLHH）材のグループ認証

- 1) 合法認証（VLHH）材認証の審査は、全てのグループメンバーを対象にセンサデータを用いて実施する。
- 2) 合法認証（VLHH）材規格に基づく審査は、各メンバーの事業範囲に応じて行う。
- 3) グループ形成の証拠を確認する。
- 4) グループ管理の証拠を確認する。
- 5) ライセンス名、事業者識別番号（NIB）、取扱可能量又は投資額、各メンバーに係る情報その他の法的要件を充足する全ての文書の管理を確認する。
- 6) 不適合と宣言されたメンバーは、グループ管理者がメンバーシップから削除する。
- 7) グループの義務
 - a) グループメンバーをセンサ調査により審査。
 - b) 封印されたグループの形成に係る合意文書の所持。
 - c) 合法性基準に含まれる要件を含む全ての文書、特に各メンバーの名前その他の関連する情報に係る文書を保存。
- 8) 独立評価認証機関（LPVI）は、「条件を満たした」メンバーに限り証明書を発行して新しいグループ名簿を作成し、グループの構成員に変更又は追加があった場合は、特別な審査プロセス又はその後の監査を経て名簿を変更できる。

- c. 複数の場所の合法認証 (VLHH) 材
- 1) 被審査者は、一つの法人として複数の加工場又は倉庫を所有しなければならない。
 - 2) 独立評価認証機関 (LPVI) は、審査の結果、被審査者の拠点に一つでも「不適合」と宣言した場合、合法証明書 (S-Legalitas) を発行できない。
 - 3) 審査は、統計原則に準拠したセンサス又は抽出調査を用い、現場での確認並びに文書及び証拠書類を対象に行う。
 - 4) 木材加工事業許可 (PBPHH) 所持者への審査は、独立評価認証機関 (LPVI) の審査員を伴った計測及び試験の資格を有する審査員により実施する。
 - 5) 独立評価認証機関 (LPVI) は、被審査者が別の場所に倉庫を所有している場合、倉庫の場所を確認しなければならない。

C. 報告

1. 合法認証 (VLHH) 材認証審査の結果報告書は、審査員が作成し、同報告書には独立評価認証機関 (LPVI) の認証決定の材料となる完全な情報が含まれ、明確、かつ、体系的に提示する。
2. 報告書の作成及び意思決定並びに合法認証 (VLHH) 材決定書の提出は、最終会合から35日 (暦日) 以内に行う。
3. 合法認証 (VLHH) 材認証審査の結果に係る報告書と履歴書 (結果、地理的座標を含む審査ID、審査員のニーズと作業負荷の分析を含む) は、審査員がソフトコピー形式 (pdf形式) でガイダンス資料として局長及び関連する技術実施ユニット (UPT) 及び地域管轄部署 (SKPD) を通じて省に提出する。なお、必要に応じて、省はハードコピーの提出を要求する場合がある。
4. 独立評価認証機関 (LPVI) は、合法認証 (VLHH) 材の審査結果に基づき「不合格」と宣言するときは次を行う。
 - a. 合法認証 (VLHH) 材の審査結果は、特に現場で明らかになった事実を伴う「適合しない」被審査者に係る評価資料として、ハードコピー又はソフトコピー (PDF形式) で局長に提出する。
 - b. 独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイトで、「基準を満たしていない合法性に係る原則」の通知を公表する。
5. C項の規定で定める報告は、決定が下されてから7日 (暦日) 以内になされる。
6. 部長 (Direktur) は、合法認証 (VLHH) 材の審査が「不適合」である場合、技術機関又は技術実施ユニット (UPT) にフォローアップするよう通知する。フォローアップの結果は、局長に報告する。

D. 意志決定

1. 意思決定プロセスは、審査員の報告書に基づいて、独立評価認証機関 (LPVI) の常勤役員の地位にある意思決定者が実行する。意思決定プロセスは、必要に応じて関係する審査員以外の合法認証 (VLHH) 材の内容を理解する職員が同行して行う場合がある。
2. 合法基準に適用される審査において、審査員が全ての評価基準を「適合 (PASS)」と評したときに、合法認証 (VLHH) 材に「合格 (COMPLY)」と宣言する。合法認証 (VLHH) 材の審査の時点で、まだ審査中の審査対象 (原料、木材又は木製品の領収書とは関係のないもの) が存在する場合は「適合 (PASS)」と宣言される。
3. 独立評価認証機関 (LPVI) は、合法認証 (VLHH) 材について「適合 (PASS)」

と宣言した被審査者に合法証明書（S-Legalitas）を発行し、被審査者とSVLKマークの使用に係るサブライセンス契約を締結する。

4. 独立評価認証機関（LPVI）は、審査で合法認証（VLHH）材として「不合格」の決定をした場合、被審査者に決定の結果に係る報告書を提出し、被審査者が当該決定に異議を申立てる機会を提供する。
5. 被審査員は、「不合格」の決定を記載した合法認証（VLHH）材決定結果の受領後、合法認証（VLHH）材決定の結果を上告するために14日（暦日）間の時間を与える。
6. 上告がない場合、合法認証（VLHH）材の決定結果は、最終会議開催後、遅くとも49日（暦日）以内に公表する。
7. 不服申立てがある場合、和解と決定は、不服申立受付から20日（暦日）以内に行い、合法認証（VLHH）材決定の結果は、不服申立て決定から7日（暦日）以内に公表する。
8. 合法認証（VLHH）材認証の結果の公表及びその経緯は、独立評価認証機関（LPVI）及び木材合法性情報システム（SILK）のウェブサイトで行う。

E. 証明書発行

1. 合法証明書（S-Legalitas）は、合法認証（VLHH）材審査で「適合（PASS）」と宣言された審査対象者に与える。許可証所持者別原料供給源別の証明書の有効期間は、次の表に示すとおりである。

No	許可証所持者	原料供給源	S-Legalitas有効期間 (年)	最長監査期間 (月)
1.	木材加工事業許可（PBPHH）及び産業用事業許可（PB）所持者	- 天然林材 - 国有人工林材又は製品内部に用いる材 - ワシントン条約リストに掲載されている樹種	6	12
2.	木材加工事業許可（PBPHH）及び産業用事業許可（PB）所持者	丸太及び木製品: - 私有人工林材 - 輸入材 - 建築廃材又はリサイクル材	6	24
3.	登録丸太集積場（TPT-KB）	- 天然林材 - 国有人工林材	6	12
4.	登録丸太集積場（TPT-KB）	私有人工林材	6	36
5.	輸出業者	製品には、持続的森林経営証明書（S-PHL）、合法証明書（S-Legalitas）又は林産物の自己宣言がある。	6	12
6.	輸入業者	輸入材及びその製品。	6	24

注：有効期間又は監査期間は、個別の認定に係る期間

2. 省の命令又は承認に基づき、前表に掲げた時間に達する前に監査を実施する場合、
3. 合法証明書（S-Legalitas）には、少なくとも被審査者の名前、認証の種類（ID）、所在地、営業許可番号、生産の種別、生産可能量、独立評価認証機関（LPVI）の名称及びロゴマーク、独立評価認証機関（LPVI）の所在地、国家認定委員会（KAN）のロゴマーク、発行日、有効期間と証明書番号並びにバーコードに記載されている法的標準の参照、
4. グループ名とグループ構成員の名称、構成員の許可範囲、場所、独立評価認証

機関（LPVI）の名称及びそのロゴマークを含む加工事業許可（PBPHH）、産業事業活動用事業許可（PB）又は登録丸太集積場（TPT-KB）を保持するグループの合法証明書（S-Legalitas）、独立評価認証機関（LPVI）の所在地、国家認定委員会（KAN）のロゴマーク、発行日、有効期間、証明書番号及びバーコードに記載している合法性標準参照、グループメンバーの名称、事業許可番号、生産の種類、生産可能量は証明書の不可欠な部分である証明書シートの添付ファイルに記載する。必要に応じてグループ構成員の名前を記載した証明書をグループ名に代えて発行できる。

F. 再認定

1. 被審査者は、合法証明書（S-Legalitas）の有効期間が終了する3か月以上前に、再認定の申請を独立評価認証機関（LPVI）に提出する。
2. 再認証の手順は、合法認証（VLHH）材実施ガイドラインに従う。
3. グループとして取得した合法証明書（S-Legalitas）（グループ認証）の場合、合法認証（VLHH）材を新規認証で規定する再認証のプロセスに基づき再認証する。
4. 再認証結果の決定は、合法証明書（S-Legalitas）の有効期間が終了する前に行う。

G. 監査

1. 監査は、合法証明書（S-Legalitas）の有効期間内に実施する。
2. 独立評価認証機関（LPVI）は、遅くとも監査を実施する7日（暦日）前までに独立評価認証機関（LPVI）及び木材合法性情報システム（SILK）のウェブサイトで監査計画を公開する。
3. 現場の検査及び調査は遅くとも10日（暦日）以内に行い、最終会議により終了する。
4. 監査の結果として得られる決定は、合法証明書（S-Legalitas）の継続、一時停止又は取消しのいずれかである。
5. 監査に係る決定は、最終会議から21日（暦日）以内に行う。
6. 監査結果には、結果の履歴、被審査員の身元、審査員のニーズと作業負荷の分析及び局長に提出される各検証者の正当性を要約した合法性認証（VLHH材）を添付する。
7. 独立評価認証機関（LPVI）は、決定後7日（暦日）以内に、独立評価認証機関（LPVI）及び木材合法性情報システム（SILK）のウェブサイトで決定事項及び監査履歴を公開する。
8. 監査対象者の範囲の変更により、監査が迅速になされる場合がある。
9. グループ及び複数の拠点がある監査対象者の監査は、4.b項及び4.c項の規定に定める認証ガイドラインに基づき実施する。

H. 特別検査

1. 特別検査又は抜き打ち監査は、次の事項を再び検証するために実施する。
 - a. 合法認証（VLHH）材認証が独立評価認証機関（LPVI）により実施された後に、独立モニター（PI）が提出したクレーム又は政府機関が実施した監査の結果により明らかになった監査対象者が行った合法性基準の遵守不適合。
 - b. 認証が停止された審査対象者のフォローアップとしての合法性基準の遵守状況。
 - c. 範囲の変更その他の適正な事業の履行継続に影響を与える重大な変更又は

- d 合法証明書 (S-Legalitas) の発行後の被審査者による競売材の取得。
 - e 審査員の要望。
2. 独立評価認証機関 (LPVI) は、特別検査を実施する前に、監査対象者に特別検査の実施時期を確認する。

I. 合法証明書 (S-Legalitas) の凍結及び取消し

1. 次の場合、合法証明書 (S-Legalitas) を凍結する
- a 独立モニター (PI) がクレームを提出したとき若しくは合法認証 (VLHH) 材認証を独立評価認証機関 (LPVI) が実施した後に政府機関が実施した監査の結果として明らかになった合法性基準の履行に係る不適合が判明したとき又は、
 - b 特別検査により不適合が判明したとき。
2. 次の場合、合法証明書 (S-Legalitas) は取消す。
- a 合法証明書 (S-Legalitas) 所持者が、証明書の凍結決定から 3 か月を経過しても監視を拒否している場合。
 - b 違法な木材の購入、受領、保管、加工又は販売が法的に証明できる場合。
 - c 被審査員が事業を運営する権利を失効した場合。
 - d 合法証明書 (S-Legalitas) 所持者が、証明書の凍結決定から 3 か月を経過しても合法性基準への遵守に反している場合。
 - e 審査員が取消しを要望している場合。
3. 独立評価認証機関 (LPVI) は、停止又は取消しに係る決定の結果を事務局長への書簡で停止又は取消しの理由を通知し、報告する義務がある。

J. 認証の移管

1. 移管できる独立評価認証機関 (LPVI) の証明書は、国家認定委員会 (KAN) が認定した独立評価認証機関 (LPVI) が大臣の定める認定範囲内で認定した別の独立評価認証機関 (LPVI) に発行した証明書である。証明書の移管は、次の理由のいずれかである場合許可される。
- a 合法証明書 (S-Legalitas) 所持者の要望がある場合。
 - b 独立評価認証機関 (LPVI) の認定が国家認定委員会 (KAN) により取消された場合。
2. 証明書を移管する手順
- a 合法証明書 (S-Legalitas) 所持者からの要望
 - 1) 不正競争に基づく証明書の移管は認められない。
 - 2) 証明書を移管する場合、合法証明書 (S-Legalitas) 所持者は、証明書の完全性と信頼性の維持を保証しなければならない。
 - 3) 証明書移管申請書は、合法証明書 (S-Legalitas) の所持者が希望する独立評価認証機関 (LPVI) 又は証明書の受取人に提出し、その写しが国家認定委員会 (KAN) の局長、技術実施ユニット (UPT) 省の州局長及び関連する地域管轄部署 (SKPD) に送付される。
 - 4) 証明書の凍結又は満たされていない不適合が存在する合法証明書 (S-Legalitas) の所持者は、証明書を移管できない。
 - 5) 3) 項の証明書移管の申請を受ける独立評価認証機関 (LPVI) の有能で権限がある職員は、証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) の権限のある職員と連携して、証明書の移管申請を書面で審査する。この審査は文書確認により実行し、必要に応じて合法証明書 (S-

- Legalitas) 所持者の現場監査を実施できる。
- 6) 証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) は、証明書を移管する独立評価認証機関 (LPVI) との調整について、48時間以内に郵送で回答しなければならない。
 - 7) 現地監査を実施しない理由は、正当であり、文書化しなければならない。受領する独立評価認証機関 (LPVI) が証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) から適切な情報を入手できない場合は、受領する独立評価認証機関 (LPVI) が現地監査を実施しなければならない。
 - 8) 確認審査は文書として記録し、文書には次の事項が含まれなければならない。
 - a) 移管する合法証明書 (S-Legalitas) の所持者の活動が、受領する独立評価認証機関 (LPVI) の認定範囲である。
 - b) 証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) は、証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) に、証明書の凍結、失効などの不適合又はその他の理由で証明書の移管が行われていない経緯の存在を確認しなければならない。移管の理由がこれらによるものである場合、証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) は、証明書の移管申請を拒否しなければならない。
 - c) 認証の有効性と移管される認証の範囲。
 - d) 新規の監査又は再認証に係る報告、実施した監査の実施に係る報告及び証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) により解決されていない事項がある場合の報告。これらには、認定プロセスの記録及び利用可能なチェックリストを含めなければならない。この情報が利用できない場合及び監査が指定された期限を過ぎている場合、被審査者を新規の認証申請者として扱われなければならない。
 - e) 受け取ったクレームに対し実行したフォローアップ措置の記録。
 - f) 認証サイクルの段階。
 - g) 被審査者の法的遵守に係る情報。
 - 9) 依然として存在する不適合は、可能であれば、認証を移管する前に、認証を発行した独立評価認証機関 (LPVI) が解消しなければならない。それができない場合、受領の独立評価認証機関 (LPVI) は、不適合の解消を保証しなければならない。
 - 1 0) 受領側の独立評価認証機関 (LPVI) は、証明書を移管する前の調査において不適合や潜在的な問題が特定されない場合、通常の証明決定の規則に基づき証明書を発行できる。独立評価認証機関 (LPVI) が実施した調査の結果に基づき、新規監査又は再認証を実施しない限り、その後の監視プログラムでは、元の認証と同様に監視スケジュールを参照する必要がある。
 - 1 1) 証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) は、独立評価認証機関 (LPVI) の調査により証明書に疑問が生じた場合、次のいずれかを実施しなければならない。
 - a) 合法証明書 (S-Legalitas) 所持者の初期評価。
 - b) 既存の問題領域に焦点を当てた監査。
 - 1 2) 証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) の決定は、現在の状況帯確認した問題のレベルに応じて、合法証明書 (S-Legalitas) の所持者に説明し、決定の正当性は文書化し、証明書を受領する独立評価認証機関

(LPVI) は記録を保存しなければならない。

- 1 3) 証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) は、6 営業日以内に、理由を添付して、文書d) に示す宣言書及び監査契約書の写しを添付した証明書の移管に係る国家認定委員会 (KAN) の写しを書面で部長 (Director) に報告しなければならない。
 - 1 4) 証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) は、証明書移管の受入れを決定してから7日 (暦日) 以内に、証明書移管の決定を独立評価認証機関 (LPVI) 及び木材合法性情報システム (SILK) のウェブサイトで公開する。
 - 1 5) 移管した合法証明書 (S-Legalitas) の削除は、証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) の義務である。
 - 1 6) 部長 (Director) は、受領する独立評価認証機関 (LPVI) の監査を行うときに合法証明書 (S-Legalitas) の移管プロセスを確認する。
 - 1 7) 国家認定委員会 (KAN) は、証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) への評価をするとき合法証明書 (S-Legalitas) 移管プロセスを確認する。
 - 1 8) 部長 (Director) は、不正競争に基づく証明書の譲渡又は証明書の完全性と信頼性が維持されていない事実が明らかになった場合、国家認定委員会 (KAN) に証明書を受領した独立評価認証機関 (LPVI) の義務履行に係るクレームを提出する。この場合、証明書の移管は、国家認定委員会 (KAN) に適用されるメカニズムに基づきなされる。
- b. 独立評価認証機関 (LPVI) の認定の取消し
- 1) 認定を取消された独立評価認証機関 (LPVI) には、発行した合法証明書 (S-Legalitas) を他の認定されている独立評価認証機関 (LPVI) に移管する義務があり、移管先の独立評価認証機関 (LPVI) は認定の範囲の確認並びに証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) 及び合法証明書 (S-Legalitas) 所持者の承認を得て省が決定する。
 - 2) 前項に掲げる合法証明書 (S-Legalitas) の移管は、独立評価認証機関 (LPVI) の認定期間の満了日から40日 (暦日) 以内に行う。
 - 3) 独立評価認証機関 (LPVI) は、前項の規定に定める移管期間から3日 (暦日) 以内に実施した合法証明書 (S-Legalitas) を移管した証拠を省及び国家認定委員会 (KAN) に報告する義務を負う。。
 - 4) 証明書移管の手続期間中の合法証明書 (S-Legalitas) は、同証明書の有効期間内であれば有効である。
 - 5) 認定が終了した独立評価認証機関 (LPVI) が1) 項及び2) 項の規定に定める認定の移管を行わない場合、独立評価認証機関 (LPVI) は発行した合法証明書 (S-Legalitas) 所持者に新規認定手数料を支払わなくてはならない。
 - 6) 証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) の有能、かつ、権限のある担当者は、証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) の権限のある担当者と連携して、証明書移管申請書を審査する。この審査は文書確認により実施し、必要に応じて合法証明書 (S-Legalitas) 所持者の現場監査を実施できる。
 - 7) 独立評価認証機関 (LPVI) の証明書発行者は、証明書を移管する独立評価認証機関 (LPVI) との調整について、48時間以内に郵送で回答しな

ければならない。

- 8) 証明書の移管は、認定が取消された独立評価認証機関 (LPVI) から別の独立評価認証機関 (LPVI) 又は証明書の受取人に提出し、写しを添えて局長、国家認定委員会 (KAN)、技術実施ユニット (UPT) 省及び関連する地域管轄部署 (SKPD) に提出する。
- 9) その後の手続きは、2.a.4) 項から2.a.18) 項までの規定に基づき実施する。
- 10) 現在停止中の合法証明書 (S-Legalitas) は、他の独立評価認証機関 (LPVI) に移管できない。
- 11) 独立評価認証機関 (LPVI) 認定の取消しに伴う合法証明書 (S-Legalitas) の移管経費は、認定が取消された独立評価認証機関 (LPVI) が負担する。

c. 独立評価認証機関 (LPVI) の認定失効

- 1) 認定期間が満了した独立評価認証機関 (LPVI) は、認定を受けている独立評価認証機関 (LPVI) の承認を得て、認定範囲に応じて省が定めた独立評価認証機関 (LPVI) に発行した合法証明書 (S-Legalitas) を移管する義務がある旨を合法証明書 (S-Legalitas) 所持者に文書で連絡する。
 - 2) 1) 項の規定に掲げた合法証明書 (S-Legalitas) の移管は、独立評価認証機関 (LPVI) 認定期間終了後、40日 (暦日) 以内に行う。
 - 3) 独立評価認証機関 (LPVI) は、2) 項の規定に定める期間から3日 (暦日) 以内に、実施した合法証明書 (S-Legalitas) の移管の証拠を省及び国家認定委員会 (KAN) に報告する義務を負う。
 - 4) 移管手続き中の合法証明書 (S-Legalitas) は、合法証明書 (S-Legalitas) の有効期間内であれば有効である。
 - 5) 認定が終了した独立評価認証機関 (LPVI) が1) 項及び2) 項の規定に定める認定の移管を行わない場合、独立評価認証機関 (LPVI) は発行した合法証明書 (S-Legalitas) の所持者に新規認定手数料を支払わなくてはならない。
 - 6) 証明書を受領する独立評価認証機関 (LPVI) の有能、かつ、権限のある担当者は、証明書を発行した独立評価認証機関 (LPVI) の権限のある担当者と調整して、証明書移管の申請を審査する。この審査は文書レビューの形式で行い、必要に応じて合法証明書 (S-Legalitas) 所持者の現場監査を実施できる。
 - 7) 認証を受領する独立評価認証機関 (LPVI) 候補者の承認が得られない場合は、初期認証として取扱う。
 - 8) 証明書の移管は、認定期間が満了した独立評価認証機関 (LPVI) から別の独立評価認証機関 (LPVI) に提出し、部長 (Director)、国家認定委員会 (KAN)、技術実施ユニット (UPT) 省及び関連する地域管轄部署 (SKPD) に写しを提出する。
 - 9) その後の手続きは、2.a.4) の規定から2.a.18) の規定に準ずる。
3. 凍結中の合法証明書 (S-Legalitas) は、別の独立評価認証機関 (LPVI) に移管できない。独立評価認証機関 (LPVI) が認定の取消しを受けたとき又は認定が終了したときは、一時停止している合法証明書 (S-Legalitas) は自動的に終了し、当該証明書所持者は別の独立評価認証機関 (LPVI) に新規認定を申

請できる。

4. 合法証明書 (S-Legalitas) 所持者の要求による合法証明書 (S-Legalitas) の移管に伴う全ての費用は合法証明書 (S-Legalitas) 所持者に請求するが、独立評価認証機関 (LPVI) 認定の取消しによる合法証明書 (S-Legalitas) の移管及び独立評価認証機関 (LPVI) 認定の満了による合法証明書 (S-Legalitas) の移管は、認定が取消された又は失効した独立評価認証機関 (LPVI) に請求する。

K. 雑則

1. 審査員は、次の場合、独立評価認証機関 (LPVI) に報告しなければならない。
2. サプライヤー、サプライヤーの合法証明書 (S-Legalitas) のステータスの変更など、合法性システムに影響を与える事項。
3. ライセンサーの承認を得て会社名を変更する場合。
4. 被審査者の構造、管理及び所有権に変更がある場合
5. 監査対象者は、独立評価認証機関 (LPVI) に毎月木材の形状変更報告書又はその記録を提出しなければならない。
6. 独立評価認証機関 (LPVI) は、サプライヤー又はサプライヤーの合法証明書 (S-Legalitas) ステータスの変更、会社名の変更その他の合法性システムに影響を与える事項がある場合、現地調査及びオンラインによりさらなる検証を行わなくてはならない。
7. 被審査者は、認定が取り消された又は失効した合法証明書 (S-Legalitas) を発行した独立評価認証機関 (LPVI) の認証移管プロセスの状況に係る情報を省及び国家認定委員会 (KAN) に提出できる。

附属資料4 環境林業大臣通達

文書番号：SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付：2022年12月14日

件名：合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

林産物自己宣言書の発行及びその確認を実施するためのガイドライン

A. 適用範囲

1. このガイドラインは、林産物の自己宣言（以下、「自己宣言」という）を対象とする。
2. これらのガイドラインには次の事項を含む。
 - a. 自己宣言の発行
 - b. 私有林材の自己宣言、木材加工事業許可（PBPHH）、事業許可（PB）産業企業、私有林材を受入れる登録丸太集積場（TPT-KB）及び経営権（Perum Perhutani）並びに丸太及び木製品の輸入の確認。
3. 自己宣言は、次の者が発せられる。
 - a. 次のいずれかの者は、木質林産物に対する権利を有する。
 - 1) 土地の権利を得た後に成長した木質林産物の民材用輸送証明書（SAKR）所持者。
 - 2) 土地の権利を得る前に自然に成長した立木から木材を生産する木質林産物合法証明書（SKSHHK）所持者。
 - b. 木材加工事業許可（PBPHH）所持者、工業ビジネス事業許可所持者及び全ての原料所有者で、すでに合法証明書（S-Legalitas）又は自己宣言を獲得している私有林から全ての原料を調達している者。
 - c. 登録丸太集積場（TPT-KB）の所有者は、木材加工事業許可（PBPHH）所持者、産業ビジネス事業許可（PB）所持者又は最終消費者が使用する合法証明書（S-Legalitas）若しくは自己宣言を獲得した私有林又は持続的森林経営証明書（S-PHL）若しくは合法証明書（S-Legalitas）を獲得した経営権（Perum Perhutani）により生産した人工林丸太に自己宣言を行える。
 - d. 製造業者は、輸入材及び木製品について自己宣言を行う必要はない。

B. 自己宣言の実施

1. 森林の権利
 - a. 民材用輸送証明書（SAKR）又は木質林産物合法証明書（SKSHHK）を伴って輸送する木材の自己宣言発行責任者は、木材の所有者である。
 - b. 宣言した私有林材は、民材用輸送証明書（SAKR）を伴って輸送する私有人工林材又は木質林産物合法証明書（SKSHHK）を伴って輸送する私有天然林材である。
 - c. CITESリストに含まれる樹種の木質林産物は、自己宣言の適用外とする。
 - d. 私有林材の自己宣言の有効期間は、民材用輸送証明書（SAKR）又は木質林産物合法証明書（SKSHHK）の有効期間と同じである。
 - e. 私有林からの原料を受領する木材加工事業許可（PBPHH）所持者は、私有林所有者向け自己宣言の発行を監督する。
 - f. 生産可能量が年間6,000m³以上の木材加工事業許可（PBPHH）所持者、中規模及び大規模の産業事業許可（PB）事業者は、サプライヤーによる合法証明書（S-Legalitas）の取得又は自己宣言の発行を促さなければならない。
2. 生産可能量が年間6,000m³未満及び自己宣言を備えたサプライヤーから原料を

- 受領する木材加工事業許可（PBPHH）事業者及び小規模な産業事業許可（PB）企業は、関連官庁への報告義務を負う。
3. 自己宣言書又は申告書のいずれかに不適合若しくは虚偽があった場合は、政府又は第三者（政府が任命した独立評価認証機関（LPVI））による抜き打ち検査又は特別検査を実施する。
 4. 自己宣言書は、少なくとも2年間保存しなければならない。
 5. 木材加工事業許可（PBPHH）事業者
 - a. 自己宣言を発する者は、木材加工事業許可（PBPHH）保有者又は木材加工事業許可（PBPHH）所持者が辞令により任命した役員若しくは個人である。
 - b. 自己宣言の対象は、次のいずれかから得た原料で生産した木材加工事業許可（PBPHH）を所持している事業者の製品である。
 - 1) すでに合法証明書（S-Legalitas）又は自己宣言を取得している私有林所有者。
 - 2) 合法証明書（S-Legalitas）又は自己宣言を取得している私有林からの原料に限り使用する木材加工事業許可（PBPHH）事業者。
 - 3) すでに合法証明書（S-Legalitas）又は自己宣言を取得している登録丸太集積場（TPT-KB）の私有林材。
 - 4) 合法証明書（S-Legalitas）又は自己宣言を取得している輸入業者。
 - c. 適合が宣言されている事項は、次のとおり。
 - 1) 製品タイプ。
 - 2) 数量（m³、kg、ロット、ピース又は包装数）。
 - 3) 使用する木材の種類（商品名）。
 - 4) 製品の受取人名及び受取人の住所（個人又は会社）。
 - 5) 輸送書類の番号及び日付。
 - 6) 原料の起源。
 - a) 木材加工事業許可（PBPHH）を所持している事業者、登録丸太集積場（TPT-KB）、私有林所有者又は輸入業者の名前及び合法証明書（S-Legalitas）番号。
 - b) 原料が木材加工事業許可（PBPHH）を所持している事業者、登録丸太集積場（TPT-KB）、登録コミュニティ木材集積場（TPK-RT）、自己宣言を使用する私有林又は輸入業者からのものである場合は、発行者の名前及び自己宣言番号（自己宣言の写しを添付）。
 - d. 木材加工事業許可（PBPHH）を所持している事業者の自己宣言は、1回の取引又は生産で供給する木材加工事業許可（PBPHH）を所持している事業者の製品に限り適用する。
 - e. 木材加工事業許可（PBPHH）を所持している事業者の製品を受領する輸出業者は、サプライヤーの自己宣言の発行を促さなければならない。
 - f. 自己宣言において、不適合が合理的に疑われる場合又は宣言が不正確である場合は、政府又は第三者（独立評価認証機関（LPVI））による検査を実施する。
 - g. 自己宣言書及び補足文書は、少なくとも2年間保存しなければならない。
 6. 産業事業許可（PB）
 - a. 自己宣言を発する者は、産業ビジネス事業許可（PB）所持者が辞令により任命した役員又は個人である。
 - b. 自己宣言の適用対象は、原料を次のいずれかから得ている産業事業許可（PB）取得者の製品とする。

- 1) すでに合法証明書 (S-Legalitas) 又は自己宣言を取得している私有林所有者。
 - 2) 私有林からの原料を加工し、合法証明書 (S-Legalitas) 又は自己宣言を取得している産業事業活動のための木材加工事業許可 (PBPHH) 所持者又は事業許可 (PB) 所持者。
 - 3) 競売材以外の木くずを含む廃材又は古材 (リサイクル用) の所有者。
 - 4) 合法証明書 (S-Legalitas) 又は自己宣言を行っている輸入業者。
 - c. 産業用ビジネス事業許可 (PB) 所有者が、競売木材以外の廃材、古材 (リサイクル材) 又は木材廃棄物を原料として使用するときは、管轄当局からの証明書又は公式報告書を添付しなければならない。
 - d. 自己宣言する事項は、次のとおり。
 - 1) 製品タイプ。
 - 2) 数量 (m³、kg、ロット、ピース又は包装数)。
 - 3) 使用する木材の種類 (商品名)。
 - 4) 製品の受取人名及び受取人の住所 (個人又は会社)。
 - 5) 輸送文書の番号及び日付。
 - 6) 原料の起源。
 - a) 木材加工事業許可 (PBPHH)、産業許可 (IUI) 若しくは森林利用権の取得者又は輸入業者の名前及び合法証明書 (S-Legalitas) 番号。
 - b) 原料が木材加工事業許可 (PBPHH)、産業許可 (IUI) 若しくは森林利用権の所持者又は自己宣言を使用する輸入業者からのものである場合は、発行者の名前及び自己宣言番号 (自己宣言の写しを添付)。
 - c) 解体木材、使用済木材 (リサイクル材) 又は認定機関からの声明若しくは議事録の添付がある競売材以外の木質廃棄物。
 - e. 産業事業活動に係る事業許可 (PB) 所持者の自己宣言は、1回の取引又は生産で供給される事業許可 (PB) における産業事業製品にのみ適用する。
 - f. 産業事業活動のために事業許可 (PB) 所持者の製品を受領する輸出業者は、サプライヤーに自己宣言の発行を促さなければならない。
 - g. 自己宣言について、不適合が合理的に疑われる場合又は宣言に不正確さがある場合は、政府又は第三者 (独立評価認証機関 (LPVI) によるランダム検査又は検査を実施する。
 - h. 自己宣言書及びその補足文書は、少なくとも2年間保存しなければならない。
7. 登録丸太集積場 (TPT-KB)
- a. 登録丸太集積場 (TPT-KB) が自己宣言を発せられるのは、技術監督者による森林経営がなされている森林の丸太である。
 - b. 自己宣言の対象は、次のいずれかとする。
 - 1) 合法証明書 (S-Legalitas) 又は自己宣言を取得している私有林丸太。
 - 2) 持続的森林経営証明書 (S-PHL) を取得している経営権 (Perum Perhutani) により生産された人工林丸太。
 - c. 自己宣言を行う項目は、次のとおりである。
 - 1) 丸太の種類。
 - 2) 本数。
 - 3) 木材の種類 (Type of Wood)。
 - 4) 丸太の受取人名及び受取人の住所 (個人又は企業)。
 - 5) 輸送書類の番号及び日付。

6) 原産地:

- a) 登録丸太集積場 (TPT-KB) に入荷する私有林丸太の合法証明書 (S-Legalitas) 若しくは自己宣言 (写しを添付) 又は
- b) 登録丸太集積場 (TPT-KB) に入荷する経営権 (Perum Perhutani) のある森林からの丸太の持続的森林経営証明書 (S-PHL) 若しくは合法証明書 (S-Legalitas) (写しを添付するか、持続的森林経営証明書 (S-PHL) 又は合法証明書 (S-Legalitas) の番号及び有効期間を記入)。
- d. 登録丸太集積場 (TPT-KB) の自己宣言の有効期間は、登録丸太集積場 (TPT-KB) から木材産業又は消費者への輸送書類の有効期間に同じ。
- e. 自己宣言について、不適合が合理的に疑われる場合又は宣言に不正確さがある場合は、政府又は第三者 (独立評価認証機関 (LPVI) にランダム検査又は検査を実施する。
- f. 自己宣言書及びその補足文書は、少なくとも2年間保存しなければならない。

8. 木材又は木製品の輸入

- a. 自己宣言を発する者は、丸太又は木製品の輸入業者である。
- b. 宣言の対象は、輸入業者が輸入した丸太又は木製品である。
- c. 自己宣言している事項は、次のとおり。
 - 1) 丸太又は木製品の樹種 (学名及び俗称)。
 - 2) 商品の説明及びHSコード (4桁)。
 - 3) 商品の数量 (個、m³、kg、本数又は梱包数)。
 - 4) インドネシアへの到着年月日。
 - 5) 輸入書類 (船荷証券 (B/L) 番号) 及びインボイス番号。
 - 6) 請求金額及び梱包リスト番号。
 - 7) 丸太又は木製品の受取人名及び受取人の住所。
 - 8) 輸送メモの番号及び日付。
 - 9) 宣言した丸太又は木製品の原産地
 - a) 収穫国。
 - b) 出荷国。
 - c) 輸入原料の原産地の合法性を保證する文書の種類は、次のいずれかである。
 - (1) 輸出業者の木材が、輸出業者が所在する国の規制を遵守し、合法的な原料であると証する収穫国当局又は原産国当局が発行した証明書。
 - (2) 原料供給源の合法性、持続可能性及び原料のトレーサビリティに係る証明書発行の指標に係る情報を含む認証機関からの証明書。
 - (3) インドネシアでSVLKとして合法木材の使用を要求する輸出国による国別ガイドライン (CSG) の規制に適合する文書。
 - (4) インドネシア政府と木材合法制度を相互に承認する他国の政府との間の相互承認協定 (MRA) に基づく文書。
 - (5) FLEGT ライセンス。
 - d) 輸出業者 (名前、住所、国)。
 - e) 輸出港。
- d. 輸入木材又は木製品の自己宣言は、1回の輸送に限り有効である。
- e. 自己宣言された輸入材又は木製品を使用する加工事業許可 (PBPHH) 取得者

及び産業許可（IUI）の所有者は、輸入木材又は木製品の自己宣言の発行者が使用した原料の合法性を確認しなければならない。

f. 自己宣言及びその補足文書は、少なくとも1年間保存しなければならない。

C. 確認の手順

サプライヤーが発行した自己宣言書と受領者による確認は、次の条件で行う。

1. 受領者は、受領した宣言書の確認を行う特別職員を任命する。
2. 特別職員に任命された者は、林産物の管理について理解していなければならない。
3. サプライヤーと受領者は、売買契約を締結する前に、第2項の規定に掲げる特別職員による次の検査を実施する。

No	受領者	サプライヤー	検査対象
1.	木材加工事業許可（PBPHH）所持者又は登録丸太集積場（TPT-KB）	私有林所有者	<ol style="list-style-type: none"> a. 所有権に係る書類。 b. 所有権に係る書類と現場の条件及び場所の地図又は略図の適合。 c. 土地の権利が発行される前に自然に生育していた木質林産物に係る木質林産物合法証明書（SKSHHK）と輸送書類の適合。
2.	木材加工事業許可（PBPHH）又は産業用事業許可（PBUI）の所持者	登録丸太集積場（TPT-KB）	<ol style="list-style-type: none"> a. 登録丸太集積場（TPT-KB）規定文書。 b. 事業者識別番号（NIB）。 c. 規定文書又は事業者識別番号（NIB）と現場の条件の適合。
3.	木材加工事業許可（PBPHH）所持者	私有林材を使用する木材加工事業許可（PBPHH）所持者	<ol style="list-style-type: none"> a. サプライヤーからの林産物加工事業計画（RKOPHH）文書。 b. 事業者識別番号。
4.	産業事業許可（IUI）所持者	私有林材を使用する木材加工事業許可（PBPHH）若しくは産業用事業許可（PBUI）の所持者又は国内零細企業（IRT/micro）	<ol style="list-style-type: none"> a. 木材加工事業許可（PBPHH）用の林産物加工事業計画（RKOPHH）文書。 b. 国内零細企業（IRT/micro）の事業所住所証明書又は c. サプライヤーの事業者識別番号（NIB）。
5.	森林利用事業許可（PBPHH）、産業用事業許可（PBUI）又は登録丸太集積場（TPT-KB）	林産物輸入業者	林産物輸入業者許可証。

4. 第3項の規定に定める適合検査は、私有林産物又は同加工木材を受領する前に、私有林産物又は同加工木材の供給業者の総数の平方根（ \sqrt{n} ）に基づいて実施する。サプライヤーが林産物の輸入業者で、木材の受取人が木材加工事業許可（PBPHH）若しくは産業許可（IUI）の所持者又は登録コミュニティ木材集積場（TPK-RT）である場合は、全てのサプライヤーに対して検査を実施する。
5. サプライヤーが私有林所有者である場合、私有林製品又は私有林加工木材を受領する職員は、サプライヤーと協力して私有林由来の輸送書類を作成できる。
6. 私有林材を原料とする林産物又は加工木材の受取人は、自己宣言書の確認を

文書化し、その記録を保存しなければならない。

7. 私有林材を原料とする林産物又は加工木材を受領する者は、次の事項を実行する。
 - a. 受領する者が木材加工事業許可（PBPHH）又は登録コミュニティ木材集積場（TPK-RT）であり、サプライヤーが森林利用権の所持者である場合、林産物又は加工木材については、サプライヤーの総数の平方根（ \sqrt{n} ）の件数のサプライヤーから自己宣言を備えた適切な林産物又は加工木材を受領した後に、現地確認を年1回実施する。
 - b. 受領する者が木材加工事業許可（PBPHH）又は産業事業許可（IUI）の所持者で、サプライヤーが登録コミュニティ木材集積場（TPK-RT）である場合、林産物許可及び林産物加工許可を所有するサプライヤー総数の平方根（ \sqrt{n} ）の件数のサプライヤーから自己宣言を備えた適切な林産物又は加工木材を受領した後に、現地確認を年1回実施する。
 - c. 受領する者が木材加工事業許可（PBPHH）又は産業用事業許可（PBUI）の所持者で、サプライヤーが輸出を行わない木材加工事業許可（PBPHH）又は産業用事業許可（PBUI）の所持者である場合、加工木材の受領後、3か月に1回現地調査を行う。
 - d. 受領する者が木材加工事業許可（PBPHH）若しくは産業用事業許可（PBUI）の所持者又は登録丸太集積場（TPT-KB）で、サプライヤーが一般業者輸入識別番号（API-U）を所持している場合、林産物輸入業者の許可文書の適合を確認するために、荷口別に輸送書類、林産物の種類及び量、輸入物品のデューデリジェンスの結果並びに輸入の実施に係る現場検査を行う。
8. 第7項の規定に定める物品を受領する者は、次を確認する。
 - a. 私有林材
 - 有効な輸送書類。
 - 私有林材を原料とした林産物又は加工木材の種類及び量。
 - 私有林の所有権又は管理の証明書。
 - 伐採地。
 - b. 輸入材
 - 供給された原料の産地又は収穫国及び原産国。
 - 合法性を証明する文書。
 - 輸入林産物の種類と量。
9. 第三者から制度逸脱の兆候があるとの情報がある場合、物品を受領する者は情報が正確であるか確認しなければならない。
10. 物品を受領する者は、第8項及び第9項の規定に定める確認行為により、不適合の兆候が明らかになった場合、調査結果報告書を独立評価認証機関（LPVI）、環境林業省（KLHK）及び関連する地域機関又は地域管轄部署（SKPD）に提出しなければならない。
11. 物品を受領する者は、輸送書類、私有林材を原料とした林産物及び加工木材又は輸入林産物の種類及び量と伐採した場所との間に矛盾がある場合、物品の受領を中止しなければならない。さらに、当該サプライヤーから私有林由来の林産物又は輸入林産物を購入し、受領している場合は、加工を停止しなければならない。
12. 物品を受領する者は、検査報告書様式を用いて検査報告書を作成し、文書化する。
13. 独立評価認証機関（LPVI）、環境林業省（KLHK）及び関連地域機関又は地

域管轄部署（SKPD）は、第10項の規定で定める調査結果報告書に基づいて、私有林由来の林産物又は加工木材のサプライヤー及び物品を受領する者を評価する。

- 1.4. 独立評価認証機関（LPVI）、環境林業省（KLHK）及び関連地域機関又は地域管轄部署（SKPD）が実施した評価結果に不適合がある場合、物品を受領する者は私有林由来の林産物及び加工木材又は輸入林産物を分別する義務を負う。違法性が示された木材の加工又は取引は許可しない。

D. 報告書様式の確認

1. 物品を受領する者が木材加工事業許可（PBPHH）所持者又は登録丸太集積場（TPT-KB）で、サプライヤーが私有林所有者である場合、検査報告書はV-DM 1の様式を使用する。
2. 物品を受領する者が木材加工事業許可（PBPHH）又は産業用事業許可（PBUI）の所持者で、サプライヤーが木材加工事業許可（PBPHH）若しくは産業営業許可（IUI）の所持者又は登録丸太集積場（TPT-KB）である場合、検査報告書はV-DM 2の様式を使用する。
3. 物品を受領する者が木材加工事業許可（PBPHH）若しくは産業用事業許可（PBUI）の所持者又は登録丸太集積場（TPT-KB）で、サプライヤーが一般業者輸入識別番号（API-U）を所持している場合、検査報告書はV-DM 3の様式を使用する。

E. 検査

1. 自己宣言書に不適合が判明した場合、合理的に不適合が疑われる場合又は第三者により自己宣言書の発行者が発行した宣言書に不正確な記載があるとの報告がある場合は、検査を実施する。
2. 自己宣言書の受領者に矛盾が発見された場合、虚偽の疑いがある場合又は第三者の報告により虚偽が明らかになった場合は、検査を実施する。
3. 検査は、環境林業省及び関連地方機関/地域管轄部署（SKPD）又は環境林業省及び関連地方機関又は地域管轄部署（SKPD）の費用で環境林業省が任命した独立評価認証機関（LPVI）が行う。

F. 抜き打ち検査

1. 政府は、自己宣言の発行の正確さと自己宣言の受諾についてサンプル検査を実施し、この検査は、政府又は他に拘束力がない当事者の費用で政府又は地用政府が任命した独立評価認証機関（LPVI）が実施する。
2. サンプル検査の結果、虚偽又は不適合が判明した場合は、法令の規定に基づき措置する。

G. 特別検査

1. 政府は、サプライヤー又は物品を受領する者に不適合の兆候がある場合、特別検査を実施して法令に基づき措置する。
2. 第1項の規定に定めるサプライヤー及び物品を受領する者の虚偽に係る指摘は、自己宣言を伴う私有林由来の林産物又は加工木材及び輸入林産物のサプライヤー若しくは受領者又は第三者により行われる可能性がある。
3. 特別検査は、環境林業省及び関連地方機関、地域管轄部署（SKPD）、その他の拘束力がない当事者の費用により環境林業省が任命した関連地方機関、

地域管轄部署（SKPD）又は独立評価認証機関（LPVI）が実施する。



自己宣言様式

木材加工事業許可 (PBPHH) 事業者又は産業用事業許可 (PBUI)

番号 : / (月) / 20....

1. 自己宣言者名:
2. 営業許可番号又は事業者識別番号 (NIB) (写しを添付) :
3. 発行者又は自己宣言グループ所在地:
 - a. 村 :
 - b. 区 :
 - c. 地区又は市 :
4. この自己宣言は、宣言した木材又は木製品が、私有林からの原料に限り使用した木材加工事業許可 (PBPHH) 事業者又は産業用事業許可 (PBUI) 競売材以外の木材廃棄物を含む解体又は古材 (リサイクル材) に由来し、2021年の環境林業大臣令第8号に基づく木材合法性基準への適合を説明している。

この様式では、次の情報を宣言する。

- a. 宣言の対象は、次の通りである。
 - 1) 製品の種類 :
 - 2) 数量 (m³, kg、本、チップ、パック) :
 - 3) 木材の種類 :
 - 4) 製品受取人 :
 - 5) 製品受取人の住所 :
 - 6) 輸送書類の番号及び日付 :
- b. 原料の供給元 (CITES リストに含まれるものを除く) ¹⁾
 - 1) 原料の供給元の情報:
 - a) サプライヤー名:
 - b) サプライヤーのステータス ²⁾ :
 - c) 所有権の証明/土地所有権/決定許可/事業許可 ³⁾ :
 - d) 持続的森林経営証明書 (S-PHL)、合法証明書 (S-Legalitas) 又は自己宣言の番号 :
 - e) 原料の分別 ⁴⁾ :
 - f) 木材の種類 :
 - 2) 原料の供給元に係る情報:
 - a) サプライヤー名:
 - b) サプライヤーのステータス ²⁾ :
 - c) 所有権/管理の証明
土地/決定許可/事業許可 ³⁾ :
 - d) 持続的森林経営証明書 (S-PHL)、合法証明書 (S-Legalitas) 又は自己宣言の番号 :
 - e) 原料の分別 ⁴⁾ :
 - f) 木材の種類 :
 - 3) その他

私はこの宣言を (地名) で誠実に言い、.....日付で全責任を負い、政府又は政府が任命した独立評価認証機関 (LPVI) による検査にいつでも対応する。

署名 :

氏名 :

注:

- a. 原料の供給先の数に応じて記入。
- b. 産業用事業許可 (PBUI) 所持者、零細規模国内産業 (IRT)、建築資材、材料店の職人の原料の供給源、メモの写しを添付。
- c. 産業用事業許可 (PBUI) の原料の供給源は、競売材以外の木材廃棄物を含む丸太又は古材 (リサイクル材) であり、林業を担当する県若しくは市の庁舎又は村若しくは村の職員からの証明書又は公式報告書を添付。
- 1) サプライヤーの状況に応じて、私有林所有者、経営権所持者、原料の全てが私有林材である木材加工許可 (PBPHH) 所持者、原料の全てが私有林材である産業用事業許可 (PBUI)、原料の全てが私有林材である登録丸太集積場 (TPT-KB)、輸入業者、建材店、廃材業者又は古材業者の別を記入。
- 2) サプライヤーのステータスに合わせて数字を記入
- 3) 丸太、製材品、単板、合板、ランバーコア合板用コア、ブロックボードその他の原料の種類を別を記入。



自己宣言様式
丸太登録保管場 (TPT-KB)
番号 /月/年

1. 自己宣言発行者氏名:
2. 発行者ライセンス番号 (写しを添付) :
3. 自己宣言発行者の住所:
 - a. 通り名又は集落名 :
 - b. 村 :
 - c. 郡 :
 - d. 地区又は市 :
4. この自己宣言は、宣言した木材が2021年の環境林業大臣令第8号に基づく木材合法性基準に適合した登録丸太集積場 (TPT-KB) に由来するものであると説明している。
この文書では、次の情報を宣言する:
 - a. 宣言した対象は次の通りである。:
 - 1) 木材の種類 :
 - 2) 数量 (本数) :
 - 3) 材積 (m³) :
 - 4) 木材受取人*) :
 - 5) 木材受取人の住所 :
 - 6) 輸送書類の番号及び日付 :

*) 個人又は会社
 - b. 原料の供給元 (CITESリストに含まれるものを除く) :
 - 1) 原料の供給元に係る情報 :
 - a) サプライヤー名 :
 - b) サプライヤーのステータス¹⁾ :
 - c) 所有権、管理、土地又は決定許可の証明²⁾ :
 - d) 持続的森林経営証明書 (S-PHL)、合法証明書 (S-Legalitas)、自己宣言の番号³⁾ :
 - e) 木材の種類 :
 - 2) 原料の供給元に係る情報:
 - a) サプライヤー名 :
 - b) サプライヤーのステータス¹⁾ :
 - c) 所有権、管理、土地又は決定許可の証明²⁾ :
 - d) 持続的森林経営証明書 (S-PHL)、合法証明書 (S-Legalitas)、自己宣言の番号³⁾ :
 - e) 木材の種類 :
 - 3) その他.

私はこの宣言を.....(地名).....で誠実に言い、.....日付で全責任を負い、政府又は政府が任命した独立評価認証機関 (LPVI) による検査にいつでも対応する。

署名 :

氏名 :

注 :

- 1) サプライヤーのステータスは、私有林、経営権、登録丸太集積場 (TPT-KB) 別に、全ての私有林からの供給元について記入。
- 2) サプライヤーのステータスに合わせて数値を記入
- 3) 主に経営権から派生した持続的森林経営証明書 (S-PHL) 又は合法証明書 (S-Legalitas) 若しくは自己宣言の番号。



自己宣言

一般事業者輸入識別番号 (API-U) 所持者

番号 /月/年

1. 自己宣言発行者名 (輸入業者) :
2. 自己宣言発行者住所 (輸入業者) :
3. 輸出会社名 :
4. 輸出会社所在地 :
5. この自己宣言は、宣言された木材又は木製品が、2021年の環境林業大臣令第8号に基づく木材合法性基準に適合した輸入木材又は木製品であると説明している。
6. 次の事項を書類に基づき自己宣言する。:
 - a) 丸太又は木製品の種類
 - 1) 学名又はラテン名 :
 - 2) 俗名 :
 - b) 商品の説明 :
 - c) 4桁の関税分類番号 (HS Code) :
 - d) 商品数 (個、m³、kg、本、包装数) :
 - e) インドネシア到着年月日 :
 - f) 船荷証券 (B/L) 番号 :
 - g) インボイス番号 :
 - h) 請求額 :
 - i) パッキングリスト番号 :
 - j) 丸太又は木製品の受取人 :
 - k) 丸太又は木製品の受取人住所:
 - l) トランスポーターションノート番号:
 - m) 木材又は木製品の起源
 - 1) 収穫国 :
 - 2) 収穫国からの証明書 (製品クレーム) (ある場合)
 - a. 商品クレームの種類 :
 - b. 証明書番号 :
 - c. 発行者名 :
 - d. 有効期間 :
 - 3) 輸出国 :
 - 4) 輸出業者名 :
 - 5) 輸出業者の住所 :
 - 6) 輸出港 :

私はこの宣言を_____ (地名) _____で誠実に言い、.....日付で全責任を負い、政府又は政府が任命した独立評価認証機関 (LPVI) による検査にいつでも対応する。

署名:

氏名 :

木材加工事業許可（PBPHH）事業者、産業用事業許可（PBUI）又は登録丸太集積場（TPT-KB）が発行した自己宣言を確認するための様式（V-DM 2）

受取人である木材加工事業許可（PBPHH）事業者、産業用事業許可（PBUI）又は登録丸太集積場（TPT-KB）の名称:

受取人である木材加工事業許可（PBPHH）事業者、産業用事業許可（PBUI）又は登録丸太集積場（TPT-KB）の番号:

事務所所在地 :
 工場所在地 :
 確認担当職員氏名 :
 確認日 :
 サプライヤー名又は自己宣言発行者名 :
 自己宣言受付数 :
 サンプル数 :

確認結果:

No	区 分	データ又は情報	備 考
1	サプライヤーのID		(適合又は不適合)
2	許可書		
3	輸送書類		
4	木材の種類		
5	コア材の種類		
6	材積		
7	自己宣言番号		
8	サプライヤーの原料供給源		

*) 確認活動文書（座標付きの写真）を添付。

....., 20...

担当職員氏名.....

附属資料5 環境大臣通達

文書番号：K.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付：2022年12月14日

概要：合法性及び持続可能性の検証システム実施に係る基準とガイドライン

林産物輸入ガイドライン

A. 適用範囲

このガイドラインには、参照事項、デューデリジェンスの実施、林産物の輸入に係る宣言の作成手順、輸入申告書の作成及び修正手順、実施した輸入の監査、サンプル物品の輸入手順、アクセス権の申請手順、指導、監督及び管理並びに関連する規定が含まれる。

B. 林産物の輸入に係るデューデリジェンス及び申告手続

1. デューデリジェンスの実施手順

- (1) デューデリジェンスは、製造業者輸入識別番号（API-P）として又は一般業者輸入識別番号（API-U）として機能する事業者識別番号（NIB）を所持する輸入業者が、木材合法性情報システム（SILK）ポータルを通じて電子的に実施する。
- (2) デューデリジェンスには、次の事項が含まれる。
 - a. データ及び情報の収集並びに提供。
 - b. リスクの分析。
 - c. リスクの軽減。
- (3) (2) のa項の規定に掲げるデータ及び情報は、次の事項について完全、かつ、正確でなければならない。
 - a. 輸出業者の合法性。
 - b. 生産者の合法性。
 - c. 輸入製品に係るデータ及び情報には、木材の種類及び樹種、HSコード、商品の説明並びに伐採国及び原産国を含む。
 - 1) 輸入する製品が丸太の形状である場合、データ及び情報には、収穫原産地（州又は地区）及びコンセッションの保有者又は所有者を含めなければならない。
 - 2) 一次加工製品が製材品、単板又は木材チップである場合、収集するデータと情報には、収穫原産地（州又は地区）を含めなくてはならない。
 - d. 製品の合法性。
 - e. CITESにより対外貿易を制限している製品の貿易には許可が必要。
 - f. (3) のdの項にの規定に掲げる製品の合法性に係る情報は、輸入製品が次のいずれかの要件を満たしている場合に適合とする。
 - g. FLEGT-VPA契約の一環としてのFLEGTライセンスが発行できる国から発信された情報。
 - h. インドネシアと相互承認協定（MRA）を締結している国が発信した情報。
 - i. インドネシアと国別ガイドライン（CSG）を締結している国が発信した情報。
 - j. 持続可能性、合法性又はトレーサビリティに係る信頼できる認証スキームを実施している認証機関の証明書がある情報。
 - k. 林産物の持続可能性、合法性又はトレーサビリティに関して、伐採国又は

林産物の原産国の当局（政府機関、協会又は政府が承認した機関）の証明書がある情報。

- (4) リスクの分析は、違法に伐採若しくは収穫された林産物又は違法に取引された林産物の輸入を回避するために輸入業者が実施する。
 - a. 輸入製品が持続可能であり、合法であり、さらに追跡可能な供給源からのものである事実を確認する。
 - b. 林産物の伐採国又は原産国に係る公式な情報と照合する。
 - c. 輸入物品が第二次加工製品である場合は、林産物の原産国（輸出国）と相互に検査を実施する。
 - d. 輸入物品が丸太の場合、林産物が伐採された国における相互テストは、原産地（州又は地区）及び利権の保有者又は所有者を対象としなければならない。
 - e. 輸入物品が主要な木材（製材品、単板及び木材チップ）である場合、伐採国、原産地域（州又は地区）を網羅するデータと当該情報に至るまでの経緯に係るクロステストを実施する。
 - f. 前号に掲げるクロステストには、原産国の輸出禁止規則を含む。
- (5) 輸入業者は、リスク分析を行うときに使用する情報が信頼でき、正確である状態を確保し、不正及び情報の隠蔽がないようにしてリスクの軽減を行う。
- (6) 輸入業者は、デューデリジェンスを実施するときに4年間のデータ及び情報を文書化しなければならない。

C. 輸入申告書の作成及び修正の手順

1. 輸入業者は、完全、かつ、正確なデューデリジェンスの結果に基づいて、木材合法性証明システム（SILK）ポータルを通じて電子的に輸入申告を行う。
2. 輸入申告書には、少なくとも次の情報が含む。
 - a. 輸入業者名。
 - b. 事務所所在地。
 - c. 工場又は倉庫の所在地。
 - d. 産業ビジネスを実施している場合は、木材加工事業許可（PBPHH）又は事業許可（PB）の番号、流通業を実施している場合は事業者識別番号（NIB）。
 - e. 納税者識別番号（NPWP）。
 - f. 輸入識別番号（API）として機能する事業者識別番号（NIB）
 - g. 税関にアクセスできる事業者識別番号（NIB）
 - h. 合法証明書（S-Legalitas）番号
 - i. デューデリジェンス実施日。
 - j. 荷降ろし港の名称。
3. 全ての輸入申告書は、木材合法性認証システム（SILK）ポータルに登録している企業の取締役がデジタルスタンプ署名を使用して署名する。
4. 輸入申告の有効期間は、一会計年度内とする。
5. 製造業者輸入識別番号（API-P）のIDにより申請する事業者識別番号（NIB）を所持する輸入業者は、産業許可に基づき、自社の生産プロセスの必要性に応じた原料又は補助材料として使用する林産物に限り輸入できる。
6. 第5項の規定に掲げる輸入林産物の他の当事者との取引又は譲渡は禁止する。
7. 輸入識別番号（API）を申請した事業者識別番号（NIB）を所持する輸入業者は、取引又は他の当事者への移譲する目的に限り林産物を輸入できる。
8. 事業者識別番号（NIB）を所持し、一般業者輸入識別番号（API-U）として輸入

を申請する者の製造プロセスの実施は禁止する。

9. 第5項及び第7項の規定に掲げる輸入林産物は、輸出国又は伐採国が合法性を保証している林産物に限る。
10. 一般業者輸入識別番号（API-U）による事業者識別番号（NIB）を所持する輸入業者が発行する林産物の自己宣言書は、購入者に提供しなければならない。
11. 合法証明書（S-Legalitas）を所持しない輸入業者（製造業者輸入識別番号（API-P）又は一般業者輸入識別番号（API-U）所持者）は、製品を市場のサプライチェーンに投入してはならない。
12. 輸入業者は、HSコードの範囲、商品の説明、積載国、製造国、生産者、木材の種類、輸出業者、製品の原産地及び伐採地並びに製品の原産地及び原料の伐採地の合法性の保証に変更が生じたときは、再び確認行為を実施しなければならない。
13. 輸入業者は、量又は荷降ろし港を変更するときは、再確認を行わずに輸入申告書を変更できる。
14. 第12項及び第13項の規定に掲げる修正は、輸入申告書に対する輸入承認なされている場合に限り、輸入申告書の発行から30日（暦日）以内に提出できる。
15. 輸入業者は、再確認の結果に基づき新たな輸入申告書を作成しなければならない。
16. 輸入業者のプロフィールデータに係る輸入申告書の変更は、申請書により、随時、局長に提出できる。
17. 輸入業者が提出した輸入申告書は、前年度の輸入実績及び生産計画の証拠により評価する。

D. 実施した輸入の監査

1. 独立評価認証機関（LPVI）は、木材合法性認証システム（SILK）のデューデリジェンステストデータを参照して、輸入業者が提出した合法性に係る文書のクロステストを行う。
2. 独立評価認証機関（LPVI）は、輸入に関連する初期評価、評価及び再認証又は特別検査の際のデューデリジェンステスト、輸入申告及び承認した輸入と実施した輸入の適合に係る監査を実施する。

E. サンプル物品の輸入手続き

1. 取引以外の目的で輸入するサンプル物品には、サンプル輸入申告書が添付されなければならない。
2. サンプル輸入申告書は、木材合法性認証システム（SILK）ポータルにデータと情報を入力して作成する。
3. 第2項の規定に定めるデータと情報には、少なくとも次の事項を含む。
 - a. 輸出業者の合法性。
 - b. 商品の説明、HSコード、商品の数量、重量及び価格。
4. 輸入業者は、完全な輸入申告書として発行される書類に対応する請求書、パッキングリスト及び製品の写真を輸出業者からの輸入業者がサンプル物品を取引対処としない旨の調整情報及び声明を含めて木材合法性認証システム（SILK）ポータルにアップロードしなければならない。
5. 各輸入申告書には、木材合法性認証システム（SILK）ポータルに登録されたデジタル署名を使用して当該企業の取締役が署名しなくてはならない。
6. 輸入申告は、サンプル物品輸入の承認を取得する要件の一つである。

F. 保税ヤードにおける合法証明書（S-Legalitas）認定輸入業者に対するデューデリジェ

ンス及び輸入申告

1. 保税地域の合法証明書（S-Legalitas）認定輸入業者は、法令に基づき検証した供給源からの原料供給を保証するために、輸入材に対するデューデリジェンスを実施する義務を負う。
2. 合法性の「原則（Principles）」の確認は、申請時のデューデリジェンスにより実施する。
3. 合法性確保の履行は、デューデリジェンスの確認及び輸入申告書の遵守を通じて行う。
4. 輸入物品のデューデリジェンスの申請は、木材合法性認証システム（SILK）のウェブサイト（<http://silk.menlhk.go.id>）を使用して行う。
5. デューデリジェンスの対象となる林産物の範囲は、貿易分野の行政を担当する大臣が規定する。
6. デューデリジェンステストの結果は、輸入申告発行の基礎資料とする。
7. 輸入申告書の有効期間は1年（暦年）以内とする。

G. アクセス権の申請手続

1. 必要条件

- a. 製造業者輸入識別番号（API-P）として申請した事業者識別番号（NIB）を所持する輸入業者又は一般業者輸入識別番号（API-U）として活動している事業者識別番号（NIB）所持者は、デューデリジェンステストを実行する前に木材合法性認証システム（SILK）ポータルへのアクセス権を獲得しなければならない。
- b. 事業者識別番号（NIB）を所持する輸入業者がアクセス権を申請するときは、次の事項に必要な書類を添付する。
 - 1) 製造業者輸入識別番号（API-P）が有効な事業者識別番号（NIB）。
 - 2) 合法証明書（S-Legalitas）の番号、発行日及び有効期間（輸入製品をサプライチェーンに投入する場合）。
 - 3) アクセス権を得た申請者の氏名及び署名の原本。

2. 申請及びアクセス権の活性化

- a. アクセス権は、木材合法性認証システム（SILK）ポータルの登録メニューから電子的に提出した部長（Director）宛の申請により取得する。
- b. アクセス権登録シートとステートメントは、漏れなく記入しなければならない。
- c. 自己宣言は、木材合法性認証システム（SILK）ポータルでアクセス権を申請する者が様式にスタンプで捺印及び署名をしてアップロードしなければならない。
- d. 申請又は登録が承認されたときは、部長がパスワードの活性化を伴うアクセス権の承認を電子的に発行する。
- e. 全ての要件が満たされている場合、申請者にアクセス権を付与する。
- f. アクセス権の付与は無料とする。

3. アクセス権所持者の権利と義務

- a. アクセス権所持者は、次の権利を有する。

- 1) 輸入申告を行うための情報へのアクセスすること。
 - 2) 木材合法性認証システム (SILK) ポータルの取扱いに係る木材合法性認証システム (SILK) ポータル管理者からの支援を得ること。
 - 3) 部長に申請した後にアクセス権所持者に与えたパスワードを木材合法性認証システム (SILK) ポータル上で変更すること。
 - 4) アクセス権所持者は、アクセス権のユーザーIDとパスワードを忘れたときに木材合法性認証システム (SILK) ポータルのパスワード変更機能を利用できること。
- b. アクセス権所持者には次の義務を課す。
- 1) 受領したアクセス権のセキュリティ及び機密性を維持する。
 - 2) アクセス権の活性化の承認事項に基づく活性化を実行する。
 - 3) 輸入申告又はサンプル物品輸入申告を目的としたアクセス権の規定に基づく輸入申告による正しい情報の提供。
 - 4) ユーザーID及びアクセス権パスワードの機密保持は、アクセス権所持者が責任を負い、当該アクセス権所持者に限り使用する。
 - 5) 輸入業者は、貨物の輸入に係る税関届出書に基づき、林産物の輸入の実施状況又は実現しなかった輸入計画に係る報告書を提出する。
 - 6) 輸入業者はデューデリジェンス、輸入申告書及び輸入承認書に基づき輸入を確実に実施する。
 - 7) 毎月の報告書は、翌月の15日までに、ウェブサイト (<http://silk.menlhk.go.id>) を通じて電子的に事務局長に提出する。
 - 8) 不可抗力により電子システムが機能しなくなった場合、5) の項の規定に定める報告書の提出は、電子的手段以外の方法で局長に提出する。
 - 9) 輸入業者が輸入実施報告書の提出証明を添えてアクセス権の回復申請を提出したときは、アクセス権を再度付与する。
4. アクセス権の使用と終了
- a. アクセス権のユーザーID及びパスワードの使用は、アクセス権所有者が署名した書面による声明と同じ法的効力を持つ。
 - b. アクセス権のユーザーID及びパスワードの不正使用は、アクセス権所有者の責任とする。
 - c. アクセス権所持者は、アクセス権ユーザーID及びパスワードの不正使用により生じた他の当事者及びアクセス権所持者自身に生じる可能性がある全ての請求から木材合法性認証システム (SILK) ポータル管理者を解放しなければならない。
 - d. 木材合法性認証システム (SILK) ポータルサービスへのアクセス権は、次のいずれかに該当するときに終了する。
 - 1) アクセス権が取消されたとき。
 - 2) アクセス権所持者が木材合法性認証システム (SILK) ポータルサービスへのアクセス権を終了する要求を木材合法性認証システム (SILK) ポータルの管理者に送信したとき。
 - 3) 木材合法性認証システム (SILK) ポータルの管理者が法的規定に基づいてアクセス権を終了する要件を実施したとき。
 - 4) アクセス権所有者が6か月間連続してアクセス権を使用しなかった

とき。

- 5) アクセス権保有者が他者によりアクセス権のユーザーID及びパスワードを悪用されたため、木材合法性認証システム (SILK) ポータル管理者にアクセス権のブロックを書面で通知したとき。
- 6) アクセス所持者の義務不履行により木材合法性認証システム (SILK) ポータル管理者がアクセス権をブロックしたとき。
- e. 木材合法性認証システム (SILK) ポータルは、アクセス権を一時停止 (ブロック) する前に、期限経過後の義務の履行に係る通知をアクセス権保有者に配信する。
- f. アクセス権の終了は、終了の理由とともにアクセス権所持者に通知する。

H. 指導、監督及び管理

1. 合法証明書 (S-Legalitas) を所持する輸入業者への指導、監督及び管理は、部長が行う。
2. 前項の規定に掲げる監視と管理は、主に次を対象に実施する。
 - a. 提出されたデューデリジェンスに係るデータ及び情報の不一致又は不正確さ。
 - b. 輸入申告書と一致しない又は不正確な輸入の実施。
 - c. 輸入林産物の流通に係る法令違反。
3. 監督及び管理の結果は、部長に提出する。
4. 部長は、監督及び管理の結果により輸入業者の違反が明らかになった場合、局長に合法証明書 (S-Legalitas) の取消しを含めた法令に基づく制裁の適用を提案する。
5. 第1項の規定に掲げる指導、監督及び管理を実施するための費用は、政府又は法令の規定により他の当事者 (合法証明書 (S-Legalitas) を所持する輸入業者) に請求する。

I. 雑則

1. 不可抗力により、木材合法性認証システム (SILK) ポータルを介した電子システムが少なくとも4時間機能しないときは、輸入申告書及びその添付書類を電子手段以外の方法で提出する。
2. 不可抗力とは、人間の能力を超えて発生し、克服できない現場の制約など、活動を本来の通りに実行できない回避できない事象をいう。
3. 木材合法性認証システム (SILK) の非稼働が不可抗力であるとの決定は、部長 (Director) が決定する。
4. 自然災害による不可抗力
 - a. 洪水、地震、土砂災害その他の自然災害。
 - b. 火災、停電及び機器の盗難。
 - c. 木材合法性認証システム (SILK) が正常に機能しない原因となる事象。
5. 輸入申告書の発行手続き
 - a. 林産物認証販売 (SPHH) 局は、不可抗力に係る情報を林産物加工販売開発局 (BPPHH) 局長に提供し、手動によるサービスを実施する。
 - b. 林産物加工販売開発局 (BPPHH) 局長は、不可抗力が生じたと判断したときは、発行機関である通関ポータルサイト (INSW) の商務省商務省商務省輸出入申告承認システム (INATRADE) に不可抗力に係る決定を伝え、直ちに書面又はデジタルメディアにより通知を行う。

- c. 不可抗力の決定は、1時間から4時間以内に行う。
- d. V-Legal 文書、FLEGTライセンス又は輸入申告書の提出は、空白の様式を用いてデジタル以外の手段で行える。
- e. 輸入申告書の発行:
 - i. 輸入業者は、完全なデューデリジェンスデータを、林産物認証販売（SPHH）局が定めたExcelのファイル形式で林産物加工販売開発局（BPPHH）局長に提出する。
 - ii. 林産物認証販売（SPHH）は、デューデリジェンスのテストデータを評価する。
 - iii. 輸入業者は、デューデリジェンスのデータが適切、かつ、正確な場合、輸入申告を行える。
 - iv. 輸入業者は、完全な輸入申告データを、林産物認証販売（SPHH）局が定めた Excel形式で林産物加工販売開発局（BPPHH）局長に提出する。
 - v. 林産物認証販売局（SPHH）局は、輸入申告データが適切、かつ、正確である場合、輸入申告に係る印刷物を輸入業者に提供する。
 - vi. 林産物認証販売（SPHH）局は、インドネシア国家シングルウィンドウシステム（SINSW）を通じて輸入申告データを国家シングルウィンドウ機関（LNSW）に提出する。
 - vii. 輸入業者は、適用される法令に基づき林産物輸入承認申請プロセスを実施できる。
- f. 林産物加工販売開発局（BPPHH）局長は、木材合法性認証システム（SILK）を再稼働するときは、不可抗力終了の通知を発する。
- g. 不可抗力終了の通知は、林産物加工販売開発局（BPPHH）局長が発行機関、商務省商務省輸出入申告承認システム（INATRADE）及び通関ポータルサイト（INSW）に書簡により行う。
- h. 不可抗力の下で実行されたサービスから生成されたデータは、木材合法性認証システム（SILK）オンラインにアップロード又は記録しなければならない。
- i. データの記録は、木材合法性認証システム（SILK）が再稼働してから1週間以内に実施する。
- j. 林産物加工販売開発局（BPPHH）局長は、提出された議事録により不可抗力発生によるサービスの実施を評価する。
- k. 輸入業者は、システムが再び正常に稼働した後は電子的に輸入申告を行わなくてはならない。

J. 様式への記入及びガイドライン

1) デューデリジェンスの様式

デューデリジェンスのデータと情報*)
番号：(システム別)

1. 輸入業者名 :
2. 輸出業者 **) :
- 所在地 :市町村.....
- 電話番号 Fax
- Email:
4. 輸出業者の合法性 :
5. 輸出国 :
6. 製造業者名 **):
- 所在地 :市町村.....
- 電話番号 Fax
- Email:
7. 製造業者の合法性 :
8. 生産国 :
9. 積出港の名称及び国名 :

10. 年間輸入計画 Dst.

No	物品の説明	HSコード(8桁)	輸入物品数(t)***)
1		HS.XXXXXXXXX	
2			
3			
金額			

*)輸出業者別に記入, **)いずれかを選択。

**) 輸出業者が生産者でもある場合、2と3は同じ内容を入力。

***) tは、国際度量単位。

番号 (システム別)

表 デューデリジェンステスト

説明	No	原料		樹種	伐採地			合法製品*)					規則の遵守	
		商品の説明	関税ポスト (8桁)		俗名及び学名	原産国	原産地	コンセッション又は所有者	伐採国又は製品原産国の権威のある証明書**)	認証機関からの証明書	国別ガイドライン (CSG) の国名	相互承認相手国 (MRA) の国名	FLEGT ライセンスの国名	輸出国
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)
リスク分析	1	丸太	Xxx xxx	[Oak] [<i>Quercus alba</i>]	[Canada]	[British Columbia]	[First Nation]	--					[適切]	[適切]
リスク軽減策に係るメモ				[NR]	[NR]	[NR]	[NR]							

								輸出国が発行した規制（番号と年）に基づく丸太、樹種又は製品仕様の輸出禁止措置はない。	原産国の規則（番号と年）に基づく丸太又は樹種の輸出禁止措置はない。
									
(リスクの緩和結果)				1B	1B	1B	1B								
説明 緩和記録のリスク分析	2	[丸太]	Xxx xxx	[Sono keling (Dalbergia latifolia)]	[Malaysia]	[1poh]	[Samling]		[.....]	Otoritas Trenggano	--				[適切]
				[NR]	[NR]	[NR]	[NR]								
					[NR]	[NR]	[NR]		[NR]						
(リスクの緩和結果)				1B	1B	1B	1B								

*) 選択項目。いずれか一つを選択

**) 林産物の持続可能性、合法性又はトレーサビリティについて、林産物の伐採国又は原産国の当局（政府機関、協会又は政府により認可された機関）が発行した証明書を所持していること。

- 2) 製造業者輸入識別番号 (API-P) 又は一般業者輸入識別番号 (API-U) を所持する輸入業者によるデューデリジェンステストを完了するためのガイドライン

A. 輸出業者及び生産者の合法性

輸入物品のメーカー又は生産者別に実施

1. 輸入業者名 = 輸入業者名
2. 輸出業者名 = インドネシアに商品を輸出する輸出会社名を入力。
輸出業者所在地 = 輸出会社の所在地を入力。
輸出の合法性 = a) 輸出業者の許可番号又は登録番号及び有効期間 (会社の合法性 (インドネシアの営業許可 (SIUP)、企業登録証 (TDP) 等)) を入力。
b) スキャンした合法性の証明をアップロード (最大 1 MB)。
c) 合法性の証明が輸出国の言語で書かれている場合は、インドネシア語又は英語に翻訳。
輸出国 = 輸出業者が所在する国名を入力。
3. メーカー名 = インドネシアに輸出する商品の製造会社名を入力。
メーカー所在地 = メーカーの所在地を入力。
メーカーの合法性 = a) 生産者の許可番号又は登録番号及び有効期間を入力 (インドネシアの産業許可 (IUI) 又は第二次加工事業許可 (TDI) と同様)。
b) スキャンした合法性の証明書類をアップロード (最大 1 MB)。
c) 合法性の証明が輸出国の言語で書かれている場合は、インドネシア語又は英語に翻訳。
生産国 = 生産者が所在する国名並びに積出港の名称及び国名を入力。

4. 今年度の輸入計画

- = a) インドネシアに商品を輸出する積出港と国名を入力。
b) 積出港名は複数入力可 (例: カナダのバンクーバー、中国の上海等)。
= a) 一年間に輸入する予定の物品又は木製品を記入 (商品説明及びHSコード別にMT単位で入力)。
b) 輸入する量は、許可に記載している生産可能量又は倉庫の容量に応じて調整。
追加の許容範囲は30%以内。

B. 輸入製品の合法性

デューデリジェンスのテストは、関税分類、HSコード及び製品の原料の種類に基づいて製品別に入力。

1. A列 (数字) には、1 (1) から始まるシリアル番号を入力。
2. B列 (商品の説明) には、輸入する物品又は製品の説明を入力。
3. C列 (8桁の関税区分) には、林産物の輸入に係る規定を管理する通商大臣規

則を参照し、輸入する商品又は製品の関税見出しを入力。

4. D列（俗名及び学名）

- 解説：（1）輸入する物品又は製品の樹種の俗名及び学名を入力。
（2）複合製品の場合は、主要な樹種を三つ入力し、それぞれの樹種についてデューデリジェンテストを実施。
（3）リサイクル由来の製品で樹種が特定できないものについては、D欄にN/A（該当なし）と入力。

- リスク分析：（1）インドネシアに自生しない種又は存在しない種については、その理由（文献リンク又は情報源のアドレス）とともに「NR」と入力又は、
（2）インドネシアで生育又は存在する種の場合は、その根拠（文献リンク又は情報源のアドレス）とともに「SR」と入力。

- リスク緩和結果記録：（1）違法に伐採又は取引された物品を原料として使用するリスクを軽減するための手法とデータを入力。
（2）リスク分析により、それがインドネシアにも自生する種である場合、その種がインドネシア固有のものではない確認をするために使用した手法とデータを含めて入力。

- リスク緩和の結果：（1）次のいずれかの事項に該当する場合は、「B」を入力。
1. 適切、かつ、裏付けられた正当性を伴うNRリスク分析結果と緩和結果メモ。
2. SRリスク分析結果及び緩和結果記録の結果は、この種が実際にインドネシア原産ではないと示している可能性がある。
（2）次の場合は「T」を入力。
a. NRリスク分析の結果については、正当化、適正化又は強化した緩和結果による裏付ができない。

5. E列（原産国）。SRリスク分析の結果緩和記録では、この種がインドネシア原産ではない事実を示せない。

解説：輸入する丸太の種類と一次木製品（製材品、単板及び木材チップ）の原産国を記入。

- i. 物品又は製品の原料が樹種判定できないリサイクル材である場合は、N/A（該当なし）を記入。

- リスク分析：（1）どの国にどの樹種が生育しているか確認（文献リンクのアドレスを用意）。
a. その国に当該商品又は製品の原料となる種の分布や個体群が存在する場合は、その根拠（文献・情報源のリンク先アドレス）とともに「NR」と入力又は
b. 商品又は製品の原料となる種が自生していない又は伐採国で発見できない種である場合は、その理由（文献・情報源のリンク先アドレス）とともに「SR」と入力。
（2）収穫国における違法伐採の発生に係る情報、特に輸入する種に係る情報をウェブサイト（<https://www.unep-wcmc.org>）で確認。
a. その国で一般的に違法伐採がない場合、「NR」とその根拠（リンクアドレス、文献又は情報源）を入力。
b. その国で一般的に又は関連する違法伐採が存在する場合、「SR」とその根拠（リンクアドレス、文献又は情報源）を入力。
（3）収穫国のリスクレベル：輸入業者は、利用可能な国際的な参照を使用して、収穫国のリスクレベルを確認。

リスク軽減結果のメモ：リスク緩和結果は、伐採者又は生産者の原産国により結論付けられた違法に伐採又は取

獲し、違法に取引された林産物の輸入リスクを軽減するために使用する手法とデータとともに入力する緩和メモにより、リスク分析の結果を強化できる。

リスク緩和結果：（１）次の場合は「B」を入力。

- a. NRリスク分析結果及び適切な緩和結果又は
- b. SRリスク分析の結果と緩和記録の結果は、木製品及びその派生品の原料の樹種が実際に伐採国に由来しているという事実を示している。

（２）次の場合は「T」を入力。

- a. NRリスク分析の結果は、適切かつ裏付けられた根拠及び軽減結果により裏付けられない。
- b. SRリスク分析結果、緩和メモの結果が記入されていない又はメモに記載されている手順や根拠が不正確若しくは不適切である場合は、製品の原料の樹種が実際に伐採国の由来であると示せない。

6. F列（原産地）

インドネシアに輸出される商品又は製品が丸太又は一次加工木製品（製材品、単板又は木材チップ）である場合は入力。

解説：インドネシアに輸出する丸太の伐採地域名（州、県）を入力。

- リスク分析：（１）州又は地方がその種の分布を持っている場合は、その根拠（文献リンク又は情報源のウェブアドレス）とともに「NR」を入力又は
- （２）その州又は県にその種の分布がない場合は、その根拠（文献リンク又は情報源のウェブアドレス）とともに「SR」を入力。

リスク緩和結果記録：丸太の樹種の原産地における適合性を検証するために使用した手法とデータに基づいてリスク緩和メモに結果を入力し、その州又は県にインドネシアに輸出する丸太の樹種があると結論できるようにする。

リスク緩和の結果：（１）次の場合は「B」を入力。

- a. 正当で適切、かつ、強化された緩和結果を伴うNRリスク分析の結果又は
- b. SRリスク分析の結果については、緩和記録の結果が州又は県に樹種の分布又は個体群の存在を示す。

（２）次の場合は「T」を入力。：

- a. NRリスク分析の結果は、正当化と適切かつ強化された緩和結果では裏付けられない。又は
- b. SRリスク分析の結果又は緩和記録の結果に手順の入力がないまま提出されたデータは、正当化は不正確又は不適切であるため、伐採国由来のものであると示せない。

7. G列（コンセッション保有者）

インドネシアに丸太を輸出する場合

解説：（１）コンセッション保有者又は伐採地の所有者の名前（所有権の証明の形式にすることができる）、インドネシアに丸太を輸出するコンセッション又は原産地の所有者の合法性証明の数と有効期限及びコンセッション許可証に基づいて入力。

（２）スキャンした所有権証明書又はコンセッション許可書をアップロード（最大1MB）。

リスク分析：（１）インドネシアに丸太を輸出するコンセッション保有者若しくは原産地の所有者の名前、数と有効期限及びコンセッションの合法性証明の発行者若しくは原産地の所有者が適切、かつ、有効である場合は「NR」を入力又は

（２）コンセッション保有者又は収穫原産地の所有者の名前、数と有効期間及びインドネシアに輸出する原料の原産地のコンセッション又は所有者の合法性証明の発行者が不適切、かつ、無効な場合は「SR」を入力。

（リスク）緩和結果記録：インドネシアに輸出される丸太の原産地のコンセッション又は所有者の適合性

と有効性を検証するために使用された手法及びデータに基づいて緩和記録の結果を入力できれば、州又は県にインドネシアに輸出する丸太の樹種があると結論付けられる。

- (リスク) 緩和結果： (1) リスク分析の結果が、適切で裏付けのある正当化及び緩和結果を伴うNRである場合は、「B」を入力又は
- (2) 次の場合は「T」を入力。
- a. NRリスク分析の結果は、適切、かつ、裏付けられた軽減結果により裏付けられない又は
 - b. SRリスク分析の結果とリスク軽減記録の結果は、インドネシアに輸出する丸太の利権又は元の所有者の合法性を示すことができない又は不適切若しくは不適合な事項に対して措置を講じていない。

8. H列 (伐採国又は製品原産国の当局による証明書)

解説：H列が合法性の証明を提出するための選択肢である場合は、次のように記入する。

- (1) 丸太及び一次加工木製品（製材品、単板及び木材チップ）又は丸太若しくは一次加工木製品以外の物品の生産者が所在する原産国当局からの証明書及び証明書の証明範囲について、伐採国当局により任命された州当局の証明書又はその有効期間を入力。
- (2) 権限がある証明書は英語で作成しなければならない。認証が英語以外の発行国の言語である場合は、英語に翻訳しなければならない。
- (3) 輸入物品が丸太又は一次加工木製品（製材品、単板及び木材チップ）である場合、当局の証明書には、輸入材が伐採国の法令に準拠している声明を含めなければならない。
 - 伐採許可に基づく伐採。
 - 伐採手数料の支払い。
 - 環境規則及び森林保護規則の遵守。
 - 森林周辺のコミュニティの権利への配慮。
 - 輸送書類の添付
 - 輸入物品の樹種がワシントン条約の付表に掲げられている場合は、ワシントン条約に基づく輸出許可を取得。
- (4) 輸入物品が丸太及び一次加工木製品（製材品、単板及び木材チップ）以外である場合、当局の証明書には、輸入した木材が生産国の法令に準拠している声明を含めなければならない。
 - 伐採許可による伐採。
 - 伐採手数料の支払い。
 - 環境規則及び森林保護規則の遵守。
 - 森林周辺のコミュニティの権利への配慮。
 - 輸送書類の添付。
- (5) 輸入木材が、F列のリスク分析でSRとなる原産国からのものである場合、当局の証明書は適用しない。
- (6) 輸入業者は、利用可能な国際的な参照を用いて収穫国のリスクのレベルを確認しなければならない。
- (7) 発行された証明書：政府機関、協会又は政府により承認された機関又は
- (8) 輸入物品の原料がリサイクル材である場合、リサイクル材に係る情報を含む認定機関の証明書又は測量協会（LS）の報告書。
- (9) 製品の原産国又は原産国当局から得た証明書をスキャンしてアップロード（最大1 MB）。

リスク緩和結果メモ：当局からの証明書の範囲及び当局からの合法性証明書の有効性を検証するために用いた手法及びデータに基づいた緩和記録の結果を入力し、州当局の証明書にインドネシアに輸出される木製品が含まれ、有効であると結論付ける。

9. I列（認証機関による証明書）

I列が合法性証明を提出するための選択肢である場合、次のように記入する。

- (1) 自主的な第三者認証スキームの名称、番号、認証の範囲及び認証機関による証明書の有効期間を記入。
- (2) 輸入業者は、認証スキームのウェブデータベースを通じて、検証でき認識できる第三者の証明書の有効性を確認しなければならない。
- (3) 輸入業者は、輸入する製品の証明書の主張が証明書の範囲内にある事実を確認しなければならない。
- (4) デューデリジェンスを実行するときに添付した第三者証明書の範囲内で輸入した製品は、証明書を請求して確認しなければならない。
- (5) インドネシアに輸出される物品が丸太であるときは、コンセッション保有者又は土地所有者の証明書を使用する。
- (6) 輸入製品が製材品、単板、木材チップなどの一次加工木製品又は二次加工木製品であるときの製品認証は、業界内で使用する。
- (7) スキャンした証明書のアップロード（最大1MB）。

リスク緩和結果ノート：第1項から第8項までの規定に定める証明書の範囲及び有効性を検証するために使用した手法及びデータに基づいて証明書の有効性を結果を示すリンクアドレスを含めてリスク緩和記録の結果を入力すると、インドネシアに輸出する木製品を含んだ有効な証明書であると結論付けられる。

10. J列（国別のガイドライン－CSG）

解説：合法性の証明を提出するためにJ列を選択したときは、国別ガイドライン（CSG）の国名を入力する。

緩和結果メモ：

11. K列（相互承認契約（MRA）国）

解説：合法性の証明を提出するために列Kを選択した場合は、相互承認契約（MRA）の国名を入力。

緩和結果メモ：

12. L列（FLEGTライセンス国）

解説：合法性の証明を提出するためにL列を選択したときは、FLEGT-VPAの国名を入力。

緩和結果メモ：

13. M列（輸出国規則の遵守）

インドネシアに丸太又は丸太以外の木製品を輸出するときは、M列に入力しなければならない。

- 解説：
- (1) 樹種及び製品の制限又は範囲を含む林産物貿易を規制する輸出国の規制の名称及び法令番号を入力。
 - (2) CITESに含まれる樹種の製品については、輸入時に添付する輸出国又は伐採国のCITESリストにその樹種が含まれている旨を入力しなければならない。
 - (3) 輸出国の規則に基づき、次の事項を入力。
 - a. 輸出する物品（製品及び樹種）が禁止されずに輸出国の規制に準拠している場合は、「適合」と入力。
 - b. 輸出する物品（製品及び樹種）が輸出国の規制に従っていない場合は、「不適合」と入力。

- 解説：（１）インドネシアに輸出する製品が輸出国の規制に適合していると結論付けられるように、使用した手法及びデータに基づく緩和結果メモを入力。
- （２）輸入貨物がCITESで規制されている物品である場合は、輸入実施時に輸出国又は収穫国からのCITES貨物であると明確に入力しなければならない。
- （３）正当な理由（文献又は情報源へのリンクのアドレス）を含めて入力。

14. 列N（原産国規則への適合）

インドネシアに輸出する物品が丸太、製材品、単板、木材チップなどの一次加工木製品の場合は必ず入力する。

- 解説：（１）木材取引及び林産物の伐採を規制する伐採国の規制の名称及び法令番号を記入。
- （２）輸入物品が CITESで規制されている場合、伐採国の CITES物品であると明確に記載しなければならない。
- （３）輸入業者が認証局の証明書を使用する場合は、次の事項を入力しなければならない。
- 伐採許可に基づいている。
 - 伐採料を支払っている
 - 環境規制及び森林保護を遵守している。
 - 森林周辺のコミュニティの権利に配慮している。
 - 輸送書類を完備している。
- （４）伐採国の規則に基づいて、次の事項を入力する。
- a. （１）から（３）までの情報により違法な丸太及び木製品の混入の可能性がなく、伐採国の規制に基づいて輸出する製品（原木及び樹種）が禁止されていないと判断できる場合は、「適合」と記入。
 - b. 輸出する製品（丸太及び樹種）が禁止されており、（１）から（３）までの情報により違法な丸太及び木製品が混入する可能性がある場合は、「不適合」と記入。
- （リスク）緩和結果メモ：（１）インドネシアに輸出する丸太、製材品、単板、木材チップなどの一次加工木製品が伐採国の規定に適合していると結論できるように、使用した手法とデータに基づいた緩和結果メモを入力。
- （２）輸入貨物の樹種がCITESの規制対象である場合、伐採国からのCITES貨物であると明記しなければならない。
- （３）正当な理由（文献又は情報源へのリンクアドレス）の情報を含めて入力。

3) 製造業者輸入識別番号 (API-P) 又は一般業者輸入識別番号 (API-U) を所持する
輸入業者用輸入申告書様式

製造業者輸入識別番号 (API-P) 所持者用輸入申告書
番号: (システムにより自動発行)

1. 輸入業者名 *):
2. 事務書所在地 *): 市
- 電話番号 Fax
- Email:
3. 工場所在地 *):..... 市
- 電話番号 Fax
- Email:
4. 木材加工事業許可又は産業用事業許可の番号:
5. 納税者番号 (NPWP) :
6. 製造業者輸入識別番号 (API-P) 番号 *):
- 発行日
7. 税関識別番号 (NIK) *)
8. 合法証明書 (S-Legalitas) 番号 (合法証明書 (S-Legalitas) が必要な場合)
9. デューデリジェンステスト実施日:
- 有効期限:s/d
- 有効期限:s/d
10. 荷揚港: (1) 州
- (2) 州
- (3) 州 等

本輸入申告書は、誠実に全責任を負って作成し、実施された輸入はデューデリジェンステストの結果に基づいており、違法な木材輸入ではない保証をするために、いつでも政府又は政府により任命された当事者による検査を受入れます。提出した情報に虚偽がある場合は、法律及び規制に基づく起訴及び制裁を受け入れます。

場所及び日付: (システムによる発行)

担当者署名***): (システムによる発行)

担当者名 ***): (システムによる発行)

職名

: Director (システムによる発行)

輸入申告番号 (システムによる発行)

バーコード (木材合法性認証システム (SILK))

注

*) システムによるデータ入力 (アクセス権の登録データから取得)。

**) 輸入業者社による記入: 複数の荷揚港を記入できる。

***) 担当者名を変更する場合は、事前に届出なければならない。

輸入申告書の付表

輸入申告書の付録 PT (システムによる発行)

No	デューデリジェンス番号	輸出業者名	林産物		樹種		原産国	輸出国	生産国	輸入量 (MT)
			物品の説明	関税番号 又はHSコード	俗名	学名				
1.			1.							
			2.							
			3. 等							

場所と日付 : (システムによる発行)
 責任者署名*** : (システムによる発行)
 担当者名 *** : (システムによる発行)
 職名 : Director (システムによる発行)

輸入申告番号 : (システムによる発行)

バーコード

(木材合法性認証システム (SILK) による発行)

注 : 輸入申告書附属書へのデータは、システムがデューデリジェンステストデータから取得して自動入力する。

5) 林産物の自己宣言の様式

林産物自己宣言 (DHHSM) 及び木製品の輸入申告

番号:

1. 自己宣言発行者名 (輸入業者) :
2. 自己宣言発行者所在地 (輸入業者) :
3. 輸出業者名 (シッパー) :
4. 輸出業者所在地 (シッパー) :

この林産物自己宣言は、申告した丸太又は木製品が次に該当する規定に基づいて持続可能性、合法性又はトレーサビリティの基準を満たしていることを宣言する。

No	物品の説明	関税番号又は HSコード	木材・木製品の種類		数量	重量 (MT)
			俗名	学名		
1.						
2.						
Dst.						

1. 輸入申告 (DI) 番号 :
2. 輸入承認 (PI) 番号 :
3. インボイス番号 *** :
4. 船荷証券 (B/L) 番号 :
5. インドネシア到着時刻 :
6. 荷揚港 :
7. 木材及び木製品の受取人氏名 *)
8. 木材及び木製品の受取人住所 *) :
9. 売上傳票の番号及び日付:
10. 丸太及び木製品の産地:
- 1) メーカー名 :
- 2) メーカー所在地 :
- 3) 物品の原産国又は伐採国
- 4) 合法性証明 **:
- a. FLEGTライセンス国 : (国名を記入)
- b. 国別ガイドライン (CSG) 国 : (国名を記入)
- c. 相互承認協定 (MRA) 国 : (国名を記入)
- d. 認証機関からの持続可能性、合法性又はトレーサビリティの証明書
 - 1) 製品の範囲 :
 - 2) 証明書番号 :
 - iii. 発行者名 :
 - iv. 有効期限 :
- e. 権限がある機関からの証明書
 - 1) 発行機関名 :
 - 2) 証明書番号 :
 - 3) 有効期限: :
 - 4) 積地 (港) :

私はこの自己宣言書を責任を持って誠実に作成し、政府又は政府が任命した関係者による検査をいつでも受ける用意がある。

IDR 10,000印紙税の発行場所と発行日

署名

氏名

場所

注:

*) 製造業者輸入識別番号 (API-P) のIDを使用する場合は、輸入業者の名称とアドレスを入力。

***) いずれか一つを選択

****) ウェブサイトのデータベースで確認できる第三者の証明書番号を含む。

6) 林産物の自己宣言に係る製造業者輸入識別番号 (API-P) 又は一般業者輸入識別番号 (API-U) 所持者のサンプル物品のデータ及び情報を提出する様式

サンプル物品のデータ及び情報の提出*)

番号 (システムによる発行)

1. 輸入業者名 :
2. 輸出業者 :
- 所在地 : 市
- 電話番号 Fax
- E-mail:
- 輸出業者の合法性 :
- 輸出国 :
3. 積地 (港) の名称と国名 :
- 1)
- 2) 等
4. インボイス番号 :
5. パッキングリスト番号 :
6. 輸入計画

No	製品の説明	HSコード (8桁)	輸入サンプル物品 (個数)		
			単価	重量 (MT)	輸入額 (US\$)
1					
2					
3	等				
合計					

番号 (システムによる発行)

表 サンプル物品のデータと情報

No.	原料		樹種	物品の 原産国	宣言書		物品の 写真	輸入計画 (MT)
	物品の 説明	税関番号 (8桁)	俗名及び 学名	原産国	輸出業者に よる宣言	輸入業者に よる宣言		
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)
1	[丸太]	Xxxxxx	[Oak] [Quercus alba] [...]	[Canada]				
2	[丸太]	Xxxxxx	[Sonokeling] [Dalbergia latifobia]	[Malaysia]				

7) 製造業者輸入識別番号 (API-P) 又は一般業者輸入識別番号 (API-U) 所持者の林産物自己宣言によるサンプル物品のデータ及び情報の提出に係るガイドライン

A. 輸入業者の合法性

- | | | |
|---------------|---|--|
| 1. 輸入業者名 | = | 輸入業者の会社名。 |
| 登録番号 | = | 輸入業者のアクセス権登録番号。 |
| 2. 輸出業者名 | = | インドネシアにサンプル物品を輸出する輸出会社名を入力。 |
| 輸出業者所在地 | = | 輸出会社の所在地を入力。 |
| 輸出業者の合法性 | = | a. ライセンス番号又は輸出業者としての登録及びその有効期限 (インドネシアの営業許可 (SIUP) 又は企業登録証明書 (TDP) 記載事項) を入力。
b. スキャンした合法性証明書をアップロード (最大 1 MB)。
c. 合法性の証明書が輸出国の言語である場合は、インドネシア語又は英語に翻訳しなければならない。 |
| 輸出国 | = | 輸出業者が所在する国の国名を入力。 |
| 3. インボイス番号 | = | 番号及び日付を入力 |
| 4. パッキングリスト番号 | = | 番号及び日付を入力 |
| 5. 積地港名及び国名 | = | 積地名及びサンプル物品をインドネシアに輸出する国の国名を入力。 |
| 6. 輸入計画 | = | 輸入するサンプル物品の数を入力 (物品の説明及びMT単位の量をHSコード別に入力) |

B. 輸入するサンプル物品の合法性

データ及び情報は、HSコード及び製品の原料を種類別サンプル物品別に入力。

1. A列 (数字) には、1 から始まるシリアル番号を入力。
2. B列 (物品の説明) には、輸入するサンプル物品の名称の説明を入力。
3. C列 (6桁の関税番号) には、林産物の輸入に係る規定を管理する通商大臣規則を参照し、輸入するサンプル物品の関税番号を入力。
 4. D列 (俗名及び学名)。
 - a. 輸入するサンプル物品の樹種の俗名及び学名を入力。
 - b. 複合製品の場合は、主要な樹種を三つ入力し、それぞれの樹種についてデューデリジェンステストを行う。
 - c. 種類が特定できないリサイクル品由来の製品の場合、D列には「N/A (該当なし)」を入力。
5. E列 (製品の原産国) には、製品の原産国を入力。
6. F列 (輸出業者の申告)
 - a. 輸入するサンプル物品は商取引の対象ではないと輸出業者が宣言した宣言書の番号と日付を入力。
 - b. スキャンした明細書をアップロード (最大 1 MB)。
7. G列 (輸入業者の申告)。
 - a. 輸入するサンプル物品は取引の商対象ではないと輸入業者が宣言した宣言書の番号と日付を入力。
 - b. スキャンした明細書をアップロード (最大 1 MB)
8. H列 (物品の写真)。

輸入する物品又はサンプルの写真のスキャンしてアップロード。

8) 製造業者輸入識別番号 (API-P) を所持している輸入業者のサンプル物品輸入申告書様式

製造業者輸入識別番号 (API-P) 所持者の輸入申告の例

番号 (システムによる発行)

1. 輸入業者名 *) :
2. 事務所所在地 *) : 市
- 電話番号 Fax
- Email:
3. 工場所在地 *): 市
- 電話番号 Fax
- Email:
4. 木材加工事業許可 (PBPHH) 又は産業事業許可 (PB Usaha Industri) 番号*)
5. 納税者番号 (NPWP) *):
6. 製造業者輸入識別番号 (API-P) *) :
- 発行日
7. 税関識別番号 (NIK) *)
8. 合法証明書 (S-Legalitas) 番号 (合法証明書 (S-Legalitas) が必要場合) *)
- : 有効期限
- : 有効期限
9. 荷揚港 : 州

この例の物品輸入申告は、申告者の責任により厳格に行われ、サンプル物品については商取引をしない確認がなされている。このため、いつでも政府又は政府が任命した当事者による検査を受け入れる。提出された情報に虚偽がある場合は、法律及び規則に基づく法的制裁を受ける。

場所及び日付: (システムにより発行)
担当者署名 ***) : (システムにより発行)
担当者名 ***) : (システムにより発行)
職名 : Direktor (システムにより発行)

輸入申告番号 (システムにより発行)

バーコード (木材合法性認証システム (SILK))

注

*) システムによるデータ入力 (アクセス権登録時のデータから取得)

**) 輸入業者により入力

9) 一般業者輸入識別番号 (API-U) を所持している輸入業者のサンプル物品輸入申告書様式

一般業者輸入識別番号 (API-U) 所持者の輸入申告の例
番号 (システムによる発行)

1. 輸入業者名 *) :
2. 事務所所在地 *) : 市
- 電話番号 Fax
- Email:
3. 登録保管場又は倉庫所在地 *) : 市
- 電話番号 Fax
- Email:
4. 登録保管場、倉庫管理証明
(倉庫登録証又は所有権証明書) *) :
5. 納税者番号 *) :
- 有効期限
6. 一般輸入識別番号 *) :
- 発行日
7. 税関識別番号 *)
8. 合法証明書 (S-Legalitas) 番号 (合法証明書 (S-Legalitas) が必要な場合) *)
- :有効期限.....
- :有効期限.....
9. 荷揚港 : 州

この例の物品輸入申告は、申告者の責任により厳格に行われ、サンプル物品については商取引をしない確認がなされている。このため、いつでも政府又は政府が任命した当事者による検査を受け入れる。提出された情報に虚偽がある場合は、法律及び規則に基づく法的制裁を受ける。

場所及び日付: (システムによる発行)
担当者署名***): (システムによる発行)
担当者名***): (システムによる発行)
職名 : Direktor (システムによる発行)

バーコード (木材合法性認証システム (SILK) による発行)

注

*) システムによるデータ入力 (アクセス権登録時のデータから取得)

**)輸入業者により入力

サンプル物品の輸入申告書付表

No.	輸入業者番号	林産物			樹種		物品の 原産国	合計数量 (個)	重量 (MT)	額 (US\$)
		物品の説明	税関番号又は HS コード		俗称	学名				
1.		1.								
		2.								
		3. 等								

場所及び日付: (システムによる発行)

担当者署名 ***): (システムによる発行)

担当者名 ***): (システムによる発行)

職名: Direktor (システムによる発行)

バーコード (木材合法性認証システム (SILK))

10) 一般業者輸入識別番号 (API-U) 所持者によるサンプル物品の輸入申告書様式

林産物輸入実績月報 (一般業者輸入識別番号 (API-U) 又は製造業者輸入識別番号 (API-P) の所持者) PT.

年: 月:

No.	デューデリジェンステスト番号*)	輸入業者*)		生産者*)		林産物の輸入										
		事業所名	国	事業所名	国	物品の説明*)	税関番号又はHSコード*)	計画*)重量**)	実績						当月までの実績**)	等月までの輸入在庫**)
									前月まで		当月		当月まで			
									重量**)	額(USD)	重量**)	額(USD)	重量**)	額(USD)		
1.																
2.																
Dst.																

注: *)システムによる自動入力。データは、デューデリジェンステストから取得。
 **)単位はMT。

11) デューデリジェンス及び輸入申告の実施のためのアクセス権申請書の様式

申請者のレターヘッド

文書番号 :
件名 : アクセス権の申請

親愛なるジャカルタの
持続可能な森林経営局長殿

私は、次のデータとステートメントによりデューデリジェンステストの実施及び輸入申告書作成のためのアクセス権を申請する。

申請者データ

- 申請の種類*) : 新規
 変更
- 輸入業者の種類*) : 合法証明書 (S-Legalitas) が必要な製造業者輸入識別番号 (API-P) 所持者
 合法証明書 (S-Legalitas) が不要な製造業者輸入識別番号 (API-P) 所持者
 合法証明書 (S-Legalitas) が必要な一般業者輸入識別番号 (API-U) 所持者
 合法証明書 (S-Legalitas) が不要な一般業者輸入識別番号 (API-U) 所持者

会社名 :
正確な所在地 :
郵便番号 :
電話番号 :
Fax番号 :
納税者番号 :
木材加工事業許可又は産業用事業許可の番号
:有効期限.....
輸入加工事業許可又は一般輸入事業許可の番号 *) :
税関識別番号 :
合法証明書 (S-Legalitas) 番号及び発行日 :
合法証明書 (S-Legalitas) の有効期限 :

附属資料6 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

V-LEGAL又はFLEGTライセンスの書類発行に係るガイドライン

A. このガイドラインの範囲には、次を含む。

1. 参照事項、申請手順、発行、延長、交換、キャンセル、修正、発行手数料、一般要件、様式、署名及びスタンプの原本の配送、特別規定、HSコード並びに記入ガイド様式。
2. V-Legal文書の発行申請、発行、延長、交換、キャンセル、修正、公開及び報告（管理する部局は、林産物加工マーケティング局のライセンス情報ユニット（LIU））。

B. V-Legal又はFLEGTライセンス書類の発行手順

1. 一般要件

- a. 輸出申請があった製品は、許可及び証明書の範囲並びに積地に適合している。
- b. 輸出業者は、林産物加工活動事業承認（POKPHH）の範囲にある合法証明書（S-Legalitas）又は持続的森林経営証明書（S-PHL）をすでに取得している。
- c. サプライヤーは、私有林又は経営権により生産した人工林林産物に係る持続的森林経営証明書（S-PHL）、合法証明書（S-Legalitas）又は林産物の自己宣言をすでに取得している。
- d. サプライヤーは輸出する製品がCITESリストに含まれる樹種原料から製造されている場合、合法証明書（S-Legalitas）又は持続的森林経営証明書（S-PHL）を取得しなければならない。
- e. 独立評価認証機関（LPVI）は、輸出業者が最大断面積3,500mm²の木材加工業者又は木材業者から入手したパネル又は紙を使用する場合、原料が認証材由来であること又は木質林産物の権利のために林産物の自己宣言書を発行していることを保証する。
- f. V-Legal又はFLEGTライセンスは、発見された木材、没収された木材又は腐敗した木材に由来する競売材又はその製品には発行できない。

2. 認証申請

- a. 輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請書を、提出又は署名して責任を負う役員を法人代表者名の決定書又は委任状により明らかにして発行機関に登録する。
- b. 輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請書に必要事項を記入し、次のものを添えて発行機関に提出する。
 - 1) 請求書及びパッキングリストの写しで、その内の少なくとも一つには輸出する商品の送料に係る情報が含まれていなければならない。
 - 2) 貿易が制限されている製品の貿易を許可するCITES関係文書。
 - 3) 発行される文書に対応するスタッフィング（コンテナ詰め）作業を行う場所の地理的座標の情報を含む製品の写真。

3. 輸出業者向けV-Legal又はFLEGTライセンス書類発行の認証

- a. 輸出業者による出荷
 - 1) 木材移動報告書 (LMK) 文書又は在庫報告書の写し。
 - 2) 製品注文の文書又はリスト。
 - 3) 輸出する木材、木製品及びその派生品に係るサプライヤーからの輸送書類の写し及び持続的森林経営証明書 (S-PHL) 若しくは合法証明書 (S-Legalitas) の写し又は林産物の自己宣言書。
 - 4) 請求書又はパッキングリストの写しで、そのうちの少なくとも一つには輸出する商品の関税品目に係る情報が含まれていなければならない。
 - 5) 貿易が制限されている製品の貿易を許可するCITES関係文書。
 - 6) 発行する文書に対応し、発行機関により確認済のスタッフィング作業を行う場所に係る地理的座標の情報を含む製品の写真。
- b. 木材移動報告書 (LMK) 又は在庫報告書は、毎月発行機関に送付する。送付した木材移動報告書 (LMK) 又は在庫報告書は、初期在庫をバランスシート上の最初の記録とし、翌月は輸送書類の写しと持続的森林経営証明書 (S-PHL)、合法証明書 (S-Legalitas) の写し又はサプライヤーからの林産物の自己宣言書と照合した後、在庫の調整に用いる。発行機関は、木材移動報告書 (LMK) 又は在庫報告書のデータ並びに輸送文書の写し及び持続的森林経営証明書 (S-PHL)、合法証明書 (S-Legalitas) 文書のコピー又は供給業者からの林産物の自己宣言との間に矛盾がある場合、事前に説明を要求し、必要に応じてサンプリングによる実地調査を実施できる。
- c. 木材在庫に係る供給データを更新するために、サプライヤーから受領した輸送書類の要約を定期的に発行機関に送信する。この要約には、木製品の種類、樹種及び持続的森林経営証明書 (S-PHL) 番号、合法証明書 (S-Legalitas) 番号又はサプライヤーからの林産物の自己宣言に係る情報が含まれていなければならない。
- d. 発行機関は、必要に応じてサプライヤーからの情報とは別に、輸送書類の原本及び持続的森林経営証明書 (S-PHL)、合法証明書 (S-Legalitas) 書類又は林産物の自己宣言を要求できる。
- e. 林産物加工過程で生じた廃棄物に由来する木材、競売材以外の木くずを含む丸太、使用済みの丸太、古材由来の製品を受領する輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行のために次のいずれかを要求できる。
 - 1) 丸太の林業担当部門からの木材の使用の記録。
 - 2) 森林局又は村若しくは集落の役人からの丸太以外の製品に係る記録。
- f. 発行機関は、V-Legal又はFLEGTライセンス文書の発行を検証するときにサンプリングによる輸出製品の実地検査を実施する場合がある。
- g. 発行機関は、生産工程における歩留り及び原料の供給量と使用量との整合性を考慮して木材在庫量データを作成する。木材の在庫データは、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を検証するための基礎データとして使用する。

C. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行

1. 木材合法性認証システム (SILK) によるV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行メカニズム
 - a. 発行機関は、申請書の受領から遅くとも3日 (暦日) 以内に、申請要件の完全な充足を確認し、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を決定する。

- b. 発行機関は、V-Legal又はFLEGTライセンス発行申請の検証の結果を「不適合」と判定した場合は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行せずに輸出業者と局長に不適合報告書を提出する。
- c. 前項の不適合報告書で不適合と報告があった事項は、申請書の受領から3営業日以内にV-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行しない理由として適用する。
- d. 発行機関は、局長にライセンス情報ユニット（LIU）を通じて決定の日から24時間以内に不適合報告書を提出する。
- e. V-Legal文書又はFLEGTライセンスは、林産物の輸出規定に係る法律及び規制の対象になっていない合法証明書（S-Legalitas）をすでに取得している輸出業者の林産物に対して発行できる。
- f. 輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを使用している場合、輸出申告書（PEB）を発行機関に提出し、輸出が成立しなかった場合はキャンセルを申請してV-Legal文書又はFLEGTライセンスを確保しなければならない。
- g. 輸出業者は、発行機関にV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行日から30日（暦日）以内に輸出申告書（PEB）の写しを提出する。輸出業者がV-Legal文書又はFLEGTライセンスを使用した証明として輸出申告書（PEB）の写しを提出しない場合は、輸出業者が要求された輸出申告書（PEB）を提出するまで、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行サービスを停止する。
- h. 発行日から30日（暦日）以内に使用が確認できないV-Legal文書又はFLEGTライセンスは、3日（暦日）以内に発行機関がキャンセルする。
- i. 発行機関は、輸出申告書（PEB）の要約を作成し、毎月10日までに林産物合法性の検証に係る情報を管理するライセンス情報ユニット（LIU）に報告する。
- j. 事務局長は関係規則に基づき、輸出実施報告書を商務省輸出入申告システム（INATRADE）（<http://inatrade.kemendag.go.id>）に提出しない輸出業者に対するV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を一時停止するよう局長を通じて発行機関に要請できる。V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行は、輸出業者が発行機関に輸出実施報告書を提出した後に実施できる。
- k. 発行機関及び輸出業者は、印刷されたV-Legal又はFLEGTライセンス文書が完全であること、明確であること及び正確であることを保証する。
- l. 所管官庁（CA）が受付けた文書又はソフトウェアから印刷されたFLEGTライセンスのデータは、木材合法性情報システム（SILK）（<http://silk.menlhk.go.id>）のデータとは異なるため、輸出業者はV-Legal文書又はFLEGTライセンスのデータを変更できない。
- m. 有効なFLEGTライセンスに係る情報は、木材合法性認証システム（SILK）に記録されている。FLEGT管轄当局（CA）は、木材合法性認証システム（SILK）にオンラインでアクセスできるため、出荷データに応じて、紙に印刷したFLEGTライセンス若しくは請求書、パッキングリスト付きのソフトウェア又は船荷証券（B/L）の情報の整合性を直接確認し、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの信憑性を確認できる。
- n. V-Legal文書又はFLEGTライセンスは、一通につき一件の輸出申告書（PEB）の提出に使用できる。
- o. 各貨物の仕向け国の税関からの差し戻しは、輸入業者の責任とする。

2. 不可抗力の条件下におけるV-Legal又はFLEGTライセンス文書の発行

- a. 国内の不可抗力には、次を含む。

- 1) 洪水、地震、土砂崩れ、その他の自然災害。
 - 2) 火災、停電、機器の盗難。
 - b. 自然災害による不可抗力の発生は、権限のある職員が宣言するが、火災と盗難は、林産物加工流通課の課長が発する文書により発行機関、輸出入申告承認システム（INATRADE）を管轄する商務省、通関ポータルサイト（INSW）を管轄する通関ポータルサイト（INSW）管理庁及び管轄当局又は相手国の管轄当局に伝達する。
 - c. 不可抗力が国内又は輸出相手国で発生したときは、発行機関は最初に林産物の合法性認証情報を管理するライセンス情報ユニット（LIU）と確認及び調整をし、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの延長、交換又は修正を決定した後、声明書を発行できる。
 - d. C号の規定に定める声明書は、国内又は相手国での不可抗力の発生の真実を記載する。
 - e. 発行機関は、検証の結果、不可抗力の理由が許容できると証明された場合、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを延長、交換又は修正できる。不可抗力の理由の真実が証明できない場合、発行機関はV-Legal文書又はFLEGTライセンスを延長、交換又は修正ができない
 - f. 検証の結果、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの有効期間の満了、輸入業者、相手国、積卸し港の変更につながる可能性のある不可抗力事由が真実であると証明できた場合、発行機関は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを延長し、修正できる。
 - g. 不可抗力の条件下での手動又は電子的手段による V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行に係るさらなる規定は、関連機関と調整する。
3. 合法証明書（S-Legalitas）を所持する製造業者輸入識別番号（API-P）又は一般業者輸入業者番号（API-U）の所持者による輸入原料又は輸入製品の返品のためのV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行。
- a. 当該輸入製品は、製造業者輸入識別番号（API-P）所持者の産業ニーズを満たすために輸入した原料又は一般業者輸入業者番号（API-U）所持者による貿易活動において輸入した製品である。
 - b. 当該輸入製品は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を要求した製造業者輸入識別番号（API-P）所持者の業界のニーズに適合しない又は一般業者輸入識別番号（API-U）所持者の注文に適合しない輸入物品である。
 - c. 製造業者輸入識別番号（API-P）又は一般輸入事業（API-U）許可の所持者は、輸入書類と返品理由を証明して、輸入した原料又は製品の返品を目的とするV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請を提出する。
 - d. 発行機関は、輸入した原料又は製品を返品する目的の正確性を確保するために、製造業者輸入識別番号（API-P）又は一般業者輸入識別番号（API-U）の所持者が提出した証拠を検証し、V-Legal文書又はFLEGTライセンス文書を発行する。検証結果は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を決定する基礎とする。
 - e. 発行機関は、輸入した原料又は製品を返品するためのV-Legal文書又はFLEGTライセンス文書の発行を決定する前に、必要に応じて現地調査を実施できる。
 - f. 発行機関は、輸入原料及び製品の返品理由の正当性に係る検証結果が受け入れられない場合、輸入した原料又は製品を返品するためのV-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行しない。

- g V-Legal文書又はFLEGTライセンスは、輸入した原料又は製品の最大量を輸入書類（輸入申告書（PIB）、パッキングリスト及びインボイス）に基づいて、返送先に送付する。
- h 検証結果は、発行機関から林産物合法性認証情報を管理するライセンス情報ユニット（LIU）に遅くとも3日（暦日）以内に提出する。

D. V-Legal又はFLEGTライセンス書類の有効期限の延長

1. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの有効期限の延長は、輸送手段がインドネシアの税関地域を離れた後に不可抗力、輸出業者の制御が及ばないその他の正当な原因が生じた場合に行える。
2. 発行機関は、輸送手段がインドネシアの税関の管轄領域からの離脱を条件に、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの有効期間が満了した後、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの有効期限を最大4か月間延長できる。
3. 不可抗力又は輸出業者の制御が及ばないその他の法的原因によりV-Legal文書又はFLEGTライセンスの最初の延長が完了していない場合、発行機関は林産物の合法性認証情報を管理するライセンス情報ユニット（LIU）と確認及び調整した後にV-Legal文書又はFLEGTライセンスの有効期限の延長を決定するための声明書を発行できる。
4. 発行機関は、延長理由の正当性の検証結果が受け入れられない場合、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの有効期限の延長をしない。
5. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの更新申請は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの有効期間が満了する7日（暦日）前までに行う。
輸出業者は、不可抗力又は輸出業者の制御が及ばないその他の正当な原因が発生した場合、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの有効期間が満了してから30日以内にV-Legal文書又はFLEGTライセンスの延長を申請できる。
6. 輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの5枚目のシートをハードコピー又はソフトコピーの形式で添付し、延長の理由を含むV-Legal文書又はFLEGTライセンスの延長申請書を提出する。
7. V-Legal文書又は更新したFLEGTライセンスには、V-Legal文書又は延長したFLEGTライセンスと同じ情報と参照が含み、ボックス18の木材合法性認証システム（SILK）オンラインを介して「検証済み」とマークされていなければならない。

E. 紛失又は損傷によるV-Legal文書又はFLEGTライセンスの交換

1. 輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの1枚目又は2枚目のシートに破損又は紛失があった場合、5枚目のシートを添付して交換の理由を記載したV-Legal文書又はFLEGTライセンスの交換申請書を作成し、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの交換を申請できる。
2. 発行機関は、交換理由が正当か検証する。
3. 発行機関は、確認を行い交換の理由が受け入れられた後、交換申請書の受領から24時間以内に交換用のV-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行し、林産物の合法性認証情報を管理するライセンス情報ユニット（LIU）に報告する。
4. 交換用のV-Legal文書又はFLEGTライセンスには、交換したV-Legal文書又はFLEGTライセンスと同じ情報と参照を含み、ボックス18の木材合法性認証システム（SILK）を介し「代替ライセンス」と表示されていなければならない。
5. 交換用のV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行により、紛失又は破損したV-

Legal文書又はFLEGTライセンスは無効とする。

6. 発行機関は、交換理由の正当性の検証結果が受け入れられない場合、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを交換できない。

F. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの取消し

- 1) 取消しは、次の場合に実施する。
 - a. 発行日から30日（暦日）を経ても輸出に使用されないV-Legal文書又はFLEGTライセンス。
 - b. 商品がインドネシアの税関の管轄領域を離脱する前に、最新のパッキングリスト又は請求書文書に基づいて、輸出業者からのデータ及び情報の変更提案があるV-Legal文書又はFLEGTライセンス。
 - c. 輸出のキャンセル又は中止のために使用しないV-Legal文書又はFLEGTライセンス。
 - d. 目的国に到着する前に紛失した商品に使用したV-Legal文書又はFLEGTライセンス。
- 2) 輸出のキャンセル又は中止が発生した場合、輸出業者は、その理由を述べてV-Legal文書又はFLEGTライセンスのシート1、2、3、5及び7を添付して、直ちにV-Legal文書又はFLEGTライセンスの取消しを発行機関に伝えなくてはならない。
- 3) 輸出品を目的国に到着する前に紛失した場合、V-Legal文書又はFLEGTライセンスのシート5は発行機関に返送する。ただし、輸出を中止したときは、この限りではない。
- 4) 商品の部分的な紛失が生じた場合、必要に応じて輸出業者が提出した書類の確認に基づく発行機関による声明書を作成しなければならない。
- 5) 発行機関は、輸出の不成立の正当性を検証しなければならない。
- 6) 検証結果が輸出の不成立を示した場合、発行機関は取消しの報告の受領から3日（暦日）以内にV-Legal文書又はFLEGTライセンスを取消し、林産物の合法認証の情報を管理するライセンス情報ユニット（LIU）に報告する。
- 7) 出荷した商品に係る輸出業者による発行機関へのV-Legal文書又はFLEGTライセンスの取消申請は、木材合法性認証システム（SILK）のデータが失われ、FLEGT管轄当局（CA）が受領する印刷されたFLEGTライセンスの検証ができなくなるため認められない。
- 8) V-Legal文書又はFLEGTライセンスに含まれる情報は、請求書、パッキングリスト（P/L）及び船荷証券（B/L）に記載している情報に適合していなければならない。適合していない情報がある場合は、輸送手段がインドネシアの税関の管轄地域を離脱する前に、発行機関はV-Legal文書又はFLEGTライセンスを取り消して、新しいライセンスを再発行しなければならない。

G. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの修正

1. 修正とは、輸送手段がインドネシアの税関の管轄領域を離脱した後に実行されるV-Legal文書又はFLEGTライセンスの修正をいう。
2. V-Legal文書又はFLEGTライセンスは適用される規制に基づき、輸入業者、相手国、荷降ろし港を輸出申告書（PEB）の修正覚書により輸送手段がインドネシアの税関の管轄領域を離れてから30日以内に行う。
3. 修正したV-Legal文書又はFLEGTライセンスは、ボックス18に「重複」とマークされ、古い番号を維持する。

4. 修正申請書は、輸出業者が次のものを添付して発行機関に提出しなければならない。
 - a 最初の輸出申告書（PEB）の写し。
 - b 税関による輸出申告書（PEB）訂正承認。
 - c インドネシアの税関の管轄領域から離脱する輸送手段の証明。
5. V-Legal文書又はFLEGTライセンス文書の修正は、発行機関から林産物加工マーケティング開発担当部長に報告する。
6. 相手国の変更に係るV-Legal文書又はFLEGTライセンスの番号付けは、新しい相手国のコードに基づいて変更する。

H. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行手数料

1. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行費用は、輸出業者に請求する。
2. 中小零細企業（UMKM）向けのV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行は、政府又はその他の正当な情報源が催促する場合がある。

I. V-Legal 文書又はFLEGT ライセンスの一般的要件

1. V-Legal又はFLEGTライセンス及びこれらの添付書類を紙又は電子形式で文書化する。
2. 輸出相手国に応じて、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを紙の形式で印刷又は電子的に発行する。
3. 輸出相手国がV-Legal文書又はFLEGTライセンスを電子ライセンスで適用する場合、木材合法性認証システム（SILK）オンラインはV-Legal文書又はFLEGTライセンスを電子文書の形式で配布する。
なお、電子ライセンスに係る規定は、追加する予定である。
4. V-Legal又はFLEGTライセンス文書は、輸出先国が電子ライセンスを導入していない場合、指定された様式により白紙に印刷する。
5. 英語を使用した V-Legal又はFLEGTライセンスの文書を英語で作成するときは、樹種の製品説明及び商品名を含む樹種の学名の記載を除き、改ざん防止のために発行機関以外は記入できない方法で全て大文字を使用（例えば、樹種が「チーク」の場合は、「Teak」と記入する）し、削除、上書きなどによる変更は認められない。
6. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの記入方法は、文書作成ガイドに基づいて行う。
7. V-Legal文書又はFLEGTライセンスは、林産物の合法性認証情報を管理する合法性情報ユニット（LIU）に登録している発行機関の職員が署名し（電子署名の形式も可）、通常のスランプ、エンボススランプ又はスランプを印字したシールを使用して発行機関のスランプを示す。
8. 複数の種類の製品を輸出する場合、V-Legal文書又はFLEGTライセンスには、物品の説明、関税表題、一般名及び学名、収穫国、収穫国のISOコード、体積（m³）、正味重量（kg）並びにユニット数などの情報又は詳細な製品情報を含む添付ファイルが必要である。
9. 添付ファイルは、V-Legal又はFLEGTライセンスの文書に不可欠であり、V-Legal又はFLEGT ライセンス文書と同じ仕様で、署名及び捺印がなされる。
10. V-Legal文書又はFLEGTライセンスは、発行日から4か月間有効である。
11. 電子形式のV-Legal又はFLEGTライセンスの文書は、発行機関がオンラインで

木材合法性認証システム（SILK）に送信し、(a)商務省輸出入申告承認システム（INATRADE）、(b)通関ポータルサイトであるインドネシア国家シングルウィンドウ（INSW）システムを介してインドネシア税関当局及び必要に応じて(c)輸出相手国の管轄当局に転送する。

J. 未記入の V-Legal又はFLEGTライセンス文書の様式

- 1) 未記入のV-Legal又はFLEGTライセンス文書とその添付書類は、標準A 4サイズの用紙を使用し、SVLKマークがエンボス加工され、透かしとエンボス加工が施された添付ファイルの様式もより印刷する。
 - 2) 発行機関及び輸出業者は、V-Legal又はFLEGTライセンスの文書の全部又は一部に係る情報及びデータを普通紙に印刷できない。
1. 紙の形式のV-Legal又はFLEGTライセンスは、次により7部作成する。
 - a. 1枚目（白色）：相手国の管轄当局用。
 - b. 2枚目（黄色）：相手国の税関用。
 - c. 3枚目（白色）：輸入業者向け。
 - d. 4枚目（白色）：発行機関用。
 - e. 5枚目（白色）：輸出業者向け。
 - f. 6枚目（白色）：ライセンス情報ユニット（LIU）を管理する部署用（必要な場合）。
 - g. 7枚目（白色）：インドネシア税関用（必要な場合）。
 2. V-Legal又はFLEGTライセンスの文書の1枚目、2枚目及び3枚目のハードコピー若しくはソフトコピー又は輸出業者が輸入業者に提供する確認番号（バーコード）と、相手国の管轄当局（CA）及び税関に提出する出荷に係る文書。
 3. 欧州連合及び英国に輸出する場合は、V-Legal又はFLEGTライセンスの文書の1枚目から3枚目を電子的に提出できる。
 4. V-Legal又はFLEGTライセンスの文書の6枚目をソフトコピーでライセンス情報ユニット（LIU）に提出する。

K. 署名及びスタンプの交付

1. 発行機関は、発行機関として指定されてから7日（暦日）以内に、V-Legal文書又はFLEGTライセンスに署名する役員のリスト、署名及びV-Legal文書発行者又はFLEGTライセンスのスタンプの見本をライセンス情報ユニット（LIU）に提出する。
2. 林産物の合法性認証情報を管理するライセンス情報ユニット（LIU）は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスに署名した役員のリストに係る情報、役員の署名の見本及び必要に応じて発行機関のスタンプを輸出相手国の当局に提供できる。

L. 特別規定及び協力制度

- 1) 協カスキーム
 - a. インドネシア並びに欧州連合及び英国は、FLEGT-VPAを通じてV-Legal文書をFLEGTライセンスとして適用する。
 - b. インドネシアと欧州連合及び英国以外の国は、協カスキームに合わせてV-Legal文書の適用を調整する。

- 2) FLEGT ライセンスは、フランスが管理する海外領土諸国、すなわちレユニオン、グアドループ、仏領ギアナ、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、マヨット、マルティニーク、サンマルタン、サンピエールミクロン、サンバルテルミー、ウォリスフツナへの輸出に対しても発行する。フランス管轄当局のアクセス権は、これら11か国を含む。
- 3) V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行に係る説明の提出
 - a. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの実行に係る問題が生じた場合、林産物の合法性認証の情報を管理するライセンス情報ユニット (LIU) は、輸出相手国の当局に説明を提供できる。
 - b. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行に係る相手国当局への説明の提供は、ライセンス情報ユニット (LIU) に限り実施できる。
 - c. ライセンス情報ユニット (LIU) の説明は、輸出業者又は発行機関からの文書で裏付けして補足できる。
 - d. 輸出相手国からの説明は、林産物の合法性認証情報を管理するライセンス情報ユニット (LIU) に対して行う。

M. 関税番号又はHSコード

- 1) 木材合法性認証システム (SILK) オンラインは、木材から作られ、輸出業者が要求する場合又は合法性の証明として輸入業者が要求している場合に限り、関連する貿易大臣規則に規定されている以外のHSコードを付与している輸出製品のV-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行できる。
- 2) 次の条件にある場合、附属書1 Aに記載していない前項のHSコードを適用したFLEGT-VPAは、欧州連合 (EU) 及び英国への輸出に係るFLEGTライセンスを発行できない。
 - a. 発行する輸出書類は、FLEGTライセンスではなくV-Legal文書とする。
 - b. 印刷したV-Legal文書には、ボックスA (欧州連合ではない) に相手国の国名を表示し、ボックスB (FLEGTという単語なし) には空白を表示する。
 - c. 輸出物品が附属書1 A FLEGT-VPAのリストに掲げられている製品 (HSコード) 又はリストに掲げられていない製品 (HSコード) で構成されている場合、全ての輸出書類 (インボイス、パッキングリスト (P/L)、船荷証券 (B/L) 及びFLEGTライセンス) は分離する。
- 3) HS 9403の木製家具の輸出については、次の場合、HSコードを使用してV-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行できる。
 - a. 完成した組立てて (セット形式で) 輸出するもの。
 - b. 組立てられていない (分解されている) が、完成品を成形する際に継手 (ボルト、ナット、ペグ、組み立てガイド又は図面、ほぞ穴等) を備えた形で輸出されるもの。
- 4) HS 9403.91の木製家具部品又は構成部品の輸出については、部品又は構成部品が形状を変更しないで完成品に限り使用できる証明をしなければならない (例えば、ボルト、ナット、ペグ、組み立てガイド又は図面、ほぞ穴などを装備)。
- 5) 上記の要件を満たさない木製家具の輸出は、家具原料として分類する (第44類)。
- 6) 輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を申請する前に、輸入業者に連絡して関税番号又はHSコードの記述が正確であるかクロスチェックしなければならない。
- 7) 関税番号又はHSコードとは、インドネシア関税台帳 (BTKI) 又は世界税関機

構（WCO）に該当するものをいう。

- 8) HSコードの係る理解については、次の点に注意しなければならない。
- a 木製のボウル、木製まな板及び同様の物品については、以前はHS 4420（手工芸品又は装飾品）に分類していたが、今後はHS 4419に分類する。
 - b 鏡のない木製フレーム（ガラス鏡）は、HS 4414に分類し、FLEGTライセンスを使用しなければならない。木製フレームの有無にかかわらず、ガラスミラーはHS 7009に分類するため、FLEGTライセンスは必要ない。
 - c 一脚、二脚、三脚（Monopods, bipods, tripods）及び類似の物品にはHS 9620.00が適用されるので、FLEGTライセンスは必要ない。

訳注：HS 9620：一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

この項には、無作為の動き（random movement）を抑えるため、カメラ、ビデオカメラ、精密機械等の支持具として使用される一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品を含む。（財務省、『実行関税率表解説』）

N. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請様式

<レターヘッド> 番号:

件名: V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請

<発行機関名> On Site

私はここに、次のV-Legal 文書又はFLEGTライセンスの発行を申請する。

会社名:.....

合法証明書 (S-Legalitas) 番号:.....

合法証明書 (S-Legalitas) の有効期限:

輸入業者名 :.....

輸入業者所在地 :.....

目的国 : <国コード> - <国名>....

積み地 : <港コード> - <港名>

荷揚港.....

<港コード> - <港名>.....

輸送手段.....

<輸送陸/海/空>

総個数..... 個

総材積 1)..... m³

総重量 1)..... kg

総金額 2)..... USD

インボイス番号 :.....

インボイスの日付 :.....

積み込み (スタッフィング) 予定日:

積み込み (スタッフィング) 場所:.....

その他の情報⁵⁾ :.....

申請物品の説明³⁾:

a. HSコード :.....

商品の説明:.....

樹種 4) : <樹種名>.....

伐採国 4)..... <国コード> - <国名>

個数..... 個

材積 1)..... m³

重量 1)..... kg

額 2)..... USD

備考:.....

b. HSコード :.....

商品の説明:.....

樹種 4) : <樹種名>.....

伐採国 4)..... <国コード> - <国名>

個数..... 個

材積 1)..... m³

重量 1)..... kg

額 2)..... USD

備考:..

c.

これは、正しい情報を記載した V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を申請する文書である。

<場所、日付>

<担当者の署名及び社印>

1. V-Legal文書発行ガイドラインの付属書5に基づき記入。
2. FOBの値を入力。
3. 輸出商品の記載数に応じて作成。
4. 複数の記載が可能で、区切りには改行を使用。
必要に応じて、ボックス17のV-Legal文書に含むその他の情報を入力（例：請求書番号、パッキングリスト）。

不適合報告書の様式

不適合報告書
V-Legal又はFLEGTライセンスの文書発行審査結果
(不適合報告番号)

1. 発行機関のID :
 - a. 機関名 :
 - b. 認定番号 :
 - c. 所在地 :
 - d. 電話番号 :
 - e. E-mail :
 - f. 審査員:
2. 輸出業者のID :
 - a. 許可証所持者氏名:
 - b. 営業許可番号 産業許可:
 - c. 取扱許可容量 :
 - d. 工場所在地 :
 - e. 電話番号又はE-mail:
 - f. 担当者 :

3. 不適合報告

.....月.....日の審査結果により、次の不適合が検出された:

.....

.....	不適合報告書を発行する理由と決定を記入
.....	

.....

担当者
(担当者氏名) (場所)
署名時刻 :

公開概要様式

V-Legal又はFLEGTライセンスの文書及び不適合報告書に係る公開の概要
....年....月
(公開概要報告番号)

1. 発行機関のID
 - a. 発行機関名 :
 - b. 認定番号 :
 - c. 所在地 :
 - d. 電話番号 :
 - e. E-mail :
 - f. 審査員 :
2. V-Legal又はFLEGTライセンス書類及び不適合報告書発行の概要:
- 3.

No.	審査対象者	V-Legal又は FLEGTライセ ンスの申請数	審査結果	
			適合数	不適合数

合計審査件数 :

合計申請件数 :

V-Legal又はFLEGTライセンス発行件数 : (合計報告書数)

公開する不適合 :

公開概要報告番号は、V-Legal文書番号のガイドに基づき、次の例のように入力する: 00.JAN-MAR.001/RKP

【V-LEGAL文書の様式】



A.		B.		
ORIGINAL FOR THE COMPETENT AUTHORITY	1 Issuing authority Name Address Authority registration number		2 Importer Name Address Country of destination and ISO Code Port of loading Port of discharge Value (USD)	
	3 V-Legal/ licence number		4 Date of Expiry _____	
	5 Country of export		7 Means of transport	
	6 ISO Code			
	8 Licensee Name Address		ETPIK Number: N.A. Tax Payer Number	
	9 Commercial description of the timber products		10 HS-Heading	
	11 Common and Scientific Names		12 Countries of harvest	13 ISO Codes
	14 Volume (m3)	15 Net Weight (kg)	16 Number of units	
	17 Distinguishing marks			
	18 Signature and stamp of issuing authority Name Place and date			

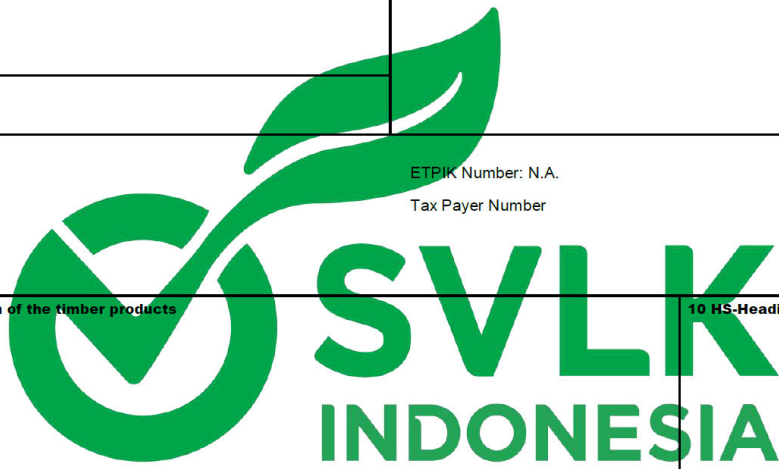




A.		B.		
SALINAN FOR CUSTOMS AT DESTINATION	2	1 Issuing authority Name Address Authority registration number	2 Importer Name Address Country of destination and ISO Code Port of loading Port of discharge Value (USD)	
		3 V-Legal/licence number	4 Date of Expiry <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>	
		5 Country of export	7 Means of transport	
		6 ISO Code		
		8 Licensee Name Address	ETPIK Number: N.A. Tax Payer Number	
		9 Commercial description of the timber products	10 HS-Heading	
	2			
		11 Common and Scientific Names	12 Countries of harvest	13 ISO Codes
		14 Volume (m3)	15 Net Weight (kg)	16 Number of units
		17 Distinguishing marks		
	18 Signature and stamp of issuing authority Name Place and date			



A.		B.		
3 SALINAN FOR IMPORTER	1 Issuing authority Name Address Authority registration number		2 Importer Name Address Country of destination and ISO Code Port of loading Port of discharge Value (USD)	
	3 V-Legal/ licence number		4 Date of Expiry <input type="text"/>	
	5 Country of export		7 Means of transport	
	6 ISO Code			
	8 Licensee Name Address		ETPIK Number: N.A. Tax Payer Number	
	9 Commercial description of the timber products		10 HS-Heading	
	11 Common and Scientific Names		12 Countries of harvest	
			13 ISO Codes	
	14 Volume (m3)	15 Net Weight (kg)	16 Number of units	
	17 Distinguishing marks			
18 Signature and stamp of issuing authority Name Place and date				

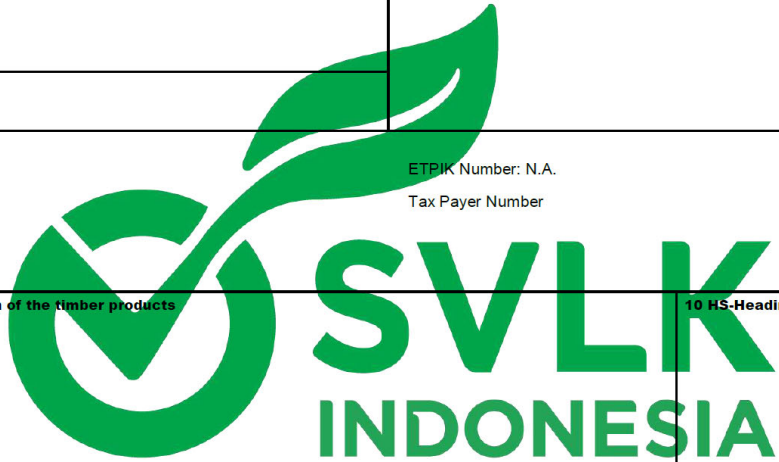




A.		B.	
SALINAN FOR THE LICENSING AUTHORITY	4	1 Issuing authority Name Address Authority registration number	2 Importer Name Address Value (USD)
		3 V-Legal/ licence number	4 Date of Expiry <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>
	5 Country of export	7 Means of transport	
	6 ISO Code		
	8 Licensee Name Address	ETPIK Number: N.A. Tax Payer Number	
	9 Commercial description of the timber products	10 HS-Heading	
	4		
	11 Common and Scientific Names	12 Countries of harvest	13 ISO Codes
	14 Volume (m3)	15 Net Weight (kg)	16 Number of units
	17 Distinguishing marks		
18 Signature and stamp of issuing authority Name Place and date			



A.		B.		
3 SALINAN FOR IMPORTER	1 Issuing authority Name Address Authority registration number		2 Importer Name Address Country of destination and ISO Code Port of loading Port of discharge Value (USD)	
	3 V-Legal/ licence number		4 Date of Expiry 	
	5 Country of export		7 Means of transport	
	6 ISO Code			
	8 Licensee Name Address		ETPIK Number: N.A. Tax Payer Number	
	9 Commercial description of the timber products		10 HS-Heading	
	11 Common and Scientific Names		12 Countries of harvest	
	13 ISO Codes			
14 Volume (m3)		15 Net Weight (kg)		
		16 Number of units		
17 Distinguishing marks				
18 Signature and stamp of issuing authority Name Place and date				





A.		B.		
SALINAN FOR THE LICENSING AUTHORITY	4 1 Issuing authority Name Address Authority registration number		2 Importer Name Address Value (USD)	
	3 V-Legal/ licence number		4 Date of Expiry <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>	
	5 Country of export		7 Means of transport	
	6 ISO Code			
	8 Licensee Name Address		ETRPK Number: N.A. Tax Payer Number	
	9 Commercial description of the timber products		10 HS-Heading	
	11 Common and Scientific Names		12 Countries of harvest	
	13 ISO Codes			
	14 Volume (m3)	15 Net Weight (kg)	16 Number of units	
	17 Distinguishing marks			
18 Signature and stamp of issuing authority Name Place and date				





A.		B.		
5 SALINAN FOR THE LICENSEE	1 Issuing authority Name Address Authority registration number		2 Importer Name Address Value (USD)	
	3 V-Legal/licence number		4 Date of Expiry _____	
	5 Country of export		7 Means of transport	
	6 ISO Code			
	8 Licensee Name Address		ETPIK Number: N.A. Tax Payer Number	
	9 Commercial description of the timber products		10 HS-Heading	
	11 Common and Scientific Names		12 Countries of harvest	
	13 ISO Codes			
	14 Volume (m3)	15 Net Weight (kg)	16 Number of units	
	17 Distinguishing marks			
18 Signature and stamp of issuing authority Name Place and date				





A.		B.		
SALINAN FOR LICENCE INFORMATION UNIT	6 1 Issuing authority Name Address Authority registration number		2 Importer Name Address Value (USD)	
	3 V-Legal/ licence number		4 Date of Expiry 	
	5 Country of export		7 Means of transport	
	6 ISO Code			
	8 Licensee Name Address		ETPIK Number: N.A. Tax Payer Number	
	9 Commercial description of the timber products		10 HS-Heading	
	11 Common and Scientific Names		12 Countries of harvest	
	13 ISO Codes			
	14 Volume (m3)	15 Net Weight (kg)	16 Number of units	
	17 Distinguishing marks			
18 Signature and stamp of issuing authority Name Place and date				





A.		B.	
SALINAN FOR INDONESIAN CUSTOMS	7	1 Issuing authority Name Address Authority registration number	2 Importer Name Address Value (USD)
		3 V-Legal/ licence number	4 Date of Expiry <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>
	5 Country of export	7 Means of transport	
	6 ISO Code		
	8 Licensee Name Address	ETPIK Number: N.A. Tax Payer Number	
	9 Commercial description of the timber products	10 HS-Heading	
	7		
	11 Common and Scientific Names	12 Countries of harvest	13 ISO Codes
	14 Volume (m3)	15 Net Weight (kg)	16 Number of units
	17 Distinguishing marks		
18 Signature and stamp of issuing authority Name Place and date			



A.		B.																																								
1	ATTACHMENT V-LEGAL DOCUMENT																																									
ORIGINAL FOR THE COMPETENT AUTHORITY	<p>V-LEGAL/Licence Number : Date of Expiry : Issuing authority : Licensee : Importer :</p>																																									
1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>Commercial Description of the Timber Products</u></th> <th style="text-align: center;"><u>HS Heading</u></th> <th style="text-align: center;"><u>Common and Scientific Names</u></th> <th style="text-align: center;"><u>Countries of Harvest</u></th> <th style="text-align: center;"><u>ISO Codes</u></th> <th style="text-align: center;"><u>Volume (m3)</u></th> <th style="text-align: center;"><u>Net Weight (kg)</u></th> <th style="text-align: center;"><u>Number of Units</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Total</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		<u>Commercial Description of the Timber Products</u>	<u>HS Heading</u>	<u>Common and Scientific Names</u>	<u>Countries of Harvest</u>	<u>ISO Codes</u>	<u>Volume (m3)</u>	<u>Net Weight (kg)</u>	<u>Number of Units</u>	1.								2.								...								Total							
<u>Commercial Description of the Timber Products</u>	<u>HS Heading</u>	<u>Common and Scientific Names</u>	<u>Countries of Harvest</u>	<u>ISO Codes</u>	<u>Volume (m3)</u>	<u>Net Weight (kg)</u>	<u>Number of Units</u>																																			
1.																																										
2.																																										
...																																										
Total																																										



ATTACHMENT V-LEGAL DOCUMENT

V-LEGAL/Licence Number :
 Date of Expiry :
 Issuing authority :
 Licensee :
 Importer :

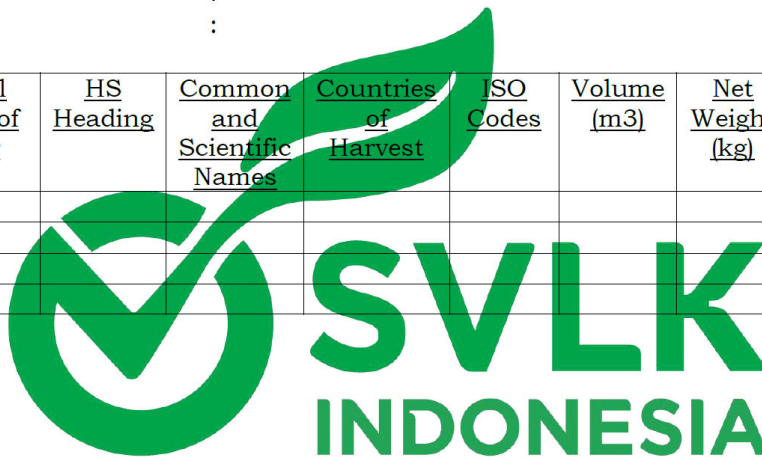
<u>Commercial Description of the Timber Products</u>	<u>HS Heading</u>	<u>Common and Scientific Names</u>	<u>Countries of Harvest</u>	<u>ISO Codes</u>	<u>Volume (m3)</u>	<u>Net Weight (kg)</u>	<u>Number of Units</u>
1.							
2.							
...							
Total							



ATTACHMENT V-LEGAL DOCUMENT

V-LEGAL/Licence Number :
 Date of Expiry :
 Issuing authority :
 Licensee :
 Importer :

<u>Commercial Description of the Timber Products</u>	<u>HS Heading</u>	<u>Common and Scientific Names</u>	<u>Countries of Harvest</u>	<u>ISO Codes</u>	<u>Volume (m3)</u>	<u>Net Weight (kg)</u>	<u>Number of Units</u>
1.							
2.							
...							
Total							



ATTACHMENT V-LEGAL DOCUMENT

V-LEGAL/Licence Number :
 Date of Expiry :
 Issuing authority :
 Licensee :
 Importer :

<u>Commercial Description of the Timber Products</u>	<u>HS Heading</u>	<u>Common and Scientific Names</u>	<u>Countries of Harvest</u>	<u>ISO Codes</u>	<u>Volume (m3)</u>	<u>Net Weight (kg)</u>	<u>Number of Units</u>
1.							
2.							
...							
Total							



5

SALINAN FOR THE LICENSEE

ATTACHMENT V-LEGAL DOCUMENT

V-LEGAL/Licence Number :
 Date of Expiry :
 Issuing authority :
 Licensee :
 Importer :

<u>Commercial Description of the Timber Products</u>	<u>HS Heading</u>	<u>Common and Scientific Names</u>	<u>Countries of Harvest</u>	<u>ISO Codes</u>	<u>Volume (m3)</u>	<u>Net Weight (kg)</u>	<u>Number of Units</u>
1.							
2.							
...							
Total							



5

ATTACHMENT V-LEGAL DOCUMENT

V-LEGAL/Licence Number :
 Date of Expiry :
 Issuing authority :
 Licensee :
 Importer :

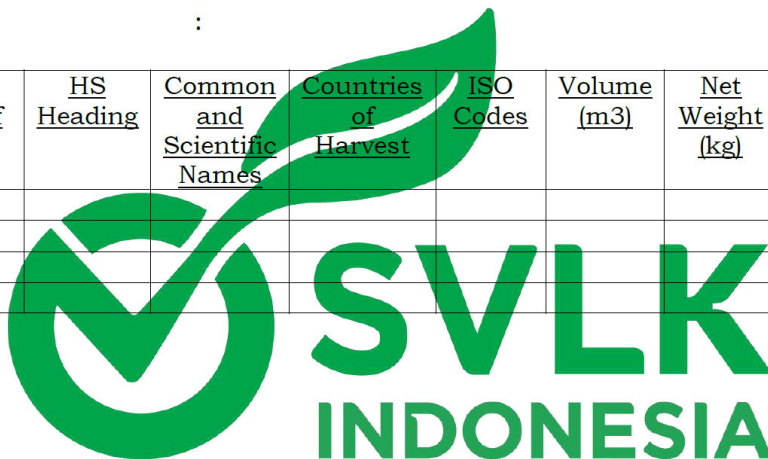
<u>Commercial Description of the Timber Products</u>	<u>HS Heading</u>	<u>Common and Scientific Names</u>	<u>Countries of Harvest</u>	<u>ISO Codes</u>	<u>Volume (M3)</u>	<u>Net Weight (Kg)</u>	<u>Number of Units</u>
1.							
2.							
...							
Total							



ATTACHMENT V-LEGAL DOCUMENT

V-LEGAL/Licence Number :
 Date of Expiry :
 Issuing authority :
 Licensee :
 Importer :

<u>Commercial Description of the Timber Products</u>	<u>HS Heading</u>	<u>Common and Scientific Names</u>	<u>Countries of Harvest</u>	<u>ISO Codes</u>	<u>Volume (m3)</u>	<u>Net Weight (kg)</u>	<u>Number of Units</u>
1.							
2.							
...							
Total							



V-Legal又はFLEGTライセンス様式入力ガイド

Pos A : 輸出相手国。輸出相手国が欧州連合加盟国の場合は「EUROPEAN UNION」と入力。

Pos B : 協カスキーム。輸入国（輸出相手国）との協力体制に応じて入力する。協力体制がない場合は省略。

1. 輸出相手が欧州連合加盟国及び英国の場合は、「FLEGT」と入力。
2. インドネシアと欧州連合加盟国及び英国以外の国との間の協力は、その協カスキームに合わせて調整。

ボックス1 : 発行当局。独立評価認証機関（LPVI）の名称、所在地及び認定番号を入力。

ボックス2 : 輸入業者の名前と所在地、輸出相手国の国名とコードISO3166-2、積出港帯荷降港並びに輸出額を入力する。V-Legal文書又はFLEGTライセンスのシート1から3までには、輸出額を記載していない。V-Legal文書又はFLEGTライセンスの7枚目のシートに記載されているFOBの額は、税金に関連しているため、USDに換算せずに元の請求書の通貨による額を表示するが、シート4から6までのシートでは、自動的に換算してUSDで表示。

ボックス3 : V-Legal文書又はFLEGTライセンス（ライセンス番号）。次の例のように番号が入力される（例：00.00001-00001.001- GB-ID）。

00 : 発行年（下2桁）。

00001 : 合法証明書（S-Legalitas）所持者向けに発行された書類のシリアル番号（00001から始まる5桁）。

00001.001 : 合法証明書（S-Legalitas）番号（5桁）と発行機関認定番号（3桁）。

ID : Kode ISO 3166-2 インドネシアの場合（2文字）。

GB : Kode ISO 3166-2 輸出相手国の場合（2文字）。

ボックス4 : ライセンスの有効期限。日付2桁、月2桁、年4桁を入力。

ボックス5 : 輸出国。「INDONESIA」と入力。

ボックス6 : 輸出国のISOコード。インドネシアのISO 3166-2をコードとする「ID」を入力。

ボックス7 : 輸送手段。輸出用輸送手段に係る情報を入力。

ボックス8 : 輸出業者。企業登録証（TDP）番号及び納税者識別番号（NPWP）とともに輸出業者の名称と所在地を入力。企業登録証（TDP）番号と納税者識別番号（NPWP）は、税関識別番号（NIK）に関連するデータをいう。

ボックス9 : 商品の説明。木製品の商品説明を入力。説明はHSコードに分類できるよう詳細に行う。複数の木製品がある場合は、改行して使用する。商品説明には商品ブランドを入力しない。このボックスには、法的又は持続可能性に係るスローガンが入力できる。

ボックス10 : HSコード。インドネシアの関税表に掲げるHSコードに基づき、10桁の商品コードを入力。輸出先国との協カスキームがある場合、シート1から3までのV-Legal文書のHSコードは、協カスキームの規定に基づいて入力する。複数の木製品がある場合は、ボックス9の入力容量に従い、データの区切りとして改行を使用して順を追って入力。

木製品の商 品説明	HSコード	俗名及び 学名	伐採国	ISO コード	材積 (m ³)	実重量 (kg)	個数
1. 椅子	9401.69.60	チーク (<i>Tectona grandis</i>)	インドネシア	ID	2.5400	2,452.00	15
2. テーブル	9403.60.90	チーク (<i>Tectona grandis</i>)	インドネシア	ID	0.7824	95.00	1
...							
Total							

ボックス11：俗名及び学名。製品に使用している樹種の俗名及び学名を記入。

一つの製品が複数の樹種により構成している場合は、セミコロン (;) を区切り文字として使用する。三つ以上の樹種を含む複合製品又はコンポーネントの場合は、主要な樹種を三つに限り記入。

複数の製品がある場合は、ボックス9の要領に従い区切りとして改行を使用。

樹種名は、より具体的な「sp.」でなければならない（たとえば、*Tectona sp* ではなく *Tectona grandis* と記入）。ただし「spp.」については、天然林タイプを除き、通常「sp」を使用する（例：Shorea sp.）。これは、目的地の港で流通のために放出される際の問題を会費するためであり、リストに掲げる樹種名は、より具体的なでなければならない。

ボックス12：伐採国。複合製品に使用している木材の全ての供給源を含め、ボックス11に掲げる樹種を伐採した国を入力。

一つの製品に複数の樹種がある場合は、ボックス11の入力要領に従ってセミコロン (;) を区切り文字として使用する。

複数の製品がある場合は、ボックス9の要領に従い、区切りとして改行を使用。

ボックス13：収穫国のISOコード。ボックス12に掲げる国のISO 3166-2のコードを入力。

一つの製品に複数の樹種がある場合は、ボックス11の入力順序に従ってセミコロン (;) を区切り文字として使用する。

複数の製品がある場合は、ボックス9の要領に従って区切りとして改行を使用。

ボックス14：材積 (m³)。最大材積を立方メートル（小数点4桁）単位で入力。

複数のHSコードで構成する物品のV-Legal文書又はFLEGTライセンスは、ボックス9の要領に従いHSコード別の量を順に記載。V-Legal文書又はFLEGTライセンスに記録している実際の輸出量は、輸出量の90%から100%までの範囲で許容する。材積データは10%の許容誤差（商品の積載量の違いによるものではなく、膨張又は収縮その他の自然要因を考慮）の範囲を逸脱してはならない。

ボックス15：実重量 (kg)。計測した納品時の総重量（木部以外の重量を含む）をキログラム（小数第2桁）で入力。これは、キャリア、スパーサー、ステッカーなどを除く、容器又は包装を含めない木製品の正味重量として定義する。実際の輸出重量は、V-Legal文書に記録した重量の90%から100%までの範囲で許容される。重量データの許容誤差（商品の積載量の違いによるものではなく、膨張又は収縮その他の自然要因を考慮）

は、10%の範囲を逸脱してはならない。

複数のHSコードで構成する物品のV-Legal文書又はFLEGTライセンスの場合、HSコード別の重量をボックス9の順序に従い入力。

ボックス16：個数。個数の入力は、製品を測定する最良の方法であるが、省略可。

複数のHSコードで構成するV-Legal文書又はFLEGTライセンスの場合は、ボックス9の順序に従ってHSコード別の個数を連続して記載。

±10%の許容誤差は、個数には適用しない。V-Legal又はFLEGTライセンス文書の個数情報は、請求書及びパッキングリスト（P/L）及び船荷証券（B/L）に記載している情報と同じでなければならない。

ボックス17：標識。セキュリティコードを入力し、その他の適切な情報を追加できる。このボックスには請求書番号を入力。

ボックス18：署名とスタンプ。規定に基づく権限のある職員とスタンプの署名。役員の氏名、場所及び日付を記入。

附属資料7.1. 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

独立した評価審査機関及び V-Legal又はFLEGTライセンス発行機関を決定するためのガイドライン

A. 適用範囲

このガイドラインには、次の手順を含む。

1. 独立評価認証機関 (LPVI) の決定、独立評価認証機関 (LPVI) の義務及び独立評価認証機関 (LPVI) の実績評価。
2. V-Legal又はFLEGTライセンス発行機関 (発行機関) としての独立評価認証機関 (LPVI) の決定、V-Legal又はFLEGTライセンス発行機関の義務及びV-Legal又はFLEGTライセンス書類発行の評価。

B. 申請手続

1. 独立評価認証機関 (LPVI)

- a. 独立評価認証機関 (LPVI) は、次の要件を伴う申請書を大臣 (Minister) に提出する。この場合、局長 (Director General) は次の事項を要求する。
 - 1) 現在も有効な国家認定委員会 (KAN) からの決定書又は認定証明書。
 - 2) 法務省の企業ライセンス文書。
 - 3) 認証の範囲に応じた審査員としての常勤職員及び認証又は評価結果の決定を担当する権限がある常勤職員の情報に係る文書。
 - 4) 組織構成、公平性委員会のデータ、管理担当者などの裏付け文書。
- b. 独立評価認証機関 (LPVI) が再決定を申請するときは、独立評価認証機関 (LPVI) としての指定が満了する30日 (暦日) 前までに事務局長に大臣宛の申請書を提出する。
- c. 申請要件の確認審査は、A項の規定に定める要件について遅くとも14日 (営業日) 以内に総局長が実施する。
- d. 確認審査により申請要件の不完全な事項の存在が判明したときは、独立評価認証機関 (LPVI) には、総局長名の確認審査チームからの確認報告書の通知日から7日 (暦日) 間の申請要件を充足するための時間を与える。
- e. 要件の完全性に係る審査の結果は、総局長が局長に提出し、その後、大臣の代理としての総局長が独立評価認証機関 (LPVI) の申請の受付又は却下をするための基礎資料として使用する。
- f. 総局長は、申請を受付けた場合、申請要件の完全な充足を確認してから遅くとも7日 (営業日) 以内に独立評価認証機関 (LPVI) に文書を発する。
- g. 独立評価認証機関 (LPVI) としての指定の有効期間は、国家認定委員会 (KAN) の認定の有効期間に合わせて調整する。
- h. 総局長は申請者が期限までに要件を完全に満たさない場合、独立評価認証機関 (LPVI) 決定を拒否する通知書を発行するが、申請者は要件を完全なものにした後に改めて申請を行える。

2. V-Legal文書又はFLEGTライセンス発行機関

a 要件と指定

- 1) 総局長は、独立評価認証機関（LPVI）が発行機関の申請書を大臣に提出した場合、申請者に次の事項を要求する。
 - a) 申請者は、国家認定委員会（KAN）による川下の合法認証材（VLHH）を範囲とする現在有効な認定を所持していること。
 - b) 申請者は、有効な独立評価認証機関（LPVI）としての大臣の決定を受けていること。
 - c) 申請者は、V-Legal又はFLEGTライセンスの発行ガイドラインに基づく独立評価認証機関（LPVI）ポータルで公開されたV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行に係る固定的な手順を備えていること。
 - d) 申請者の機関には、審査員の資格を持つV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を決定する権限及び責任を負う常勤職員がいること。
 - e) D3¹情報技術の資格を取得又は情報技術の分野で3年以上の職務経験があり、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの継続的な発行を保証できる技術者及び情報技術機器を備えていること。
- 2) 1) 項の規定に掲げる要件に基づき、次の審査を行う。
 - a) 要件の充足の確認。
 - b) 部長が任命した審査チームによる現場審査。
- 3) 要件の充足が不完全な場合、独立評価認証機関（LPVI）には審査チームが通知してから10日（暦日）間の要件を充足するための時間を与える。
- 4) 申請要件の充足を宣言してから10日（営業日）以内に現場審査を実施する。
- 5) 現場審査の結果は、審査チームの部長及び独立評価認証機関（LPVI）の代表者が署名した議事録に記録する。
- 6) 議事録は、大臣の代理である総局長が独立評価認証機関（LPVI）からの申請を承認又は却下するための基礎資料として使用する。
- 7) 総局長は申請書を受け付けた場合、大臣の代理として議事録に署名してから7日（営業日）以内に、独立評価認証機関（LPVI）を発行機関とする決定書を発行する。
- 8) 発行機関の指定の有効期間は、大臣による独立評価認証機関（LPVI）の認定及び決定の有効期間に基づき調整する。
- 9) 申請を却下した場合、総局長は議事録に署名した日から7日（営業日）以内に申請却下文書を発行する。
- 1 0) 申請が却下された独立評価認証機関（LPVI）は、改めて発行機関としての指定を申請できる。
- 1 1) 発行機関としての指定がない独立評価認証機関（LPVI）のクライアントである輸出業者は、部長に発行機関の指定を受けている別の独立評価認証機関（LPVI）へのV-Legal文書又はFLEGTライセンスの移管を提案できる。
- 1 2) V-Legal又はFLEGTライセンスの発行を移管する場合、木材合法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットは移管先の発行機関が発行した輸出業者向けのV-Legal又はFLEGTライセンスの発行機関の名称及びV-Legal文書又はFLEGTライセンスの番号などを監視する。
- 1 3) 独立評価認証機関（LPVI）のクライアントが発行機関として指定を受けている場合、輸出業者のV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行権限は、部長

¹（訳注）4年生大学における3年以上の履修経験。

の承認を経てから返還する。

b. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行

発行機関は、発行したV-Legal又はFLEGTライセンス文書に対して全責任を負う。

C. 独立評価検証機関及びV-Legal文書又はFLEGTライセンス発行機関の義務

1. 独立評価認証機関（LPVI）には、次の義務を課す。

- a. 規格及びガイドラインの規定に基づき、証明書（持続的森林経営証明書（S-PHL）及び合法証明書（S-Legalitas））の発行プロセスを実行する。
- b. 基準及びガイドラインの規定に基づき、苦情及び不服を解決する。
- c. 最終会議から遅くとも35日（暦日）以内に、認証又は監査の結果の履歴を添えた認証又は監査の結果の報告書を省及び被審査者に提出する。
- d. 認証又は監査の履歴書を独立評価認証機関（LPVI）のウェブサイト及び省のウェブサイト（<http://silk.menlhk.go.id>）で公開する。
- e. 証明書（持続的森林経営証明書（S-PHL）又は合法証明書（S-Legalitas））発行の要約を3か月ごとに局長に提出する。
- f. 全ての認証又は監査の文書を少なくとも4年間保存する。認証を移管する場合、その文書は移管先の独立評価認証機関（LPVI）に移し、部長に報告する。
- g. 事件又は違反に係る報告は、遅くとも20日（暦日）以内に提供する。

2. 発行機関の義務

- a. V-Legal文書又はFLEGTライセンスに署名した役員のリストを、役員の署名と独立評価認証機関（LPVI）のスタンプの見本とともに木材合法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットに送信する。
- b. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行は、V-Legal文書又はFLEGTライセンス発行ガイドライン及び標準的な手順に基づき行う。
- c. V-Legal文書又はFLEGTライセンス書類の1枚目、2枚目、3枚目、5枚目、7枚目は輸出業者に提出し、6枚目を木材合法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットに提出する。書類の6枚目は、毎週月曜日にソフトコピーの形式で電子メールにより情報管理ユニットに送信する。
- d. 木材合法性認証システム（SILK）ポータルで、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行した被審査者のリストとプロフィールを提供する。
- e. 不適合報告書は局長に提出し、さらに不適合の決定をした日から24時間以内に木材合法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットに通知する。
- f. キャンセルしたV-Legal文書又はFLEGTライセンスに係る報告書を木材合法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットに提出する。木材合法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットへの報告は、毎週月曜日行う。V-Legal文書又はFLEGTライセンスのキャンセルは、次の場合に行う。
 - 1) V-Legal文書又はFLEGTライセンスが、輸出の未実行又は輸出申告書（PEB）の変更を理由に使用できなかった場合。
 - 2) V-Legal文書又はFLEGTライセンスを使用したものの、次の理由により輸出が失敗した場合。
 - a) 輸出された商品が目的国に到着する前に紛失又は損傷した場合。
 - b) 輸出先を変更した場合。
- g. 有効期限を延長したV-Legal文書又はFLEGTライセンスの報告書を毎週月曜日に木材合法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットに提出する。

- h. V-Legal文書又はFLEGTライセンスを破損又は紛失した場合、毎週月曜日にV-Legal文書又はFLEGTライセンスの交換報告書を木材方法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットに提出する。
- i. 木材合法性認証システム（SILK）ポータルでV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行に係る苦情及び不服申立ての解決に係る情報を提供する。
- j. V-Legal又はFLEGTライセンス文書の発行に係る概要を、翌月の10日までに木材合法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットに提出して木材合法性認証システム（SILK）ポータル及び発行機関ポータルに掲載する。
- k. 不適合報告書の要約及びその写しを3か月ごとに貿易省及び産業省に提出する。
- l. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行から30日を経過しても輸出申告書（PEB）の写しを提出していない輸出業者向けのV-Legal文書又はFLEGTライセンスは、発行を延期する。
- m. 前月の輸出申告書（PEB）の要約を翌月の10日までに木材合法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットに提出する。
- n. 受領した全ての文書を少なくとも4年間保存する。文書は、発行機関が移管された場合、移管先の発行機関に移し、部長に報告する。
- o. V-Legal文書又はFLEGTライセンス及び不適合報告書の発行に係る要約を発行機関のポータルで公開し、3か月ごとに写しを添えて局長に報告する。
- p. 被審査者の輸入の実施を監査する。
- q. 木材合法性認証システム（SILK）ポータルのデューデリジェンスデータと輸入業者が提出した書類をクロスチェックする。
- r. V-Legal文書又はFLEGTライセンスに記載されている重量が、木材だけではなく商品全体のものであるか確認する。
- s. V-Legal又はFLEGTライセンスの文書とその添付ファイルの全ての情報（製品の説明や樹種の俗名を含む）が英語で記載しているか確認する。
- t. V-Legal又はFLEGTライセンスの文書に記入する樹種の学名は、天然林材を除き、原則として「sp.」又は「spp.」を用いずに、より具体的に記入する。
- u. 事件又は違反に係る報告は、20日（暦日）以内に省に提出する。

D. 独立評価検証機関及びV-Legal又はFLEGTライセンス発行機関の実績評価

1. 独立評価認証機関（LPVI）及び発行機関の実績の評価は、総局長又は局長が行う。
2. V-Legal又はFLEGTライセンス発行を含むC項の規定に掲げる独立評価認証機関（LPVI）及び発行機関の義務の履行及び遵守に係る評価は、総局長又は部長が任命したチームが実施する。
3. 実績の評価は、少なくとも12か月に1回実施する。
4. 評価の結果は、評価完了後5営業日以内にチームが総局長又は部長に報告する。
5. 評価結果は、インドネシア輸出金融協会（LPEI）又は発行機関の実績評価の資料とする。

附属資料7.2. 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

持続可能な森林経営（PHL）及び林産物の合法性を認証するための実績評価の実施における職員及び審査員の基準及び要件に係るガイドライン

5.1. 適用範囲

このガイドラインの適用範囲は、次のとおり。：

- 1) 持続可能な森林経営（PHL）実績評価及び合法認証材（VLHH）の実施に係る独立評価検証機関（LPVI）の担当者。
- 2) 持続可能な森林経営（PHL）又は林産物合法性認証の合法認証材（VLHH）業績評価の実施に係る審査員。

5.2. 定義

- 1) 審査対象とは、独立評価認証機関（LPVI）が評価する事業許可所持者、経営権所持者、社会林業経営承認所持者、非林業活動木材利用承認保有者、林産物シェルター又は非木質林産物（HHBK）所有者、木材所有者若しくは加工業者、輸入業者又は輸出業者をいう。
- 2) 審査員とは、持続可能な森林経営（PHL）及び合法認証材（VLHH）の実績評価を実施するために独立評価認証機関（LPVI）が能力を認定し、担当する者としての要件及び能力を満たす人員をいう。
- 3) 主任審査員とは、審査員の要件と能力を満たし、独立評価認証機関（LPVI）が持続可能な森林経営（PHL）及び合法認証材（VLHH）の業績評価を実行するために主任審査員として任命した人材をいう。
- 4) 審査チームリーダーとは、主任審査員としての要件と能力を満たし、独立評価認証機関（LPVI）が持続可能な森林経営（PHL）及び合法認証材（VLHH）の業績評価の実施を主導するよう任命した常任審査員をいう。

5.3. 基準と要求事項

- 1) 独立評価認証機関（LPVI）の審査員に対する一般的要求事項
 - a. 独立評価認証機関（LPVI）の審査員は、必要な技術的事項を含む実行規則を遵守する能力を備えていること。
 - b. 国家専門資格機関（BNSP）が認可し、省に登録された専門認証機関が発行した有効な審査員能力証明書所持していること。
 - c. 少なくとも24か月間、評価又は検証する被審査者との間に、財務的關係、所有権に係る關係、コンサルティングサービスその他の利益相反が生じる可能性がある特別な關係がないこと。
 - d. 1.cの規定のより詳細な説明は、SNI ISO/IEC 17065に基づき独立評価認証機関（LPVI）の品質管理文書に定める。
- 2) 独立評価認証機関（LPVI）要員の最低要件
 - a. 独立評価認証機関（LPVI）には、次の場所に少なくとも1人の常任審査員がいなくてはならない。
 - 1) 持続可能な森林経営（PHL）認定の各側面（前提条件、生産、エコロジー、社会）。

2) 林産物合法性認証の各グループ範囲（合法性認証（VL）森林及び合法性認証（VL）産業）。

b. 意志決定者の要件

1) 独立評価認証機関（LPVI）の常任役員である者。

2) 持続可能な森林経営（PHL）及び合法認証材（VLHH）の業績評価システムを理解している者。

3) 意思決定者には、必要に応じて現場評価を行う審査チームの者ではなく、評価の内容を理解している担当者が同行する場合がある。

3) 審査チーム

1) 持続可能な森林経営（PHL）の実績評価

(a) 新規認証及び再認証の場合、審査チームには前提条件部門、生産部門、生態部門、社会部門及び合法認証材（VLHH）部門の計5人の審査員で構成し、その内の1名が審査チームリーダーを務める。

(b) モニタリングのために、審査チームは4つの持続可能な森林経営（PHL）及び合法認証材（VLHH）の基準評価能力を有する少なくとも3名の担当者と構成し、その内1名は審査チームリーダーを務める。

(c) 審査チームは、森林利用事業許可（PBPH）が林産物加工活動事業承認（POKPHH）と統合されている場合、森林利用事業許可（PBPH）又は産業事業許可における合法認証材（VLHH）の審査能力を有する審査員を関与させなければならない。

(d) ニーズと作業負担を分析し、審査チームの人員数と審査日数を決定する。

(e) 審査チームの常任審査員の人数は、割当てたチームの50%以上とする。

2) 合法認証材（VLHH）

(a) 森林利用事業許可（PBPH）及び経営権の所持者の合法認証材（VLHH）認証を審査するチームは3名以上で構成し、そのうち1名がチームリーダーを兼務する。

(b) 社会林業経営承認所持者、森林権保有者又は非林業活動木材利用（PKKNK）承認の所持者の合法認証材（VLHH）認証を審査する審査チームの内1名は、資格を有する主任審査員とする。

(c) 森林利用事業許可（PBPH）所持者、小規模及び中規模の産業事業許可（PB）所持者、登録丸太集積場（TPT-KB）、一般業者輸入識別番号（API-U）所持者並びに輸入業者の合法認証材（VLHH）認証の審査は、資格を有する主任審査員が一人で実施できる。

(d) 大規模の森林利用事業許可（PBPH）及び産業事業許可（PB）の所持者の合法認証材（VLHH）認証を審査する審査チームは少なくとも2名で構成し、その内1名がチームリーダーを兼務する。

(e) ニーズ及び作業負担を分析し、審査チームの人員数及び監査日数を決定する。

(f) 監査チームの常任審査員の人数は、割当てたチームの50%以上とする。

4) 審査員は、3回連続して同じ被審査者の審査を担当した場合、同被審査者をさらに続けて審査できない。

5.4. 審査員の要件

1) 持続可能な森林経営（PHL）の業績評価

a. 審査員

1) 次の教育過程を修了していること。

- a) 前提条件及び生産を審査する審査員は、次のいずれかでなければならない。
 - 大学の林学専攻で3年以上教育を受けた準学士（D-3）。
 - 林業分野で少なくとも5年間勤務経験のある学士（S-1）。
 - b) エコロジーを審査する審査員は、次のいずれかでなければならない。
 - 林学の準学士（D-3）又は農業、生物学若しくは環境工学を専攻した学士（S-1）
 - 生態学の分野で少なくとも5年間勤務経験がある学士。
 - c) 社会部門を審査する審査員は、次のいずれかでなければならない。
 - 林学の準学士（D-3）又は社会学、人類学若しくは社会経済学を専攻した学士（S-1）。
 - 社会分野で少なくとも5年間勤務経験がある学士。
 - 2) 森林教育研修センター又は林業教育研修センターが認定した林業及び環境関係機関が主催する持続可能な森林経営（PHL）審査員予定者研修を修了すること。
 - 3) 持続可能な森林経営（PHL）業績評価プロセスのインターンシップで少なくとも1件のフィールド審査及び2件のリモート審査で構成する少なくとも3件の審査並びに新規認証審査又は1件の再認証を含む審査に従事し、審査員予定者研修を修了してから3年以内であり、かつ、審査チームリーダーが推薦した者。ただし、審査員予定者研修を修了してから3年以内にインターンシップを修了できない者は、再び審査員予定者研修を受講しなければならない。
 - 4) 国家専門認証機関のライセンスを所持する専門認証機関が有能であると宣言した者。
 - 5) 1) から4) までの規定の要件を満たした者を独立評価認証機関（LPVI）が審査員として配置する。
- b. 主任審査員
- 1) 持続可能な森林経営（PHL）の業績評価を5回以上（この内3回は初期認証又は再認証の審査活動）実施した審査員。
 - 2) 3年以内に審査チームを3回以上（この内、少なくとも1回は新規認証又は再認証の審査で）監督として率いた経験がある者。
 - 3) この規則を施行する前の主任審査員は、引続き主任審査員として認める。
- 2) 森林利用事業許可（PBPH）所持者、経営権所持者、社会林業経営承認所持者、私有林保有者及び非林業活動木材利用（PKKNK）承認所持者向けの合法認証材（VLHH）の認証
- a. 審査員
- 1) 次のいずれかの教育過程を修了した者。
 - 大学で3年以上、林学、農業、生物学、社会学、人類学又は社会経済学の教育を受けた準学士（D-3）。
 - 林業分野で少なくとも5年間の勤務経験がある学士。
 - 2) 林業教育訓練センター又は林業教育訓練センターが認定する林業及び環境関係機関が実施する合法認証材（VLHH）の審査員予定者研修を修了している者。
 - 3) 森林利用許可（PBPH）、経営権、社会林業地域、私有林、非林業活動木材利用（PKKNK）の合法認証材（VLHH）審査のインターンシップで、
 - a) 2回の新規認証又は再認証の現場審査又は
 - b) 新規認証の現場審査又は再認証、リモート審査を経験し、主任審査員が推奨し、独立評価認証機関（LPVI）が審査員に任命した者。ただし、審査員予定

者研修修了後2年以内にインターンシップを修了できない者は、再度、審査員予定者研修を受講しなければならない。

4) 国家専門認定機関からのライセンスを受け、専門認定機関により資格を有すると宣言されている者。

5) 独立評価認証機関（LPVI）は、1）から4）までの要件を満たした者を審査員とする。

b. 主任審査員

1) 森林利用事業許可（PBPH）、経営権、社会林業管理、私有林、非林業木材利用（PKKNK）に係る合法認証材（VLHH）の審査を5回以上（その内3回は新規認証又は再認証）実施した審査員。

2) 審査チームを率いて新規認証を3年以内に3回以上又は再認証の審査を実施した審査員。

3) 木材加工事業許可（PBPHH）所持者、産業事業許可（PB）、一般輸入許可（API-U）を所持する輸入業者、輸出業者及び登録丸太集積場（TPT-KB）の合法認証材（VLHH）の認証

a. 審査員

1) 次の教育課程を修了し、経験がある者。

- 大学において、林学、経済学、生産工学、機械工学又は環境学を専攻した準学士（D-3）。

- 労働安全衛生（K3）又は

- 林業分野で3年以上の勤務経験がある学士。

2) 林業教育訓練センターが認める林業教育訓練センターその他の林業・環境関係機関が実施する合法認証材（VLHH）審査員予定者養成研修を修了した者。

3) 森林利用事業許可（PBPH）、経営権、社会林業管理及び非林業木材利用（PKKNK）の合法認証材（VLHH）のインターンシップに参加し、

a) 2回の新規認証又は再認証の現地監査に従事した経験を有する者又は

b) 主任審査員が推薦し、独立評価認証機関（LPVI）の審査員候補者訓練に合格してから2年以内に新規認証又は再認証監査、現地審査及び詳細なリモート審査を含む3回以上の審査に従事した経験がある者。

なお、審査員予定者研修に合格してから2年以内にインターンシップを修了できない者は、審査員予定者研修を再受講しなければならない。

4) 国家専門認定機関からのライセンスを受け、専門認定機関が資格を有すると宣言した者。

5) 独立評価認証機関（LPVI）は、1）から4）までの要件を満たした者を審査員として任命する。

b. 主任審査員

1) 合法材認証（VLHH）を5回以上実施した審査員。

2) 審査チームを率いて3年以内に3回以上審査（新規認証及び再認証を含む）を実施した経験がある者。

4. 審査員の評価

1) 審査員が法的な規制を遵守しない場合、PI（登録機関/個人）、担当行政官（部長）又は関連省庁若しくは地域管轄部署（SKPD）の長は、審査員の業績に係る報告又は苦情を提出できる。。

2) 前項の規定に定める報告又は苦情は、専門家認定協会（LSP）、独立評価認証機関

- (LPVI)、国家認証委員会(KAN)又は環境林業省に提出する。
- 3) 独立評価認証機関(LPVI)は、審査員の業績に係る報告又は苦情を専門家認定協会(LSP)、国家認証委員会(KAN)又は環境林業省に提出できる。
 - 4) 専門家認定協会(LSP)、独立評価認証機関(LPVI)、国家認証委員会(KAN)又は省は、第1項の規定で定める報告書の受領から遅くとも14日(暦日)以内に、それぞれの内部規定に基づき評価と措置を実施できる。
 - 5) 前項の規定で定める評価の結果は、法令に基づき認可された機関を支援する資料として使用する。

附属資料7.3 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行機関としての独立評価検証機関（LPVI）及びV-Legal文書又はFLEGTライセンスのユーザーとしての輸出業者の法令遵守違反又は不適合を処理するためのガイドライン

A. 適用範囲

このガイドラインには、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行機関としての独立評価認証機関（LPVI）及びユーザーとしての輸出業者又は審査対象者によるV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行の評価及び法令順守違反又は不適合への処置を含む。

B. 発行機関である独立評価認証機関（LPVI）の法令遵守違反又は不適合への対応手順

1. 法令遵守違反又は不適合への措置手順

- a 部長は、発行機関が義務を履行しない場合、発行機関に警告書を発する。
- b 局長は、1回目の警告書発行日から14日（暦日）の間に発行機関がその義務を履行しない場合、2回目の警告書を発する。
- c 部長は、2回目の警告書の発行日から14日（暦日）の間に発行機関がその義務を履行しない場合、3回目の警告書を発する。
- d 警告書は、部長から写しとともに局長に回付する。
- e 部長は、3回目の警告書の発行日から14日（暦日）を経過しても発行機関がその義務を履行しない場合、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行に係る木材合法性認証システム（SILK）ポータルへの発行機関のアクセス権を一時停止する。
- f 木材合法性認証システム（SILK）ポータルへのアクセスを停止した場合、クライアントである輸出業者に対するV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行は、輸出業者又は生産活動を行わない輸出業者が希望する発行機関又は部長が承認した別の発行機関に移管して行う。
- g V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を移管した場合、移管先の発行機関が発行した輸出業者向けのV-Legal文書は、木材合法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットが発行機関の名称及びV-Legal文書又はFLEGTライセンスの番号をIDとしてモニタリングする。
- h 発行機関がその義務を果たしたときは木材合法性認証システム（SILK）ポータルへのアクセス権を再び活性化し、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行権は部長の承認を経て発行機関に返還する。

2. 特別検査

- a 発行したV-Legal文書又はFLEGTライセンスに矛盾若しくは虚偽による違反の疑いが指摘又は報告されたときは、特別検査を実施する。
- b 特別検査は、部長が任命した政府関係機関で構成するチームが実行し、独立モニター（PI）及びその他の関係者が関与する場合がある。
- c 特別検査の結果は、検査調書（BAP）に記録して部長に提出する。

- d 検査調書（BAP）が発行機関による違反を示している場合、部長は次を行える。
 - 1) 不可抗力の状況下におけるV-Legal文書又はFLEGTライセンスの手動での発行権の取消しを含む、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行に係る木材合法性認証システム（SILK）ポータルへの発行機関のアクセス権の終了。
 - 2) 局長に発行機関としての認定取消しを勧告する。
- e V-Legal文書又はFLEGTライセンスが検査又は監督の結果により停止又は取消しとなった場合、独立評価認証機関（LPVI）には異議申立ての機会を与えられる。
- f 木材合法性認証システム（SILK）ポータルへのアクセスの停止措置を行った場合、クライアントである輸出業者に対するV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行は、輸出業者の承認を得て発行機関が選択し、部長（Director）が承認した別の発行機関に移管する。
- g V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行が移管された場合、移管先の発行機関が発行した輸出業者向けのV-Legal文書又はFLEGTライセンスは、発行機関の名称と番号をIDとして木材合法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットがモニタリングする。
- h 部長は、総局長に検査調書（BAP）に基づく発行機関の違反が証明できない場合、疑惑の指摘又は報告に係る虚偽の解明を内容とする報告書を提出する。

3. 停止及び失効

- a 部長は、国家認定委員会（KAN）が独立評価認証機関（LPVI）の発行機関としての認定を停止したときに発行機関の権限を停止する。
- b 停止措置は、国家認定委員会（KAN）が停止を解除したときに部長により解除する。
- c 発行機関の指定取消しは、次の場合、大臣の代理として局長が行う。
 - 1) 部長の進言によりV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行に矛盾又は不正確の存在が証明できる場合。
 - 2) 大臣による独立評価認証機関（LPVI）の決定の取消しが行なわれた場合。
 - 3) 国家認定委員会（KAN）による独立評価認証機関（LPVI）認定の取消しが行なわれた場合。
- d 局長は、発行機関としての指定の取消通知書を独立評価認証機関（LPVI）に通知し、その写しを外国貿易局長及び税関物品税局長に回付する。
- e 発行機関の認定を停止した場合、そのクライアントである輸出業者へのV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行は、輸出業者の承認に基づいて発行機関が選択し、部長が承認した別の発行機関に移管する。
- f 移管先の発行機関は、部長からの通知により元の発行機関の停止が終了するまでV-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行する。
- g 発行機関の決定が取消された場合、局長が大臣の代理として発行機関のクライアントである輸出業者のためのV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を輸出業者が提案し、大臣の代理である局長が決定した別の発行機関に移管する。
- h V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を移管したときは、移管先の発行機関が発行した輸出業者向けのV-Legal文書又はFLEGTライセンスは、発行機関の名称と番号をIDとして木材合法性認証システム（SILK）の情報管理ユニットがモニタリングする。
- i 大臣の代理である局長が決定を取消した発行機関は、決定が取消されてから12か月後に発行機関の再申請を行える。
- j 発行機関は、大臣が独立評価認証機関（LPVI）として再決定した後、発行機関と

して再申請できる。

- k V-Legal又はFLEGT ライセンス文書の発行又は使用において不正又は改ざんがあったときは、法令に基づき制裁を課す。

C. V-Legal文書又はFLEGTライセンスのユーザーとしての輸出業者による法令遵守違反又は不適合の措置手順

1. 部長は、輸出業者が次のいずれかである場合、独立評価認証機関（LPVI）に文書を発行し、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行サービスの一時停止又は証明書の凍結若しくは取消しを行う。
 - a V-Legal文書若しくはFLEGTライセンスのデータ又は補足文書の改ざん又は変更によりV-Legal文書、FLEGTライセンス又は補足文書を悪用すること。
 - b 許可されていない当事者によるV-Legal文書又はFLEGTライセンスの使用を許可すること。
 - c V-Legal文書又はFLEGT ライセンスに従っていないことを認識して輸出した場合。
 - d 適用される規制に基づく輸出に係る報告書を発行機関に提出しない場合。
2. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの悪用又は偽造は、法令に基づく制裁の対象となる場合がある。

附属資料 8 環境林業大臣通達

文書番号 : SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付 : 2022年12月14日

件名 : 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

SVLK マークの使用に係るガイドライン

A. 適用範囲

このガイドラインは、次のいずれかの要件を満たす木材及び木製品に表示するSVLKマークの使用を規定する。

- 持続可能な森林経営 (PHL) 実績評価基準。
- 林産物合法性認証基準。
- 林産物の自己宣言。

B. SVLKマークの所有権と使用

1. SVLKマークの所有者は、省である。
2. 省は、国家認定委員会 (KAN) と林産物の宣言の発行者による独自のSVLKマークの使用を許可する。
3. 国家認定委員会 (KAN) は、「SVLKマーク使用契約」を通じて独立評価認証機関 (LPVI) 及び国家認定委員会 (KAN) の義務及び権利を含む、提供された認定範囲に従って認定された独立評価認証機関 (LPVI) にSVLKマークを使用する権利又はライセンスを付与する権利を有する。
4. 国家認定委員会 (KAN) は、独立評価認証機関 (LPVI) によるSVLKマークの使用に関連する全ての規定への準拠を確認する責任がある。
5. 林産物の自己宣言の発行者は、省の委任状受領者として、法令に基づきSVLKマークを独自に使用する権利を有する。
6. 林産物の自己宣言発行者は、SVLKマークの使用に責任を負う。
7. 独立評価認証機関 (LPVI) は、「SVLKマーク使用契約」を通じて、持続的森林経営証明書 (S-PHL) 又は合法証明書 (S-Legalitas) の所持者に、独立評価認証機関 (LPVI) の義務及び権利並びに持続的森林経営証明書 (S-PHL) 又は合法証明書 (S-Legalitas) の所持者の義務及び権利を含むSVLKマークを使用する権利又はサブライセンスを付与する。
8. SVLKマークの所有者としての省庁、マークの使用許可を統括する国家認定委員会 (KAN)、マークの使用許諾又はライセンスの所持者としての独立評価認証機関 (LPVI) 及び使用権取得者又はサブライセンサーとしての持続的森林経営証明書 (S-PHL) 及び合法証明書 (S-Legalitas) の所持者には、次の事項が義務付けられる。
 - a. SVLK マークの使用について、有効性の低下につながる可能性がある誤解や曖昧さを排除するための措置を講ずる。
 - b. 国家認定委員会 (KAN) は省と協力してSVLKマークの使用を監督する。
 - c. 法的手段を含むあらゆる努力を払って、次の事項を実施する。
 - 1) SVLK マークの悪用を防止する。
 - 2) 不正に適用されたSVLKマークの使用を処理する。
 - 3) SVLKマークの不正使用が明らかになったときは、国家認定委員会 (KAN) は省と協力して、SVLKマークの使用に係るライセンス又はサ

ブライセンスを再度審査する。

4) 企業関係者は、SVLK マークを正しく、安全に使用し、他の当事者が容易に悪用しない保証を行う。

5) SVLKマークの使用に係るその他の規定とは、関連する持続的森林経営証明書 (S-PHL) 又は合法証明書 (S-Legalitas) の所持者及び独立評価認証機関 (LPVI) が署名した SVLKマークの使用に係るサブライセンス契約の規定をいう。

9. SVLKマークの使用の結果として発生する費用は、持続的森林経営証明書 (S-PHL) 又は合法証明書 (S-Legalitas) の所持者が負担する。

C. SVLK マークの一般的な様式

1. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) 又は合法証明書 (S-Legalitas) の所持者が使用する SVLKマークは、次の図の様に大臣が決定したデザインに従わなければならない。



*Sustainable/Legal**
ABC-XX-YY-ZZZZ

情報:

- ABC : 認証スキームの種類 (持続可能な森林経営 (PHL) 又は合法材認証 (VLHH))
- XX : 認証所持者所在州コード
- YY : SVLKマーク使用权所持者の分類コード
- ZZZZ : SVLKマーク使用权所持者のシリアル番号

2. 第1項の規定に掲げる証明書認証所持者所在州コードは、内務省公布の規定に基づくもの。

3. 第1項の規定に掲げるSVLK マーク使用权所持者の分類コードは、次のとおりとする。

- 01 : 森林利用事業許可 (PBPH)
- 02 : 経営権
- 03 : 非森林活動木材利用 (PKKNK)
- 04 : 社会林経営許可
- 05 : 森林権
- 06 : 木材加工事業許可 (PBPHH)
- 07 : 産業事業活動許可 (PB untuk kegiatan usaha industri)
- 08 : 登録丸太集積場 (TPT-KB)
- 09 : 輸出業者
- 10 : 輸入業者
- 11 : 森林林利用事業許可 (PBPH) 統合型林産物加工活動事業承認 (POKPHH)

- 12 : 森林林利用事業許可 (PBPH) 産業事業活動向け統合産業事業許可 (PB untuk kegiatan usaha industri)
- 13 : マルチビジネス
- 4. 第1項の規定が定めるSVLKマーク使用権所持者のシリアル番号は、省に登録したシリアル番号とする。
- 5. 林産物の宣言の発行者が独自に発行するSVLKマークは、スローガンを付けずに大臣が決定したデザインに従わなければならない。



- 6. SVLKマークは、デジタル形式で作成又は複製できる。ただし、適用される規定により、SVLKマークの形状、デザイン、色及び構成の変更はできない。

D. スローガン (キャッチフレーズ) の表示

- 1. スローガンはSVLKマークの下に表示する。
- 2. 林産物の場合、次に構成するスローガン:
 - a. *Sustainable* (持続可能)
 - b. *Legal* (合法)
- 3. 「*Sustainable* (持続可能)」のスローガンは、次の者の木質林産物に表示する。
 - a. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) を取得している森林利用事業許可 (PBPH) 所持者。
 - b. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) を取得している経営権所持者。
 - c. 合法証明書 (S-Legalitas) を取得している社会林経営協定所持者。
 - d. 合法証明書 (S-Legalitas) を取得している人工林森林権所持者又は持続可能な手法による林産物の自己宣言を発行している森林権所持者
 - e. CITESの付属書に掲げる樹種を除く原料が持続可能であると宣言している輸入業者。
- 4. 「*Legal* (合法)」のスローガンは、次の者の木質林産物に追加する。
 - a. 合法証明書 (S-Legalitas) を取得している森林利用事業許可 (PBPH) 所持者。
 - b. 合法証明書 (S-Legalitas) を取得している経営権所持者。
 - c. 合法証明書 (S-Legalitas) を取得している非林業活動木材利用許可所持者。
 - d. 合法証明書 (S-Legalitas) を取得している土地利用権が発行される前に生育した天然林の土地利用権所持者又は林産物の自己宣言を発行している者。
 - e. 原料が合法であると宣言している輸入業者。
 - f. CITESの付属書に含まれる林産物の所有者。
- 5. スローガン「*Sustainable* (持続可能)」は、次の製品に限り木製品に表示する。
 - a. 林産物加工活動事業承認 (POKPHH) 所持者の加工木材を含む持続的森林経営証明書 (S-PHL) を取得した森林利用事業許可 (PBPH) 事業者の木製品。
 - b. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) を取得した経営権所持者の木材を原料とす

- る製品。
- c. 合法証明書（S-Legalitas）を取得した社会林管理協定当時者の木材を原料とする製品。
 - d. 合法証明書（S-Legalitas）を取得した又は林産物の自己宣言を発行する人工林森林所有者の木材を原料とする製品
 - e. 合法証明書（S-Legalitas）を取得した又は林産物の自己宣言を発行する登録丸太集積場（TPT-KB）の木材を原料とする製品。
 - f. 合法証明書（S-Legalitas）を取得した又は林産物の自己宣言を発行している木材加工事業許可（PBPHH）所持者の木材を原料とする製品。
 - g. 合法証明書（S-Legalitas）を取得した産業事業活動許可所持者又は林産物の自己宣言を発行している産業事業活動営業許可所持者の木材を原料とする製品。
 - h. 合法証明書（S-Legalitas）を取得し、原料の持続可能性が保証されている一般輸入業者（API-U）の木材を原料とする製品。ただし、CITESの付表に含まれる樹種はこの限りではない。
6. 法定スローガンは、原料である木材の由来が明確な木製品に表示する。
- a. 合法証明書（S-Legalitas）を取得した木材加工事業許可（PBPHH）所持者の木製品。
 - b. 合法証明書（S-Legalitas）を取得した経営権所持者の木製品。
 - c. 合法証明書（S-Legalitas）を取得し、非森林活動木材利用承認を所持者の木製品。
 - d. 合法証明書（S-Legalitas）を取得している土地利用権が発行される前に生育した天然林の土地利用権所持者又は林産物の自己宣言を発行している者の木製品。
 - e. 林産物の所有者又はCITESの付表に含まれる木材を加工する事業許可証所持者の木製品。
 - f. 原料が持続可能性の認証を受けていないが合法証明書（S-Legalitas）を取得している一般輸入業者（API-U）の木製品。
 - g. 建築物その他の解体材。
 - h. リサイクル材
7. 第2項の規定に掲げるスローガンの表示有効期限は、原料及び加工品の在庫記録に準ずる。被審査員が原料の原産地に応じたスローガンを正しく貼付していない場合、被審査員はコピーを独立評価認証機関（LPVI）及び省に送付し、書面で購入者に通知しなければならない。

E. SVLKマークの表示、サイズ及び色

1. SVLK マークは、丸太及び木製品のマーケティングに使用される送り状及びパ包装に直接表示しなければならない。
2. 丸太及び木製品を包装しない又はバルクの形態で販売するときは、送り状にSVLKマークを表示する。
3. SVLKマークは、丸太又は木製品、有効な輸送書類又は林産物の自己宣言書に表示できる。
4. 製品のサイズが大きすぎる、小さすぎる又は製品の性質上、SVLKマークを表

示できない場合は、SVLKマークをラベル、ステッカー、エンボス、タグなどにより表示する。

5. SVLKマークは、V-Legal又はFLEGTライセンス文書に直接表示しなければならない。
6. SVLK マークは、競売材を原料とする製品には貼付できない。
7. SVLKマークは、SVLKマークとその補足情報が読みやすいように、さらに製品が取引されている期間を通じて認識できるように、破損しにくい材料を使用し、均等な大きさにして見やすい部分に表示する。
8. SVLKマークの色は、緑、黒又は白を標準とするが、それが不可能なときは総局長の承認により他の色の使用又はエンボス加工、レーザー加工若しくは彫刻ロゴマークが使用できる。
9. SVLK マーク使用权又はサブライセンス所持者は、SVLK マークのサイズを最小長及び幅10mmまで電子的に変更又は調整できる。
10. 持続的森林経営証明書（S-PHL）又は合法証明書（S-Legalitas）を取得し、木材管理情報処理システム（SIPUHH）をオンラインで導入している森林利用事業許可（PBPH）その他の有効な許可の所持者は、証明書番号を含むSVLKマークをバーコードラベルIDとともに丸太に表示できる。
11. SVLKマークは、プロモーション目的で使用できる。

附属資料9 環境林業大臣通達

文書番号： SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022

日付： 2022年12月14日

件名： 合法性及び持続可能性認証システム実施に係る基準及びガイドライン

持続可能な森林経営（PHL）の実績評価及び合法認証材（VLHH）の審査並びに林産物の自己宣言の実施に係る独立したモニタリング、申立て、苦情及び訴訟の解決に係るガイドライン

I. 持続可能な森林経営（PHL）及び合法認証材（VLHH）木材性能評価の実施並びに林産物の自己宣言の発行に係るモニタリングのガイドライン

A. 適用範囲

モニタリングの範囲は、次の通りである。

1. 独立評価認証機関（LPVI）の認定プロセスと結果。
2. 独立評価認証機関（LPVI）及び林産物の自己宣言の発行により評価又は審査した監査実績。
3. 独立評価認証機関（LPVI）又は国家認定委員会（KAN）による苦情又は訴訟の解決の他、林産製品の自己宣言を審査し、発行する際の持続可能な森林経営（PHL）実績の評価又は林産物の合法性審査のプロセスと結果。
4. SVLKマークの使用。
5. 発行したV-Legal又はFLEGTライセンス。
6. デューデリジェンスの実施。

B. 独立モニター

1. 独立したモニターとは、次のいずれかの者をいう。
 - a. 審査が行われている地域又はその周辺に住んでいる者。
 - b. 林業分野に関心を持っているインドネシア国民。
 - c. インドネシア法人と協力して林業を監視する非政府組織（NGO）。
2. 独立モニターは、その機能を遂行するにあたり独立評価認証機関（LPVI）又は被審査者との利益相反から解放されなければならない。
3. 監視ネットワーク機関とは、独立したモニターで構成する組織をいう。
4. 独立モニターは、登録された監視ネットワーク機関への個別での参加又は総局への登録ができる。

C. 独立モニターの登録手順

1. 個別の独立モニター機関及び監視ネットワーク機関は、局長の承認を経て省に登録される。
2. 登録は、省への来訪又は登録フォームに必要事項を記入して電子メール又は郵送で行う。
3. 独立モニターは、登録をするときに居住者IDカード（KTP）の写しを添付しなければならない。
4. 登録されていない個人の独立モニターが苦情を提出するときは、関連する証拠を添付して登録監視ネットワーク機関に連絡できる。

5. 独立監視ネットワーク機関が登録時に添付しなければならない書類は、次の通りである。
 - a. 法人設立証書又は組織設立議事録の写し。
 - b. 定款、規程又は標準業務手順。
 - c. 倫理規程とその施行手順。
 - d. モニタリングガイドライン。
 - e. 組織の構造、責任者及び連絡先。
6. 事務局長は、完全な書類を受付けてから遅くとも14日（暦日）以内に登録申請を処理する。
7. 局長は、個別に登録した独立監視機関及び監視ネットワーク機関が法律で保護している森林管理システムの一部である旨を示す証明書を発行する。
8. 局長は、同省のウェブサイト（<http://silk.menlhk.go.id>）に登録している監視ネットワーク機関及び連絡可能な連絡先を公表する。
9. 監視ネットワーク機関は、メンバーにメンバーシップの証明を提供する。
10. 局長へのネットワーク機関内の組織、責任者又は連絡担当者の変更の報告は、モニタリングネットワーク機関の義務である。

D. 独立モニターの権利と義務

1. 独立モニターは、次の権利を有す。
 - a. 法令に基づきハードコピー又はソフトコピーの形式でデータ及び情報を取得し、オンライン又はオフラインで木材合法性認証システム（SVLK）のプロセスに直接関与する当事者及びモニタリング関連機関のデータ及び情報システムにアクセスする。
 - b. モニタリングを実施するときに、物理的又は口頭による脅威からの保護を得る。
 - c. モニタリングを実施する場所に入るためのアクセス権を取得し、必要に応じて省又は省の技術実施ユニットからの文書を用いる。
2. 独立モニターは、次を実施する。
 - a. 独立モニターがモニタリングの任務により特定の場所に立入るときは、身分証明書又は監視ネットワーク機関の所属証明書を提示する。
 - b. 情報を要求するための手順に基づくデータ及び情報を使用する契約に基づき、責任を持ってデータ及び情報を使用するための契約に署名して公開情報の維持及び保護をはかる。
 - c. 情報公開に係る法令に基づき、データ及び情報の機密部分を除外又は留意してモニタリング情報を報告し、配布する。
 - d. 取得したデータ及び情報の使用に係る報告書をデータ又は情報の提供者に提出する。
 - e. 一般的に伝達されている情報について、独立評価認証機関（LPVI）又は省に明確な説明を提供する。説明の要求に対して7日（暦日）以内に対応がない場合は、独立モニターは情報を公開できる。
 - f. 州の財政へのアクセスについては、州財政の使用及び報告に係る規定に従う。
 - g. 独立評価認証機関（LPVI）に提出された苦情処理の最終結果を伝達し、

関係機関に写しを配布する。

B. モニタリングの手順

1. 独立モニターのモニタリング

- a. 独立モニターは、持続可能な森林経営（PHL）又は合法認証材（VLHH）の性能評価プロセスが発表されてから持続的森林経営証明書（S-PHL）又は合法証明書（S-Legalitas）が発行されるまでの期間を対象として、
 - b. SVLKマークの使用及びV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行及び
 - c. 林産物の自己宣言の発行並びに
 - d. デューデリジェンスの実施をモニタリングする。
2. 独立モニターは、一般、NGO又はメディアからの被審査者の実績に係る報告又は情報に基づいてモニタリングを実施できる。
 3. 独立モニターは、持続可能な森林経営（PHL）及び合法認証材（VLHH）の性能評価のプロセスと結果、林産物自己宣言の発行、SVLKマークの使用、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行、独立評価認証機関（LPVI）の認定プロセスと結果並びに独立評価認証機関（LPVI）及び国家認定委員会（KAN）による苦情処理プロセスをモニタリングする。
 4. 独立モニターは、独自のモニタリング方法を開発し、使用して、責任あるモニタリング結果を生み出せる。
 5. モニタリングの対象となる入力済の情報及び苦情資料は、次の期間におけるモニタリングの結果である。
 - a. 過去6年間の持続可能な森林経営（PHL）の実績評価。
 - b. 過去1年間の合法認証材（VLHH）。
 - c. 過去1年間に発行した林産物自己宣言。
 6. 第5項の規定に掲げる期間以外の期間における入力済の情報又は苦情のモニタリング結果は、独立評価認証機関（LPVI）が実行する評価又は検証の範囲内である場合に限り提供できる。

C. モニタリングの報告手順

1. 独立モニターは、次のモニタリング結果及び苦情を報告する。

- a. 独立評価認証機関（LPVI）、審査プロセス又は認証の意思決定、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行及びSVLKマークの使用サブライセンスの付与に係る事項。
 - b. 国家認定委員会（KAN）、認定プロセス及び認定決定又は認定を受けた独立評価認証機関（LPVI）の実績。
 - c. 省は、局長（Director General）を通じて、持続可能な森林経営（PHL）の制度及び政策を改善するために、林産物の自己宣言及びSVLK実施の評価結果を独自に公表するプロセスを担当する。
2. モニタリング又は苦情の結果は、次に基づく。
 - a. 遵守違反の発見
 - 1) 独立評価認証機関（LPVI）認定の実施プロセス及び結果。
 - 2) 持続可能な森林経営（PHL）及び合法認証材（VLHH）の実績評価プロセス並びに認証材及び合法認証材（VLHH）の評価結果に係る決定。

- 3) モニタリングの実施過程。
 - 4) SVLKマークの使用。
 - 5) V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行。
 - 6) デューデリジェンス。
 - 7) 林産物自己宣言の発行。
 - 8) 持続可能な森林經理（PHL）及び合法認証材（VLHH）の実績をモニタリングする過程並びに持続可能な森林経営（PHL）及び合法認証材（VLHH）の監視結果に係る決定。
- b. 次に掲げる事項に係る不適合の発見。
 - 1) 認定の付与。
 - 2) 証明書の発行。
 - 3) モニタリング結果。
 - 4) 林産物自己宣言の発行。
 - 5) デューデリジェンス。
 - 6) SVLKマークの使用。
 - 7) V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行。
 - c. SVLK実施のためのシステム又は方針の改善に係る評価結果及び推奨事項
3. モニタリング及び苦情の結果には報告者の身元に係る情報や裏付けとなる証拠を添付し、報告内容を説明するタイトルを付けて書面で提出する。
 4. 独立モニターは、前項cの規定に定めるシステム及び政策の改善に係る推奨事項を含むモニタリング又は苦情の結果を省、地方政府及び国家認定委員会（KAN）に提出できる。
 5. 独立モニターのIDには、少なくとも次の事項が含まれる。
 - a. フルネーム。
 - b. 住所。
 - c. 連絡先の電話番号及び電子メールアドレス。
 - d. モニターが登録された監視ネットワーク機関に所属している場合は、ネットワーク機関。
 6. モニタリング結果又は苦情には、少なくとも次の事項のいずれかを含む裏付け証拠を要する。
 - a. 情報源（情報提供者、回答者又は情報提供者）の直接の証言、メディアによるニュースや裏付け資料その他の情報から得られたクロステスト又は検証していない初期データ若しくは情報。
 - b. 裏付け若しくは裏付け資料、相互テスト又は検証された初期データ若しくは情報を備えた独立モニターの直接証言。
 - c. 提出した情報に係る正確な情報を証する独立モニターからの書面及び押印済みの声明。
- D. モニタリング結果又は苦情に対するフォローアップ
1. モニタリング結果又は苦情のフォローアップについては、苦情及び異議申立てのガイドラインを準用する。
 2. 省庁、政府及び国家認定委員会（KAN）は、システム及び政策を改善するための推奨事項を含む報告に基づき、多様な関係者と協力関係を構築できる。
- E. 協力、資金提供及びモニターの保護

1. 協力

独立モニターは、現場の管理ユニットのSVLK実施の信頼性を維持するためのモニタリング活動に協力できる。

2. 資金調達

独立モニターの資金は、次から調達できる。

- 1) 自己資金
- 2) 政府
- 3) 信託基金
- 4) 上記以外の合法で拘束力がない情報源

3. モニターの保護

- a. 監視活動中に独立モニターが身体的又は口頭による脅迫を受けた場合、次の事項を実施する。
 - 1) 独立モニターは、証拠を添えた苦情報告書を環境森林省又は地元警察に提出する。
 - 2) 1) の項の規定に掲げる報告書に基づき、環境林業省の持続可能な森林管理局局長は、法令に基づき独立モニターの保護の取り組みを強化する。
 - 3) 環境林業省及び地元の警察は、報告を実施する独立モニターの名前及び独立監視機関のデータを秘匿する義務を負う。
- b. 独立モニターは、法令上の義務及び機能に基づきモニタリング実施のための保護を受ける権利を有す。
- c. 独立モニターは、保安上の理由により情報源（情報提供者、回答者、又は情報提供者）を秘匿できる。
- d. 独立評価認証機関（LPVI）及び政府は、モニタリング結果又は苦情の受領者として、関係者が書面による許可を与えない限り、独立評価認証機関（LPVI）モニター又は情報源（情報提供者、回答者、又は情報提供者）を秘匿しなければならない。
- e. 独立モニターは、モニタリング実施計画の報告とともに、監視区域に最も近い省の技術実施部署の責任者に保安支援を要求できる。

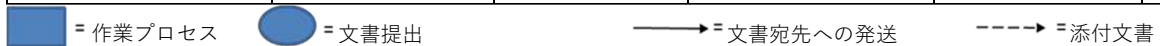
F. その他

1. 法令に基づき、モニタリングを行う独立モニターは、刑事訴追又は民事訴訟を行えない。
2. 独立モニターが法令に基づく監視活動を実施しない場合は、法令に基づき起訴される可能性がある。
3. 独立モニターのメンバーがSVLKの基準及びガイドラインの規定に基づいたモニタリングを実施しない場合、登録された独立監視ネットワーク機関又は省に苦情を申立てられる。

G. フォーマット

1) 自主的モニタリングデータの請求の流れ図

機関 活動	申請者 (独立モニター)	情報文書管理 責任者 (PPID)	持続可能な森林経営 (PHL) 事務局長 (データガーディアン)	データ管理 総局	時間 (営業 日)
1. 広報局への資料請求書	1				
2. 持続可能な森林経営 (PHL) 事務局長及びデータ管理総局への文書の写し	2				
3. 持続可能な森林経営 (PHL) 事務局長宛てのデータ要求書簡		3			2
4. 持続可能な森林経営 (PHL) 総局がデータ管理者にデータを申請。			4		2
5. データ管理者は、申請者が必要とするデータを準備				5	4
6. データ管理者は、カバーレターとともに申請者にデータを送信		6A		6	
7. データ管理者からのカバーレターの写しを持続可能な森林経営 (PHL) 及び広報局に提出 (添付ファイルなし)		7B	7A	7	



2) 登録フォームフォーマット

独立モニター登録フォーム（個人）	
No. Reg（登録事務員が記入）：.....	
氏名	：
税関識別番号（NIK）	：
職業	：
住所	：
電話番号	：
Email（ある場合）	：
ネットワークのメンバーになる場合は、独立した監視ネットワーク機関から推薦を得てください	：
登録日：.....	
受付担当者	登録者
署名	署名
氏名	氏名
署名場所	署名場所

独立監視者登録フォーム（機関）	
No. Reg（登録事務員が記入）：.....	
機関名	：
機関の代表者名	：
機関本部の名称	：
業種	：
機関所在地	：
電話番号	：
Email	：
文書チェックリスト	：
	法人設立証書又は組織設立の議事録の写し。
	定款、規則又は標準業務手順書。
	倫理規定及び倫理規定施行手順書。
	モニタリングガイドライン及び
	組織の構成、責任者及び担当者。
登録日：.....	
受付担当者	登録者
署名	署名
氏名	氏名
署名場所	署名場所

3) データ及び情報使用契約書様式

データ及び情報使用契約書

No:

私は次について署名する。

氏名 :
居住者ID (KTP) 番号 :
所属 :
場所 :
住所 :
携帯電話番号 :

代表者 (以下、「当事者 I」という)

名称 :
居住者ID (KTP) 番号 :
機関名 :
業種 :
所在地 :
携帯電話番号 :

独立モニター代表者 (以下、「当事者II」という)。

当事者 Iはデータ及び情報の提供に同意し、当事者IIはこれらを受領し、知ること及び使用することに同意し、契約当事者は (日付: ○年○月○日) に次の事項に合意する。

第 I 章 総則

第 1 条

当事者 I 及び当事者IIが締結するデータ及び情報の使用契約では、次の事項の遵守を定める。

- a. 林業に係る1999年法律第41号。
- b. 公開情報の公開性に係る2008年法律第14号。
- c. 環境保護と管理に係る2009年法律第32号。
- d. 雇用創出に係る2020年の法律第11号。
- e. 公開情報の公開に係る2008年の法律第14号の適用に係る2010年の政府規則第61号。
- f. 環境の保護及び管理の実施に係る2021年の政府規則第22号。
- g. 林業の実施に係る2021年の政府規則第23号。
- h. 森林管理及び森林管理計画の作成並びに保護林及び生産林における森林利用に係る2021年の環境大臣規則第8号。
- i. 林産物の合法性の保証、認証及び持続可能性システムに係るその他の法令。

第 2 条

- (1) 当事者 I は、(○年○月○日) に当事者IIに情報を提供し、当事者IIは (○年○月○日) に情報を受領する。
- (2) 当事者IIは、当事者 I から提供された範囲に限る情報を取得し、管理する。

第II章 当事者IIの権利と義務

第3条

- (1) 当事者IIの義務
 - a. 法令に基づいて情報を使用する。
 - b. 情報源には、自己利益又は出版を目的とした法令に基づく情報を使用するためのものを含める。
 - c. 責任を持って情報の維持及び保護を行う。
- (2) 当事者IIの権利
 - a. 法令に基づき、当事者IIの役割、義務及び権限により情報を使用する。
 - b. 取得した情報は、無期限に使用できる

第III章 契約の修了

第4条

当事者 I 及び当事者IIがこのデータ及び情報使用契約書に定める権利及び義務に違反したときは、契約は終了する。

第IV章 疑義の解決

第5条

- (1) 当事者 I 及び当事者IIは、データ又は情報使用契約に疑義が生じたときは、合意に達するように疑義を友好的に解決する。
- (2) 当事者 I 及び当事者IIは、前項の規定により疑義の解決が合意に達しないときは、当事者 I 及び当事者IIが合意した上で、法的手段により疑義を解決する。

第V章 締結条件

第6条

両当事者は、データ及び情報使用契約書に掲げる全ての条項を履行する。

データ及び情報使用契約書は、二つの枠組みで構成しており、それぞれのフレームに同じ効力を持つ押印により生ずる本契約による拘束を、各当事者が次の内容を読み、理解し、同意したものとする。

[場所、契約年月日]

当事者 I

当事者II

[印紙税 10,000]

(氏名及び役職)

(氏名及び役職)

II. 持続可能な森林経営（PHL）の業績評価の実施並びに林産物合法性認証及び林産物自己宣言発行に係る苦情及び不服申立ての提出及び解決のためのガイドライン

A. 適用範囲

適用範囲には、認定のプロセス又は結果、持続可能な森林経営（合法認証材（VLHH））の業績評価、SVLKマークの使用及びV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行並びにデューデリジェンス及び林産物自己宣言の発行に係る苦情及び不服申立てを含む。

B. 定義

1. 苦情とは、政府若しくは地方自治体、監査、独立評価認証機関（LPVI）、国家認定委員会（KAN）又は独立監視人の活動に対して当事者から書面で提出された不満の表明をいう。
2. 不服申立てとは、認証プロセスの決定結果の確認のために被審査者から独立評価認証機関（LPVI）に又は独立評価認証機関（LPVI）から国家認定委員会（KAN）に書面で提出される要求をいう。
3. 苦情不服申立て解決チームとは、文書の確認、関係者との協議及び苦情又は不服申立て資料の現地審査の実施を許可されたチームをいう。

C. 活動内容

1. 苦情及び不服申立て

a. 苦情及び不服申立ての資料

- 1) 実用的な苦情に係る資料は、認定プロセス、持続可能な森林経営（PHL）又は合法認証材（VLHH）の性能評価、SVLKマークの使用、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行、デューデリジェンス及び林産物の自己宣言に係る証拠書類を添付したものである。
- 2) 再審査に係る実用的な資料は、認定プロセス、持続可能な森林経営（PHL）又は合法認証材（VLHH）の性能評価、SVLKマークの使用、デューデリジェンス、及び林産物自己宣言の発行に係る証拠書類を添付したものである。

b. 苦情申立てができる当事者

1) 独立モニター

a) 独立評価認証機関（LPVI）

プロセス及び評価又は検証の決定、監査の実施又はV-Legal文書若しくはFLEGTライセンスの発行、デューデリジェンス及び林産物自己宣言を用いた原料に関連する認証について。

b) 国家認定委員会（KAN）

認定プロセス、認定決定又は認定を受けた独立評価認証機関（LPVI）の実績について。

c) 局長（Director General）（省の承認を要する）

- 1) 林産物自己宣言を発行するプロセス又はシステムや政策を改善するためのSVLK実施評価結果。
- 2) 独立評価認証機関（LPVI）の実績については、政府又は地方自治体が国家認定委員会（KAN）又は省に提出する。
- 3) 政府及び地方自治体は、SVLKマークの使用及び林産物自己宣言の発行について同省に通知する。

- 4) 評価又は審査プロセスにあつては独立評価認証機関 (LPVI)、認定プロセスあつては独立評価認証機関 (LPVI) への国家認定委員会 (KAN) の監査。
- c. 再審査請求が可能な当事者:
 - 1) 評価及び検証結果については、独立評価認証機関 (LPVI) が監査する。
 - 2) 認定結果の決定に係る独立評価認証機関 (LPVI) については、国家認定委員会 (KAN) に連絡する。
2. 苦情及び不服申立ての手続き
 - a. 苦情又は異議申立ては、次を添付した書類の提出により行う。
 - 1) 申立人又は訴訟する者の身元については、少なくとも次のものが含まなければならない。
 - a) 氏名。
 - b) 住所。
 - c) 連絡先電話番号又はメールアドレス。
 - d) 裏付けの説明が可能な次のものを含む証拠書類。
 - (1) メディアのニュース又は情報源 (情報提供者、回答者又は情報提供者) の直接証言から得られた初期のデータ又は情報で、裏付け又は参考資料は備えられているが、クロステスト又は検証がなされていないもの。
 - (2) 反論の余地がないデータ又は情報で、独立評価認証機関 (LPVI) 又はモニター (PI) からの直接証言が裏付けとなる資料又はクロステスト若しくは検証が実施された初期データ又は情報。
 - e) 提出した情報が真実であると押印した声明があるもの。
 - b. 苦情及び控訴の提出期間
 - 1) 苦情はいつでも提出できる。
 - 2) 独立評価認証機関 (LPVI) に対する異議申立ては、評価又は審査の結果決定報告書の提出から14日 (暦日) 以内に提出する。
 - 3) 国家認定委員会 (KAN) に対する苦情又は申立ては、同委員会の規定に基づき提出する。
 - 4) 省への苦情は、林産物の自己宣言が発行されてから又はSVLK マークが使用されてから提出できる。
3. 苦情又は異議申立ての解決
 - a. 苦情又は異議申立ての解決
 - 1) 被審査員が提出した苦情又は申立て
 - a) 評価又は審査及び実績の過程又は決定に係る苦情又は意義申立ては、独立評価認証機関 (LPVI) に宛てて行い、総局長に回付する。
 - b) 独立評価認証機関 (LPVI) は、苦情又は意義申立てを調査し、苦情又は意義申立てを受領してから7日 (営業日) 以内に書面で回答する。
 - c) b)の規定に掲げる書面による回答は、独立評価認証機関 (LPVI) が苦情又は異議申立資料の関連性を分析した結果である。
 - d) 関連があると判断された苦情又は意義申立ては、独立評価認証機関 (LPVI) が設置した苦情異議申立解決特別チームが処理する。
 - e) 苦情異議申立解決特別チームは、材料試験の結果及び苦情又は書

- 面による意義申立てを解決するための推奨事項を含む調査結果報告書を独立評価認証機関（LPVI）に提出する。
- f) 独立評価認証機関（LPVI）は、苦情異議申立解決特別チームの報告に基づいて、苦情の提出又は訴訟当事者に書面で回答する。
- 2) LPVI が提出した苦情又は申立て
- a) 認定プロセス及び決定に係る苦情又は異議申立ては国家認定委員会（KAN）に宛てに行い、局長に回付する。
- b) 苦情及び異議申立ては、国家認定委員会（KAN）の手順に基づき解決する。
- 3) 政府又は地方自治体が提出した苦情
- a) 持続可能な森林経営（PHL）及び合法性認証（VLHH）材の性能評価に係る苦情は、省又は国家認定委員会（KAN）に提出する。
- b) SVLKマーク帯及び林産物自己宣言の発行に係る苦情は、省に提出する。
- c) 苦情は、省又は国家認定委員会（KAN）の既存の手順に基づき解決する。
- 4) 独立モニターが提出した苦情
- a) 独立評価認証機関（LPVI）に提出した苦情
- (1) V-Legal若しくはFLEGTライセンス文書の評価、審査、履行及び発行のプロセス又は決定に係る苦情は、独立評価認証機関（LPVI）宛に行い、総局長及び国家認定委員会（KAN）に回付する。
- (2) 独立評価認証機関（LPVI）は、苦情を提出した個人及び組織の身元を秘匿する義務を負う。
- (3) 独立評価認証機関（LPVI）は苦情に係る調査を実施し、苦情の受領から7日（営業日）以内に苦情の関連性について書面で回答する。
- (4) 前項の規定に定める書面による回答は、独立評価認証機関（LPVI）による苦情内容の関連性の分析の結果である。
- (5) 関連を有すると判断できる苦情は、独立評価認証機関（LPVI）が設置した臨時苦情解決チームにより処理する。
- (6) 苦情異議申立解決特別チームは、書面による材料試験の結果と苦情解決のための推奨事項を含む調査結果報告書を独立評価認証機関（LPVI）に提出する。
- (7) 独立評価認証機関（LPVI）は、苦情異議申立解決特別チームからの報告を基にして苦情提出者に書面で回答する。
- (8) 独立評価認証機関（LPVI）からの苦情又は異議申立てを提出した当事者への書面による回答を異議申立者が受領してから14日以内に異議申立者から回答がなかったときは、苦情事案は解決したものとみなす。
- b) 国家認定委員会（KAN）に提出した苦情
- (1) 独立評価認証機関（LPVI）の認定プロセス及び決定並びにSVLKマークの使用及び関連する説明責任がある証拠を伴う独立モニターの身元情報の漏洩に係る苦情は、国家認定委員会（KAN）に提出し、局長に回付する。
- (2) 苦情は、国家認定委員会（KAN）の手続きに基づき解決す

る。

c) 省に提出した苦情:

- (1) SVLKマークの使用、デューデリジェンス及び林産物の自己宣言の発行に係る苦情は省宛に行う。
- (2) 苦情は省の手続きにより解決する。

b. 苦情不服申立解決特別チーム

- 1) 監査チーム、苦情又は不服申立ての対象となる場合の意思決定者、苦情又は不服申立てを提起する当事者及び関連する政府機関は、苦情不服申立解決特別チームには入れない。
- 2) 苦情不服申立解決特別チームの人員数は奇数であり、苦情又は不服申立ての資料に対応する能力を有する3人以上の人員で構成する。
- 3) 苦情不服申立解決特別チームのメンバーは、次の事項を行わなければならない。
 - a) 公平性を表明し、独立していること。
 - b) 苦情又は異議申立ての資料により提出された情報を評価する能力があること。
 - c) SVLKを理解していること。
 - d) 学際的な洞察力を持ち、他のメンバーと協力して働けること。
 - e) 苦情又は異議申立てを解決する過程において、高い誠実性を持ち、客観性を維持すること。
 - f) 双方による合意を得ること。

c. 苦情又は異議申立ての解決期間

- 1) 独立評価認証機関 (LPVI) による苦情又は意義申立ての解決は、苦情又は異議申立てを受領してから20日 (暦日) 以内に、苦情又は異議申立てを提出した当事者に書面で連絡する。
- 2) 独立評価認証機関 (LPVI) に宛てた苦情又は意義申立てを独立評価認証機関 (LPVI) が解決できないときは、国家認定委員会 (KAN) 宛に写しを添付して提出する。この写しは、総局長を経て大臣に回付する。
- 3) 国家認定委員会 (KAN) に対する苦情又は意義申立ては、同委員会の規定に基づき解決する。
- 4) 苦情又は意義申立てを解決している期間に発行された持続的森林経営証明書 (S-PHL) 又は合法証明書 (S-Legalitas) は有効とする。